

平成 25 年 第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 25 年 9 月 3 日～9 月 19 日

熊 本 県 菊 陽 町 議 会

平成25年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 3	火	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告・研修報告
9 / 4	水	議案審議（認定第1号～認定第6号）質疑・委員会付託
9 / 5	木	一般質問（4人）
9 / 6	金	休会（金婚表彰式）
9 / 7	土	休会
9 / 8	日	休会
9 / 9	月	休会
9 / 10	火	一般質問（3人）
9 / 11	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 12	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 13	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 14	土	休会
9 / 15	日	休会
9 / 16	月	休会（敬老の日）
9 / 17	火	議案審議（議案第30号～議案第40号・報告第6号）表決
9 / 18	水	休会（議事整理）
9 / 19	木	委員長報告・質疑・討論・表決・閉会

平成25年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	中岡 敏博 (P71～)	1. 菊陽町立保育所運営等について	【本町の未来を担う子どもたち及び若い世代の保護者への行政（保育）サービスの現況と課題について】 (1)町立保育所と私立（認可）保育所利用者のメリット、デメリットをどう考えているのか。また、満足度のアンケート調査の実施はしているのか (2)幼い命をあずかる保育所は危機管理や安全対策を徹底されているはずだが、その概要、課題はどのようなものであるか ①町立保育所における耐震診断の実施は行われているのか ②熱中症及び感染症対策は万全であるのか ③防犯、防災対策の具体的内容は、また、課題はないのか ④保育所におけるいじめの実態をどう把握しているのか (3)菊陽町第2期障がい者計画及び第3期菊陽町障がい福祉計画の基本目標2（障がいに応じた多様な教育体制の整備）について ①具体的方策の現状と課題はないか ②気になる子ども（特別なニーズを有する子ども）への特別支援保育で発達障害と共通した特徴が認められるが、はっきりとした診断がついておらず、保育者がその子どもに対してどのように関わってよいか戸惑う子どもの割合はどのくらいいるのか。また、支援対策をどう講じているのか (4)専門的な知識、経験を持つ人材配置について ①要支援児童対策員の役割とは何か ②保育所ソーシャルワーカー、保育コンシェルジュは必要と考えられないか (5)町立保育所民営化の時期とは、現時点の考えは
		2. 本町の危機管理体制について	【先日、本町で凶悪事件が発生したが、このような事件に対して役場の役割と対応について】

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			① 7月18日に発生した殺人未遂事件において、町はどのような対応を取ったのか ②危機管理室の体制は万全であるのか各機関との連携で課題はないか ③災害時同様にこのような凶悪事件があった場合誰が指揮官となり、情報発信は、どこが責任を持って行うのか ④事件に関する町民からの相談窓口はどこが行い、役場ができる対応とはなにか
2	小林久美子 (P86～)	1. 立野ダムについて	国土交通省は、白川の治水には「立野ダム建設が最も有利である」としているが、これに対する公聴会では、反対や疑問の意見が述べられた。次のような内容が懸念されているが町の考えはどうか ①「阿蘇北向谷原始林」の一部など、広大な阿蘇の自然がダムに水没するのではないのか ②想定外の洪水には役に立たないのではないのか ③流木などでダムの穴がふさがるとの懸念についてはどう考えているのか ④ダム計画のために後回しされた河川改修こそ優先すべきではないのか ⑤中流域である菊陽町民について「ダム計画」などについて説明会が必要ではないのか
3	福島 知雄 (P98～)	1. 住環境の整備について	①下原堀川線の延伸計画はあるのか。もしなければ具体的な計画を立て政策実現に向け努力すべきである ②下原堀川線の防犯灯設置の事業計画はあるのか ③県道辛川鹿本線の開通により交通体系が大きく変化すると思われるが、その変化を町はどのように想定しているのか。また、沖野地区、新山地区、西小学校周辺の交通量の増加が想定できるが、その対策は立てているか
		2. 地域経済発展の現状と展望について	①本町の経済発展の現状をどのように認識し、地場産業の今後の景気バランスをどのように図っていくのか ②起業者支援はできないか ③さんふれあ施設の整備と周辺施設の活用の計画はあるのか ④ニンジンタワー建設計画はあるのか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
4	野田 恭子 (P112～)	1. 住民所得向上のための施策について	①自治体が運営するF B良品に住民所得向上の施策として参加する予定はないか <u>※F B良品とは自治体運営型通信販売サービス</u> ②F B良品以外で本町の住民所得向上の施策につながるアイデアを公募しているか ③第5期菊陽町総合計画での住民所得向上のための施策の進捗状況はどうか
		2. 菊陽町町民参画・協働推進条例について	①条例制定後の町民の反応はあったか ②条例の第17条にコミュニティ活動・町民公益活動への支援とあるが、現状はどうか ③コミュニティ活動・町民公益活動への支援強化の必要性をどう考えるか
5	甲斐 榮治 (P129～)	1. 町費臨時職員の雇用の実態とそのあるべき姿について	(1)特に司書補を切り口にしながら、学校関係臨時職員〈用務員・事務補・給食調理員・学習サポーター・特別支援指導助手・心の教育相談員・杉並教室相談員〉や臨時保育士について尋ねる。 ①司書補として雇用する意味は何か ②司書教諭と司書補の関係は原理的にはどうなっているか。また、実状はどうなっているか ③司書補の任用を第1学期で切る意味は何か。その時、社会保険も一時中断しているが、その理由は何か ④司書補は、それにどう対処しているか ⑤司書補の待遇について ・賃金（図書館司書との違いの理由は） ・年次有給休暇 ・出張や研修等の実状はどうか ⑥職員会議への参加は保障されているか。教科担任や学級担任などとコミュニケーションが十分にとれる状況にあるか ⑦学校教育の中における図書館の位置づけはどうなっているか ⑧図書館活性化のための補助金が地方交付税交付金に入っているが、適切に使われているか ⑨各種図書館と学校図書館をネットによってつなげないか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			⑩他職も含めて、現在のような雇用状況で差別の無い、心ゆたかな、楽しい学校づくりができるか (2)町立保育所における臨時保育士について ①待遇はどうなっているか。賃金・諸手当・年休・研修など ②正職員・臨時職員の比率はどうか ③公・私立保育所に対する国庫補助の現状はどうなっているか ④臨時職員を正職員化するのに適切な施策はないか
6	渡邊 裕之 (P142～)	1. 第三次行財政改革大綱に掲げた民間委託等の推進、定員管理の適正化について	①今後の人口増も含め、適正な職員数はどれくらいか ②定員管理の目標で行政サービスが十分に遂行できるのか ③民間委託の推進の進捗はどうなっているか ④保育所の民営化、指定管理者制度への検討はその後進められたのか ⑤新規事業への取組、計画推進のために人員配置、外部委託、アウトソーシング等の必要はないか ⑥総合計画の推進と進捗について、人員不足は影響しているか
		2. NPO、地域団体等の協働について	先進地の取組として、NPOなどの団体と協働し、地域づくりや福祉、スポーツなど幅広く事業展開している。本町での協働事例、今後の計画、NPOの推進と支援についてどう考えているか
7	吉本 孝寿 (P159～)	1. 菊陽町のPR戦略について	①人参焼酎の今後の販売戦略はあるのか ②マスコットキャラクター「キャロッピー」を積極的に活用し情報発信するべきではないか ③世界的・全国的に活躍する町出身者を採用し、菊陽町の広報大使として頂くことはできないか
		2. ふるさと納税について	①熊本県はくまモン効果もあり全国4番目の855件のふるさと納税があった。菊陽町ではどのようなPR活動を行ったのか ②ふるさと納税をして頂いた方に、町の特産物をお礼として贈呈することはできないのか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		3. 認定農業者制度について	①菊陽町には190人程の認定農業者がいる。会員数は減少傾向にあるが、国の施策である認定農業者制度をどのように推進して行くのか ②5年毎に農業経営改善計画を作成し、再度認定される認定農業者制度だが、経営分析の結果が良好で意欲のある農業経営者に対し、町独自の支援制度を策定することはできないのか

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成25年9月3日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（１日目）

（平成25年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成25年９月３日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第１ 会議録署名議員の指名について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 諸般の報告

日程第４ 行政報告

日程第５ 認定第１号から議案第40号までを一括議題

日程第６ 町長の提案理由の説明

日程第７ 決算審査報告

日程第８ 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

１番 中 岡 敏 博 君

３番 吉 本 孝 寿 君

５番 渡 邊 裕 之 君

７番 石 原 武 義 君

10番 岩 下 和 高 君

12番 福 島 知 雄 君

14番 加 藤 眞佐男 君

16番 小 林 久美子 君

18番 大 塚 昇 君

２番 野 田 恭 子 君

４番 吉 山 哲 也 君

６番 坂 本 秀 則 君

８番 甲 斐 榮 治 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

13番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

17番 梅 田 清 明 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教育委員長 曾 我 惟 雄 君

教育次長 鶴 田 義 晃 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

会計管理者兼
会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

産業建設部長 松 村 孝 雄 君

総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君

産業建設部審議員兼
商工振興課長
総合政策課長
税 務 課 長
健康・保険課長
環境生活課長
武蔵ヶ丘支所長
建 設 課 長
下 水 道 課 長
教育審議員兼
中央公民館館長
学 務 課 長
農業委員会事務局長

荒 木 一 雄 君
服 部 誠 也 君
阪 本 章 三 君
佐 藤 清 孝 君
大 山 陽 祐 君
大 川 由紀美 君
今 村 敬 士 君
士 野 公 典 君
矢 野 陽 子 君
松 本 洋 昭 君
堀 川 正 信 君

総 務 課 長
財 政 課 長
福 祉 課 長
介護保険課長
町 民 課 長
農 政 課 長
都市計画課長
総務課長補佐兼
庶務法制係長
図 書 館 長
生涯学習課長
菊陽町代表
監 査 委 員

吉 川 義 則 君
阪 本 浩 徳 君
宮 本 義 雄 君
市 原 憲 吾 君
酒 井 章 彦 君
志 垣 敏 夫 君
小 野 秀 幸 君
中 島 秀 樹 君
山 崎 謙 三 君
堀 行 徳 君
中 原 輝 男 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成25年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番中岡敏博君、2番野田恭子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間と決定しました。

議長より謹んで申し上げます。芝和長議員が去る7月8日御逝去されました。誠に哀悼のきわみであります。ここに、故芝和長様の御冥福を祈り、1分間の黙とうをささげたいと存じます。

○議会事務局長（廣野豊徳君） それでは、皆様御起立をお願いします。黙とう。

〔黙とう〕

○議会事務局長（廣野豊徳君） 黙とうを終わります。御着席ください。

（「議長、携帯電話切っつけて言うとかにゃん」「すいません」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ただいまから故芝和長様に弔意をあらわし、岩下和高君から哀悼の言葉を申し上げます。

○10番（岩下和高君） 追悼の言葉。故菊陽町議会総務常任副委員長芝和長さんの御逝去に議会を代表して謹んで哀悼の辞をささげます。

7月8日朝、議会事務局より訃報の一報を受けたときは、余りにも突然のことで言葉を失い、我々一同に大きな衝撃を与えました。今なお、その真実を受け入れることができません。

芝和長さんは、平成19年4月の町議選に当選され、内外の期待を一身に受け、見事に活躍してこられました。平成23年4月には2期連続の当選を果たされ、文教厚生常任委員会の副委員長、また平成25年5月には総務常任副委員長に就任され、手腕を発揮してこられました。持ち前の積極性と行動力、それに自分が納得がいけないことは真実一路とことん質問していかれ

る、そんな姿を忘れることができません。また、ボランティア活動なども積極的にされ、朝夕通学路に立ち、子どもたちを見守ってこられ、地域の安全・安心に取り組まれてこられました。今、さまざまな教育問題や福祉問題をはじめとする政治課題を抱え、まちづくりの最も大切なこのときにあなたのような議員を失ったことは残念でなりません。私たちもあなたの御偉業を継承し、菊陽町議会のより一層の活性化と、菊陽町発展のために全力で取り組んでいく覚悟でございます。芝和長さんに対し心から尊敬と感謝をささげ、謹んで御冥福をお祈りいたしまして追悼の言葉とさせていただきます。

平成25年9月3日。菊陽町町議会総務常任委員長岩下和高。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君、誠にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

御逝去されました芝和長総務常任副委員長の後任に、8月23日に開かれた総務常任委員会において佐藤竜巳君が副委員長に互選されましたので、報告します。

次に、甲斐榮治君から事情により平成25年8月30日に菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員の辞任願が出されましたので、同日にその辞任願を許可したことにより、菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員に欠員が生じたので、菊陽町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、同日に吉山哲也君を後任の菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員に指名しましたので、報告します。

次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会に付託したので、報告します。

陳情第5号は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

初めに、芝和長議員が突然亡くなられて大変残念に思っているところでございます。私もちょうど環境保全組合の研修旅行先でその訃報が入ってきたところでありますが、全く信じ

られない状況でありました。皆様とともに、ただいまこの議場内においても黙祷をささげましたけども、そしてその後総務常任委員長の岩下委員長の方から追悼の言葉を述べられましたが、全く同感でございます。

特に、芝議員におかれましては、光の森の複合施設、このことについて大変計画当時から関心を持っていただいて、特にこの地域住民のために今年からいよいよ工事に入るということで楽しみにしておっていただいたところでもありますけども、本当にこの施設ができ上がった後、地域住民の皆さんに広く利用していただくよう広げていきたいと願っておったところですが、本当に残念であります。ただ、これから工事に入っていきますけども、芝議員もどこからか見守っていただいとると思いますので、ぜひ皆様方の御協力をいただきながら立派な施設をつくりたいと思っております。

それでは、行政報告の方に入っていきますけども、初めに本町に大きな被害はありませんでしたが、台風15号が全国各地に大雨による大きな被害をもたらしました。また、昨日は、埼玉、千葉におきまして竜巻が発生し、67人の方が重軽傷を負われ、家屋被害が540件確認されているところであります。被害に遭われた方々に議員の皆様とともに心からお見舞いを申し上げます。

暦の上では二百十日が過ぎまして台風シーズンを迎えております。そのような中、また台風17号も迫っております、災害の方には十分備えていきたいと考えております。

さて、議員各位におかれましては、平成25年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、固定資産税課税誤りの還付の処理状況について報告をいたします。

8月末現在、対象者584人中557人に、金額で6,519万77円のうち5,984万9,839円の還付が終了しています。割合で見えますと、対象者では95.4%、金額では98.9%の処理が終了しています。

次に、警察力強化に対する取組について報告をいたします。

警察力強化に対する取組は、平成23年度に町民有権者の半数近くの署名を添えて、熊本県知事、熊本県警察本部長に要望書の提出を行っています。

現在、県警では所轄区域を見直す再編計画を進められている時期であります。そういった中、7月には本町の西小学校区内におきまして殺人未遂事件が発生し、町民の不安感が非常に増している状況にあります。このため、事件発生後すぐに県警に警察力強化の要望を町として行ったところではありますが、より効果的な活動としていくためには、やはり町全体としての活動が大変重要になります。このため、署名活動を行っていただきました安全・安心なまちづくりを目指す菊陽町民連絡協議会の皆様と連携し、町民全体としての行動を進めているところであります。議員各位におかれましても、より一層の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、熊本空港周辺地域メガソーラー発電建設事業についてであります。

熊本空港北側の県有地において、阿蘇熊本合同会社（三菱商事、三菱総合研究所出資）により構成されておる会社であります。この合同会社により建設が進められておりましたくまもと臨空メガソーラー発電所が8月に完成し、発電を開始いたしました。熊本県内で稼働していますメガソーラーとしては17か所目、菊陽町においては初めてとなります。メガソーラーに投じられました事業費は約6億7,000万円、発電出力2,000キロワット、一般家庭に換算すると約600世帯の電力を賄うことができます。

次に、町内循環バスの見直しについてであります。

平成15年度から本格運行しております町内巡回バスについて平成23年度から見直しの作業を進めてまいりましたが、本年10月1日から路線を変更し、あわせて運行日数並びに運行回数を増やして開始いたします。

現在、運行しております路線は7路線から6路線に再編し、「さんふれあ」、図書館には全ての路線が乗り入れ、主要ポイントで乗り継ぐことにより目的地に行くことができるようになります。今回の見直しにより町民の皆さんの生活利便性の向上と運行の効率化が図られると思っております。

次に、新設保育所の整備、公募についてであります。

保育所入所を希望する待機児童の解消に向けて平成27年4月開始を要件として認可保育所の設置、運用を行う事業者の公募を行い、現在申し込みの受付を行っております。保育需要が多く見込まれる地域を対象に90人定員の保育所を1か所、120人定員の保育所を1か所整備し、子育て環境の整備を図っていく計画であります。

次に、白川の災害復旧についてであります。

現在、工事を行う際に必要な用地取得に伴う境界立ち会いを事業主体であります熊本県菊池振興局と町との合同により実施をしているところであります。境界立ち会いが済み次第、個別の用地交渉に入る予定になっております。

河道の掘削工事に関しましては、曲手地区など一部を除き終了をしております。

築堤工事は、用地の確保ができた部分から順次工事に入ることになりますが、24年度からの繰越工事や護岸の復旧工事など、25年度中に完了予定の工事につきましては、現在発注業者も決まり、工事が進められている状況であります。

次に、JA菊池菊陽中央支所のニンジン選果施設についてであります。

JA菊池におかれましては、ニンジン選果施設工事の選果機械、予冷库施設及び建築工事の業者を決定され、8月19日に安全祈願祭を終わられ、11月5日完成を目指して工事が進められております。この施設が完成しますと、本町におきましては菊陽ニンジンのブランドとしての量的確立と共同選果によるコスト縮減により、農家の所得向上に大きく寄与するものと期待をしているところであります。

次に、土地改良事業についてであります。

平成20年度から平成26年度を整備期間として県営事業で進めております上井手かんがい排水事業、平成21年度から平成27年度を整備期間とする下井手かんがい排水事業につきましては、本年度は菊陽町区域で残った区間と大津町区域を実施する予定であります。

また、馬場楠井手につきましては残っておりまして菊陽町区間について県営ため池等整備事業として平成29年度完了を目指して本年度より工事着手が行われる予定であります。

そのほかにパイプライン等の施設老朽化により維持管理費に困窮しておられました堀川地区におきましては、県営堀川地区農地保全整備事業によりパイプラインの更新事業が採択予定でありまして、今年度は実施設計が行われる予定でございます。

また、企業誘致につきましては、本年7月17日にユーユーフーズ株式会社と工場増設に関する協定を締結いたしました。同社は熊本県産米を加工した冷凍食品を製造販売する企業で、外国産業向けの業務用に加え、一般家庭での消費が拡大しており、今後の飛躍が期待されます。同社では、約18億円を投じ、曲手の本社工場に総面積2,331平方メートルの2階建て工場を増設し、生産性、品質向上が可能な最新機器の炊飯加工冷凍ラインを新たに設け、現製造能力の2倍となる日量約20トンを生産されます。また、平成30年には、年間7,000トンの製造数量を目指されているところでございます。

最後に、白川左岸地域、いわゆる菊陽南小学校区域の活性化についてであります。

現在、鼻ぐり井手周辺整備に着手しているところでありますが、続いて菊陽南小学校区への子育て世帯の定住を促進するため、菊陽町定住促進補助金交付要綱を9月に制定する予定としております。平成25年10月1日から平成30年9月までの5年間、新たに住宅を新築または購入される小学生以下の子どもがいるファミリー世帯等を対象に、3年以上継続して居住される場合に補助金を交付するもので、基本額は新築住宅が100万円、中古住宅が50万円とし、子どもの人数等に応じて加算金を支払うものであります。

以上、最近の主な事業の行政報告をいたしました。今後とも町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも、議員各位の御理解、御支援、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第1号から議案第40号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案認定第1号から議案第40号までの18件について一括して議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成25年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は18件であります。内訳は、認定6件、報告1件、議案11件について御審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第5号までは、平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算4件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

認定第6号は、平成24年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

報告第6号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、同法第3条第1項第22号第1項の規定により議会に報告するものであります。

議案第30号は、平成24年度菊陽町下水道事業剰余金の処分についてであります。

内容は、剰余金を建設改良積立金として1億2,264万1,591円を積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項及び菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3億3,765万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億5,326万7,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を5,416万1,000円、国庫支出金を4億1,431万4,000円、繰越金を4億3,213万6,000円、それぞれ増額し、地方交付税を4,664万9,000円、繰入金を5億2,400万円それぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を2億6,943万5,000円、農林水産業費を1,685万5,000円、商工費を6,820万5,000円、それぞれ増額し、民生費を3,211万1,000円減額するものであります。

議案第32号は、平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億5,567万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,618万4,000円と定めるものであります。

歳入は、前期高齢者交付金を79万1,000円減額し、繰越金を1億5,646万5,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を7,916万2,000円、諸支出金を7,401万6,000円増額するものであります。

議案第33号は、平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。



す。

内容は、歳入歳出予算の総額に2,257万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,539万3,000円に定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を241万2,000円、繰越金を2,621万7,000円増額し、繰入金を605万5,000円減額するものであります。

歳出は、総務費を801万6,000円、地域支援事業費を241万2,000円、諸支出金を142万9,000円、予備費を1,071万7,000円増額するものであります。

議案第34号は、平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を266万4,000円減額し、12億462万8,000円と定め、事業費を671万4,000円増額し、11億4,385万5,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入予定額を1,481万7,000円増額し、3億2,288万8,000円と定め、資本的支出予定額を1,451万7,000円増額し、8億2,617万9,000円と定めるものであります。

議案第35号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法の一部改正等に伴い、菊陽町税条例の一部を改正するもので、主な改正点は個人町民税の公的年金等からの特別徴収制度の見直し及び金融所得課税の一般化に伴う所要の規定の整備であります。

議案第36号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法の一部改正等に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な改正点は金融所得課税の一本化に伴う所要の規定の整備であります。

議案第37号は、菊陽町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

内容は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、今後策定を計画している菊陽町子ども・子育て支援事業計画に子育て事業者等の意見を反映させるとともに、町における子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議することなどを目的に菊陽町子ども会議を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第38号は、菊陽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、道路の占用対象物件に太陽光発電設備や風力発電設備及び津波避難設備を追加するものであります。

議案第39号は、菊陽町教育集会所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町教育集会所のうち老朽化が激しい中代文化センターを廃止するため条例を改正するものであります。条例改正後は、建物を解体し、中代地区の地区公民館用地として貸し

付ける計画であります。地区公民館完成後は教育集会所としての活動は公民館をお借りして続けていく計画であります。

議案第40号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が受贈しました緑陽台地内の開発道路を新たに道路として認定するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 決算審査報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、認定第1号から認定第6号まで6件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） おはようございます。代表監査委員の中原でございます。

監査結果の報告前に、芝議員が亡くなられたということで哀悼の意をあらわしたいと思います。

それでは、早速中身について御説明をしたいんですが、御報告の前にせんだってちょっと中身をチェックしておりましたところ、ちょっと報告書に誤りがございましたんで、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

34ページの公共下水道事業の汚水処理人口普及率という表の1-1があるわけですけど、そこが平成23年度と24年度が入れかわっております。平成23年度が97.5、24年が97.3となっておりますけど、それが逆でございまして、23年度が97.3、それから24年度が97.5というふうになりますので、そのこのところを修正方をお願いしたいと思います。

それからもう一つが、42ページの剰余金計算書の①公共下水道の一番下の段でございますけれども、先ほど町長の方からも説明がありましたように剰余金についての積立金のお話があったと思いますが、それが建設積立金が1億2,264万1,000円、これはいいんですが、減債積立金が1,000万円になっておりますが、これは3,000万円の間違いでございまして、翌年度に予定される繰越額は4,900万円が2,900万円になっているということで2,927万9,000円になっているというふうに訂正をお願いしたいと思います。先生方の手元にはこの訂正についての紙が議会事務局からお渡ししてあると思いますので、そちらの方を見ていただいて訂正いただいたらというふうに思っております。申し訳ございませんでした。

それでは、早速でございまして、24年度の決算報告について御報告をさせていただきます。

お手元には平成24年度の決算監査報告書が配付されていると思いますが、その内容につきましては、まず1ページあけていただきますと書いてありますように、地方自治法に基づき審査

に付されました一般会計、特別会計決算と財産・基金の運用状況、それから目次の方を見ていただくと分かると思いますが、28ページに先ほど町長の方からいろいろお話がございましたけれども、健全化法に基づくところの審査の結果、それから一番下の32ページですかね。下水道、地方公営企業法に基づく下水道事業の決算について内容的には取りまとめております。こいつにつきましては、審査の方法、あるいは審査対象、実施期日、実施場所などが、ちょっと一般会計の方で見ますと1ページにいろいろ書いてありますけれども、これに並行いたしました健全化法も公共下水道法もやっております、これにつきましては一応加藤監査委員とも会計課が保管する証拠書類、あるいは各課が提出した関係書類、さらには必要に応じて各課の担当職員からの説明などを受けまして、その内容を検証して、その結果を意見として取りまとめたのがこの決算報告書になります。

報告書は、各項目とも例年どおりの審査手続と検証を行っておりますが、内容がちょっと下水道が地方公営法を適用して企業会計法を適用しておりますので、昨年度の報告書よりも倍ぐらいの厚さになっております、内容は。したがって、ちょっとその付近について全部御説明いたしますとかなりの時間を要しますので、本日はその付近につきまして大体各項目ごとに審査の結果と意見というのを一番後ろに書いております。その付近を重点的に中心的にこういうところについてはもう少し留意しておいた方がいいんじゃないですかというようなところを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

では、ちょっと前置きが長くなりましたが、それでは一般会計、それから特別会計の歳入歳出及び財産・基金の運用状況について述べさせていただきますが、これにつきましては提出されました各調書、証拠書類等につきましては地方自治法をはじめとする関係法令の規定どおりされておりましたし、その予算の執行事務や基金、財産の管理につきましても適法で適正に行われており、繰入れ、歳入歳出の決算額、それから現金の保管高、基金、財産の現在高などににつきましても全て正確であるというふうに認定しております。

まず、一般会計ですが、2ページの表1を見ていただきますと、そこに示すとおり、歳入歳出の実質収支額は5億8,213万6,000円の黒字となっておりますし、前年度の実質収支に比べると162万5,000円ほどの減となっておりますけれども、これはちょっと9ページに平成25年度の繰越額明細の明許繰越費と、それから継続費通次繰越が書いてありますが、この額が昨年に比べますと両方合算すると26億5,705万9,000円と、かなり大きくなっております。実質収支額は、この歳入歳出の差額からこの繰越額を差し引くようになっておりますので、計算上マイナスになっておりますが、全体的にこの5年間の20年から24年間の大体推移の平均を見ますと5億3,231万1,000円というふうになりますので、大体例年どおりの収支額になっているというふうに監査委員としては評価しております。

それから、特別会計につきましては、11ページから18ページにかけて述べております。この4特別会計の実質収支額につきましても、18ページの一番最後の特別会計のところですが、土地取得特別会計が収支は0になっておりましたけど、残りの3特別会計は全てが黒字に

なっていますし、また前年度の実質収支額との差額、単年度収支額、つまり繰越しの影響を除いた収支でございますけども、この収支につきましては何とか収支も黒字になっております。したがって、この付近については新たな剰余金が出ているというふうに評価しております。

これは、特別会計、国民健康保険とか介護保険とか高齢者というような、例年どおり非常に財政的に厳しい状況の会計の中身なんですけれども、これは平成24年度に国保、介護、後期高齢者の3特別会計については保険料の改定がなされておりますので、その付近の影響が出ているのではないかなというふうには思っております。ただ、こういうように黒字にはなっておりますけども、歳入につきましては、各会計ともいろいろ財政調整基金という基金の繰入れ、あるいは町債、借金ですね。町債などが含まれておりますし、歳出には起債の元利償還金である公債費、それから基金への積立金、さらには各会計の繰入れ、繰出しというようなものが収支の黒字赤字に影響を与えるものでございますが、その付近が調整されての結果でございますので、単純に黒字だからということで安心できるものではないというふうに監査委員としては思っております。したがって、今後におきましても、財政運営につきましても社会経済の変動ですね。非常に流動的なところもございますので、その付近の分析と、それから財源の残高ですね。特に、基金関係ですけど、その付近には慎重なチェックを行いながら、中・長期の収支バランスはとっていただきたいというふうには思っております。

特に、国民健康保険につきましては、保険料の改定がなされたにもかかわらず、一般会計からの基準外繰入金が1億2,600万円ほどとなっております。この1億2,600万円という額は小さいんですけど、法的に基準外の繰入金というのは極力出さないように、これは財政の硬直化を招いていく原因になりますので、なるべくそういうふうにしてほしいということと、それから基金の残高につきましても20ページの表31に示しますとおり前年度に比べまして全17基金の合計額では、23年度、24年度を比較すると3億7,700万円ほどの減となっておりますし、特にこれを中身を詳細を見ても土地区画整理事業基金、あるいは学校建設基金、それから療養給付支払基金、もうこれは既に平成24年度内でお金を使われるともうパンクするというような状況になっておりますし、基金の運用は非常に困難な状況にあるということは認識していただきたいというふうに思っております。

それから、一応個別の会計ごとの会計処理につきましては、先ほど申したように適法な適正な運用が行われておりましたが、今日の社会経済の状況は国の債務残高の処理問題や景気回復への大幅な税収が今後増えていくかというようなことは望めない状況にあります。高度成長期のような考えはできませんし、アベノミクスでも2%の成長しか見ておりませんので、地方におけますところの住民に身近な医療、介護、子育て、さらには年金、雇用等と、その課題解決が非常に不透明なものがありますし、それらの事業運営に関しましては地域主権のもと、地方の方に事務事業のさらなる移譲がなされることも考えられます。したがって、今後におきましてもその付近を見きわめながら行政運営に支障がないよう慎重な対応をお願いしたいとい

うふうに思っております。

それから次に、例年の課題となっております収入未済額、不納欠損について述べさせていただきます。

まず、一般会計についてですが、その付近のことについては、この決算報告の3ページから7ページまでにかけて述べておりますけれども、一般会計の一番表の右上を見ていただくと分かるように交付税の中で町税が40.37%を占めております。この町税につきましては、税務課さんの方で差押えとか、あるいは交付要求、あるいは分納措置等の徴収強化が行われておりまして、過去5年間の徴収率の推移は5ページ、ちょっとあちこち戻ってしまいますが5ページの一番下の括弧で参考というのがありますけど、これに示しておりますように年々徴収率は上がっております。わずかではありますけど上がっております。平成24年度の徴収率は95.18%というふうになっておりますし、これは単純に年度が違うんですけど平成23年度の県内45市町村の平均徴収率が91.5%というふうになっておりますので、これに比べると良好な状況にあるというふうに町税の方では評価しております。

ただ、他方、4ページの表の4にあります収入未済額の状況、これを見ますと保育料、それから住宅に関する家賃、あるいは改修貸付金の元利償還金、あるいは第1土地区画整理事業の清算金につきましては、一応前年度に比べて総額では5.3%減の2,036万2,000円ほどになっておりますが、これが大体慢性的で膠着的な滞納状態が継続しております。さらに、今年度については災害もあったことで、農災、農地災害復旧費受益者負担金等が新たに収入未済額が発生しておるという状況にあります。この付近につきましては、町税とか国民保険税、こういうものにつきましては先ほど申したように税務課さんで滞納処分など強制徴収が行われておりますけれども、その他の徴収の担当部署では司法上の債権もあって裁判所の手もからにやいかんというふうなところにもありますし、それから滞納処分に対するノウハウ、あるいは人材不足、そういうこともありまして専属的な取組が困難な状況にあるというふうに監査の方では感じております。したがって、しかし今後とも個別事案につきましては十分な検証と粘り強い対応が求められますので、この付近については法的処分も含めまして全庁的で統一的な徴収向上に取り組んでいただけないかというふうに思っております。

それから、なお不納欠損額につきましては、5ページの表の5を見ていただきますと、町税については件数で11件、金額で81万3,000円の減となっておりますし、保育料につきましては前年度に比べると32.6%、大幅な28万9,000円の減となっております。この付近は保育料が児童手当から徴収が可能となったというふうなことが影響しているというふうに思いますが、今後についてもこの付近については適正な法的処分が促進されるようお願いしたいというふうに思っております。

それからまた、特別会計では国民保険税の調定額に対する収入率、この付近がちょっと11ページの表の12に示したとおり、過去5年間の推移を見ていますと、大体70%台前半の低水準で推移しております。平成24年度の収入未済額は3億359万2,000円で、この5年間の年平均の収

入未済額2億7,216万4,000円になりますけれども、それと比べても1年間で3,142万8,000円の収入未済額となっています。国民保険会計の悪化の要因、これが国民健康保険の悪化の要因となっておりますし、後期高齢者や介護保険の保険収入済額につきましては、14ページの表の18、それから16ページの表の23に示していますとおり、高齢者医療費が前年に比べて49万2,000円の微減となっていますけど、介護保険については26万5,000円の微増となっております。つまり、保険料が多少改正はされておりますけれども、これを歳出額で見ると団塊世代の高齢化の進展が非常に大きくなっております。この両保険とも毎年増加の一途をたどっているというような状況にありますので、この付近につきましてはさらなる支払いを保険料の支払いに関しての高騰、上がる、あるいは公費投入の増大につながってくるものを示唆しているのではないかというふうに思っております。一応、法的には国民保険税については徴収金の先取りの特権順位というのがありますし、介護、後期高齢者の保険料についても地方自治法に基づいた法律に定める歳入といたしまして、地方税滞納処分の例によって処分することも可能というふうにはなっております。また、この付近については全国的な課題として国の方でも社会保障制度改革国民会議が先ほど答申がなされておりますけれども、それについて今議論がなされているんですけれども、今後予定される消費税の増税、この分が地方に対してどのように配分されるかというのは不透明な状況でありますし、高齢者のさらなる医療費負担増も検討されているというふうに報道もなされております。したがって、今後ともこの付近の国、県の動向には留意しながら、国民健康保険運営協議会、あるいは広域連合事務局などの関係機関との連携を密にして、高齢者の健康保持、あるいは医療の効率的提供の促進、こういうものとあわせまして実情に合った保険料徴収の向上に努めていただくようお願いしているところでございます。

それから、最後の特会の一番最後ですね。特別会計のことにつきましては、ちょっと18ページの方にちょっとあちこち飛んですいませんけど書いておりますけれども、予算執行の主なものについて見ますと、歳入が過年度に買収いたしました光の森南側の公共用地売却収入、それから一般会計、土地開発基金からの繰入れをもって鼻ぐり井手公園拡張用地とか、光の森4町内、あるいはにじの森、公民館などの公共施設用地が購入されておりますし、さらには過年度に起債しておりました先行取得事業債の一部繰上償還を含めた元利償還が行われているというようなことございまして、これにつきましては中身について財産及び基金の運用状況調書というものがございしますが、それに基づく関係書類等と照合した結果、適正に処理していただけるということは確認しております。

以上がちょっとあちこち飛びまして申し訳ありませんでしたが、一般会計及び土地改良の監査結果でございまして、引き続き19ページの方に今申し上げました財産に関する調書、あるいは基金の運営状況に関する調書というものを取りまとめておりますが、こちらの方に説明を移らせていただきたいと思います。

まず、財産についてですが、そいつについては19ページの表の29、それから30に示しました

とおり、前年度に比べて土地、建物、立木及び公用車、債権の合計額、これはいずれも増となっております。その主なものを見てみますと、行政財産での土地が杉並木公園などの6公園の用地、それから鼻ぐり井手公園拡張に伴う施設のための用地取得、これが2万5,643平米の増となっております、他方旧沖野アーチェリー練習場が行政財産だったのがこれ普通財産の方に移行されておりまして、これは4,484平米の減で、合計としては2万1,159平米の増となっておりますし、普通財産につきましては今申し上げました旧沖野アーチェリー練習場や光の森の4町内、あるいはにじの森の公民館予定地の購入で4,777平米の増がっております。それからもう一つは、土地区画整理区の第1地区の保留地残地売却による163平米の減で、売却で減になっておりまして、面積的には合計4,615平米の増となっております。

それから、建物については、行政財産としては光団地、それから西小、武蔵ヶ丘中学校関係施設の増築、あるいは解体、あるいは防災備蓄倉庫の建設地等で延べ床面積で2,668平米の増加となっておりますし、立木につきましては現段階で推定蓄積量ではありますけど、388平米の増というふうになっております。

それからまた、重要備品といたしましては、先ほど申しましたように軽自動車と小型自動車の2台が取得されておりましたし、債権につきましては奨学金あるいは住宅新築改修の貸付償還金、それから災害援護資金による増減等で年度末残高が前年に比べて27万6,000円の増で3,327万4,000円となっておりますし、そのほかの財産につきましての有価、株券とかそういうものでございますが、有価証券や出資につきましては増減がなされていないということで、これはプラス・マイナス・ゼロというふうな形になっております。

以上が財産及び基金運用に関する状況でございますが、いずれもこれにつきましての事務処理の手続につきましては法律的には適法で適正に処理されているということは確認しております。

それから、基金につきましては、20ページの表31に示したとおり、今先ほど申しましたとおりでございますが、全体の先ほどから17基金のうちの9基金、これは全部減額になっておりまして、これが全体に占める割合が減額という6割近くになっているということで、この付近については先ほど枯渇の状態の話もいたしましたけれども、今後の事業運営に影響が出ないように安易な運用とか取崩しがなされないよう、中・長期的な見通しを見た上で確実かつ効率的な運用が行われるようお願いをしております。

今、言ったような状況の中で、その付近についてじゃあ菊陽町の財政構造と、それから財政指数についてはどういうふうになっているんだろうかというふうに見て取りまとめているのが財政構造につきましては21ページですか、のところに示した表32から表33、表34のところになります。これは普通会計ベース、普通会計ベースというのは一般財源に土地特別会計を足したものでございますが、これは総務省が統計をとるときにこれで統計とりますので、こういうふうなまとめ方がされているようでございますが、普通会計ベースでこの自主財源率が55.8%になっております。これ下の方に参考で、これも23年度で県の市町村財政課が取りまとめているま

す県、それから全国の平均値に比べますと、まだ菊陽町の方は非常によい、比べると割合は高いということでございまして、そのじゃあその付近の経常収支と臨時的収支の方でございすけど、こちらの方を見ますとただ菊陽町の方も経常収支は直近3か年で見ますとおおむね6ないし7割程度ですけども、これは年々減少ぎみで推移している。自主財源が年々減少している。依存財源へのその分だけ依存財源の方が増えているということが表の34の方でうかがえるんじゃないかと。その付近を町当局としてはその他の経費、全部ほとんど三角がついています。補助金とかほとんど落とすことはできない投資・出資金・貸付金、こういうものについては増えておりますけれども、そのほかのところに減らせるものは減らそうということでかなり努力をされているなど。金額的には1億2,165万3,000円の減しかになっておりませんけども、かなり努力されているというふうなことがうかがえるような形になっております。

それに対して財政構造に対するこの財政力の動向、あるいは弾力性を示す財政指数をじゃあ見てみましょうという形になるわけですが、そやつについては23ページの表の35に書いております。これを見ますと、本町の標準財政規模は年々増加しております。だから、非常に収入は上がっているように見えますけれども、この付近は統計上は好ましいというふうな形になるんですけども、弾力性を示す経常収支比率は82.9%、それから公債費比率につきましては16.2%という数字になっておりますね。税収は上がっているのに何で財政力の硬直化、弾力性を示す数字が悪くなっていくのかということでございますけれど、こいつについてはこの標準財政規模については下の方にちょっと注意書きがしてありますけども、平成20年度から、これは最終的な臨時財政対策債というのは元金及び利子について国が面倒見ますよという形になっているものですから、この付近については今菊陽町で平成24年度末で40億6,851万9,000円ほどありますが、これが全額長期返済される代替財源であるということで、一般財源的な取扱いがされているわけですね。したがって、これが平成20年度が標準財政規模の方にプラスされるようになっております。したがって、これがどんどんどんどん臨時財政対策債を借っていけばどんどんどんどん標準財政規模は増えていくわけですね。だから、ところがこの臨時財政対策債というのは地方財政法第5条の特例でございまして、これは平成13年から15年までの臨時的な措置であるということでございますけれども、そいつにつきまして地方公共団体の責任と判断のもとに発行は認められております。したがって、これが今まで続いているというのは国の税収が上がらないからずっと現在まで続いているんであって、この付近が地方財政の累積というんですかね、借金を増やしていると。本当に元利償還金を貸していただければいいんですけど、その付近については国の方の政策とか、今後の規制緩和とか、いろいろな課題がありますが、どういうふうに動いているかということはよく見きわめながらやっていかないと大変なことになるなというふうなことを思っております。

ちなみに、本町の地方債の残高が119億8,155万5,000円となっております。24年度歳出決算総額、これは148億5,523万3,000円でございますので、この地方債残高は菊陽町も歳出決算総額の80%程度を占める状況にはなっております。しかも、今後におきまして菊陽町の方も菊陽

中学校の施設整備事業とか、あるいは光の森の複合施設整備事業、あるいは鼻ぐり井手の公園拡張工事、こういうような大型事業も今後予定されておりますので、この付近については国の予算編成とか、地方に対する財政対策をどうしてくれるのかというような動向、さらには景気がどうなっていくのかということによる個人所得とか企業収益、こういうものの全方位的に十分な配慮を行われながら、財源のさらなる創意工夫と長期的視野に立った財政運営をお願いいたしますというふうに財政当局にはお願いしております。

ちょっと長々となりましたが、以上で一般会計、特別会計及び財産基金に関する決算審査の説明を終わらせていただきまして、引き続き28ページになると思いますけども、財政健全化法の第3条第1項と22条第1項の規定に基づく審査結果を報告させていただきたいと思います。

これにつきましては、先ほど申しましたようにこの審査の概要のところに述べていますとおり、法の経緯とか、この付近については先ほど申しましたように一般会計等の審査等を並行して行っております。その健全化判断比率の算定結果につきましては29ページの2の審査の概要の表の1に結果は出ております。これを見ますと、これも普通会計ベースでやってありますけども、一般会計と土地特別会計を対象とした普通会計の実質赤字比率、それから本町の特別会計も合わせた全会計を対象とします連結実質赤字比率、これはもう先ほど申しましたとおり実質収支額が全部黒になっておりますので、これは問題ありませんよということで黒字の場合は赤字じゃないんでこれはもう横線の棒線が引いてあるような状況でございます。

それから、そのほかに一部事務組合とか広域連合、あるいは土地開発公社を加えた地方債や将来見込まれる負債の状況を見る実質公債費比率と将来負担比率、これについても国が示している算定のやり方でいくと早期健全化基準以下でございますので、この表からだけ見ますと本町の財政状況は健全段階にあるというふうに認めております。

それから、ちょっと後で御説明をいたしますが、公共下水道と農業集落排水事業、こちらの方も財政課の方でやっておられまして、これに対する資金不足比率、これは30ページの表の2のとおりでございまして、これも下水道、農業集落排水も公共下水道事業も黒字決算となっているために数値化がなされておらず、経営は安定しているというような形になっております。したがって、法律的に言いますと、法からいいますと審査の意見としましては審査に付された健全化判断比率及び資金不足の算定基礎を記載した処理を審査した結果、いずれも適正にされており、財政状況は健全であるというふうに認めております。この付近については、後でもうちょっと下水道の方でもお話をいたしますが、以上が大体健全化法の内容でございます。

それから、先ほど申しましたように菊陽町の下水道会計決算の審査意見書でございますけれども、これについてはちょっと33ページをちょっとあけていただきますが、法律上の適用の経緯で述べておりますとおり、平成24年4月1日に従来の特別会計による官庁会計方式から事業の資産、それから負債、資本というストック情報とかコスト情報、こういうものに力点を置いた地方公営企業法の一部を適用した会計処理方式に移行されておりますので、決算審査報告書の内容の留意点についてただいまから述べさせていただきたいと思います。

これ決算報告書に取りまとめ方に対する前提がございまして、まず決算審査に当たりましては地方公営企業法30条3項の規定に基づいて事業が合理的、能率的に運営されているということとを審査し、同時に決算結果の分析も行っており報告書はされておりますけれども、その報告に当たって地方公営企業法では、まず34ページから39ページですね。34ページから39、これは収益的収入及び支出、それから資本的収入及び支出、これと、それから40ページから50ページですね。40ページから50ページ、これの会計処理を除く財務諸表、貸借対照表とか損益計算書というやつですけども、これに分けて決算をやりなさいというふうになっておりますので、それに基づいてやっております。なぜこうなっているかという、これは前段の方は議会の承認をとれた予算書とかあると思いますけども、それには消費税が入っております。その消費税に伴った形での処理はどうなっておりますかということとやってくださいと。後段の方は、その消費税を入れますと本当の姿が見えてこないということで、その付近は抜いてやってくださいというふうになっておりますので、それに従ってやっております。したがって、同じような数値でも消費税が今度入ったやつに似たやつがありますので、数値が異なる場合があります。というのが、消費税はかかるやつとかからないやつといろいろありますし、下水道の場合は減価償却というのをやりますので、資産に対してですね。それによる戻し金とかですね。消費税の戻し金とか、そういうのも出てきますので、非常に複雑な形になります。数値が必ずしも合わないというところもございまして、その付近は留意の上、お聞きいただきたい。

それと、もう一点は、菊陽町の場合は公共下水道と農業集落排水事業というのがありますがけれども、これは類似施設であるということで、今まで特別会計では合算したような形で運営をされていたわけですね。ただ、公営企業法ではその付近については住民の方たちに経営の実態はどうなっているんだということを明確に示して御理解をいただいて下水道は独立採算制でやりなさいというふうな趣旨になっておることが1点と、それから農業集落排水と下水道事業は、これは所管庁が国土交通省と農林水産省ということで別々でございまして、その整備に関する法的位置づけ、この付近が一緒にしてやってもいいですよというふうになっておりません。したがって、これは下水道課といろいろ議論はあったんですが、今回の決算報告書では法律に従った独立した形態であるというような考え方で、この決算書は取りまとめております。この付近についてはどうやっていくかということについては、今後の規制緩和とか、その付近の国の動きなんかも見たり、あるいは県の方の取扱いとか、全国的な取扱いはどうなっているんだろうかというふうなところを見ながら改正、決算報告書のつくり方はまた変えるものは変えていきたいというふうには思っております。

じゃあ、それじゃちょっと前置きは大きくなりましたが、報告書の審査結果について総括的なこととなりますけれども述べさせていただきます。

まず、審査の結果につきましては、まず33ページの第4で審査の結果ということで述べておりますが、審査に付されました決算報告書、それからその関連諸表は、これは地方公営法、企業法に求めます関係法令の規定に準拠して作成されておりましたし、また経理手続についても

定められた会計規程や会計原則の趣旨に沿って処理がなされ、各財務諸表については当年度の会計期間中の経営成績、それから期末における財政状況を適正に表示しているというふうに認めております。

ただ、細部にわたって細かいところはあったんですけども、その協議、あるいは検討につきましては例月出納検査、あるいは定期監査のときに担当部局と協議をしたり、話し合ったりをして、適切に処理をしていただくようにというふうにはお願いしております。何せ菊陽町の方も初めての企業会計方式の適用ですので、多少戸惑っておられるところもありますし、私も企業会計法については勉強しながらの審査でございますので、その付近については御了承いただきたいというふうには思っております。

ただ、ちょっとお願いしているのは、会計処理の入り口であるところの法適用の会計原則、あるいは基準、こういうものについては公営企業法施行令とか、あるいは取扱通知書などによって示されております。ただ、各個別企業団体での複式簿記によるところの収益費用の確定日、要するにどうということかといいますと、下水道料が入ってきた日ですね。調定した日を基準にするのか、あるいは下水道の特別会計の収入があったときを基準にするのか、そういうような細かい部分ですね。あるいは、固定資産の受入れとか購入とか払い出し、そのときに過去にやった固定資産があったり、あるいは先に買ったやつをいつ、4月に買ったやつが物価が変動して年度末に払い出すと価格が違うわけですね。その方法は先入れ先出し法とか平均法とか、いろんな方法がございます。その基準はどうするのかとかですね。そういうふうなところについては一応菊陽町の方でも菊陽町下水道事業の財務に関する特例を定める規則というところに一応書いてはあります。書いてありますけども、この細かいところについてはまだ整理されていない状況ですので、この付近は担当職員がかわったときに私は調定が済んだときです、あるいは支払いについては私は支出負担行為の命令が出たときです、こういうふうにならばらになってくると統計データが統一がとれなくなってきましたし、信頼できるデータができないというふうに思っております。したがって、この付近についてはさらに中身を精査されて、他の公営企業法を適用されている自治体あたりのやつも参考にされて菊陽町独自の会計処理基準というものについては明文化しておくということは大切なことではないかということで、この付近については検討をお願いいたしますというふうな話にしております。

それから、本論にちょっと入らせていただきますけど、本町の下水道の業務状況はちょっと34ページの表の1の1、2に示しますとおりに、汚水処理人口普及率が公共下水道は97.5%、それから農業集落排水事業が100%ということとなっておりますので、今後におきましては下水道事業につきましては雨水が認可区域の整備率が64.1%となっておりますので、この雨水の整備とあわせて中・長期的ビジョンに立った雨水処理施設の老朽化や耐震化、こういうものが主な業務になってくるのではないかと推察されます。これらの施設を恒久的で安定的な業務運営を実現するためには、いずれにいたしましても業務に関しての情報公開、それから総括原価式での独立採算制、下水道料金ですね。こういうものについて公正妥当で能率的な

経営のもとでの適正原価を提供するように求められておりますので、その付近に向かって検討いただきたいというふうに思っております。

35ページの(3)のところからが予算の執行状況、予算書に基づく予算状況の執行状況について書いてありまして、そのA)が収益的収入及び支出、これが維持管理、ざっくり言い切ると維持管理に関する収支でございまして、36ページの表の3-1及び2に資本的収入及び支出というのがB)というふうなところで書いてあります。これが要するに建設関係ですね。の収支について消費税、先ほど申したように込みでその執行状況について書きなさいというふうになっていますが、この付近についての収支を見ますと公共下水道では1億9,459万7,000円の黒字となっておりますが、農業集落排水の場合は下の方に書いていますけども、ちょっとお金が足りない、不足していると、452万8,000円のマイナスとなっております。

農業集落排水につきましては、下水道使用料のほかに、だからほかの会計、一般会計等から繰入金が行っておるにもかかわらず下水道施設の維持管理、あるいは減価償却の費用を賄うことができない状況にありますということで、この付近については例年どおり公共下水道と農業集落が合算されて業務運営がされて、トータルとしては収支は黒字ですよというような形になっているということでございます。

それから、逆に今度は資本的収支、建設関係ですけど、この資本的収支につきましてはちょっと表を見ていただくと収入と支出の差を見ていただくと分かりますように公共下水道事業では5億5,568万3,000円、農業集落排水では1,042万2,000円、資本的収支だけを見るとどちらも予算内ではできてない、不足しているという状況になります。

財源的には、これも受益者、あるいは雨水処理施設の負担金、あるいは国費であるところの社会資本総合整備交付金、あるいは借入金である企業債、一般会計から繰入れ、こういうのがありますが、これに基づいて今建設改良、あるいは過年度にお借りしている企業債の返還、それに充当されておりますが、それでも足りないのどうされているかという、前年度、平成23年度から引き継いだ現金、あるいは損益勘定留保金及び平成24年度に出した利益剰余金、これでその付近は補填されている。そして、黒字になっていると、内訳はそういうことでございます。

それから、実態はそういうことございまして、そのほかに予算書、平成24年度の予算書の議会議決の承認をいただいた中に地方公営企業法施行令第17条でその他の予算事項ということで、例えばこういうものは流用してはいけませんよと、限度額はここまでしか借れませんよというようなものがございまして。そういうやつにつきましては中身を見させていただきましたけども、予算書に計上されている範囲内で全部処理されておりますので、その付近は問題ないというふうに思っております。

それから次、これは経営状態を今の菊陽町の1年間、要するに平成23年度の期間中の経営成績、それから資産と資本、負債、資本の収支バランスを示した財政状況、期末の財政状況について説明させていただきたいと思います。

経営成績のことにつきましては40ページ、それから41ページの(1)の損益計算書である表の4-1、それから表の4-2に述べておりますが、先ほどから述べておりますとおり公共下水道では消費税を抜いた形で1億8,192万円の純利益が出ております。下水道利用料でそのメンテナンスに投じた費用を見ますと、公共下水道の場合は1億8,192万円の純利益を出しております。

ただ、農業集落排水事業につきましては452万8,000円の欠損金が出ております。本来下水道事業での業務運営でメインとなる下水道使用料の収支については、この菊陽町の場合はここにちょっと内訳を見ていただきますと分かりますように、本来下水道料金で賄わなければならないお金が全体の運営している全体の56.5%しかないような状況ですし、41ページの農業集落排水の内訳を見てみますと、ここで下水道で賄える収益率は22.4%しかございません。これではとてもじゃないけどやれないなというのはこの付近を見ればお分かりになるかというふうに思います。したがって、今一般会計からの負担金とか補助金とか、あるいは今年は特に公共下水道の場合は熊本県の北部流域下水道に連結されておりますので、処理上で。そちらの方に負担金処理上に関する負担金が払われております。それが物価の変動とか使用料によって返還金が出た場合はお返しになるし、足りないのは追加していただきますよという形になっているようですけれども、今年はそれが3年間分ということで臨時的な収入、これが結構入っております。そこら付近があって、ある程度財政調整のバランスもとれているというようなこともありますということでございます。

それから、先ほど申しました1億8,192万円の剰余金の計算、これにつきましては42ページの(2)の剰余計算の中の表の4-3から4-5までについて書いておまして、この余ったお金についてどういうふうなことに処分されましたかという話ですけど、その処分についてはまず2つありまして、議会議決をとらないと処分ができないやつと、それから条例、これは条例は菊陽町下水道事業の剰余金処分に関する条例というのがございまして、その2条に基づく処分というのがございます。それに対して中身は議会議決が必要なのは建設改良積立金に積み立てる、先ほど町長の方から説明があったと思いますけど1億2,264万1,000円、こっちに積み立てたいと。先ほど申したように建設負担金が足らなくなる可能性があるんでそちらの方に積み立てたい。それから、条例に基づく第2条に基づく処分については減債積立金、要するに借金の返済で大幅な変動があった場合に困るんで、そこに3,000万円だけ使わせてくださいというふうになっておまして、その残金についての2,927万9,000円になるんですが、その付近については翌年度へ繰り越すという形がとられております。

その付近につきまして、じゃあ年度末の財政状況、そういうやつについてはどういうふうになっているんですかというやつについては資産と負債と、それから資本と大きく分けまして、この資産を負債と資本でどういうふうにつくり出しているんだというようなものでございます。そやつについて収支バランスをとりなさいというふうな形になっておまして、それが俗に言う45から46、47、48に書いております貸借対照表でございます。この付近で見ていただい

て、民間一般的にちょっと我々ではうんと思うようなところは、このバランス、資本の構成ですね。この資本というところを見ていただくと分かりますように、この資本に借金が入っている。企業債が入っていますよね。それと、ほとんどが国庫補助金と、この借入金である企業債と国庫補助金、これが37.67と36.83とで、これで約7割近くですか、が資本になっておる。それから、農業集落排水で見てみると、資本の部を見てみると借金が24.4で、国庫補助金が36.64というふうになっておりまして、この付近はこれでいいのかなというのはあります。ただ、これは国の方でこういうやり方でやりなさいというふうに法律でも決まっておるのでこういう形でやっておられるわけですけど、この付近についてはやっぱり国の方でもちょっといろいろ問題がありまして、があるんだと思うんですけど、平成26年度にこの付近の収支バランスのとり方については地方公営企業法を一部改正するというのがあります。

それと、この資産の中にここに土地はないですけど、建物とか構造物とか機械とかあります。これについては過去に持っている資産がありますですね。その資産が耐用年数に応じて減価償却というて費用に計上されることができる。その費用に計上する分にはなった分だけは税金がかかりませんので、その分だけが何か民間とは違って、一般の人たちとは違って許されているというて語弊があるかもしれない。そういうような措置もされております。だけん、そういうようなバランスのとり方がなされておりますので、何か借金が借金をしているのがずっと後ろさん後ろさん後世の方に伝わったの積み上げられていってるといようなこともこういうところから見られるんじゃないかというふうにはなっている。これ45ページの一番下に減価償却って書いてあります。ここの三角形で減価費用して見られるのが3億6,376万4,785円ということですので、これに下記の0.5分だけが先ほどお金が足らなかったところに補填しましたと言っているのは資本的収支の調整額っていうような形で使われているということになります。その付近についてはここでごたごたごた言ってもしょうがない話で、これは国の方でどういう取扱いになってくるかというのは平成26年度、いろいろ変わるということでございますので、その付近を眺めながらやっていただきたいというふうになっております。

それから、49ページですね。

ここで経営分析というのをやっております。その経営分析については表の6-1と表の6-2に公共下水道と農業集落排水やっていますが、これは施設経営の効率性といいますと労働生産、要するに適正な職員の給料になっているかということと、それから財政状況の健全性が保たれているかという指標がございまして、この指標が本来は経営分析については過年度のデータの推移も見ないと一概には言えないんですけども、それがありませんでしたので、一応全国平均値というやつと対比してどうだこうだという状況にあるんじゃないですかというふうには述べております。ただ、この全国平均値というのは何も北海道から沖縄までの全体の自治体の平均値ではございません。これは総務省が決算統計というのをとりまして、一応下水道の経営指標及び下水道使用料の概要というものを提供しております。その中に菊陽町と類似する団体のグループがございまして。そのグループはちょっと記号と書いてあります、C-A-2

というグループに菊陽町は入っております。その団体に入っている数値が全国値という形だと思って、これは表現の仕方がちょっと類似団体と書けばよかったかなと今反省しておりますけど、そういうものだというふうに思っていたきたいと思います。

これを見ますと、まずちょっと気になるのが、使用料回収率というのがあります。これは污水处理費を使用料でどのくらい賄っているかというやつで、これは100%に近いほどいいわけですね。100%であれば全部使用料で賄ってますということでございますが、これは公共下水道でいえば82.6、全国平均は76.2ですので、類似の団体に比較するといいですけど、まだ使用料では賄い切れていないという状況であるということですし、それから経常収支比率というのは、これは経常的に必要な、つまり営業費用と営業外費用が営業収益と営業外収益でどのくらい賄われているかということを示す指標で、これは100%超えればいいと、それでバランスがとれているという話になるわけですが、それについては菊陽町は117.5ということで100%は超えている。ただ、全国平均が120.3ですので、もう少し効率的なやり方を考えないといけないんじゃないでしょうかという話になっておりまして、公共下水道の方はまあまあなんですけれども、その表の2の農業集落排水の分析を見ますと使用料回収率は19.8、全国も27.9点で低いんですけど、それよりももっと低いということが1点と、それから財政状況の健全性を示す経常収支比率、これは88.3、つまり100を切っております。ということは、先ほどから何回もちょっと申し上げて申し訳ないんですが、ちょっとこの付近は検討の余地が必要なんじゃないかなと、真剣に考えるべきじゃないかなというふうな値を示しているということでございます。

下水道事業の運営については、法律的には雨水に関する事業とか、災害復旧、そういう分に対する経費など、企業に負担させることが困難である、あるいは適当でないというものの以外は全部経営に伴う収支をもって、要するに経営した、要するに平たく言うと使用料が主なものですが、使用料でもって全部運営やってくださいよというような独立採算制の原則が採用されております。したがって、先ほどから申しますように少し値的にいかななものかなと思われるようなところもございますので、今後の課題として真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

幸いというとおかしいですけど、菊陽町の下水道事業については平成22年3月に菊陽町下水道中期計画というのがつくられておりまして、それが今年平成25年度にちょうど改定時期に入っております。したがって、下水道課さんの方にもこの付近については今の言ったようなところの値についても真剣に過去のデータも見ながらチェックを行って、最終的にはこうあるべきものだというものをつくり上げていただきたいですね、そしてそれに基づいてやっていただきたいですねというふうにお願いをしています。

ただ、私も思ったんですけど、確かに地方公営企業法の企業会計法を適用されております。はっきり言いまして資産はいっぱいある、何百億円って。しかし、下水道はこれ民間企業じゃございませんで、じゃあ下水道はこの管とか処理場ば売却したり、ほかに移してもいいのかと

いうとそういうことはできないわけですね。だから、資産がいっぱいあるけん黒字だけんいいって話じゃなくて、流動資産というの流動負債、特にお金の流れ、この付近でバランスをとっていかないと大変なことになるというふうに思っていますんで、その付近について将来的な長期計画の寿命化を延命させるということも真剣に考えていただいて、経営に関する地方公営企業法ではそれを運営する責任者の方についてはかなり厳しい、法律的には失敗したら責任とりなさいよというふうな条文もございますので、その付近を頭に入れた形で地方公営企業法の適用団体として合理的な業務執行権、それから代表権、こういうものがとり行われるようにお願いしております。

いろいろ申し上げましたが、そういうところが私たち監査委員が感じたところでございまして、必ずしも当たっていないところもあるかもしれませんが、そういうところを今取りまとめてこれにまとめています。今日の説明は時間的な問題もありまして、大変大ざっぱな報告になったんではないかというふうに思いますけど、細部にわたって基本的なところは報告書にまとめたつもりでございしますので、後ほどゆっくり見ていただければと思います。

以上が監査結果の報告ということで、よろしく願いいたします。すいません。長々とすいませんでした。

○議長（大塚 昇君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、大変御苦労さまでした。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時45分

再開 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第8、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として議会活性化特別委員会、議会広報特別委員会で研修されました件につきまして報告をお願いします。

まず初めに、議会活性化特別委員会、甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） おはようございます。

坂本議会活性化特別委員長の許可のもとに私の方から今回については私の方が代表して御報告申し上げたいと思います。

なお、この報告は非常にまともにやれば長時間かかりますので、また別途ですね、別途機会を設けていただきたいというふうに考えておりますので、本会議におきましては要点だけ簡略に申し上げます。

会津若松市における研修の報告をいたします。



参加者が坂本秀則委員長、吉山哲也副委員長、それから私と石原武義議員、これに芝和長議員が参加される予定でしたけれども、先ほどから報告にありましたように少し申し上げますと大体が早く何でもおいでになる芝さんがおいでにならないので何度も電話を携帯電話に連絡を入れましたが連絡がつかず、結局は事務局に連絡をして、そしてその結果、先ほど申し上げられたような結果が判明したということでございました。大変残念です。芝和長さんの御冥福をお祈りしたいと思います。結果、4名で研修を受けました。

目的としましては、議会の役割とは何かと、チェック機能と政策立案機能がございますが、その辺。それから、議員報酬、議員の定数、政務活動費、議会基本条例、こういった全面にわたって研修を、全面にわたる目的を持って研修に参りました。

事前の準備として若松市議会から議会からの政策形成という59ページの資料が送ってまいりまして、これを通読をしてくれということでした。そして、その通読をした後、質問を送ってくれと大変厳しい注文で、こちらとしては34項目質問を作成しましてあらかじめ送っております。それで終わりかと思っておりましたら、また今度は議会からの政策形成という書籍がございまして。これは若松市議会の発行によるもので、130ページありますが、これを全部読んでこいと、こういうことでした。大変厳しい研修を受けたと思っております。

非常に遠ございますが、1泊2日で帰ってまいりました。研修の時間は3時間たっぷりですね。この34項目の質問に答える形で応対をしていただきました。

内容は、会津若松市議会は市民と協働する型の議会を目指しているということが1点です。もうこれに尽きますけれども、要点が3つほどありまして、本議会では広報委員会と申しておりますが、会津若松市議会では広報広聴、広聴がついております。広く聴くですね。広報広聴委員会というのがございまして、ここが住民との意見交換、議会と住民との意見交換の仲介をとると。課題の設定等もここでやると、これがまず第1点ですね。

そして、意見交換をした結果、問題を整理して、それから課題をつくって、それを各派、会派を認めてありましたので各派の代表者会議にそれを乗せると。そして、さらに政策討論会、これも詳しくは申しません。

それから、常任委員会ですね。こういった会議で議員間の討議を熱心にやっておられます。この間に意見交換会を何と5回ですね。行っていっちゃいます。住民との意見交換ですね。非常に徹底したシステムです。

それから、その後、政策が立案されて、しかも行政機関による事業の執行があるわけですが、それをさらに議員間の討議でこの評価を行って、さらに住民に返して意見交換を行うと、通算6回ですね。1つのことが決するまで6回の意見交換会を行っていく。ちょっと我々には早急にはまねできないような高レベルの取組です。

それから、この会津若松市議会で行っていたらっしゃいましたのは、行革の視点での議会の改革というのは本筋ではないと。簡単に言いますと経費節減、それから定数削減ですね。こういったことを議会の改革とは考えていないと。それは本筋から外れる。今言ったような議会の本

来の役割をシステムとしてつくり上げる、これこそ議会改革であると、こういう考え方ですね。

それから、こういう議会ですので討論、議員の討論も盛んに行われております。ですから、議員の意思統一が行われます。ですから、何かを対外的に発表する場合に、必ず主語は議会です。私はこうするじゃなくて議会はこうする。あるいは常任委員会はこうする。議員の討論の結果を集約をした形を全て出すと、こういうことですね。

ほかにもいろいろございますが、そういったことが会津若松市議会の非常に大きな特徴ですね。4人で話し合いながら帰ってきましたけれども、次のようなことを大体私見もちょっと入りますけれども考えました。この議会というのはいろんな形があるかもしれませんが、討論を通じてできる限り意見を一致させ、議会としての意見ですね。議会とは、議会として意見を一致させて、その議員による立案であれ、あるいは行政からの提案であれ、政策のレベルを上げる努力をして、市民の福祉に貢献するよう活動せねばならない、ここが一番大事なところだと思います。つまり、一般質問も、あるいは議員の討論も、行政の答弁も全てその一つの事業のレベルを上げるために反対してけんかし合うんじゃないくて、ちょっと表現悪いですけど、その政策のレベルを上げるために行うものであると。これですね。

それから、先ほど申し上げましたような取組をするならば、今のような自分の生業は片一方にあったり、そういう形での議員活動というのは不可能ですね。ほぼ常勤に近いような、そういう体制でないと、この会津若松市議会のような取組はなかなかできない、こういうことです。しかも、議会の事務局体制、11名、事務局がですね。そことのこのタイアップですか。これがきちんとできているということですね。そういう体制がないと難しいということです。

私たち議員の定員とか報酬とか政務活動費等を活性化特別委員会で話をしておりますが、この定員、報酬、政務活動費というのは議会のあり方の本質にかかわる問題だというふうに考えます。ですから、これを切り口にして住民との意見交換を今後はしっかりしなくちゃいけないというふうに思います。

それから、議員定数、端的に申し上げますが、これは委員会運営が可能な委員数と委員会数によって決するべきもの、簡単に一例申し上げますと、大体5人か6人は1委員会にいないと議論にならないと。委員会が3つあれば6掛ける3で六三、十八ですかね。定員というのはそういうふうにして決めるべきものであるということが1点ですね。

それから、議員報酬、これは今後の課題になりますが、本会議や委員会、議会活動ですね。それから、議員活動、お互いに協議をしたり、調整をしたりする活動ですね。それから、それに付随する一般質問の作成とか議案を精読する、それから調査活動をする、そういったもの、こういったものに自分がどれだけ時間を使ったか。議員がどれだけ公的なものに使った時間ですね。これをやっぱり年間を通じて一度記録しておくべきじゃないかと。そして、時数に引き直して時間数、1年に何時間と、それを1日大体8時間ですから8で割れば日数が出てきます。その日数をもとにしてこの報酬を考えなくちゃいけないんじゃないか、こういう非常に科

学的な根拠が必要であるというふうに思います。ただ単に漠然とした形で住民にこの提示をしても理解は得られない。数値を出して提示するというのが大事だと思います。そのようなことから、この議員定数と報酬は直接の関係はないということは確認しようという話をしながら帰ってきました。議員定数は先ほど申し上げたような基準、報酬は今申し上げたような基準ですね。定員を減らして報酬を上げるとかという話がよく出てきますけれども、これは全く別物であるというふうなことです。

それから、政務活動費については、まず使途を非常に明瞭にする必要があると。住民に出してもおかしくないもの、それから議員の質の向上に寄与するならば制度化すべきであろうと、そういうことの一応の仲間内というか、行った者の中での話し合いをしながら帰ってまいりました。

はい。議員の定数は30名でしたかね。30名に対して事務局が11名ということですね。つけ加えておきたいと思います。

以上をもって報告にかえます。また、いずれ違った場面でもう少し詳しい報告が委員長なり副委員長からなされると思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の報告を終わります。

次に、広報特別委員会委員長梅田清明君。

○議会広報特別委員長（梅田清明君） 時間も大分経過しておりますので、簡単に研修報告させていただきます。

菊陽町議会広報特別委員会の研修報告を行います。

去る7月31日から8月1日の1泊2日、広報議員全員と廣野事務局長随行のもと、鹿児島県始良市議会と霧島市議会へ議会広報全般について研修してまいりました。

それでは、初日の始良市議会から報告させていただきます。

始良市議会は、2010年3月23日に始良町、加治木町、蒲生町の3町が合併して定数30でしたが、今回は定数6削減の24人になるそうでございます。人口は、今年の7月1日現在で7万5,872人でした。

研修項目は、広報全般についてですが、特に議会だよりの編集方針とか一般質問、委員会報告の取扱いについてとか、写真及びレイアウトについて意見交換いたします。特に、議会だよりの編集方針、編集内容の打ち合わせはレイアウトまできちんとやるそうでございます。また、議会が終わってから五、六日詰めて広報委員会をやってレイアウトをやるそうでございます。また、費用弁償も0ということでした。

一般質問は、各議員が議会の最終本会議終了までに提出となっていましたのでびっくりいたしました。質問者に町長答弁書を質問者に当日渡すということでした。議員はそれを見て早く作成し、議会が終わるまでに提出するということでした。

また、各常任委員会の報告はありませんでした。各常任委員会から2名の広報委員が出ているので、目玉になるようなものを写真つきで載せるようにしているとのことでした。

また、一般質問は1ページに上下2人写真つきで載せてありました。

次に、霧島市議会について説明いたします。

霧島市議会は、2005年11月7日に1市6町が合併して、人口が12万7,905人、最初は120人もいた議員が34人の定数でしたが、今回はマイナス8人の26人に、そして議員歳費を5万円上げることを7月末に決めたそうでございます。

議会広報については、議会広報特別委員会をより充実するために議会広報広聴常任委員会と名称を変更して、広報委員が指導して議員と語ろう会等、活発に活動されていました。

また、表紙の写真はきりしまフォトコンテストの写真を使用されていました。きりしまフォトコンテストの写真利用はコンテスト応募の時点で市が利用する旨、提供者に了解をとっているとのことで教育委員会より取得して広報広聴常任委員会で決定し、利用されていました。

議会事務局が9人と多いため、主なレイアウトや議会活動に受け入れた行政視察、傍聴勧誘、次回定例会予定など事務局がやっていました。

今回の研修、大変に勉強になりました。そこで、8月12日に広報特別委員会を開いて、今回の研修で勉強になった点を皆で話し合いました。よかった点、割りつけが6段の11行になっていて割りつけがしやすくなっていた、また一般質問も見出しが20%、写真が20%、余白が20%、記事が40%の目安をつけておられました。また、広報の1ページ当たりの単価が始良市は92銭、霧島市は1円10銭でした。菊陽町は2円40銭、議員の間でも見直した方がいいんじゃないかと意見が出ました。今回の9月の広報は変えるところは変えますけども、まず現状のまままでいきたいと思いますけれども、いいものはまねして、でも取り入れ、読みやすく、親しまれる広報づくりに頑張っていきたいと思います。

これで広報委員会の研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 広報特別委員会委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時15分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成25年9月4日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（平成25年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成25年9月4日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 認定第1号 平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成24年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について

（委員会付託）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

10 番 岩 下 和 高 君

12 番 福 島 知 雄 君

14 番 加 藤 眞佐男 君

16 番 小 林 久美子 君

18 番 大 塚 昇 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

15 番 上 田 茂 政 君

17 番 梅 田 清 明 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

産業建設部長 松 村 孝 雄 君

総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

会計管理者兼
会計課長 渡 邊 幸 伸 君

産業建設部審議員兼
商工振興課長 荒 木 一 雄 君

| | |
|-------------------|-------|
| 総務課長 | 吉川義則君 |
| 財政課長 | 阪本浩徳君 |
| 福祉課長 | 宮本義雄君 |
| 介護保険課長 | 市原憲吾君 |
| 町民課長 | 酒井章彦君 |
| 農政課長 | 志垣敏夫君 |
| 都市計画課長 | 小野秀幸君 |
| 総務課長補佐兼
庶務法制係長 | 中島秀樹君 |
| 図書館長 | 山崎謙三君 |
| 生涯学習課長 | 堀行徳君 |

| | |
|-------------------|--------|
| 総合政策課長 | 服部誠也君 |
| 税務課長 | 阪本章三君 |
| 健康・保険課長 | 佐藤清孝君 |
| 環境生活課長 | 大山陽祐君 |
| 武蔵ヶ丘支所長 | 大川由紀美君 |
| 建設課長 | 今村敬士君 |
| 下水道課長 | 士野公典君 |
| 教育審議員兼
中央公民館館長 | 矢野陽子君 |
| 学務課長 | 松本洋昭君 |
| 農業委員会事務局長 | 堀川正信君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議会広報編集に関する調査研究特別副委員長の甲斐榮治君の辞任に伴い、9月3日に開かれた議会広報編集に関する調査研究特別委員会において、吉本孝寿が副委員長に互選されましたので報告します。

平成24年度決算認定の件について各課長に説明を求めますが、この決算については、この後各委員会に付託を予定しております。

質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 認定第1号 平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、認定第1号の平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員から決算審査報告がなされ、また先ほど議長の方から各委員会に付託される予定ということでございますので、詳細につきましては、その際各担当課から説明させていただきたいと存じます。

関係書類は決算書がございます。それから、主要な施策の成果という薄いのがございます。それから、財産に関する調書がございます。それから、昨日監査委員から説明ございました決算審査報告書、緑の部分ですね、これが1枚ありまして、それからもう一つ、歳入歳出決算参考資料というのを4枚ぐらいでホッチキス止めでつくっておりますが、本日はこちらの参考資料で前年度からの増減を中心に説明させていただきたいと思います。その後、説明が終わりましたならば、決算書の中でポイントとなる事項を補足させていただきたいというふうに思います。

また、御質問につきましては、担当課長等からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、参考資料の1ページ、2ページをお開き願いたいというふうに存じます。



まず、歳入でございます。

款項ごとの予算現額及び調定額につきましては省略させていただき、平成24年度の決算の収入済額について前年度の比較を中心に説明をさせていただきます。

まず、款の1町税は、前年度から3.2%、1億9,887万9,073円増加し、63億6,025万634円となっております。歳入合計に占める構成比は40.4%で、前年度から7.5ポイント減少しています。これは分母となります歳入合計が28億9,000万円ほど増加しておりますので、総体的に比率が下がったというところでございます。

その中で、項の1町民税は5.4%、1億1,949万887円増の23億1,323万3,250円となりました。

項の2固定資産税は2.5%、8,799万4,964円増の36億5,530万7,222円となっております。

それから、項の3軽自動車税は7,622万6,425円。

それから、項の4町たばこ税は3億1,548万3,737円でございます。

それから、款の2地方譲与税は0.5%、82万2,007円の増の1億8,224万9,145円で、これは国税として徴収され、都道府県や市町村に一定の基準を持って配付されるものでありまして、項の1地方揮発油譲与税、それから項の3航空機燃料譲与税につきましては増となっておりますが、項の2の自動車重量譲与税につきましては減となっております。

少し飛びますが、款の6地方消費税交付金は6.1%、2,060万9,000円増の3億5,996万9,000円でございます。

次に、款の12地方交付税につきましては11.2%、7,413万5,000円減の5億8,699万7,000円で、そのうち普通交付税は記載がございませんが、4億3,686万2,000円、特別交付税が1億5,013万5,000円でございます。歳入合計に占める構成比は3.7%でございます。

それから、款の14の分担金及び負担金につきましては、項の2負担金で18.9%、5,437万4,179円増の3億4,279万4,674円で、内容は保育料をはじめとします児童福祉費負担金が約80%を占めているものでございます。

続きまして、款の16国庫支出金は63.6%、8億2,203万577円増の21億1,403万1,088円で、そのうち項の1の国庫負担金が31.5%、3億145万9,288円の増、それから項の2国庫補助金が161.1%、5億2,232万3,276円の増であります。国庫補助金の増の要因につきましては、菊陽中部小学校や西小学校の改築事業等がございましたので、その関係で大幅な増となっておりますのでございます。歳入合計に占める構成比は13.4%で、前年度の10%から3.4ポイント増加しているという状況でございます。

続きまして、款の17の県支出金は29.5%、1億9,809万5,605円増の8億6,950万9,307円で、私立保育所の2園の設置に係ります補助金約2億1,000万円などが増えております。

款の18財産収入につきましては52.9%、1億5,506万9,675円の減の1億3,797万2,650円でございます。

次の3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

3行目の款の20繰入金は129.4%、5億5,644万748円増の9億8,635万5,748円で、平成24年度は特別会計繰入金として（仮称）菊陽町光の森複合施設用地を取得しました土地取得特別会計から3億744万9,748円を繰り入れております。また、例年同様、基金から6億7,890万6,000円も繰り入れておるところでございます。

次に、款の21繰越金は9.4%、7,103万6,004円増の8億2,539万799円で、平成23年度からの繰越明許分と通次繰越分を含んでいるものでございます。

続きまして、款の23の町債は94.5%、13億350万円増の26億8,310万円で、主なものでは項の1の総務債が（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業により増加しまして、項の9の教育債では菊陽中部小学校と菊陽西小学校の整備事業により12億円以上増加しているものでございます。

以上、歳入合計をしますと、平成23年度からの繰越分を含めまして157億5,662万5,877円となり、前年度から22.5%、28億9,074万7,457円の増となったところでございます。

続きまして、歳出に移りますが、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、款の1の議会費は10.2%、1,470万2,174円減の1億2,888万2,210円で、減少の要因は共済費の負担金が減少したというところでございます。

次の款の2総務費は25.8%、4億7,067万4,138円増の22億9,686万1,359円で、歳出合計における構成比は15.5%を占めております。前年度から大幅に増加しました理由としましては、項の1総務管理費の中で（仮称）菊陽町光の森複合施設用地を土地取得特別会計から取得したことによるものでございます。

なお、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業の4億9,201万3,000円は、継続費通次繰越として平成25年度に繰越もしておるところでもございます。

続きまして、款の3民生費は10.6%、3億6,989万5,062円増の38億7,376万3,077円で、歳出合計における構成比は26.1%と最も高い比率でございます。

項の1社会福祉費は16億6,400万9,495円で、この中には国民健康保険特別会計への繰出金、介護保険特会への繰出金、また熊本県後期高齢者医療広域連合の負担金や障害者福祉費の扶助費などが主なものでございます。

また、項の2の児童福祉費は22億975万3,582円で、児童手当の8億9,856万円や保育園費の9億5,617万2,607円などが主なものでございます。

なお、項の2の児童福祉費には、平成23年度からの繰越事業でありました私立保育所の整備に係る補助金2億3,997万2,000円を含んでおりますが、項の1社会福祉費では、介護基盤緊急整備特別対策事業、これは老人ホームに対する補助金でございますけども、1億3,340万円は平成25年度へ繰り越しているものでございます。

次に、款の4衛生費は5.8%、6,013万5,152円減の9億7,301万8,849円で、主なものは項の1の保健衛生費の子ども医療費助成が1億7,590万円、それから予防接種委託料が1億3,541万6,590円で、項の2清掃費は菊池環境保全組合負担金の2億3,435万1,000円などございま

す。

款の5労働費は62.5%の減額ということでございます。

款の6農林水産業費は1.3%、394万3,430円増の3億272万1,547円で、項の1農業費には下水道事業会計の農業集落排水の繰出金や土地改良の県営事業負担金、「さんふれあ」の改修費などを含んでおるものでございます。

なお、JA菊池のニンジン選果施設整備補助金であります強い農業づくり交付金事業は、平成25年度に5億4,000万円を繰り越しているものでございます。

続きまして、款の7の商工費は63.9%、5,829万8,000円増の1億4,952万4,363円で、企業誘致費の工場等立地促進補助金などが増加の要因でございます。

次に、款の8土木費は6.5%、1億1,676万9,730円減の16億7,848万3,945円で、構成比は11.3%となっております。

そのうち、項の2の道路橋梁費は5,231万7,219円の減、それから都市計画費も5,829万4,111円の減でございます。

また、項の4の住宅費では、光団地建設事業が2億6,588万円ほどございます。

なお、土木費につきましては、道路改良事業をはじめ7つの事業2億841万円ほどを平成25年度に繰り越しているものでございます。

続きまして、款の9消防費は13.7%、6,203万136円減の3億8,910万7,716円で、このうち菊池広域連合負担金が3億2,209万9,000円であります。

なお、継続事業であります防災行政無線デジタル化更新整備事業につきましては、平成25年度に2億3,000万円ほど繰り越しているものでございます。

次に、款の10教育費は123.5%、20億4,122万7,557円増の36億9,384万7,897円で、歳出合計における構成比は24.9%となり、前年度から大幅に増えてるところでございます。増加の要因としましては、菊陽中部小学校の改築事業、それから菊陽西小学校の校舎増築事業、それから武蔵ヶ丘中学校のエレベーター設置事業などでございます。

なお、菊陽中部小学校の改築事業の約6億円と菊陽中学校の増改築事業の約3億円は逐次繰越として、また菊陽西小学校の運動場整備事業が5,800万円、それから武蔵ヶ丘中学校の空調整備設置事業が約7,800万円につきましては、明許繰越として平成25年度に繰り越してるものも多々ございました。

次に、款の11災害復旧費は、2億1,468万1,693円で、平成24年7・12九州北部豪雨災害の復旧に係る経費でございます。

款の12公債費は6.7%、8,195万8,516円減の11億4,931万4,713円で、歳出合計における構成比は7.7%でございます。内訳は、元金が9億9,415万5,348円、利子が1億5,515万9,365円あります。

なお、平成24年度末の地方債現在高は、一般会計で120億7,555万3,000円となっておりますが、増加の要因としましては、中部小学校の建設事業などの増により約16億9,000万円ほど増

加したものでございます。

最後は、款の14予備費で、支出済額はございませんが、他の款項に充当しており、決算書に充当先を記載しておりますので、これにつきましては後ほど説明したいと存じます。

以上、歳出合計は平成23年度からの繰越分を含め148億5,523万2,896円で、前年度から23.4%、28億1,474万5,275円の大幅増となったものでございます。

以上で参考資料によります説明は終わりました、次に決算書の中でポイントとなります事項を説明させていただきたいというふうに存じます。

表紙をめくっていただきますと、目次があらうかと存じます。目次の中で、まず1の歳入歳出決算書につきましては、1ページから8ページまでに記載しております。それから、2の事項別明細書につきましては、10ページから244ページまで、それから最後に実質収支に関する調書を245ページに掲載しておるところでございます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

内容につきましては、先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきますけども、2ページの右端に予算現額と収入済額との比較という項目がございますが、こちらにマイナスの分、△がついてる分が幾つかあらうかと思えます。こちらにつきましては、款の16の国庫支出金、次の3ページ、4ページの県支出金、それから23の町債などがございますけども、こちらは平成25年度へ継続費通次繰越及び明許繰越によります財源の未収分でございまして、合合わせますと23億4,000万円ほどがこのマイナスの分というところでございます。

それから、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

こちら先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきますけど、6ページのちょうど中央の列に翌年度繰越額という項目がずらっとあらうかと思えますけども、こちらにつきましても継続費、それから明許繰越の分でございますので、それを款ごとに記載してるものでございます。

昨日説明がありました監査委員さんの報告書の中の9ページ、10ページも一覧として記載をしているものでございます。また、こちらにつきましては、6月の議会において報告させていただいてるものでもございます。

続きまして、10ページをお願いしたいと思います。

10ページ以降につきましては、決算を認定していただくための書類でございます事項別明細書になります。大まかな内容は、先ほど参考資料で説明いたしましたので、割愛させていただきますけども、記載項目等について、若干補足させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。これは歳入になります。

款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、それから備考欄に細説や金額などを記載しているものでございます。こちらにつきましては、委員会の方で各課から説明をさせていただきたいというふうに存じます。

それから、少し飛びますが、45ページ、46ページをお願いいたします。

次は、歳出になります。

歳出も款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄などがございます。詳細につきましては、委員会の方で各課から説明をさせていただきたいというふう  
に存じます。

それから、最後から2ページ目の243ページ、244ページをお願いしたいと存じます。

款の14の予備費でございます。予備費は、支出済額はございませんが、243ページの右から2列目の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、3,685万9,000円を充当しているものでございます。その充当先につきましては、244ページの備考欄に書いてあるとおりでございます。合わせますと3,685万9,000円というところでございますので、御覧いただきたいと思います。

最後のページ、245ページをお開きいただきたいと思います。

このページは、実質収支に関する調書で、単位は千円単位となります。

歳入総額157億5,662万5,000円に対しまして、歳出総額が148億5,523万3,000円ですので、歳入歳出の差引額は9億139万2,000円となります。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、継続費通次繰越額1億4,319万6,000円と繰越  
明許費繰越額の1億7,606万円が必要ですので、実質収支額は5億8,213万6,000円とな  
ります。前年度と比較しますと162万6,000円の減となりました。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、昨日監査委員  
さんの方から説明がございましたので、今回は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 最初に、議長にお伺いしますが、全部で5項目ございます。昨日の監査委員の決算報告を踏まえて、執行部の見解をただしたいということで、こういう質問、この場で  
してよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 結構です。お願いします。

○8番（甲斐榮治君） それと、今5項目ありますから5項目ばあっと一遍に質問しますと何が何  
だか分からなくなりますので、2項目ずつ3回ということだと思いますが、よろしい  
ですか。

○議長（大塚 昇君） 結構です。

○8番（甲斐榮治君） それでは、まず1番目、2番目ですが、この決算の報告書の中の21ページ  
になるかと思いますが、自主財源、依存財源ですね、この変化が出ておりますが、次のような  
理解でいいか、確認をいたしたいと思います。

自主財源の方が21ページですね。自主財源の方は、町税はずっと増えておりましてですね、

ずっと増えております。けれども、この依存財源の方も増えております。この依存財源の内容は、国庫補助金等が増えたということであるかどうか、中部小あるいは西小学校ですね、そういったところが増えた。つまり、この構成比がだんだん64.3対35.7から55.8対44.2というふうに、数字上はちょっと悪化してますですね。しかし、内容としては基本的には今までのとおりであって、ただ国庫補助が増えた、分母が増えたという意味でこういうふうになってるのかどうか、そういう理解でいいかどうかということですね。これ1点です。

それからもう一点、監査委員の指摘の中で、基金が、これは20ページですかね。もちろん、事業の関係で取り崩した基金がありますが、土地区画整理事業基金と学校建設基金ですね、これが減少しておりますが、今後これについてはどういうふうな方針でいかれるのか、この2点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の質問にお答えいたします。

御質問は、監査委員さんの報告書のまず21ページ、2ページの数値のところだと思います。その中で21ページの表の32に自主財源の比率のところということで理解しております。

確かに平成24年度は自主財源の比率は率的には減っております。ですけれども、町税としましては増えております。ですので基本的には分母が増えたから減ったという数字になってしまったんですが、分母がなぜ増えたかと申しますと、やっぱり事業をたくさん抱えております。特に小・中学校の事業、24年度は小学校ですか、菊陽中部小と西小の事業があったかと思えます。こちらが国庫補助金なり起債でございまして町債でございまして、当然依存財源という形に上がってまいります。そうしますと、当然依存財源の率が上がってくるというところでございます。

この事業がなければ、そんなに大きな変化はなかったというふうに考えておりますが、あとまた今年、25年度で言いますと菊陽中学校等もございまして、税収は例えば増えたとしましても、他の項目が増えてくれば自主財源比率は下がってくる可能性は高い、特に先ほどの参考資料で言いますと国庫支出金が8億2,000万円、前年度から増えております。県支出金が約2億円、それから地方債にありましては13億円増えておりますので、どうしてもやっぱり依存財源の方が多くなってきたというところでございます。

それから、2点目の基金のところでございます。資料の20ページだったと思います。

土地区画整理基金がここはゼロに近いというところでございます。それから、学校建設資金も減っているというところでございまして、学校建設資金につきましては、学校の建設のために基金を積み立てるものでございますので、大きな事業が終わればだんだん減ってくるというのは間違いないというふうに存じます。ですけど、区画整理事業につきましても、事業が終われば当然ゼロになってくるところではございますが、現在区画整理事業につきましても、保留地処分金の事業を中心に行っておりますので、保留地をどんどん売って、そして事業を進めていくというところでございます。

基金につきましては、特段一般会計から補填するということはありません。

それから、学校建設資金につきましては、必要に応じて基金に積み立てるということは考えられると思いますが、現時点では私の方からお答えはできませんですけど、現時点ではこの数字だけは残っているというところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 質問の回数に限られておりますので、次に移ります。

これは資料がちょっと私も探し出さなかったんですが、国民健康保険に対して一般会計の繰入れというのが以前問題になりましたが、この実態は今年はどうなっておるでしょうか、また将来の見込みはどうなるのでしょうか。一般会計から国民健康保険の不足分に対して繰入れをするという、この形ですね、これが今どうなっているかということ。

それからもう一つは、これは純然たる質問ですが、臨時財政対策費というのが昨日監査委員からちょっと心配してるというふうな表現があったと思いますが、今40億円ぐらいあるということでしたが、これは性格的にどういうものであるか、監査委員によると最終的には地方がこれに対して責任を負わされてしまうんじゃないかという指摘もあったようですが、その辺も含めてお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 健康保険特別会計の一般会計からの繰入れが平成24年度で1億2,600万円いただいております。これは医療給付費等の不足分に対して繰り入れていただいているんですけども、税収その他財源的なものはもう少し見込めて給付費が下がってくれば、その分を減らしていけると思いますが、24年度においては、後で申し上げますけれども、繰越金は出ましたけれども、まだ財源的には非常に厳しいものがあるということで、今年度は繰入れさせていただいて、後になりますけれども、25年度のまたこの前了承いただきましたけれども、一般からの法定外の繰入れについては、25年度で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、4番目の質問の臨時財政対策債のことと思いますので、お答えさせていただきます。

監査委員さんの資料では、25ページから26ページにかけて記載があったところだと思います。

まず、地方交付税の原資というのがございまして、地方交付税の原資は所得税、法人税、酒税の32%、これが1つ、それから消費税の29.5%、それからたばこ税の25%、こちらが基本的な地方交付税の原資でございます。実際、税収は少ないもんですから、自治体の方に交付ができないという中で、市町村にも少し借ってくださいというところでございます。お金を借っていただくと、その分交付税に算入しますよというところでございます。実際、この制度は平成

13年度から平成15年度までの3年間だったんですけども、実際どうしてもやっぱり原資がないというところで、継続、継続でずっと来ているところでございます。

それから、合計しますと菊陽町でも年間4億円から5億円を借りておりますので、現時点で残がやっぱり40億円を超えてきます。あと2年たてば、もう50億円を超えるんじゃないかというふうな感じでございます。

これにつきましては、交付税をたくさんいただいているところは算入されますので、あとよろしいかと思いますが、菊陽町につきましては普通交付税は4億4,000万円しかございません。確かに入ってるとは言うたものの、基準財政需要額に入ってるだけで交付税の額としていただいているわけでは一切ございません。ですので、町としては本当この分がなくなって、交付税として来れば一番よろしいかと思いますが、現時点では一切国の原資がないということで、全国全市町村、一時的にこういった形で臨時財政対策として借り入れてるというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の件について補足説明しておきたいと思います。

この臨時財政対策債につきましては、平成13年度からできた制度であります。それまで特別会計ということで、国の方が税收で地方に交付する交付税が不足する分については、国の方で借入れをして、それをこの現金という形で交付されておりましたが、今申し上げたような理由で、現在は普通交付税の需要額の方で元利償還金、償還するものを全額需要額で算入できるという内容のものであります。

それで、現実的には基準財政収入額の方が増えれば、実際受け取る交付税は少ないところでありますが、本町の場合も町税等が落ち込んできますと、当然交付税の方の分が交付されるようになりますので、今大型事業等を実施する場合に、これは全額交付税措置されるということで、この分については今借りられる分ですね、その分については歳入の方で依存財源でありますけども、そういった財政運営上、借入れとるというような状況であります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 3番目、最後の質問です。この決算報告の23ページになります。

いつも質問をしておりますが、表35の主要財政指標の年度別推移というのがございます。その中で、財政力指数というのは、これは1に近いほど財政力があるというふうなことで理解しておりますが、次の経常収支比率は大体70から75が標準であるという指摘があります。それから、公債費については15%を超えない方がよろしいと、15%を超えたら黄信号で、20%を超えたら赤信号と、そういうふうなことでずっと理解してまいりましたが、要するに財政の柔軟性といえますか、使える金があると、あるかないかという話だというふうに思います。

それで、この経常収支比率は若干去年よりも下がっておりますが、ほとんど変わらない状況ですね。それから、公債費負担比率は上がっていると、これは当然学校の増改築等で公債を利用



しましたので、そういうふうになってるかと思いますが、これがさらに先ほども出ましたが、菊陽中学ですね、光の森の複合施設あるいは鼻ぐり井手公園、こういったもの、もう具体的に出ていますのでそれだけです。まだ今後取り組まにゃいかんのは体育館とか、あるいはグラウンドとかいろいろあるかと思いますが、果たして大丈夫なのかということですね。

私の頭の中では114億円という数字が、累積のですね、それが114億円というのがあるんですが、現在では119億8,000万円、約120億円残ってるという状況、それにまた積み重なっていくという状況ですので、果たしてこれで将来的に財政の柔軟性を確保できるものかどうか、固定費がずっと増えてって、もう何も使う金がないというふうな状況にならないかどうか心配しておりますが、その辺について見解を伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

監査委員報告書の23ページの数値の件というところでございます。

まず、財政力指数につきましては、1に近い方がよろしいということで、菊陽町の場合、0.9をここ数年超えておりますので、県内でも1番の数値でございます。これが高いからといって財政豊かかという、一概にも豊かというわけにもないと思いますが、数値上は高いというところでございます。

それから、経常収支比率につきましては、ここ数年は減ってきてるところはございますが、平成19年は90%という高い時期もございましたが、ここ数年は改善されてきているというのは御理解いただければというふうに思います。

それから、公債費負担比率、こちら16%、15%前後で推移しておりますが、学校等の償還につきましては、あと年数が長くなりますので、単一年で大きく負担が出るというわけではございません。例えば光の森の複合施設と北側の光の森用地につきましては、あれは民間融資でしたので、10年間で返さなきゃなりませんので、1年間で当初は2億1,000万円ほど返す必要があったかと思います。現在は光の森の方はあと4年間1億6,000万円ずつぐらい返していけばよろしいかと思います。その分、若干は公債費の分が減ってくるかと思いますが、将来本当に償還が始まったときは、現在よりも当然増えてくるというのは事実でございます。

しかしながら、実際120億円、先ほど一般会計の方で残高ございますが、そのうち40億円は、実際に言いますとやっぱり臨時財政対策債の分でございます、事業したから起債が増えたというわけでも現実的にはないところは御理解いただければというふうに思います。

町としましては、何とかやっていけるというふうに考えるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今財政課長も申し上げましたけども、本町の場合、いわゆる義務教育施設が、一つに50年代から60年代に建てて、今ちょうど建て替えの時期に来るとような中で、一方では非常に児童数が増える、あるいは耐震化の事業もやらずに

ならないということで、事業的には非常に人は増えて税収は増えておりますけども、一方では取り組まなければならない事業、そういうものが今非常に投資的に投資しなければならないような状況でありますけども、これは当然今やっとする事業につきましては、ぜひやらなければならないということで、議員の皆様方にも御理解いただきながら進めておりますけども、当然財政的な面につきましては、硬直化して何もできないような状態に持っていくわけにもいきませんので、光の森複合施設あるいは鼻ぐり井手につきましても、国からの補助が何とかしてとれないかということで、職員もいろいろ工夫しながら、そして制度事業を生かしながらこういう時期を乗り切っていかなければならないということで取り組んでるところであります。

それで、当然次の予算とか立てる場合、そして実施計画の中で財政的な負担がどうなるか、いわゆる公債費の返済、そういったものも視野に入れながら、この今の時期を乗り切っていきたいといったところで、十分その辺は配慮しながら財政の方も運営にも努めているような状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第2号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、認定第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、認定第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきますと、添付書類としまして主要な施策の成果をつけております。

この特別会計は、用地先行取得事業に係る歳入歳出を経理するものでございます。

1ページをめくっていただきますと、決算書をつけておりますが、決算の内容は事項別明細書で説明させていただきたいと存じます。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

まずは、歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入につきましては、予算現額20万5,000円に対しまして調定額、収入済額とも20万4,739円です。これは土地開発基金の利子ということでございます。

次に、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、（仮称）菊陽町光の森複合施設用地を一般会計に4億9,468万9,748円で売り払ったものを計上しているものでございます。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金ですが、予算現額2億

2,841万6,000円に対しまして調定額、収入済額ともに2億2,823万6,857円で、これは光の森地内の用地の維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものでございます。

次に、項の2基金繰入金、目の1土地開発基金繰入金は鼻ぐり井手公園拡張整備用地の先行取得のため、1億4,424万4,153円を繰り入れたものでございます。

以上、歳入合計は8億6,737万5,497円となります。

次の9ページ、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1土地開発基金積立金は、予算現額20万5,000円に対しまして支出済額が20万4,739円で、これは歳入で受け入れました基金利子を基金に積み立てたものでございます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は1億4,424万4,153円を支出しておりますが、内容は鼻ぐり井手公園拡張整備用地の先行取得のための公有財産購入費や補償費などでございます。

次の目の3土地・建物管理費につきましては、予算現額93万1,000円に対しまして、支出済額は75万2,712円であります。これは（仮称）菊陽町光の森複合施設建設予定地約7,000平米の除草作業手数料と（仮称）菊陽町光の森多目的広場の約3万平米の維持管理費でございます。

次に、項の2繰出金、目の1繰出金についてでございますが、（仮称）菊陽町光の森複合施設用地は平成18年度に本特別会計の公共用地先行取得等事業債を活用しまして取得したものでございます。この用地を平成24年度において、一般会計により4億9,468万9,748円で売り払ったことに伴いまして、特会としましては新たな財源が生じたというところでございます。この財源をもとに、公共用地先行取得等事業債の1億8,724万円を繰上償還をしまして、これまで公共用地先行取得等事業債の償還のため、一般会計から繰り入れていました財源を一般会計に戻す必要がございますので、残りの3億744万9,748円を一般会計に繰り出したものでございます。

次の款の3公債費は、公共用地先行取得等事業債の償還金で、目の1元金を4億183万円、目の2利子を1,289万4,145円支出しております。この中で、元金は備考欄に記載のとおり、銀行等と記載しているのが毎年の償還分で2億1,459万円、また先ほど繰出金の項目で説明しました繰上償還分が1億8,724万円でございます。

なお、平成24年度末の地方債残高は6億7,112万円となっております。

以上、歳出合計は8億6,737万5,497円となりました。

最後に、11ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書になります。数値は千円単位でございまして、歳入総額が8億6,737万5,000円に対しまして、歳出総額も8億6,737万5,000円ですので、歳入歳出差引額は0円となります。このため、翌年度へ繰り越すべき財源もありませんし、実質収支額も0円ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 認定第3号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、認定第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、認定第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

その前に、決算書に移る前に、この決算書の前に平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計に関する主要な施策の成果というのをつけておりますので、簡単にまとめたものではございますけれども、参考に御覧いただきたいと思います。

それでは、まず決算書の1ページから説明してきたいと思います。1ページをお願いいたします。

平成24年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでになっております。次に、6ページから26ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で具体的な予算の執行状況で、最終27ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

それでは、歳入の主なものについて説明いたします。

決算書の1ページと2ページですが、表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1 国民健康保険税、項の1 国民健康保険税は、一般分と退職分で前年度から3,539万3,025円増の8億1,019万2,401円となっており、不納欠損額は344万8,330円、収入未済額は3億359万2,125円であります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は90.7%であります。

款の5 国庫支出金、項の1 国庫負担金は療養給付費、高額療養費、特定健康診査に対する負担金で、6億8,392万9,611円です。

項の2 国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成る財政調整交付金が主なもので、2億4,040万1,000円です。

款の6 療養給付費等交付金、項の1 療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る医療給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、2億7,647万2,940円です。

款の7 前期高齢者交付金、項の1 前期高齢者交付金は、国保被保険者のうち65歳から74歳までの前期高齢者の加入の偏在による保険者間の負担の不均衡に応じて調整されて交付されるもので、5億9,945万2,997円です。

款の8 県支出金、項の1 県負担金は、高額な医療の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るための高額医療費負担金と特定健康診査等負担金で、1,817万5,644円です。

項の2 県補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金で1億6,443万円です。

款の10 共同事業交付金、項の1 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金で、4億4,104万256円です。

款の13 繰入金、項の1 他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で3億1,080万2,945円です。この中に財政調整繰入金として1億2,600万円を繰り入れております。

以上により、歳入合計は予算現額36億1,301万7,000円に對しまして、調定額39億1,699万4,628円、収入済額36億964万3,444円、不納欠損額344万8,330円、収入未済額3億390万2,854円、予算現額と収入済額との比較では337万3,556円のマイナスであります。

続きまして、歳出の主にもものについて説明いたします。

3ページと4ページをお開きください。

予算現額については省略し、支出済額について主なものを説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費は、療養給付費と療養費等で19億9,599万1,050円です。

項の2 高額療養費は、算定基準額を超える部分を高額療養費で給付されるもので、2億5,725万1,304円です。

款の3 後期高齢者支援金等、項の1 後期高齢者支援金等は4億4,496万3,233円です。

款の6 介護納付金、項の1 介護納付金は、介護保険の第2号被保険者である40歳から65歳未満までの国保被保険者から徴収する介護分で、1億9,058万5,124円です。

款の7 共同事業拠出金、項の1 共同事業拠出金は、小規模保険者の運営基盤安定化及び高額医療費の調整を図るための拠出金で4億3,844万5,117円です。

以上により、歳出合計は予算現額36億1,301万7,000円に對して支出済額34億3,317万7,511円、不用額1億7,983万9,489円で、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳出総額が36億964万3,444円、歳入総額が34億3,317万7,511円で、歳入歳出差引残額が1億7,646万5,933円であり、この差引残額が平成25年度への繰越金になります。

次に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額が1億7,646万5,000円で、実質収支額

も同額となっております。

以上で平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしく  
お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第4号 平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

○議長（大塚 昇君） 日程第5、認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会
計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計につきましても、決算書の前に主要な施策の成果というのを添付し
ておりますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

平成24年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ペ
ージから14ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終15ページが実質収支に関する調書
となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから
4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。歳入の主なものについて説
明いたします。

決算書の1ページと2ページをお開きください。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、75歳以上の被保険者の保険

料収入で、前年度から1,651万4,520円増の2億334万1,120円です。不納欠損額は11万5,440円、収入未済額は130万8,600円であります。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金は6,505万560円です。

款の5繰越金、項の1繰越金は、平成23年度の余剰金を平成24年度へ繰り越したもので、792万7,621円です。

以上により、歳入合計は予算現額2億7,796万7,000円に対して調定額2億8,260万6,238円、収入済額2億8,118万2,198円、不納欠損額11万5,440円、収入未済額130万8,600円、予算現額と収入済額との比較は321万5,198円の増となっております。

表題の歳出の主なものについて説明いたします。

3ページと4ページをお開きください。

予算現額は省略し、支出済額について説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金は、2,108万3,516円増の2億6,386万68円です。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は、550万3,496円です。

以上により、歳出合計は予算現額2億7,796万7,000円に対しまして支出済額2億7,221万5,337円、不用額575万1,663円、予算現額と支出済額との比較は同額となっております。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が2億8,118万2,198円、歳出総額が2億7,221万5,337円で、歳入歳出差引残額は896万6,861円であり、この差引残額が平成25年度への繰越金になります。

次に、最終15ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額が896万6,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第5号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、認定第5号平成24年度菊陽町介護保険別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 皆様おはようございます。

それでは、認定第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書の前に、主要な施策の成果を参考資料として添付させていただいております。

それでは、まず決算書の1ページをお開きください。

平成24年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから24ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終25ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料は、第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入で、前年度から6,087万5,880円増の4億407万9,740円、収納率は96.6%となっております。また、不納欠損額は284万5,200円、収入未済額は1,150万940円であります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金で3億1,464万9,524円です。

同じく項の2国庫補助金は、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金で、9,280万3,220円です。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は、第2号被保険者である40歳から64歳までの分、29%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、5億1,717万5,577円です。

款の6県支出金、項の1県負担金は、介護給付及び予防給付に要する県の負担金で、2億5,460万9,698円です。

同じく項の3県補助金は、介護予防事業、包括的支援事業の補助金で825万9,110円です。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担金で、2億6,101万2,177円です。

款の12諸収入、項の4雑入は、主に介護保険財政安定化基金の取崩しに伴う交付金で、1,184万31円です。

以上、歳入合計は、予算現額18億7,264万1,000円に対して調定額18億9,919万8,756円、収入済額18億8,485万2,616円、不納欠損額284万5,200円、収入未済額1,150万940円、予算現額と収入済額との比較が1,221万1,616円となっております。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

予算現額については省略し、支出済額について説明いたします。



款の２保険給付費、項の１介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用で、前年度から5,786万9,956円増の16億7,901万1,996円であり、同じく項の３高額介護サービス等費は、要介護者等が１か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻しされるもので、3,791万8,052円です。

款の４地域支援事業費、項の１介護予防事業費は、介護予防に関する啓発、通所による運動教室を行う事業費で2,163万5,666円です。

同じく項の２包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が住みなれた地域で暮らせるための総合相談や権利擁護などの事業費で3,032万1,806円です。

以上、歳出合計は予算現額18億7,264万1,000円に対して支出済額18億4,863万5,325円、不用額が2,400万5,675円、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

４ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が18億8,485万2,616円、歳出総額が18億4,863万5,325円で、歳入歳出差引残額が3,621万7,291円となり、この差引残額が平成25年度への繰越金になります。

次に、25ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額3,621万7,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第５号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第７ 認定第６号 平成２４年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第７、認定第６号平成24年度菊陽町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） おはようございます。

それでは、認定第６号平成24年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

説明に入ります前に、決算書の９ページの剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第２項及び菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第２条第４項の規定によりまして、議会の議決を経て行わなければなりませんので、剰余金の処分についての説明が後になり

ますが、決算の認定とは別に議会の議決を得る必要がありますので、議案第30号によりまして議会の議決をお願いいたしております。よろしくお願いします。

それでは、御説明いたします。

まず、決算書の書類でありますけれども、もともと企業会計は決算を重視する会計制度でありますので、御覧のように大変ボリュームのあるものとなっております。

目次を御覧いただきますと、内容は決算報告書とその後、決算の根拠を示す附属明細書と続きますが、いずれも地方公営企業法の規定や施行令の規定に基づき作成するものでございます。

各事業の最後には、経営分析表を添付しておりまして、下水道利用者に対して下水道経営の実態とともに、使用料原価の基礎や内容を説明する報告書となっております。

ただ、本日この決算書では、この報告書全部の長時間の説明はできませんので、本日は公共・農集排事業の連結決算報告と連結損益計算書によります企業の経営成績、そして連結貸借対照表によります資産、負債、資本の財政状況について報告させていただき、そのほかの附属明細書につきましては、必要な部分のみの説明とさせていただきますので、どうぞ御了承ください。

それでは、2ページをお開きください。

下水道事業報告書でございます。

まず、公共下水道事業につきましては、昭和58年度に最初の事業認可を得まして、以後14回に及ぶ認可変更を得て供用開始区域の拡大を図り、平成24年度末の汚水処理人口普及率は97.5%となっております。しかし、現在管理しております管路も古いものでは30年余りが経過し、経年劣化によるふぐあい等も見受けられる状況です。

次に、建設事業の状況について申し上げます。

平成24年度は、社会資本整備総合交付金や町単事業を合わせまして4億8,691万円を投入しまして、汚水枝線築造工事など合計39件の工事を行いまして、汚水管路の総延長は216キロメートルとなりまして、事業認可区域内の整備率は84.5%となっております。

雨水対策事業では、久保第1、第2雨水調整池の築造工事など10件の工事を行いまして、雨水管路の総延長は34キロメートルとなりまして、事業認可区域内の整備率は64.1%となっております。

次に、業務の状況について申し上げます。

平成24年度の建設工事によりまして5.38ヘクタールを、また区域外申請によりまして0.83ヘクタールの供用を新たに開始しております。水洗化戸数は、前年度より437戸増の1万3,966戸、水洗化人口は3万6,023人となっております。

有収水量、いわゆる料金の対象となった汚水水量につきましては636万848立米で、前年度よりも3万211立米増加しております。

次に、3ページは経理の状況についてでございますが、この後、決算報告の説明を行います

ので、ここでは省略させていただきます。

次に、農業集落排水事業であります、戸次、馬場楠、曲手を対象地区としまして、平成10年12月から供用開始しております。

建設改良工事につきましては、曲手地区の管路築造工事や白水浄化センターの耐震補強工事を行っております。

業務状況について申し上げますと、24年度は曲手地区で一部供用を開始し、水洗化戸数は236戸となっております。

4ページをお願いいたします。

経理の状況につきましては、説明を省略いたします。

それでは、5ページを御覧ください。

下水道事業連結決算報告書でございます。

菊陽町下水道事業は、企業会計制度に移行しましても地方公共団体の特別会計として予算会計制度を採用しておりますことから、この決算報告書を作成しております。

それでは、まず収益的収入・支出でございますが、収入におきましては下水道事業収益の決算額のみ申し上げますと、12億8,859万1,492円で、内訳は御覧のとおりでございます。

支出におきましては、下水道事業の決算額10億9,852万3,170円で、内訳は御覧のとおりでございます。

続きまして、6ページは資本的収入及び支出でございます。

まず、収入におきましては、資本的収入の決算額は6億4,589万3,351円で、内訳は御覧のとおりとなっております。

次に、支出におきましては、資本的支出の決算額は12億1,199万9,317円、翌年度繰越額1億4,182万3,000円で、内訳は御覧のとおりでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足します額5億6,610万5,966円は、消費税資本的収支調整額、前年度引継現金、当年度損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額で補填しております。

続きまして、7ページの連結損益計算書を御覧ください。

ここで下水道事業の経営成績を御説明いたします。

まず、主たる営業活動から生じる収益であります営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で、8億7,366万8,297円でございます。

営業費用が管渠費、ポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で、8億4,236万6,908円で、営業利益が3,130万1,389円となっております。

次に、主たる営業活動以外の原因から生じる収益であります営業外収益は、受取利息や他会計補助金、そして熊本北部流域下水道からの返還金が含まれます雑収益によりまして3億7,943万4,917円の収益がございました。

そして、営業外費用につきましては、支払い利息等で2億3,334万4,099円を支出しました

が、営業外収支が1億4,609万818円の黒字となりまして、結果、経常利益を1億7,739万2,207円としたもので、当年度純利益も同額となったものでございます。

この損益収支の根拠資料となりますものが、33ページと67ページの収益費用明細書でございますので、後で御確認をいただきたいと思っております。

今回、大きな当年度未処分利益剰余金を出しましたのは、熊本北部流域下水道からの返還金によるものでありますが、仮にこの返還金がなかったといたしましても、約5,400万円の利益を計上しております。しかし、一般会計からの基準外繰入金により支えられた黒字であります。

なお、この利益剰余金につきましては、8ページの剰余金計算書でも明示しておりまして、この計算書では資本剰余金と合わせました資本金合計額は253億3,664万450円となっております。さらに、この未処分利益剰余金をどのように処分するのか、処分内容を示したものが9ページの剰余金処分計算書でございます。

この剰余金処分の建設改良積立金につきましては、議案第30号で議会の議決をお願いしているところでございますので、内容の説明は議案第30号の説明のときにさせていただきます。

その下の減債積立金につきましては、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項の処分によりまして、企業債の返還に充てるための減債積立金に3,000万円を積み立てまして、翌年度繰越利益剰余金が2,475万616円となるものでございます。

続きまして、10、11ページの連結貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部、24年度末における菊陽町下水道の固定資産は、土地、建物、構築物等の有形固定資産や熊本北部流域下水道の施設利用権であります無形固定資産をそれぞれ減価償却し、さらに下水道事業運営基金の投資資産を加えまして、固定資産合計額は252億6,865万1,749円となっております。

また、流動資産につきましては、現金が9,993万8,137円でございますが、こちらはその後、説明いたします31、32ページ及び65、66ページのキャッシュフロー計算書で示されました現金期末残高の合計額でございます。

次に、未収金につきましては、使用料や合志市からの負担金、受益者負担金の未収分を合わせまして流動資産合計は2億391万5,276円となりまして、資産合計は254億7,256万7,025円となっております。

続いて、負債の部でございますが、固定負債につきましては、企業債で資本費平準化債のみの額であります。これと流動負債、内訳は工事請負費や委託費等の未払金とセミコンテクノ内の合志市事業分の使用料預かり金でありまして、負債合計は1億3,592万6,575円となっております。

次に、資本の部について申し上げます。

まず、5の自己資本金は、23年度からの引継資本金が17億3,027万8,773円、借入資本金は企業債で、この部分は26年度予算より負債の部に移行いたしますが、残高は94億2,446万944円、

こちらは45ページと70ページの企業債明細書で確認いただけます。

続きまして、6の剰余金、(1)の資本剰余金につきましては、国庫補助金や受贈財産評価額などを合わせまして、資本剰余金合計は140億450万8,526円となっております。

そして、先の連結損益計算書で示されました当年度末処分利益剰余金1億7,739万2,207円を含めまして、資本金と剰余金を合わせました資本合計は253億3,664万450円で、負債と資本の合計は254億7,256万7,025円となりまして、24年度末の菊陽町下水道事業の財政状況は以上のとおりとなったものでございます。

次に、13ページから22ページまでは公共下水道の決算書、23ページからが決算書の根拠資料であります決算附属明細書になります。

この中で、特に説明を申し上げたいのは、31ページのキャッシュフロー計算書でございます。

こちらを御覧いただきますと、キャッシュフロー計算書は、予算書で言えば資金計画書に当たるものですが、地方公営企業法の改正によりまして、平成26年度から作成が義務づけられたものでありますが、本町は1年前倒しでこれを作成することとしております。

それでは、内容を簡単に説明いたしますと、キャッシュフロー計算書は完成した損益計算書と貸借対照表をもとに作成いたします。

まず、本業であります営業活動キャッシュフローにつきましては、間接法によりまして作成しております。間接法は、減価償却費という現金の収入、支出を伴わないものや特定の項目を加算、減算しますので、内部留保資金や第4条予算の補填財源が明示されます。このようにして計算されました営業キャッシュフローは、5億4,098万1,270円であります。

次に、下水道施設構築のための投資活動キャッシュフローにつきましては、直接法によりまして、単に投資活動のための現金の収支実績をもとに作成します。結果は、マイナス2億9,914万202円であります。

さらに、32ページの財務活動キャッシュフローにつきましては、企業債の発行と償還に関して収入等の資金の増減を記載するもので、結果はマイナス2億4,698万5,357円であります。

これら3つのキャッシュフローによりまして、現金の増減額はマイナス514万4,289円でありましたが、現金の期首残高が9,960万8,120円でありましたので、現金の期末残高は9,446万3,831円となりまして、この金額が貸借対照表の流動資産現金の項目に記載されたものでございます。

なお、その下の注記事項にありますように、手持ち現金と菊陽町公共下水道が保有しております下水道事業運営基金、そして各未収金を含めました現金及び現金同等物期末残高は3億8,587万2,779円となっております。

なお、65ページの農業集落排水事業キャッシュフロー計算書につきましても、作成方式は公共下水道と同様であります。

次に、47ページの公共下水道事業経営分析表について御説明いたします。

この経営分析表は、御覧のとおり前年度との比較とともに、全国平均との比較を行いまして、それぞれの事項の内容や、その評価方法について説明しております。

各事項の主なものを申し上げますと、(3)の一般家庭使用率であります、水量20立米当たりの使用料は月1,930円で、全国平均よりもかなり低い状況です。

(5)の汚水処理原価は、全国平均よりも低い立米当たり131円でありまして、これは本町が大規模な終末処理場を持たず、農集地区を除く地域の汚水量を流域下水道によりまして処理していることによるものです。

一方、これに対しまして使用料の単価は(8)にありますように、立米当たり108円でありまして、使用料回収率も82.6%にとまっております。

続いて、71ページの農業集落排水事業経営分析表であります、(3)の一般家庭使用率は料金体系を公共と同じくしておりますので、公共下水道と同様の状況です。

次に、(5)の汚水処理原価は立米当たり518円で、これに対しまして(8)の使用料の単価は立米当たり102円でありまして、使用料回収率も19.8%にとまっております。

それでは最後に、公共下水道事業と農業集落排水事業をあわせました使用料等の収益状況について御説明させていただきます。

ここは特に資料はございませんが、公営企業における下水道使用料の考え方は、総括原価方式が採用されております。総括原価方式とは、事業経営に必要な全ての企業に一定の報酬割合を加えて料金を決める仕組みで、日本だけでなく海外でも多く公共料金で採用されている方式であります。

下水道使用料は、下水道法第20条第2項第2号におきまして、能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものであることとされています。では、適正な原価とはどういうものかを申し上げますと、まず汚水処理に係る維持管理費、支払い利息、そして減価償却費が使用料の対象経費であり、使用料の原価となります。

それでは、総務省報告向けの決算統計経営分析調書の数値で申し上げますと、まず汚水処理に係ります維持管理費は4億622万3,000円で、次に支払い利息が1億6,220万5,000円、そして減価償却費が2億9,189万5,000円で、費用の合計額は8億6,032万3,000円となっております。それに対しまして使用料等の収益が7億1,215万円で、汚水処理費用に対する使用料等収益率は82.7%となりまして、1億4,817万3,000円の基準外繰入金が汚水処理費用に使われたという結果になっております。そのようなことから、今後は適正な使用料金体系のあり方について十分に議論する必要があるのではないかというふうに思われます。

以上で決算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この企業会計というのは聞けば聞くほど何か頭がこんがらがって分からなくなるような気がいたしますけども、水道企業団でも一応の何か訓練を受けたつもりですが、どうしてもよく分からない。

それで、端的に申し上げて、要するにこの企業会計を採用したその理由というのは、1つは独立するということにありますから、言うならば下水道の使用料によって全てが賄えると、その使用料をきちんと100%に近い徴収をしていけば、財政の流動性も確保できると、そういうことを目指しておるというふうに思うんですが、ただいまの課長さんの話によると、要するにまだ今のところ自立できていない、この下水道会計がですね。その一つとしては、何ですか、北部地区の何とおっしゃいましたかね。還元金がありますね。

それともう一つは、一般会計から繰入れをして、その中で現在の水道料金、下水道の経営がなされてるというふうに理解をしましたが、としますと自立ができていない。しかし、自立を目指すということになれば、結局将来的にこの下水道料金を検討せざるを得ないと、あっさり言えば上げざるを得ないというふうな結論になるかと思うんですが、そういうふうなことと理解しとっていいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（土野公典君） 下水道使用料におきましては、汚水は私費、雨水は公費という費用負担の原則がありまして、一般会計からの繰入金も基準内と基準外とがありまして、基準外の繰入金先ほど一番最後に言いましたけども、1億4,000万円ほど下水道使用料で賄わなければならない分が一般会計からの繰入金が入ってるということになりますので、今後、下水道使用料の改定を考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの質疑を終わります。

まだ終わっておりませんので、着席してください。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第6号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時54分



# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成25年9月5日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成25年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成25年9月5日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君  
3 番 吉 本 孝 寿 君  
5 番 渡 邊 裕 之 君  
7 番 石 原 武 義 君  
10 番 岩 下 和 高 君  
12 番 福 島 知 雄 君  
14 番 加 藤 眞佐男 君  
16 番 小 林 久美子 君  
18 番 大 塚 昇 君

2 番 野 田 恭 子 君  
4 番 吉 山 哲 也 君  
6 番 坂 本 秀 則 君  
8 番 甲 斐 榮 治 君  
11 番 佐 藤 竜 巳 君  
13 番 川 俣 鐵 也 君  
15 番 上 田 茂 政 君  
17 番 梅 田 清 明 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教育委員長 曾 我 惟 雄 君  
教育次長 鶴 田 義 晃 君  
福祉生活部長 實 取 初 雄 君  
会計管理者兼  
会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君  
産業建設部審議員兼  
商工振興課長 荒 木 一 雄 君  
総合政策課長 服 部 誠 也 君  
税 務 課 長 阪 本 章 三 君  
健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君  
環境生活課長 大 山 陽 祐 君  
武蔵ヶ丘支所長 大 川 由紀美 君  
建 設 課 長 今 村 敬 士 君

副 町 長 井 手 義 隆 君  
教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君  
産業建設部長 松 村 孝 雄 君  
総務部審議員兼  
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君  
総 務 課 長 吉 川 義 則 君  
財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君  
福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君  
介護保険課長 市 原 憲 吾 君  
町 民 課 長 酒 井 章 彦 君  
農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君  
都市計画課長 小 野 秀 幸 君

|           |       |
|-----------|-------|
| 下水道課長     | 士野公典君 |
| 教育審議員兼    | 矢野陽子君 |
| 中央公民館館長   | 松本洋昭君 |
| 学務課長      | 堀川正信君 |
| 農業委員会事務局長 |       |

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 総務課長補佐兼<br>庶務法制係長 | 中島秀樹君 |
| 図書館長              | 山崎謙三君 |
| 生涯学習課長            | 堀行徳君  |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げます。

通告されている内容については、時間配分を十分考慮し、全てが時間内に終了されるようお願いいたします。また、前段についても、極力簡潔にお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） おはようございます。傍聴席の皆様、本日はありがとうございます。中岡敏博でございます。

まず初めに、亡くなられた芝和長先生に対し、心より哀悼の意を表したいと思います。

芝先生と一緒に活動した通学路における交通安全、小学校の交通安全、また今日の一つの項目になります保育所運営について、それと先日7月18日0時40分に発生しました、新成区で起きました刃物所持者による殺人未遂事件について質問を今日はさせていただきたいと思います。

この後の質問は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それではまず初めに、本町の未来を担う子どもたち及び若い世代の保護者への行政サービス、保育サービスの現況と課題について質問いたします。

1つ目、町立保育所と私立認可保育所の利用者のメリット、デメリットをどう考えているのか、また満足度のアンケート調査の実施はしているのかと通告しました。

では、町立保育所、私立認可保育所利用者のメリット、デメリットはどのようなものがあるのかお尋ねします。あわせて、主な共通点などがございましたら一緒に教えてください。

また、現在町立保育所が8園、私立保育所が5園ありますが、今までに、保護者を対象にしたアンケート方式による、子どもが通う保育園の満足度や課題について調査したことがあるかとは思いますが、公立保育園全ての園に意見箱も設置してあります。方法、内容、具体的に教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

質問の町立保育所と私立保育所利用者のメリット、デメリットをどう考えているか、また満足度のアンケート調査の実施はしているのかについての質問に対してお答えをいたします。

認可保育所は、国が制定しました基準に基づきまして保育サービスを提供する児童福祉施設であり、設置主体に公立、私立の違いがあっても、利用者に対して何らメリット、デメリットを与えるのではなく、メリット、デメリット論で保育所利用を考えることは適切ではないと考えます。公立、私立、いずれも保育所保育指針に基づいて運営されていることは共通しております。本町においては、公立は地域の特性を踏まえ、これまでの実績を生かした保育サービスを提供している一方で、私立は社会福祉法人の方針により、保育内容の一部に独自のものを織り込んだ運営をしております。このような両者の特徴に対しまして、公立、私立の保護者の評価が分かれることはありますけれども、これは保護者の子育てに対する考え方の違いによるものだと考えます。

次に、保護者を対象としたアンケート調査につきましては、保育園の保育内容や行事、活動などについて評価をするもの、さらに保育参観、あるいは運動会等の保育園行事について意見を出すものなど、公立、私立各保育所の判断で実施されております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） ここで質問いたしましたのは、福祉課は、現場の状況を正確に把握し、デメリットを防ぎつつメリットを十分生かしているのかと疑問に感じたというのと、先ほど言われたとおり、現場の皆さんが保育指針に基づき、試行錯誤され必死になり園を運営されていると思っております。現況においては、保育園の運営において高く評価してお任せしているという見解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 先ほど申しましたように、私たちは保育所利用について、メリット、デメリット論の二論では考えたくないと思います。それぞれのいいところがあると思います。保育所は私立保育所にないところがあります。ですので、町福祉課としましては8園を運営するわけですから、私立保育所のいいところ、独自のなものも幾つかございます。そういったものをできるだけいいところは取り込んでいくということは常日ごろから努力をしながら、保育園長と協議をして、よりレベルアップしていく公立保育所の運営をしていきたいと思えます。

それと、アンケート調査につきましては、公立の場合は主には今申しましたように保育園の保育の内容、活動についてアンケートをしまして幾つか、これは評価できるとかできないとか、4段階の評価を保護者の方にしております。それに対して、保護者会なんかでもその結果、そしてその保育所の対応について説明をするというところでしております。あと、またアンケートについては、今後さらに検討を重ねながら見直しをするということもあると思えますので、町立保育所の全体のレベルアップ、保育士のスキルアップというところを念頭に入れてアンケート調査を有効に活用していきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） では、次の質問に参ります。

通告の2番になりますが、幼い命を預かる保育所は、危機管理や安全対策を徹底されているはずだが、この概要、課題はどのようなものがあるかの1番目になりますが、町立保育所における耐震診断の実施は行われているのか。まずは地震や余震発生時に園児及び職員の安全を確保するため、これは言うまでもなく自らの判断では緊急避難ができない乳幼児を含む保育所、将来有望とする小さな大切な命を守る部分では、ハード環境はできる限り整えなければなりません。

それでは、保育所はいつ耐震診断を実施し、またそれに対する処置をどのような計画を立てて行っているのか。菊陽町公立小・中学校施設については、改正されました地震防災対策特別措置法（平成20年6月18日施行）により、その設置者である地方公共団体に耐震診断の実施及びその結果の公表が義務づけられておりますが、これは基準に基づきまして、本町の小・中学校においては耐震診断後の対応は迅速になされ、菊陽中部小学校建設も先日無事工事も終了し8月8日に落成式も行われました。

では、構造上さまざまな問題もあろうかと思えます。建築年数もいろいろあろうかと思いますが、老朽化が進む、ぱっと思い浮かぶのはもみじ園、なかよし園、武蔵ヶ丘第1園、第2園などは診断されているのでしょうか。これは万が一の事態に命を守れるか否かにつながってきますのでお尋ねします。耐震診断実施率及び耐震化率を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、質問の町立保育所における耐震診断の実施は行われているかについての御質問にお答えします。

耐震診断の対象となります昭和56年5月以前に建築されました町立保育所は、今議員がおっしゃった、なかよし園、もみじ園、武蔵ヶ丘第1園、武蔵ヶ丘第2園であります。これらの保育所は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定します階数が2以上かつ面積が500平方メートルの建築物ではないため、耐震化は任意であり、耐震診断は現在実施しておりません。

なお、同法律の一部が今年5月に改正されまして、ここの保育所に限らなくて全ての建築物において、耐震化が年内には努力義務に変わる予定ではあります。

また、町が平成21年に策定しました菊陽町建築物耐震改修促進計画によりますと、町全体の町有の建築物について、平成27年度までに耐震化率を90%にすることを目標としております。

以上のことを踏まえまして、保育所は乳幼児を保育する施設であるということですので、今後積極的に残りこの4園、先ほど申しました、なかよし、もみじ、武蔵ヶ丘第1、第2園の耐震化を図っていくという取組を進めていきたいと思えます。あと、ほかの残りの4園については、建築基準法が昭和56年に改正された以降の建物なので、耐震化ということについては全て終わっているということですから、個数的には8分の4が耐震化がまだ行われてないということとで御理解をお願いします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1 番（中岡敏博君） これはほかの自治体の現況も調べさせていただきまして、保育園の耐震診断をなされている自治体も多うございますので、菊陽町においては、小さい子どもたちを守る、預かっている園としましてはとても気になる部分になりましたので、お尋ねいたしました。

次に参ります。

2 番目の熱中症及び感染症対策は万全であるのかについてでございますが、主に熱中症対策、この質問は、近年熊本県のみならず日本全国において猛暑が続き、熱中症になって救急搬送される子ども、高齢者が続出しているのは皆さん御存じのとおりであります。その中で、私もスポーツ指導員として、地域のパトロール隊として、常に氷と塩を携帯し、使い捨てのアイスバック、塩分補給のためのタブレットを持ち歩き、また車内に置いております。熱中症の疑い、予兆のある場合は、応急処置法は当然 R I C E 処置、いろんな処置の方法をテレビやパンフレット、対応手段を啓発されてはいます。他の自治体においては、行政防災無線での注意喚起をされているところもございます。熱中症におきまして、症状によっては命を奪う可能性も否定できません。保育所における熱中症に対する予防策、ある程度保育所の方を訪問させてもらって聞いておりますが、体調不良になったときの通報手段、連絡手段、ガイドライン等もあるとは思いますが、まさか一昔前の水分補給のみだったり、冷えピタという、これは商品名なんですけど、それで対応することはないとは思いますが、ちょっと確認のために御質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 熱中症及び感染症対策は万全であるかの御質問に対してお答えをいたします。

熱中症及び感染症対策につきましては、厚生労働省からの各種通知に基づきまして、各園の実態に応じて創意工夫しながら対応を行っております。

まず、熱中症対策としまして、園庭内に斜光ネットを設置しまして、小まめの水分補給を行うため、保育園で麦茶を用意しております。そして、3 歳以上の園児については、水筒を持参させているという対策をとっています。また、園児室の適正な室温管理、あるいは園児の首筋を覆う UV ガードの帽子的着用、あるいはゴーヤカーテン等の設置による対策も講じております。

また、感染症対策としましては、手洗い、うがいの励行、テーブルやおもちゃのアルコール消毒等に努めております。

また、熱中症及び感染症に対する保護者の理解を図るために、保育参観などを利用しまして、町の保健師等による講話等も実施しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 当然ながら塩分補給もされているとは思いますが、麦茶を飲ませているというのと、具体的に菊陽町ならではの、熊本県ならではの特征かもしれませんが、斜光ネットという日陰をつくるものを利用しているということでございますので、このところも命にかかわるっていうのと、特に猛暑日が続く例年で、今後もいろいろ課題があるならば御検討願えればと思います。

急ピッチになるかもしれませんが、次の質問に参ります。

3番の防犯、防災対策の具体的内容は、また課題はないのかについてお尋ねいたします。

最近、子どもを巻き込んだ事件が東京練馬区、埼玉県で発生いたしました。また、本町においても不審者情報が多くあります。過去、大阪教育大学附属池田小学校事件後は学校及び保育所の防犯意識は一気に高まりましたが、では本町の対策はいかがでしょうか。

小・中学校の安全対策につきましては、先の一般質問でお聞きいたしました。私は本町保育所の防犯意識の低下を心配しております。なぜならば、園によっては、保育所施設防犯での基本中の基本である出入り口の一本化ができていない、施錠をしていない、可視性の乏しい、いわゆる死角にまだ出入り口を設けてある、残念なことに死角に新しい通用門を増やしている園もございます。しかも、来園者のチェックが不十分である。これは、池田小学校事件で職員通用門から侵入され、職員は犯人とすれ違ったということで、子どもが関係する施設で当たり前とされている項目であります。全園とは言いませんが、共通認識と防犯意識の欠如、起きるはずはないという感覚がどこかにあるのではないのでしょうか。仮に事件が起き、ふだんは施錠をしているがその日はたまたまあいていたとの言いわけは通用しません。本町において、不審者、暴漢は子どもを襲わない、保育所に侵入しない、散歩中に襲撃されない保証はどこにもありません。常に高い意識を持つべきだと思いますが、いかがと考えますか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、防犯、防災対策の具体的内容は、また課題はないのかについての御質問に対してお答えします。

防犯訓練、これは一般に不審者対策を考えております。この防犯訓練は、各園で年に4回から6回、火災訓練につきましても、毎月それぞれ各園で実施しております。防犯訓練は避難と通報を主体に、火災訓練については避難と消火活動を主体にそれぞれ実施しております。

課題としましては、今議員が指摘されましたように、防犯意識の向上があると思いますので、今後防犯に関する研修会を重ねていきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 防犯につきましては、もう専門に動くのは警察でございますが、また外部の警備会社、これはキューネットだと思いますが、契約をされていると思います。緊急通報をしたとしても、レスポンスタイムは4分から5分、その間は保育所の職員が何が何でも子ども



たちを守ってもらわないといけないし、不審者、侵入者がいたときに、恐怖におののいてパニックになって通報すらできなかった、電話も持てなかった場合、またけが人が出た場合も形は変わっていくと思います。

そこで提案させていただきますが、保育所の日ごろの訓練の様子を、保護者、祖父母、福祉課、危機管理室、マスコミ、警察、地域の皆様の前で実践的なこのような訓練をしていると安心してもらい、見せていただくという計画はできないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） この防犯訓練につきましては、保育所だけではできない部分がありますので、御提案がありました分については、保護者も含めてオープンにして、そしてさらには町の危機管理室等も危機管理官の方がいらっしゃいますので、そういった方たちからまた講評を受けるなり、そういったところでオープンに、そしてより高める防犯訓練等はいいいアイデアと思いますので、そこはまた今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 防犯については、あと一つだけつけ加えさせていただきます。

出入り口の一本化、施錠が当たり前の今の時代におきまして、どこの園っていうのは言いたくないんですけども、門が5つある園がございます。もうつくってしまったのに対して何かしらカバーをする、いろんなところではそこを管理しているんだというのをアピールするために防犯カメラを設置するところも、自治体によって、また町立の保育園においては、優貴保育園さんが特に防犯カメラを設置されております。また、何かあった場合、これは証拠として残る、いろんな意味で死角に防犯カメラを設置するべきではないのかっていう声が上がってくるのではないかと私は思っております。これをつけ加えて、次の答弁は求めません。

保育所におけるいじめの実態はについてお尋ねいたします。ちょっと早口になってしまいました。

過去の一般質問において、本町小・中学校のいじめ問題について御質問いたしました。これはいじめにおいて、子どもたちは人権を奪われ、精神疾患を発症し、悩み苦しみ、自殺者まで出てしまう、私の見解は犯罪行為であると考えております。いじめ問題は、低年齢化するものであるだろうし、保育所に行きたくない要因になるかとも思います。保育所においては、長い子どもでは12時間、また平均8時間を保育所で生活するに当たって、小・中学校同様全く関係ないものではないと考えております。

では、町立保育所のいじめの現況と発生率及び解決率を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 保育所におけるいじめの実態はどう把握しているかの御質問に対してお答えします。

小・中学校では毎年児童・生徒を対象としまして、いじめに関するアンケート調査を実施し

ておりますけれども、保育所は乳幼児の施設であるため、アンケート調査は実施しておりません。保育所では、遊具や遊び友達のとり合いなどで、園児同士のトラブルは日常的に発生しますが、乳幼児期の未成熟な自己主張による行動特性に起因したものであり、一般に言われるいじめとは言えるものではありません。仮に園児同士のトラブルが発生した場合には、保育士も入れて園児同士で話し合いをしっかりとさせて、その解決を図っております。そして、園児同士そのトラブルにつきましても、保育所と保護者をつなぐ連絡帳を活用したり、あるいは送迎時の保護者と担任との会話を通じまして、日ごろから園児同士のトラブルについての情報の把握に努めております。いじめに関して、これまでに保育所からの報告、保護者からの訴えにつきましても、町立、私立を問わず町内の保育所ではあっておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 先の一般質問で教育委員会に御質問させていただいた場合、カウントの方法、数え方がほかの自治体と異なるかもしれないということでございましたが、細かく答弁をいただきました。私は、5歳、6歳の子たちもいるので、小学校同様のいじめがあったり、冷やか、またそういうものがあるものではないのかな、サポートをしっかりとされているのかなというふうな部分で、ちょっと特に聞きたい部分だったのでお尋ねいたしました。

次に参ります。3番になります。

菊陽町第2期障がい者計画及び第3期菊陽町障がい福祉計画の基本目標2（障がいに応じた多様な教育体制の整備）についてお尋ねいたします。

平成24年3月に菊陽町より発行されました計画書17ページによりますと、近年本町においても、外見から分かりにくい発達障害のある児童・生徒の増加が報告されている。しかしながら、これらの児童・生徒については、具体的な人数の把握が難しく、本町においても全てのニーズを把握しているとは言えない状況にあるとされて、このため、障害者手帳を所持している児童・生徒のほか、発達障害のある児童・生徒も一定にいと仮定した上で施策の検討を行うとされております。

ここで1番になりますが、いろんな10項目を上げられていますが、この施策について、現況、進みぐあい等を少しだけお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、今御質問ありました具体的方策の現状と課題はないかについての質問にお答えします。

保育所では、障害児が入所する場合においては、その園児を受け入れるクラスに保育士を加配するなど対応しております。また、障害児やいわゆる気になる子どもにつきましても、菊池地域特別支援連携協議会から委嘱されました菊池地域療育センターのスタッフなど、巡回相談員が町内各保育所を訪問し、対象となる子どもの様子を観察し、具体的な対処法について保育所の園長、保育士に助言をしております。その中で、気になる子どもが発見された場合には、

保育園から専門機関への受診などを保護者に案内をしております。ただ、この場合、障害に対する保護者の理解が何より重要になりますが、保護者が子どもの状況を受け入れないということもあります。そういったときが対応に苦慮するところであります。

また、保育士の研修につきましては、町の関係機関で開催しております特別支援教育研修会や地区コーディネータ会議を開催しまして、情報交換や研修を実施しております。課題としましては、菊池圏域を担当する巡回相談員の相談件数が増え続け、各施設等の要望に応え切れない状況があるため、今後は町内の療育施設と連携を図りながら、障害福祉の地域生活支援事業を活用しました巡回相談などを実施していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1 番（中岡敏博君） 3 番の大まかというか、ほとんど聞きたいところをもう全てをお答えしていただいたような気がいたします。

では、3 番の 2 に参ります。特別支援の必要な園児についてであります。

先ほども言いました、保育現場で気になる子と言われている子どもを、発達障害と共通した特徴が認められるがはっきりとした診断がついておらず保育所がその子に対してどのようにかわってよいか戸惑う子どもと定義して、気になる子どもの割合は、本町において、町立保育園 8 園で何人中何人、パーセントだと思いますが、診断をなされていないので細かに何人っていう実数は難しいかもしれないんですけど、約何割いると把握しておりますか、お答えください。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今の御質問に対してお答えします。

身体障害者手帳や療育手帳は持っていないけれども発達障害が疑われる児童のことを、気になる子どもと定義しまして御説明いたします。なお、発達障害が疑われるとは、医学的な判断基準をもとに診断したということではなくて、あくまでも保育所の保育士の主観であることを御理解いただきたいと思います。

いわゆる気になる子どもの割合につきましては、公立、私立合わせて約 1 %。支援対策につきましては、先ほど御説明をしました、療育施設の相談員による巡回訪問や保育士の加配に加えまして、町では、健康・保険課が実施します乳幼児健診や保護者からの相談により、行動や言葉の面で何らかの支援が必要な気になる子どもに関する心理相談を毎月実施しております。この心理相談により発達障害などが疑われ経過観察が必要になった幼児に対して、保育園、幼稚園の協力を得ながら、保健師が定期的に訪問、観察を行い、保護者に対しては専門医療機関、療育施設の紹介をしております。

また、3 歳児健診の際に、熊本県作成の「発達障害の気づきと理解のために」というパンフレットを保護者に配布しまして、3 歳や 5 歳の節目に子育てで気になることや心配なことに気づいてもらい、相談を受けていただくこととしております。そして、毎年、気になる子どもが

円滑に就学できるため、町保健師や小学校、保育園等の先生による特別支援連絡会を開催しまして、対象園児に係る情報の共有を行っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 私が持つてるデータ、管轄は違うと思いますが、昨年の文部科学省の調査では、普通学級に在籍する小学生のうち、知的発達に遅れはないものの学習面、行動面で著しい困難を示すとされた子どもたちの割合は7.7%、1年生だけで見ると9.8%とされております。本町でも、先ほど言いました、仮にどれぐらいいるというふうなのを想定してそれに合わせて、菊陽町では特別支援指導助手、自治体によっては名前は違いますが、37人を配置されていることと思います。

ちょっとこれは飛ぶかもしれませんが、教育委員長、では小学校、中学校では何%、菊陽町においてはどれぐらいいると把握されていますか。

○議長（大塚 昇君） 質問者に申し上げます。

通告外ですので、保育園のみ質問をしていただきたいと思います。

（1番中岡敏博君「分かりました」の声あり）

中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） すいません、通告外だったです。

私の把握では1%、100人いたら1人、学校に行ったら急激に増えるのかなと、ちょっと数的にどうなのかなと思いつつ、ここについてもまた調べさせてもらって、どのように調べ方をしたのか、現場に当然聞いて、保育士、園長、担任の先生たちにどれぐらいいますかという確認はされたと思うんですが、ちょっとまた次の質問に参らせていただきます。

5番の1になりますが、要支援児童対策員の役割とは、これについて質問させていただきますが、主に名称からしては、児童虐待問題に対しての配置になろうかと思います。専門的な資格としては精神保健福祉士、また社会福祉士の資格をお持ちの方だと思いますが、こういう方たちのニーズはとて多いと考えてます。

そこで、ちょっと確認になりますが、どのような役割をされているか、簡単に教えてください。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 要支援児童対策員の役割とは何かについてお答えいたします。

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、さらに保護者の児童虐待等により、その保護者に監護させることが不相当である児童など、いわゆる要保護、要支援児童の早期発見や適切な保護を図るために、町部局と町教育委員会に要支援児童対策員を配置しております。学校や保育園と連携しながら、要保護、要支援児童の家庭状況の把握や問題点の発見を行いまして、県の児童相談所、あるいは医療機関等々、情報の共有化を図りながら、担当者によるケース検討会議を開催しまして、対象家庭に対する役割分担の決定と援助を行っております。

す。平成25年度の実績としまして、今日までに心理的虐待、ネグレクトなど、35人の方のケースについて対応をしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） これは、次の質問につなげるために確認をさせていただいたかった質問なのですが、2番、保育所ソーシャルワーカー、保育コンシェルジュは必要と考えられないかという質問になります。

小・中学校におきましては、特別支援指導助手が37人、これは中学校に2校、小学校6校の中で37人と思いますが、保育所専門にソーシャルワーカー、学校でいうとスクールソーシャルワーカーになると思いますが、福祉的な役割として、戸惑う保育者に対する指導、助言、先ほども何回も巡回等で助言をされているという話も出てきましたが、保護者に対する説明、療育まで結びつける役割を担ってもらって、せっかくできた2つの療育施設が菊陽町にございます、新しくできたのが。その機関とコーディネートしてもらおう。保育士のかわりに、時間の制限はあると思いますが、サポート的な保育をしていただいたり、モンスターペアレント対策です。菊陽町保育所にソーシャルワーカーの配置、学校でいうSSWになると思いますが、その配置は考えられないかというのと、これはちょっと飛ぶと思いますが、待機児童問題について、全国的には横浜市、福岡市が先進でございますが、待機児童解消に対しての専門相談員、いわゆる保育コンシェルジュの配置を考えることも、また専門知識を配置する自閉症スペクトラム支援士だったり、発達臨床心理士だったり、子どもが多い、子育てのしやすい本町においては、検討する、考える余地はあると思いますが。保育園の先生、保育士のスキルアップ研修も重ねつつ、同時にスペシャリストの配置をしていかなければと私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 保育所ソーシャルワーカー、保育コンシェルジュは必要と考えられないかの御質問に対してお答えします。

一般にソーシャルワーカーといいますが、大きな医療機関に配置され、医療全般の相談、援助、あるいは介護保険や障害福祉サービスなどの助言を担当するスタッフとしてよく知られていると思います。議員がおっしゃった保育所ソーシャルワーカーは、正式には保育ソーシャルワーカーということになっています。この保育ソーシャルワーカーは、子育て相談を中心に、保護者の支援、地域子育て支援に関するマネジメントにも対応し、児童相談所や医療機関等との連絡調整、福祉サービスの情報提供を行う専門職、いわゆるスペシャリストとしまして、大学研究の中で必要性が現在叫ばれているというスタッフのことだと思いますが、まだ一般には余り知られておりません。

また、保育コンシェルジュは、横浜市が保育サービスの利用に関する相談業務などを行います独自のスタッフとして位置づけ、待機児童の解消を図る上で役割を果たしたと紹介されてい

るところではあります。

ただ、政令指定都市であります横浜市、先ほどもおっしゃった福岡市あたりありますが、こういったところと菊陽町では保育環境、いわゆる保育のサービスが若干違うところもございますので、同じ役割では町の実態とはそぐわない面もあります。今後町ではこの保育ソーシャルワーカー、保育コンシェルジュのようなスタッフが町にとって必要なのか、保護者の方のニーズを十分踏まえながら、これは研究を進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） だから、最初の方の質問でいろんな現状、ニーズを吸い上げて、現場の状況を御存じなのかなというふうな質問をさせていただいた流れでこちらの方に行き着かせていただきました。

最後の保育所に関する質問になりますが、町立保育所民営化の時期とは、現時点の考えはについてですが、来るべき時期、以前同僚議員の質問でもいろいろ答弁はなされております。しかし、意思はあるのかなと思います。これはタイミングも重要でございます。ビジョンがあって、考えがございましたらお答え願えればと思います。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問の町立保育所民営化の時期と現時点での考えはということでありますけれども、これにつきましては、本町では、平成21年5月に策定しました公立保育所民営化計画の実現を目指しまして、昨年8月に成立しております子ども・子育て関連3法の国の具体的な政策を見きわめながら、この保育所の民営化の時期について、担当課の方で十分調査させながら探ってきたところであります。

こういった中で、待機児童の解消は長年本町の最重要課題ということでもありますけれども、今年度平成25年度4月に、2園の新設によりまして定員が180人増加したにもかかわらず、7月1日の現在で、今待機児童が145人となっているような状況であります。

このため、子育て施設の拡充を図る観点から、民間保育所の新設に向けまして、これまで保育所数、入所定員、新設の時期等について、町の関係部署や熊本県と協議を重ねてきているところであります。このことは行政報告でも申し上げましたが、先般、平成27年4月の開所に向けて、新たに保育所の設置、運営を行う事業所の公募を始めているところであります。そういった、非常に待機児童の対応の方が喫緊の課題でありますので、民営化の方につきましては、当面は増加し続けるこの待機児童の解消を子育て支援の最優先課題としておりますので、入所定員を増やす取組に力を注いでいきたいと思っています。

ただ、公立保育所の民営化については、これはもう非常にいろんな国の国庫負担等の問題もありますし、重要な一つの取組の事項でありますので、引き続き検討を進めまして適切な手法、どういう方法でやるかということ、それから時期を決定していきたい、これはもう引き続きまた行っていきたいと思っておりますけれども、待機児童の方を優先させながら引き続き検討

をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 明確なビジョンがあれば、ずばりどういう時期っていうのを聞きたかったんですが、御説明いただきました。また、第2日目におきましても同僚議員が御質問なされるということで、とても関心が強いところでございます。

時間が少なくなってきました。議長も時間内にまとめろということでございましたので。

続きまして、大きな項目2つ目に参ります。

先日、本町で凶悪事件が発生したが、このような事件に対して、役場の役割と対応についてであります。

7月18日発生した殺人未遂事件、これは男性2人に対してなんですが、町はどのような対応をとったのか。この事件においては、私も一報は民間のテレビ放送で知りまして、その後町民の皆様から複数のお尋ねの電話がありました。成立する法律によると、銃刀法違反ということであったんですが、先日殺人未遂に切り替えられたということで、これはあってはならない出来事と捉えております。

当然、緊急対応、犯人の確保、捜査は警察の職務であります。また、けが人がいたならば、救急、消防の職員となります。これは当然なことだと思いますが、役場として次にこの部分での質問を詰めていかせていただくに当たって、どのような対応をとられたのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、本町には午後1時前に菊池広域連合消防本部よりドクターヘリの出動要請を行い菊陽杉並木公園におりる、そういう旨の連絡がございましたので、交通防災担当職員2人を杉並木公園に向わせまして、その時点で、新成区において殺傷事件が起きているという情報を得たところでございます。危機管理室といたしましても、地域の情報把握のために、危機管理官を通じて大津警察署等からの情報収集に努めるとともに、総務課員を現場に急行させましたが、事件直後でございまして大変混乱しておりまして、現場への立ち入りが規制されており、その時点での状況把握はできませんでした。その後、現場が落ちつきまして2時過ぎに区長さんにお会いいたしまして、行政区の運営に影響が出ないか、あるいは今後の運営についての御心配事はないか、そういったことについてのお話を伺ったところでございます。

また、本町の警察力の強化は以前からの課題でございましたので、翌日には町長が大津警察署の方に参りまして、警察力強化の要望を行ったところでございます。

緊急的な対応につきましては以上のようなこととなりますが、今回の事件で犯人逮捕が直ちに行われておりますが、このような凶悪事件におきまして二次、三次被害が想定される場合には、警察と連携をとりながら被害の拡大防止に努める必要があると、このように考えております。

また、その後も警察力の強化につきましての活動を行っておるというような状況でございます。

以上になります。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） これは、2番の危機管理室の体制は万全であるかという質問にも関連するようなお答えをいただきました。

危機管理室の役割としては、こちらの平成18年10月に設置規程というのでできております、また改正もされてはおりますが、役場の危機管理室、これは町民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保することを目的とされていると思いますが、これは安心・安全のまちづくりの一つのかなめとなります。こういう危機事案に対しまして、警察の役割っていうのもありますが、行政の役割としてどのように対応して、当然ながら第一報は消防からということで、警察が一番早く把握しているのではないのかなと、その次が消防かなと思いつつ、役場の危機管理室としては最善の情報収集を行って迅速に対応されているということで理解しておきます。

もしも、皆さん駆けつけたということでございますが、お問い合わせの電話が役場にあって、何が起きたんだ、何かテレビで騒いでる、住民が騒いでる、心配だけれどもどうしたらいいのですかっていう電話が、当然警察にもあると思いますが、役場にあるとも思います。そういう場合、情報発信の一本化というのはなされていると思いますが、これは後の質問でお尋ねいたします。

3番の質問になりますが、災害時、同様にこのような事件があった場合、誰が指揮官となり、情報発信はどこが責任を持って行うのかっていう、災害も含め事件、カテゴリーに分けたら3つぐらいになると思いますが、事件が発生したときにどのような体制をとられるのか。私がちょっと視察研修させてもらったのが、ふじみ野市、京都市、福岡市、いろんなところの危機管理室を勉強させていただいた中で、宝塚市っていうところの危機管理室規程、またマニュアルっていうのを勉強させていただいた中に、残念ながら火炎瓶を投げられるという事件が宝塚市は発生しております。仮にこのような事件が菊陽町で起きた場合を想定しまして、こういう場合どういうふうな対応をとられるのか、誰が指揮官となって監督をして指示命令をするのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 役場に関する事件が発生した場合にどこが対応をやっていくかというようなことかと思いますが、いろんな対応が必要かと思いますが、庁舎管理上の対応、あるいは事件が現場で起こっておる部分での対応、いろんな対応が必要になってくるかと思いますが、まず事件発生、内容につきましては、警察通報とともに警察等、いろんな指示を仰ぎながら対応が必要になっていくかというふうに考えますし、また現場で緊急的な対応も必要になりますので、その辺におきましては危機管理室が中心になりながら対応を行っていく



べきことであろうかというふうには思います。

また、災害等のもございます。災害等も含めまして消防あるいは自衛隊、そういった部分を  
含め、いろんな機関との連携を図っていく必要があるのではないかというふうに考えておりま  
す。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1 番（中岡敏博君） どこが責任を持ってっていうのは、危機管理室があるので、当然警察が動  
くっていうのはもう分かり切っていることなんです、政府の見解では一番身近な地方自治体  
が安心・安全のために全力を尽くすっていうことをお願いしている流れではないのかなって。  
1999年あたりから、危機管理室だったり危機管理監だったり防災監という役職が特に増えまし  
て、ほかの自治体におきますと、副市長、副町長、副知事が兼任されているところもございま  
す。それだけ何か危機が起きた場合は、かなめになってもらわないといけない部分なのかなと  
考えております。

4 番になりますが、これは事後の対策、いわゆるクライシスマネジメントになりますが、今  
回の7月18日に起きました事件において、この事件に関する町民からの相談窓口はどこが行  
い、役場ができる対応とはどのようなものなんでしょうか。これは事件が起きた、事件があつ  
た後のこと、さまざまな部分に対して役場がどのような対応ができるのかをお尋ねいたしま  
す。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 現時点におきまして、事件に関する町民からの相談はあつてはおりま  
せんが、各種犯罪、不法行為等の防止に係る住民相談に関することは、危機管理室を中心に対  
応しております。

これまでも待ち伏せ、見張り等のストーカー行為を受けて迷惑しているといった相談を受け  
たときも、大津警察署と連携をとりながら、相談者にストーカー対処要領を配ったり、プリン  
トを配するとともに、自己及び家族の身の安全に配慮するような防犯指導を行っております。

今後も大津警察署あるいは福祉事務所など関連機関との連携を図りながら、犯罪等の未然防  
止に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1 番（中岡敏博君） 事後対策、事後対応についてちょっとお尋ねしたんですが、未然防止とい  
うリスクマネジメントについてお答えいただいた部分もあるのかなと、ちょっと思います。

芦北町を例に挙げさせていただきますが、2009年からこのような犯罪被害者相談窓口を設置  
し、内容は、犯罪はある日突然何の前ぶれもなく起こるものであり、決して他人事で済まされ  
るものではありません。また、被害者に被害後に生じる精神的な被害、捜査や裁判での時間的

負担、周囲の人々のうわさや中傷、報道による社会的被害等の二次的被害にも、犯罪被害者は苦しめられています。このような犯罪被害者や家族、遺族が必要な支援を受けられるように、総務課に相談窓口を設置しますとしております。

また、2013年度版犯罪被害者白書によりますと、犯罪被害者の相談窓口の設置及び犯罪被害者への見舞金や貸付金の制度を導入している自治体もございます。政府は、犯罪被害者等基本法が施行されました2005年以降、支援のための窓口を設置するよう地方自治体に求めており、設置は自治体の責務、速やかに対応してほしいとしております。本町もぜひ参考にするべきだと思いますが、どのように考えられますか。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 犯罪に限らず、いろんな相談窓口は設けておりまして、行政相談等を含めて相談の窓口を設けておるとこなんですけども、犯罪、不法行為等の防止に係る住民からの相談につきましては、危機管理室を中心に行ってまいりたいというふうに思いますし、また被害後の救済のいろんな制度をお持ちの自治体の情報も持っておりますけども、まだ本町ではそこまではやっておらないというような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） これは、起きてはならない事件が菊陽町でも起きてしまった。犯罪被害者がいるということと、またそれを目撃した家族の方だったり、その近くにいた方たちが、PTSDになってもう眠れなくなったとか、いろんな体調不良を訴えた場合に、どこに相談して対応してもらうのか。そこのところは私のところに連絡、電話相談がとて多うございます、今回の事件においても。私としてはどこにつないでいいのか、もうちょっと明確にできてなかったので、警察にも当然相談窓口はございます、対応する窓口はございますが、菊陽町においてはどのように考えているのかお尋ねいたしました。

最後になりますが、先日熊日新聞読者の広場の声として、武蔵ヶ丘在住の保護司の方が、警察に対して巡回、連絡を強化してほしいという内容の記事が載りました。また、8月22日には（仮称）熊本拘置所を新設する方針であるという記事が公表されました。当然、今から警察力の強化が町民の願いとして一層増すと考えられます。私どもも、警察があつて、自分たちの町は自分たちでも守るという意識を持ちつつ、今回身近な自治体の考え方、動き方っていうのを聞かせていただきました。こういう事件、命は奪われなかったんですが、凶悪事件が二度と起きてはならない、起こしてはならないと強く思い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

本日は、国が進めている立野ダム問題について質問をします。傍聴席の皆さんのお手元にもあるかと思いますが、国土交通省は、白川の治水には立野ダム建設が最も有利であるとしてきました。これに対する公聴会がこの間、熊本市また大津、阿蘇等で行われましたが、町民の意見を述べた人のほとんどが反対、また疑問の意見、慎重にという意見が述べられました。次のような内容がそのところにも出されまして、懸念をされていますので、今日はこの内容について、その考えがどうかということで質問したいと思います。

1 番目に、阿蘇北向谷原始林の一部など、広大な阿蘇の自然がダムに水没するのではないかと、2 番目に、想定外の洪水には役に立たないのではないかと、3 番目に、流木などでダムの穴が塞がるなどの懸念についてはどう考えておられるのか、4 番目に、ダム計画のために後回しをされた河川改修こそ優先すべきではないかと、5 番目に、中流域である菊陽町民について、ダム計画などについて説明会が必要ではないかという点を上げましたけれども、私は今日一番最初にお話ししたいことは、昨日国土交通省の九州整備局に行ってまいりました。今、国は今年度28億円の予算を計上して、転流工の工事を進めたいとしています。またさらに、来年度の概算予算要求では37億9,000万円を要求しています。その内容については、ダム本体をつくる時に川の流れを変える、転流工というんですが、そのための予算、また水位、水門の調査のための予算を要求しています。

昨日、国土交通省九州地方整備局に、直接立野ダム建設中止の申入れに行きました。昨年の水害後も、災害の復旧等、河川整備計画の早急の策定の要望活動も数回行いましたが、昨日は河川調査担当の方が対応をされました。その中では、国土交通省がダム計画について県民への説明責任を果たしていないこと、建設地周辺は国立公園の特別保護区であり、世界文化遺産登録や世界ジオパーク、今阿蘇は各市町村を挙げて世界文化遺産の登録や、世界ジオパークといえますのは地球科学的に重要な自然遺産の公園ということなんですけれども、その登録運動などが行われております。

しかし、このように立野ダムが阿蘇の玄関、入り口にできた場合に危うくなり、観光立県の妨げとなるのではないかとということを強く訴えたところです。さらに、白川の中流域を想定氾濫区域から除いたダム計画の推進がこの間河川改修を遅らせ、昨年の九州北部豪雨でもこの大津、菊陽、白川周辺に被害をもたらしたのは、そのことが原因だということも指摘しました。

私が一番驚きましたのは、皆さんのお手元に、これは執行部の方は町長、副町長、それから建設部長、建設課長にしか渡してありませんが、あと各議員に渡しています。今日、これは国

土交通省の九州整備局が出した検証結果っていう、かなり分厚い資料があるんですけども、その中に入ってる分です。これは、図の3の1の1ということであるんですけども、この立野ダムが目的としている地域は一体どこなのかという問題です。これは、後で町長がどういうふうに認識されているかお尋ねをしたいと思いますが。

それでは、まずお尋ねをしてからこちらからまた質問をさせていただきますので、この立野ダムの目的は一体どの地域を目的として今進めようとしているのか、この点についてまず町長にお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 立野ダムはどの地域を対象にして、この計画として今実施に付されとるかというような御質問だったかと思いますが、立野ダムにつきましては洪水調節を目的としたダムでありまして、ダムによって下流の大津町、菊陽町、熊本市においても洪水の調節効果が発揮できるダムであると、そういうように考えております。そして、詳細については、また担当課長の方からいろいろ質問に答えていくかと思いますが、昭和28年の洪水をはじめ、昭和55年、平成2年、昨年の平成24年等の主要洪水におきましても、立野ダムができておれば十分洪水調整効果を発揮しまして、菊池、菊陽町においてもこの水位の低減効果が発揮されたと思っているところであります。去年の水害のときにも思いましたけども、このダムができておればこのダムに水がたまる状況で、そういう状況をきちんと把握しながら、特に避難勧告等の判断のために利用ができたんじゃないかっていうふうに思ったところでもあります。

以上のような認識でおります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長、残念ながらその認識は大きく違います。

なぜ違うかと言いますと、私もそういうふうな認識を持って昨日伺ったんですけども、この国の出している立野ダム建設予定地っていうのを見ていただいていいでしょうか。各議員にもお配りしているので分かるかと思いますが、この立野ダム予定地というのがありまして、ピンクの想定氾濫区域っていうのがあるんです。分かりますよね、図で。皆さんちょっと分かりづらいかもしれませんが、立野ダムというのは、この小碓橋より下流の熊本市のところを想定氾濫区域と規定をして国は考えているわけです。私もこの国のつくった資料を見たときに、えっ、なぜ菊陽町や大津町がこの想定氾濫区域に入っていないのか、立野ダムの目的はこの想定氾濫区域の安全を守ることが目的なのでどうしてかということで、担当官にお聞きしました。

結論からいいますと、今国が考えている立野ダムというのは、菊陽や大津の中流域を考えた計画では全くないんです。それは、小碓橋より下流、昨年水害がありました竜田、弓削、その辺もこれには入ってないんです。これが問題なのは、7・12以後にこの想定氾濫区域を国がつくって検証しているというのが大きな問題です。災害の前にこういうふうにつくっていたのならまだしも、あの7月12日の各菊陽や大津の護岸がどんどん壊れ、脆弱さが分かり、また周り

の農地も大きく被害を受けたにもかかわらず、私たちの菊陽町は残念ながら国の立野ダムの目的、想定氾濫区域に入っていない。このことを菊陽の町長も大津の町長ももっと認識をされて、やはり国にきちんと声を上げないと、私たちのことは、それは多少影響があるでしょうとしか言えない。私は昨日行きましたので、全部検証の中身をつぶさに見ているわけではありませんが、担当課の方に菊陽町、大津町のことはどこに想定区域、目的は書いてあるのかと聞きますと、答弁は全くありませんでした。ということは、この立野ダムの目的というのは、何回も申しますが、熊本市の小碓橋から下流を目的としており、小碓橋から上流、特に昨年災害があった竜田、弓削、陣内、また菊陽町、大津町のところは一切想定に入っていない。こういう建設予定目的でいいのかっていうのを、まず一番初めに強く訴えたいところです。

この認識について国にも問い合わせをしていただいて、私たちもその検証資料などに菊陽や大津の想定を考えているんだという資料があれば下さいと言ってきましたので、これは町、町長としてもぜひ国に上げていただきたいと思います。本当にこういう認識は、今まで流域の首長の会議とかもあってますけれども、全く出されていないのか、国から直接説明を受けてこられなかったのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、今どのような取組をしていくかということもお答えしておきたいと思いますが……

（16番小林久美子君「いいえ、立野ダムの目的だけでいいです。目的をどう認識しているかだけで」の声あり）

立野ダムは先ほど申し上げたとおりであります。

これまでこの立野ダムにつきまして、国土交通省の方からそれぞれ会合がありまして、その中で説明をしてあるところであります。

○議長（大塚 昇君） 質問者に申し上げますけれども、ただいまの質問事項は通告外と思いますけれども、変更されるか、次に移ってください。

（16番小林久美子君「はい、いいです。次にします」の声あり）

○16番（小林久美子君） 立野ダムの問題を質問通告に大きく上げているのに、どうしてこれが通告外なのか。私は議長の認識を聞きたいと思います。

それでは、1番の阿蘇北向谷原始林の一部など、広大な阿蘇の自然がダムに水没するのではないかに移ります。

先ほど言いました氾濫想定区域等については、後でまた間に入れていきますので、そこでお話をしたいと思います。

これが立野ダムの予定地で、ダムの下に5メートル四方の穴が3か所あって、90メートルのダムがこの阿蘇の北向谷のすぐ横にできるというところで、皆さんも御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、担当課の方もこのダムサイドまでは行ってないということでしたので、やっぱりこういう大きな税金を使ってやる事業を、担当課はその現場を見てないで国はど

んどん進めようとして、本当にこれで自治体にちゃんと責任を持ってやっていけるのかって  
いうのも強く言いたいと思いますが。

この阿蘇北向谷原始林が、非常に環境の問題などがあって、町民の方からはかなり危惧を  
されています。空港も最近阿蘇空港と銘打っているように、阿蘇は世界にも誇れる宝です。その  
入り口に、今お見せしました高さ90メートル、県庁が今62メートルで熊本城が37メートルです  
ので、どれだけ大きいダムかが分かります。このコンクリートダムができれば、その景  
観は一変します。この原始林は、阿蘇くじゅう国立公園の特別保護区であり、国指定の天然記  
念物です。立野峡谷をはじめとした多くの自然と文化遺産があります。この阿蘇の入り口に巨  
大なダムができれば、世界文化遺産登録や世界ジオパーク、先ほどお話ししましたように、大  
地の公園とも言われますが、設定も危うくなり、環境にも観光にも大きく影響するのではない  
でしょうか。立野ダム建設事業の検証では、世界の阿蘇の環境保全や観光振興についてはほと  
んど検証されていませんでした。ぜひその検証のやり直しをということで国にも求めてきまし  
たが、このような北向谷原始林に対する影響やその周辺のいろんな環境に対する影響につい  
て、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

（16番小林久美子君「町長をお願いします」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 広大な阿蘇の自然がダムで水没するとの御指摘でありますけども、国立立  
野ダム建設予定地周辺では、今言われたように、阿蘇くじゅう国立公園の特別地域及び特別保  
護区に指定されており、これまでもダム建設事業に当たっての環境省との協議は行われており  
ます。今後も引き続き必要に応じて、文化庁や環境省との協議が行われると伺っているところ  
であります。

町といたしましては、県と主体である国の考え方を尊重しているところでありまして、計画  
の立野ダムは、5メートル四方の放流用の穴が3つあって、そのうちの一つの穴が川底付近に  
設置される洪水調節用の流水型ダムでありますので、通常は河川の形態をしております。そし  
て、洪水時に一時的に水をためることによって洪水の調節が行われますので、長くても1日程  
度であって、植物への影響は非常に少ないというふうに考えられとるということであります。

また、ダムの工事中にダムの安全性を確認するために行われる試験湛水につきましては、こ  
の水をためる期間を短縮するなどの検討が行われるというように伺っているところでありま  
す。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今自然に余り影響しない、試験湛水も短期間というふうに国が言っ  
ているということでしたけれども、それもやっぱり大きく認識を変えた方がいいんじゃないで  
しょうか。原始林については、まずはこのダム堤によっても壊されますよね。ダム堤は高さ

90メートルで、先ほど言いました5メートル角の穴があって、それは長さ80メートルのトンネルが設けられるわけなんですけれども、それは後でまた説明しますけれども、そのダム堤によっても直接壊され、試験湛水、これは半年から1年ためないと、それが本当に稼働できるかどうかという一定の期間が必要なんですよね。だから、ただ短くて試験湛水ができるというわけではないんです。島根の益田川ダム視察、私もまた行ってみようと思ってますけれども、この試験湛水によって樹木の枯渇、樹木は一旦そういうふうに水につかって半年から1年ぐらい放置されますと、もう枯れてしまってよみがえらないんです。ですから、そういうことがこの北向谷も起こります。だから、そういうことをどういうふうに環境を守る立場から、やっぱり土地は大津にあってもすぐ隣の菊陽町ですから、ここは町長にもしっかり認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、柱状節理とかありますけれども、それは実際見られたことがありますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 何。もう一回お願いします。何を見られたという御質問。

（16番小林久美子君「溶岩の冷却時にできた割れ目という、柱状節理と言います。ちょっと見られてないでしょうか」の声あり）

いや、それは見ておりません。

（16番小林久美子君「見てない」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

（16番小林久美子君「いいです、いいです。いいです」の声あり）

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長が見られてないということです、こういうものです、溶岩。だから、これはとても環境を考える上でも、いろいろな阿蘇の歴史とか、そういうのを考える上でも切っても離せないものです。これは両方、執行部の方とこちら議員、傍聴席の方は同じ写真ですので、これが分かると思いますけれども。ちょっとこういうところも認識されないと、住民の方は、こういう自然を守ってほしい、そしてこういうものを大事にしてほしい、阿蘇の観光を大事にしてほしいという思いで一生懸命町にも国にも県にも声を届けてるわけですから、これはぜひ見ていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問いたします。

それはどこの写真ですか、立野あたりにそんなところがあるとでしょうか。

（16番小林久美子君「町長」の声あり）

どこに、見たことはありませんので。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長、すいません。もう立野ダムの近くに行ってください。ありま

す。どこの写真を持ってくれば……

(町長後藤三雄君「いや、海が見えよるからですね」の声あり)

いえ、これは柱状節理の分ですけれども、立野ダムに行かれたら、ダムの……

(町長後藤三雄君「同じようなところがあると」の声あり)

はい。柱状節理は十分見れるとこ、ずっと橋が新しくかかってまして、そこをずっと下がっていけば目で十分見れますので、やっぱりこれは見ていただかないと、いろんな住民の方の心配とかみ合わないの、これはぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) それでは、環境の問題は、今言いました試験湛水、また柱状節理などの、そういうふうに専門家の方も非常に大事な、特に右岸側、立野溶岩で柱状節理が発達したもので、地質の専門家の意見なども聞いてぜひ考えて検証していただきたいということも昨日伝えてきましたけれども、ぜひまだ御覧になってない方は見ていただいて、こういう大事な自然の環境があるんだという認識を持っていただきたいと思います。

それでは、次の想定外の洪水に役に立たないのではないかという質問に移ります。

先ほど町長が、7月12日の災害のときに立野ダムがあれば、立野ダムをつくってそのときに建設されていれば影響がかなり防げたというような答弁がありましたけれども、これはどの程度影響があるというふうに、今の時点で認識をされているのかお願いします。

○議長(大塚 昇君) 建設課長。

(16番小林久美子君「町長がいいです」の声あり)

後藤町長。

○町長(後藤三雄君) いえ、直接担当しとるのは担当課長の方でいろいろ担当しておりますので、そちらの方からまず答えさせて、その後のところで答弁したいと思います。

○議長(大塚 昇君) 建設課長。

○建設課長(今村敬士君) それでは、想定外の洪水には役に立たないのではないのかとの御指摘ですが、想定外の洪水が発生しダムが満水になった場合でも、ダムから放流される水量のピーク流量は上流から流入してくる水量のピーク流量を超えることはないと同っております。また、ダムより下流におきまして洪水のピークの時間を遅らせる効果もありまして、避難する時間を少しでも確保することができます。

なお、昨年7月12日の九州北部豪雨において、仮に立野ダムが完成していたとすれば、立野ダムの調節容量の範囲内で調節が可能であり、下流の菊陽町におきましても十分な水位の低減効果が発揮されていたと同っております。

また、昨年7月12日の洪水では、これは基準地点であります熊本市の代継橋地点での流量は、暫定値で毎秒2,300立方メートルであったとのことであります。仮に現在の河川整備計画に定めた整備メニュー、すなわち河道改修や黒川遊水地群——これは7か所の遊水地群でござ



いますが、それと立野ダムの整備が全て終わっていたと仮定した場合、推計流量でありますけれども、毎秒2,300立方メートルのピーク流量を、計算上は毎秒1,900立方メートルに低減していたとの説明が、先の検討の場でも国から説明されたところであります。

なお、全ての整備メニューが完成していた場合、代継橋付近では約55センチの水位の低下、それから仮にダムだけができていたと仮定した場合においては約30センチの水位低下が見込まれたという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今皆さん、ダムができれば昨年のような災害が防げるのかということでお聞きしましたけれども、実際この菊陽町は、先ほど最初に言いましたように、想定されていないんです。例えば菊陽町が想定されていれば、菊陽町の下津久礼で何センチ白川の水位が影響があるんだというのが国の資料にあるはずですけども、全くありません。毎秒当たり云々という今説明がありました。なかなか一般の町民、私もそうですけれども、毎秒当たりどうのこうの、どのくらいカットすると言われてもちょっと分からないんです。一番分かりやすいのは、昨日担当課の方に聞きますと、それが代継橋が基準点なんですけど、代継橋の資料がなくて新世安橋で50センチということでした。また、基準点といわれる代継橋の数値はありませんでした。

その50センチというのはどういうことかといえば、昨年の7月12日にこの立野ダムの建設が終わっていれば50センチ水位が低下したということなので、今熊本市では市内中心地の河川の堤防工事、急ピッチで進んでいます。鋼矢板とか、専門家の方はそれを使って今されている熊本市の河川改修は、京大の先生がおっしゃってましたけれども、100点満点以上上げてもいいぐらい、こんなに今でもしようと思えばできたんじゃないかというぐらい急ピッチでやられています。この50センチのかさ上げを行えば、今から10年かけて、また今まで立野ダム、約500億円のお金を使ってきていますけれども、今後また約500億円の莫大な税金を使ってダムをつくるという計画で、それも10年かけて10年後ぐらいの完成を目指すということなんですけれども、私たちの考えからいけば、この50センチのかさ上げを行えば、それだけの立野ダムの効果があれば、きちんと河川の堤防工事とかそういうところに、10年後ではなくて今から河川改修を行ってやっていった方が一番税金も効率的になるし、いいのではないかと思います、これについての町長のお考えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この白川について、どのような動きをしとるかということを先に申し上げておきたいと思います。

この白川につきましては、この白川改修と、それから立野ダムの建設、白川改修・立野ダム建設促進期成会というのは、熊本市それから菊陽町、大津町、南阿蘇村で立ち上げておりますけれども、平成13年度から活動しておりまして、その中でこの目的でありますけども、白川の河

川改修事業並びに立野ダム建設の早期実現を目的としてるところであります。そういうことで立野ダム、これも要りますけども、白川改修もあわせてしていただくというのがこの期成会の活動の目的でありますし、また小林議員が心配されるように、この白川の改修もあわせてしていただくというのが要望の活動の大きな柱としていっているところでもあります。

特に、昨年この水害が出ました直後に振興局の方に行きまして、農地の改修あたりも言いましたけども、農地の復旧とともに白川の復旧復興、これをあわせてそのとき要望しながら、一方では議員が言われるように、みらい大橋から大津町の間はこの白川の未整備区間ということで、本格的なまだ改修計画が立っていない。これは県の方が立てられるということでもありますけども、そういうような状況でありましたので、この災害になったとこの早急な復旧事業が今行われておりますけども、それが必要であるけども本格的な改修計画も立てていただきたいということで要望したところでもあります。

そして、この期成会の方で毎年国の方にも要望活動を行っておりますけども、今年も国土交通省の方に関係者と要望活動を行いました。このことは8月23日の熊日にも出ておりましたけども、特に本町からは、白川改修の未着手区間の新規事業化について強く要望したところでもあります。内容的には、みらい大橋から上流の県管理区間ではこれまで河川改修が行われてきたけども、いまだに護岸の破壊や洪水が起きている。川幅が狭く、上流域から流れ込む土砂等が堆積しやすいために、今後も農地の冠水の被害や住居等の浸水被害が懸念されることから、国、県協議の上に早急にさらなる改善を行うことということで要望したところでもあります。

過去に、特に昭和28年の大水害のときには、戸次地区の方では亡くなられた方も、この災害によって流された方もおられて、1人の方は弓削の変電所のところで丸太につかまって流れながら、そこで助けられた方もおられますので、そういうところからすると、やはり生命、身体、財産を守るためには立野ダム、それから白川改修、あわせて両方必要だということで、このときは議長の方もこの会の幹事になっていただいておりますので、本町からは2人で行って、ほかの方々と一緒に強く要望したところでもありますので、両方必要だということで思っております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今町長が白川の河川改修の話をされましたので、4番のダム計画のために後回しされた河川改修こそ優先すべきではないかに移っていいでしょうか。ちょっと3番と変えていいでしょうか、議長。

○議長（大塚 昇君） 許可します。

○16番（小林久美子君） ダム計画のために後回しされた河川改修こそダムと河川改修が一緒ではなくて、後回しされた河川改修こそ優先すべきだということでお話をしているわけです。

危険なダムより、後でまたダムの中身は言いますけれども、白川の計画的改修。特に菊陽大津町区間は河川整備計画さえ未策定の状態で、どういうふうに国や県の協力を得ていくのかがはっきりしていません。昨年水害で甚大な被害を受けて、護岸は何か所も破壊され、堤防も

越水をしました。大津菊陽町区間は白川中流域に区分され、これまで国も県も立野ダム建設を前提としてきたために護岸整備を放置してきました。7・12水害後、災害復旧を基本にして護岸復旧、川底の掘削等進められていますが、住民は一刻も早く7・12洪水に耐え得る整備を望んでいます。

ところが、先ほど言いました、どうしても立野ダムが先に来ますので、白川の中流域の河川整備計画は未着手のままです。町長のおっしゃるように、立野ダムと河川計画を一緒にやっていくというのであれば、河川整備計画を早急に立てていただいて、私たちはダムより河川計画が優先だという立場ですけれども、やはりこれを立てていただかないと、本気で白川の河川整備計画をやっていけるかっていうのが理解できないということを述べておきたいと思います。

それでは、3番目にいきます。3番目の流木などでダムの穴が塞がるとの懸念についてはどう考えているかです。

これは、議員の皆さんにも手元にお渡ししています。立野ダムの計画では、ダム堤が高さ90メートルの下部に5メートル角、長さ80メートルのトンネルが設けられ、通常時はこの穴から水が下流に流れます。大雨が降らなければ、確かに問題がないと思われます。ところが、昨年の7・12相当の大雨が降ると、ダムに大量の水と流木、岩石が押し寄せて、水位が上がるほど下部の放流トンネルに吸い込まれ、たちまち穴が塞がってしまうことは明らかではないかということが一番心配しています。

この90メートルのダムの高さ、すいません、執行部には見せませんが、高さのところに長さ約80メートル、担当課には渡してると思いますが、5メートル角が3か所ですけれども、岩戸の里とか産業建設常任委員会で視察に行きましたけれども、阿蘇からあれだけの流木と岩石がこんなに流れてくるものか、自然とはというのが私の率直な思いでしたし、それは皆さん誰もが一緒だと思います。それを今度立野ダムのこの予定地に90メートルのダムをつくる、そして5メートルの穴っていうのは一番下の方にあるわけです。そしたら、そこに水がたまっていけば、その圧力でずっと穴の方に流木や岩石が吸い込まれて穴が詰まることを非常に私たちは問題ではないかと思っています。国はそこに鉄の柵、鉄製スクリーンをつくると言っていますが、橋やいろんな堤防とかが壊れるあの自然災害のときに、このスクリーンでどこまで強度がもつのか、ほかの全国どこのダムでも実証されたことはありません。本当にそれが安心か、それが心配です。

それと、その前にスリットダムというのをつくると言っていますが、これは高さ約5メートルです。流木は水が流れますと、木はずっと上の方を浮いていきますよね。白川水害のとき、私も議長と一緒に下津久礼の方に行って見ましたが、上の方を流れてきます。この5メートルのところで流木を本当にとどめることができるのかどうか、これも非常に疑問に思っています。

これで、こういうふうに私は思いますけれども、町長をはじめ担当課としては今このことに

ついてどういう認識でおられるのかお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） 流木等で穴が塞がるのではとの御指摘ですが、立野ダムは、議員の方からも言われましたように、5メートル四方の放流用の穴が3つ設置される予定であります。この穴が流木等によって塞がらないようにするために、ダム上流にスリットダムがつくられます。このスリットダムで流木等を止めますが、貯水位の上昇で流木がスリットダムを超えた場合でも、3つの穴のみ口部に設置されますスクリーンにより流木がのみ口部を閉塞することを防ぐ、そういった仕組みとされております。このため、これらの対策により、流木などでダムの穴が塞がることはないかと伺っております。なお、洪水後スクリーン周辺に滞積した流木はダム上部の管理道路に設置されるクレーンなどで除去されることとなっております。

このスリットダムは、ダム本体の上流側200メートルの地点に設置されます。鋼鉄製の流木等の捕捉施設でありまして、立野ダムでは高さ5メートルのものが設置されます。これにより、流木や石などを一旦受けとめますが、流木は水位の上昇とともに浮いてまいります。一旦浮いた流木は水位の低下により放流穴のスクリーン前に集まりますが、大量の流木がスクリーン前に滞積いたしましても、水はスクリーンの下の放流穴から流下する仕組みとなっております。また、滞積した流木は速やかに除去されることとなっております。なお、仮に満水状態となった場合は、最上部の放流口、これは高さ10メートルの穴が8つございますけれども、そこから流木は水と一緒に流れ出るようになります。そういうことで、スリットダムやスクリーンなどの流木対策については妥当な案ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 後藤町長も同じ認識なんではないですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このことについて以前国土交通省の方に、小林議員と同じような疑問がありましたので尋ねましたら、今建設課長が答えたような内容で、大丈夫ということで伺っているところであります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、昨日福岡の国土交通省九州整備局に行って思ったのは、担当官の方に7・12後の、特に大津、もちろん菊陽も影響は大きかったですけれども、大津の岩戸の里周辺の河川、大きな石があんなにごろごろ、私はあれはそれこそ今まで生きてきた中で見たことはありませんでした。それで、あれを一度見た上でこの計画は立てれるのかというふうに思いました。本当にあの7・12の災害を見られた後に、そういう鉄製のスクリーンやスリットダムで十分できるのだと言われるという神経が、ちょっと私には信じられないというふうに思います。

それで、今言われました、いっぱい水がたまったときにオーバーする非常放流というのは、

今村課長はそこから流木が流れるというふうに今説明されましたけど、そんなことになったら大変なことなんです。その非常放流から水も流れ、流木も流れたら、この前の7・12の水害どころでは済みません。私は、そういうことになれば菊陽町民の、それこそ生命、財産も守れないというふうに思います。

それで、専門家の方は、立野ダム水位上昇速度ですけれども、1分間に10センチというふうに言われています。それで、7・12の災害のような雨が降れば、ちょっとこれは正確ではないんですけど、1時間当たりでかなりの量、満杯になるというふうにおっしゃったような気がします。これはちょっと何ですが、この1分間に10センチ水位が上昇するというのは、立野ダムの場合は余り面積がそう広くないので、水位が上昇する幅が非常にほかのダムと比べて大きいということでした。それを指摘して、次に移ります。

最後の質問ですけれども、中流域である菊陽町民について、なかなか今までこのダムは、2009年まででしたか、実質凍結みたいになってきていまして、町民も昨年の災害があつて、ダムができれば安心なんだろうという思いもあるのも事実ですが、今お話ししましたように、ダムができていたとすれば、熊本市内の中心地で白川の水位55センチの影響があつたということで、そういう点と、あと先ほどお話ししました北向谷の環境問題や、この世界の阿蘇と言われる入り口にこれだけ大きな人口構造物をつくっていいのかという問題など、町民も関心を持ちつつあるところです。川辺川などでは、かなり県が主体となって、五十数回の討論会なども行われていますが、やはり今の時点でもこの菊陽町民に向けてもダムの計画などの説明会が必要ではないかと思います。ぜひ国に働きかけてそういうのをされる考えはないかどうかお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） ダム計画に関する説明責任に関する御指摘でございますが、町は昨年10月、国土交通省九州地方整備局長より、立野ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取を求められまして、その折、立野ダム建設事業の再開と、そしてダム案について住民の理解を得るための説明責任を果たしていただくよう、熊本県知事を通して文章で要望を行ったところでございます。

確かに、このダム案につきましては賛否両論がございまして、町もこれまでダム案に反対する御意見等賜ってまいりました。一方で、ダム案を含む複数の河川整備事業の早期完成で、一日も早く安全・安心の生活を確保してほしいとの意見もございます。

そのようなことから、住民の理解を得るための説明責任を、今後も機会があれば国や県に対してお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、やっぱり今の国のやり方っていうのは、立野ダムは多くの問題を抱えているにもかかわらず、県知事、また流域の後藤町長、大津の家入町長も国の姿勢に追随するばかりではないかと懸念をしています。やっぱり国は住民に対し立野ダムについての説

明責任、私から見ますと全く果たされていません。

公聴会を国がしたときも、約100ページに上る資料を配りもせずに、何か役場に見に来てみてくださいというような感じで、そして意見を寄せてください、公聴会で意見を言いますと、ほとんどの方が反対や環境問題などを懸念をされているにもかかわらず、全くなかったかのようにはゴーサインを出して予算をつけていくというやり方でいいのか。これは、私たちの税金がどういうふうに使われていくのかということも大きく関係する問題ですので、私は国、県、町、立野ダムについての説明責任をもっと果たすべきだというふうに思います。

それから、治水、安全、環境、財政面などについて、今と重なりますけれども、賛否両方の代表による公開、公正な住民討論集会などを開催してもらおうよう、町長も国に働きかけていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先に建設課長が申し上げましたように、ダムの建設がどんな計画を立てられておるかということは、そういう説明の機会は国、県の方にこういった一般質問の中でも取り上げられたというようなこともお話ししながら、またお願いをしていきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私の一般質問の通告は終わりました。

今日は立野ダム問題について、ぜひ議員もそうですし、町民の方もそうですが、行政の方もやっぱりこれは真剣に取り組んで考えて、また情報もしっかりと公開していただきたいというふうに思います。

議長は、先ほど立野ダムの前提について私は質問をしてたんですけども、なぜそれが通告外なのかについて一言お願いします。

○議長（大塚 昇君） 私の考えは、昨日小林さんが得られた情報でしょ、想定外区域というのは。通告というのは、議運で一応諮りまして、質問者に立派な答弁ができるように通告するものですので、通告がないのは許可するとか、質問させてはいけないというのが私の考えです。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議長との討論の場ではありませんので。やはり議員は一生懸命、昨日情報を得たとか、私は昨日国土交通省に行きましたけれども、その情報は国土交通省のホームページにしっかり載っていますので、いつでも情報を見ることができます。私はもちろん菊陽町も十分想定域に入っているというふうに認識をしていましたので、その認識が大きく変わったというのは、これは大きな問題だというふうに思いますので、立野ダムについて前段で認識を問うというふうに入っていますので、そこに十分加味されるというふうに私は思いますので、そのことを述べて質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 皆さんこんにちは。議席番号12番の福島知雄です。町民を代表いたしまして質問をいたします。

今回は2項目を取り上げております。質問に対しましては、質問席にて通告どおり質問してまいります。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それではまず、質問事項の1項目め、住環境の整備についてということで質問をしてまいりたいと思います。

まず、下原堀川線の延伸計画はあるのかと、もしなければ具体的な計画を立てて政策実現に向けて努力すべきであるということではありますが、この件は過去何度か質問をいたしております。また、同僚議員も何人か質問をされておりますけれども、なかなか展望が開けないというようなことで、今回また取り上げた次第です。この路線は、菊陽バイパス方面から図書館の横を通り、鉄砲小路、いわゆる県道新山原水線に突き当たっている道路になるわけですが、この路線が延伸されて県道大津西合志線と連結できますと、合志市方面からの車の流れも一段とよくなりまして、それによって経済効果も相当得られてくるんじゃないかというふうに私は思っております。後でちょっと触れますけれども、「さんふれあ」の周辺整備ということですが、本町の核の一つであるわけです、この「さんふれあ」というのは。この施設にも相当な相乗効果が期待できるというふうに思っております。

もう何遍も質問しておりますので、ここで単刀直入に質問したいと思います。延伸計画があるのかないのか、その点いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町道下原堀川線ではありますが、この件につきましては平成6年11月に都市計画道路として整備計画を立て、平成25年3月に全線が完成したところであります。なお、鉄砲小路交差点付近は平成15年4月に供用開始をしております。下原堀川線は、もともと整備計画の段階から鉄砲小路交差点を終点とする計画で進めたものであります。近年、セミコンテクノパーク方面に通勤する多くの車両等が町内の各地区に至る県道や町道を通行し、朝夕はこれまで混雑のなかった町道なども通勤の車両が増えているような状況であります。

町では、このような交通量の増加を見越して、平成18年に町道菊陽空港線の原水北部への延伸を熊本県に要望いたしております。下原堀川線の延伸も、交通量対策の一つとして期待され

る計画でありましたが、まずは町が熊本県に要望しております菊陽空港線延伸を具体化する必要がありますことから、下原堀川線と合志市道であります竹迫東廻り線との接続計画に関しましては、菊陽空港線延伸の計画上、最も重要な県道新山原水線の改良工事が正式に決定され、工事の着手の目途が立った段階で、この合志市の市道であります竹迫東廻り線と下原堀川線の接続の計画の検討に入りたいと考えておったところであります。

その合志市でありますけれども、現在セミコンテクノパーク東京エレクトロン西側に新規の市道の整備（仮称）原水竹迫線、これはセミコンテクノパーク西側にあります合志市の市道であります竹迫第二テクノ線から県道大津植木線までの菊陽町の区間を含めた計画をされておまして、早ければ今年の12月の本会議で合志市、それから本町の方にも依頼が来るかと思っておりますけれども、菊陽町の両議会、地方自治法第244条の3第3項の規定によります合志市道認定の同文議決をいただくといいですか、議決の必要が出てくるようになるかと考えております。また、この原水竹迫線の供用開始は平成29年度を予定されているところであります。そのことから、市道竹迫東廻り線の整備計画につきましては、この市道原水竹迫線の整備が済んだ段階で、財政事情等を踏まえた上で菊陽町との協議に入りたいということでもあります。

そこで、本町でありますけれども、菊陽町の町道菊陽空港線の整備計画を優先的に進め、下原堀川線とこの合志市の竹迫東廻り線との接続計画の樹立につきましては、菊陽空港線の延伸計画の進捗状況を見ながら、今後両町で連携して将来的には実現に向けて努力してまいりたいと、そういうふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 町長の答弁で、菊陽空港線をまず優先して取り組むということみたいだったんですけども、ということは、当分この下原堀川線の延伸は見込めないということですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この道路につきましては、福島議員も言われましたように「さんふれあ」の周辺整備ということで、上の方から来る経済的な効果もあるんじゃないかということでもありますけれども、どちらかといえば合志市の方で積極的に取り組んでもらわなければ、町が負担するといえますか、そういうところではないなって考えとるもんですから、そういう中で、今言いましたように、合志市は別の方の路線を先にしたいということで協議がありましたので、そちらの状況も見ながら、将来的には必要な道路と考えておりますけれども。この菊陽空港線の方もこれから本格的な動きを始めんといかんってな状況でありますので、そちらの方から入らせていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 状況は分かりました。

それでは、この鉄砲小路に突き当たっている3差路、このところは過去何度も事故がっております。大変危険な箇所になるわけですが、当分の間見込めないということであれば、遠くから見ても交差点があるんだと認識できるような整備ができないかと。いわゆる信号機を



つけたり、あるいは点滅信号、あるいはその交差点の3差路のカラー舗装なり、そういった整備はできないでしょうか。いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） この鉄砲小路交差点につきましては、町道下原堀川線から県道新山原水線への進入に際して、左右に家屋や納屋などがございますことから見通しが悪く、現在信号もないことから、交通事故の発生が懸念される状況にあります。

しかし、現時点ではドライバーの徐行運転の励行に委ねるしか安全を確保する方策はございません。やはり、交差点では一旦停止をして目視による安全確認を行っていただいて、県道越えの進入をされるようお願いしたいと思います。

また、点滅信号につきましては、これも安全通行を促す方策の一つというふうに思っております。これにつきましては、今後大津警察署とも協議をいたしまして、県の公安委員会に対して、必要があれば点滅信号が設置されるよう要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 当然、3差路ですから一旦停止という標識になっております。ただ、ここは、図書館方面から県道新山原水線に出る場合、相当車を前に出さないと目視ができない状態です。ですから、非常に危ないわけですが、ここは通行量も多くて、結構車もスピードは出しております。毎日のようにスピード違反の取り締まりをしておりますけども、それでも結構スピードを出した車が多いわけですし、私も何度かぶつかりそうになったことがあるんですが。

そういったことで、必要があれば点滅信号の方を検討したいということで、必要だから私は質問をしているんですけども、そういった点滅信号ができるまで交差点のカラー舗装をしてもraitたい。鋭意、早急に信号の設置ができるように政策を立てていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 福島議員に申し上げますけれども、信号機の設置については通告にあっておりますし、防犯灯ということですので、その点について総務課長。

（12番福島知雄君「防犯灯じゃなくて、1番ですよ、今。今①を質問しておりますけども」の声あり）

ああ、そうですか。すいません。

（12番福島知雄君「ですから、この延伸計画に立てての政策実現ですから、当然それに関する信号とかという関係になってきます」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この下原堀川線の3差路をつくるとき、以前、特に「さんふれあ」側から

来たときに右側の方が非常に視野が狭いというか、あそこを整備するとき土地を分けていただくような交渉もしたんですけども、地権者の同意が得られなかったという経緯があります。

そこで、カラー舗装ということになりますと、県道の部分になりますので、県の方とも担当の方でそういう危険性がある、確かに非常に見通しが悪いということは認識しておりますけども、そういった中で今の時点で何がとれるか、もちろん信号の設置の要望あたりは天津警察署を通じて公安委員会の方に上げていきたいと思っておりますけれども、その点はまた県の方とも協議をさせてみたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それでは、県の方と協議を進めていってもらって、何らかの政策を、手だてをしていただきたいと思います。

議長から注意を受けましたので、次の質問に入ります。

それでは、②番になりますが、下原堀川線の防犯灯設置の事業計画はあるのかということですが、毎日連日のニュースで報道をされています、三重県の朝日町で発生しました中学生の殺人事件、弱者を狙った大変凶悪な事件であります。被害者の方に哀悼の意を表したいと思っておりますと同時に、環境整備ができて死角がなかったらどうだったのかなというふうに思ったりもいたします。事件現場となったところは、県道から脇道に入った人けのない、死角になった寂しいところであったということであるわけですが、同じようにこの下原堀川線、先ほども言いましたが、図書館の信号から県道新山原水線、鉄砲小路に突き当たるまでは街灯、もちろん防犯灯も全然ないわけですが、日没しましたら視野は真っ暗です。私も何度か夜行って、車のライトを消したりしてみたんですけども、真っ暗です。非常に危ないところです。ここは中学生の通学路にもなっております。また、不審者の情報も出ております。事件、事故等が発生しないうちに早期に防犯灯の整備をしていただきたいと思いますように思っております。私も、常任委員会等の際にも過去必要性を訴えたこともありますけども、その防犯灯設置整備の事業計画があるのかないのか、あればどういった工程で考えておられるのか、その点をお伺いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの御質問にお答えします。

本町の防犯灯の設置につきましては、安心・安全なまちづくり事業としまして、国などの地方道路整備交付金、それを使いまして防犯灯整備計画というのを定めております。平成22年度から平成27年度までの6か年で整備することとしております。

御質問の下原堀川線の防犯灯の設置でございますけれども、地域からの要望もあっておりまして、一応本年度計画で整備を考えております。設置場所につきましては、同路線の菊陽町図書館前の信号から鉄砲小路までの900メートルに約23基から30基の予定で防犯灯を設置することとしております。着工時期につきましては、交付金事業ということもありまして、県の設計審査を受けるようになっておりますので、10月ごろを発注予定というふうに考えております。完了は大体年内にできればというふうなところで考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 年内完成ということですが、あそこに防犯灯ができれば子どもたちも安心して通れるかなというように思います。よろしくお願いします。

それでは、次の3番目の、県道辛川鹿本線の開通により交通体系が大きく変化されるというふうに思われます。その変化を町はどのように想定しているのか。また、沖野地区、新山地区、西小学校周辺の交通量の増加が想定されますけども、その対策は立てているのかということです。

この県道辛川線は今工事中でありまして、合志市から沖野の間が工事中です。本年の10月末に一部供用を開始、12月には全面供用開始というふうになるようでありますけども、そうなりますと交通体系が大きく変化します。特に沖野地区、新山地区、西小学校周辺の交通量の増加が想定されるわけですが、それに対して対策は立てているのかお伺いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） 県道辛川鹿本線バイパス工事は、ただいま申されましたように、本年10月に一部が完成し供用開始される予定であります。これまでみらい大橋方面から菊陽バイパスの石坂交差点に入り、県道新山原水線、町立白鈴園前を通りまして沖野地区に入り、さらに鉄砲小路入り口交差点を左折して合志市やセミコン方面に向かっていた車両が、鉄砲小路入り口交差点を通過せずに合志市やセミコン方面へ行けるということで、今後は熊本市内方面からのこのバイパスを使って通勤する車両も増えてくると思われます。もちろん、この辛川鹿本バイパスはこうなることを目的に新設された道路でありまして、これにより他の幹線道路の渋滞が緩和されるものと思っております。特に県道大津西合志線のJ T前交差点、それから菊陽町の原水交差点、これは上堀川の北の方にありますが、これらの交差点の渋滞緩和にも大きく貢献するものと思っております。

ただ、少し心配されますのは、この辛川鹿本線の通行量が従来よりも増えることで、沿線住宅地を走ります町道などへの迂回進入があるのではないかと思います。やはり、そこに公道が存在するのであれば、道路利用者がさまざまな事情で町道側へ進入しなければならないこともございますので、町道側の通行を規制するということはできません。

そうしたことから、これは他の幹線道路の場合も同じですが、これらの道路を利用して通勤される菊陽町やその近隣市町の企業の皆様には、通勤経路以外の町道への迂回を御遠慮いただくよう、例えばセミコンテクノパーク協議会などのような企業連絡協議会に対して引き続き御協力いただくようお願いをしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 今課長の答弁のとおり、沖野地区とか新山地区、こういった地区内にある田畑の中を走っている町道を、迂回路または近道として利用される可能性が非常に高いわけ

です。農家への影響が心配されるわけですが、今課長答弁のように関係企業等をお願いされて、今、柳水、入道水、古閑原、その地区内の農道といいますか、町道といいますか、通勤として使用されるのを差し控えていただきたいということをお願いしてあります。非常に効果が上がってます。この地区もぜひそういったことをお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、質問事項の2番目、地域経済発展の現状と展望について質問してまいります。

まず、本町の経済発展の現状をどのように認識し、地場産業の今後の経済バランスをどのように図っていくかということですが、これは非常に設題が大きいんですが、大枠のところで町長に質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問でありますけども、本当に大きく捉えたところであります。答えにくいところでもありますけども、お答えしたいと思います。

本町の経済でありますけども、ここ近年大きく変化しております。要因といたしましては、平成10年の光の森の分譲開始を契機として、平成16年6月のゆめタウン光の森の営業開始や各種の商業施設等の立地によりまして、商業統計調査のデータでありますけども、平成14年の商品販売額が489億円でありましたが、平成19年には約1.8倍の899億円となっております。また、工業生産出荷額の方も平成17年の1,065億円から平成22年には約2.3倍の2,494億円となっております。熊本県全体の出荷額の9.7%を占めるに至っております。本町の経済状況は他の自治体に比べて良好であろうかと、こういった点からは認識することができます。

このほか、菊陽町の経済状況を予測する上でのデータとして、平成20年のゆめタウン光の森店の入り込み客数とその町外者比率について担当の方から聞き取り調査を行っておりますけども、その内容によりますと、入り込み客が平成20年で年間807万2,000人、月に直しますと約67万人、日に直しますと2万2,000人ということになります。その中で、町外の比率であります。約97.9%、約709万5,000人が町外の方から入り込みがあつておるといような回答でありました。

ゆめタウンのほかにも、光の森には約310を数える事業所が立地しております。町外からの集客による経済効果は想像以上のものであろうかと考えております。このことは、光の森のみならず、東京エレクトロン九州跡地エリアも商業施設が集積する予定でありまして、そういった面では経済がますます活気を呈するものと期待しているところであります。

そして、セミコンテクノパーク、これは合志市も含みますけども、約7,000人の方が雇用されておられまして、この中には町外からの流入人口も多く、本町の経済を潤していると考えております。三里木周辺や光の森周辺の居酒屋さん等あたりも大変利用されてるような話を聞いているところであります。

また、人口増加は御承知のとおりでありますけど、過去3か年間における住宅の年間建設件数は200件を超えておりまして、こういった面で菊陽町の経済は活性化していると考えており

ます。

このように経済は活発に動いておりまして、今後も引き続き内需が拡大すると思われることから、地場の企業の方々もこの経済環境を利用して企業の活性化を図っていただいて、流入者や町内の方々の消費機会を町外に逃がさないような創意工夫をしていただいて、商機と捉えてもらいたいと考えております。町といたしましても、商工業の発展の活性化のための方策を検討する菊陽町中小企業等活性化会議を設置しております。この会議の中で菊陽町の状況を把握、分析するとともに、活性化策を提案されるものと期待しているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 今町長が言われたとおりかと思えますけども、本町は全般的に土地条件に恵まれております。しかし、そうでない地域もあります。よく話題になります南地区とか特にそうなんですが、土地条件がいいところはよいばかりじゃないんですけども、いいばかりに企業間競争というの熾烈なものが出ております。町長が言われたように大手資本がどんどん進出していますし、こういった状況の中で地場産業、特にその中でも中小零細企業が苦戦を強いられているのは、また現状であります。アベノミクス効果も見られている業種もありますけども、地域格差、経済格差、立地的な格差っていうのがあるのもまた事実です。

そこで、今後地場産業の景気バランスをどのように図っていくかということですけども、地域産業をどのように、誘致企業とか進出企業じゃなくて、本当の地場産業の経済バランス、育成っていうのをどのように図ってくかっていうことをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。

現在商工会の方で、住まいのことならおまかせ隊っていうのを発足して、今3年目になっております。業績も1年目、2年目、また今年といったふうに上がっております。今年は一戸建ての方も、この住まいのことならおまかせ隊の方の、ここに参加されている業者の方が建築をされているということをお聞きしております。やはり、こんな地元に着目した業者の方になっていただき、先ほど住宅戸数も年間200件ということでもありますので、しっかり活躍していただい仕事をしていただくなと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 今課長が答弁したのは、答弁の内容は私も分かっております。そういうことと、今後どのようにして図っていくかということです、現状じゃなくて今後です。今後さらにどのように政策をとっていくかということです。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 地場産業といいますといろいろありますけども、さっき言いましたように、商売の世界というのは非常になかなか行政がどこまで関与していくかというのは難しいところがありますので、そういう意味では中小企業の活性化連絡協議会といいますか、そういっ

た中でいろいろ議論させていただきながら、ここに学識の方もいらっしゃいますし、関係者の方も入っておられます。そういった中から取り組むべきようなものが提案されるんじゃないかと期待しているところでありまして、そういうものもありますし、商工会との連携、さつき課長が言いましたように、住まいのことならおまかせ隊、この方々のグループは非常にいろんなことを、菊陽町は新しい人たちもどんどん増えておるということで、その悪徳業者にも引っかからないようなこともされながら、そして安心してどんなことでも見積みあたりはもちろん無料でやるとか言っとられまして、そういうところから動きが出てくればいいんじゃないかなということでおるところであります。

また、福島議員の方も、いろいろ提案していただけるようなものがあれば参考にさせていただきたいと思いますので、そういった提案があればとも思うところでもあります。はっきりした答えになっておりませんが、そのようなところで、まずはこの中小企業等活性化連絡会議、そこの方がせつかく立ち上がりましたので、また今年は先進地あたりも見に行かれるような計画も立てておられますので、そういう会議の中からの状況把握、分析をしながら支援策を考えたいというように思います。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。ぜひ行政として、農業も含めてですが地場産業に対して手を差し伸べることがあったら、どんどん手を差し伸べて育成を図っていただくよう、そういった政策を推進していただきたいというふうに思っております。

経済発展という面から考えましたときに、例えば免許センター前の国体道路、この両サイドは今農地になってますけども、ここを例えば道路から50メートルあるいは100メートルといったような感じで市街化等に、これは大変難しい問題であると思います。今まで何度か県の方にお願いされたということも聞いておりますけども、鋭意努力して、ここはもし市街化になれば相当な経済効果が出てきまして、南地区の総合的な活性にもつながってくるというように思いますけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ここについては、同じような課題といいますか、どうにかしたいと思っておられるのが合志市、益城町もそうであります。そういうことで、市街化調整区域活性化会議の中で、この都市計画法上のそういった縛りの部分、集落前開発制度もそこから出てきた取組からできるようになった制度でありますけども、いろんな動きはしておりますけども、先般都市計画課長の方からも答えましたけども、この集落内開発制度の中で、その区域に入っていないところの農地の部分について、国の農政局の方に実際行って尋ねてこいということで指示しまして、行った結果が、先般都市計画課長が答えたような内容であります。都市計画サイドもそうでありますけども、農地法あるいは農振法をクリアする、これが非常に難しいというようには感じておりますけども、今後もこういう課題は本町だけじゃありませんので、この市街化調整区域の活性化会議の中で、先般の総会のときもそういう話も私も出したんですけども、そ

ういった中で取り組んでいきたいというふうに考えております。現時点では非常に難しいというところでありますけども、市街化区域の見直しのときには、要望としてはいつも出してはおります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） なかなか今の話は難しいわけですし、そのような時期が来たときに間に合うよう、根気よく政治的にも働きかけていくのが必要じゃないかというふうに思います。鋭意努力を望むところです。

ところで、以前からこの南地区のことに関して担当課長といろいろ協議をしまいましたが、特に集落内開発についていろいろな話をしてくまいました。たまたま先日9月3日、議員連絡会において菊陽町定住促進補助金制度ということで、南小学校区における地域活性化対策の説明がありました。大変すばらしい、有効になるんじゃないかというような制度だと思いますけども、この政策をより有効に進めていくためには、南地区に定住する人のためのメリットだけでなく、やっぱり人がそこに定住するためにはどうしても土地が必要です。それには土地を手放すという人がいないとできないわけですし、そういった政策に対して土地を手放す場合、土地所有者に対する特典、そういった対策はできないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） ただいまの質問ですけれども、地域経済の中ではあると思いますけれども、先ほどから何回も通告外ということを申し上げております。通告質問事項の2の中の質問要旨の4つの項目の中では見受けられませんので、次の質問に移っていただきたいと思います。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 地域経済発展には当然そういうことも必要になってくるわけですし、私は通告外ではないというように思ってたんですが、議長がそう言われるなら次の質問に移ります。

②番目の起業者支援はできないかということですが、これはどういうことかといいますと、新規起業者に対して町として支援策はないかということです。昨今住民サービスが非常に多様化しております。そういった中で、財源確保というのは大きな課題になるわけです。財源がなければ、どんなにすばらしい政策も実現をすることができません。そういった新規起業者が、町内の人あるいは町外の人が、菊陽町でそういった制度を利用して起業をするというようなことが出てきますと、当然そこには設備投資だったり、あるいは雇用創出だったりということで、経済循環というものがよくなるんじゃないかというふうに思われます。そうなれば当然税収も増えてくるというふうに思います。

要は、いかに地場産業の景気をよくするかですけども、先ほど言いましたが、税収が増えれば当然結果的に町民に反映されるということです。この新規起業者支援対策はできないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 起業・創業に対する支援についてであります  
が、起業・創業の種類は業種、規模などによって必要とされる支援の内容、支援機関に違いが  
あります。

例えば、菊陽特産のニンジンで仕事を始める場合は、生食なのか加工なのかで商品開発、製  
造の違いがあり、販売先、流通の違いがあり、雇い入れる従業員、必要とする資金調達にも違  
いがあります。この場合、新種ニンジンの種苗研究機関や、農産物加工の試験研究機関、販路  
開設の支援機関、商品計画の支援機関、金融機関の支援機関などが支援することとなります。  
以上のような起業・創業に対しては、国では経済産業省、中小企業庁、農林水産業などやその  
外郭団体が行っており、熊本県においても、菊陽町が出損していますくまもと産業支援財団が  
起業・創業の支援を行っております。そのほかに、商工団体、金融機関、組合等が起業・創業  
の支援をしています。

支援の中身につきましては、出資、融資、債務保証といった金融支援、また取引先紹介、販  
路拡大といったマッチングの支援、新商品開発、新技術開発、新分野進出といった商品開発な  
どの支援、また経営相談、人材獲得といった経営管理全般の相談を受けるというような支援に  
なっています。

一般に起業・創業というものは、自主努力、自己責任を原則としなければ成功しないと聞い  
ております。菊陽町から一社でも多くの起業・創業されますよう、起業・創業に役立つような  
情報の収集に努め、支援していただけるような機関の紹介をしていきたいと考えております。  
現在、商工会の方に7件融資の相談をされているというお話を伺っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 国あるいは県あたりが、新分野とか進出あるいは異業種進出、そういつ  
た起業に対して支援策があるのは事実であります。そういったのは別に町として独自に、例  
えば金融機関を紹介とか、いろんなそういうなんじゃなくて、町として直接手を下せるような  
支援策はないかということです。いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 今おっしゃいました、例えば補助金とかとい  
う関係じゃないかなと思います。最初はやっぱり補助金かなと思いますけど、そういうことに  
ついてはちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 現在考えていなければ、今後そういったことを検討する気持ちはあるの  
かないのか、全くないのか、それはどうですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まずは、さっき言いましたように国、県の制度の中で、そういったいろん



なくまもと産業支援財団というのがあって、そういう中で支援していますけども、これには菊陽町の方からも出損金を出しておりますので、町がかかわっとる団体として捉えていただきたいと思います。

さらに、単独でのということかと思えますけども、これについては、現時点ではこういう制度を活用した中でやっていただくということでとっておりますので、今のところ具体的なものはありませんけども、起業を起こされる場合に、どういうことで町が応援できるかどうか、こういう起業支援あたりは、一方ではなかなかうまくいなくてリスクを抱える場合もあります。そういうときに、特に町が勧めたからやって、実際うまくいかなかったということで、また自己責任が一番必要だと思えますけども、そういういろんな大きな問題も一方でありますので十分検討しながら、そして具体的には、さっきも言いましたけども中小企業連絡会、そういうあたりからいろんなことが、新しい考え方、アイデアとか、そういうものが生まれてくるかと思えますけれども、そういうものを期待しながら取り組んで行きたいと思えます。

また、もちろん商工振興課も、あるいは農政の方でも、町独自としてどういうものがそういういろんな相談があつとるかどうか重要だと思えますけども、町として行政の立場でできるものについては取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） あと2項目残っております、時間が少ないですので、次に入ります。

それでは、③番目の「さんふれあ」施設の整備と周辺施設の活用の計画はあるのかということですけども、この質問も過去何度かいたしました。

そこでまず、駐車場進入路の件について質問をしたいと思います。

以前、現在の進入路を駐車場西側に移設し、現在の進入路を閉鎖できないかということで提案をしております。その際、検討するという答弁でありましたけども、その後どのようなになっているのか、進捗状況を聞きたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えいたします。その前に、「さんふれあ」が現状どうなっているのかというのをちょっと触れましてお答えしたいと思います。

総合交流ターミナル「さんふれあ」については、平成15年度に指定管理者に移行して現在に至っていますが、周辺地域に温泉施設が開業したり、JA直売所の展開やイオン、ゆめタウンなどのショッピングセンターの内の直売コーナー、それから生産者の高齢化による出荷数の減などによりまして、入場者、売上高とも年々減少化傾向にありますので、「さんふれあ」でも毎月イベントを開催して集客に努力されているところです。特に第4土曜日に定期的に開催されているふれあ館コンサートなどは、広く知られるようになり、来場される方も増えつつあります。最近では、下原堀川線の立体交差及び菊陽バイパス交差点の完成を契機に、旅行会社や観光バス会社に熊本市に向けた最後の休息施設としてPRしておられます。

お尋ねの駐車場の件ですけども、昨年老朽化した外観とか温泉などの補修工事を行いました。

て、続けて今年度杉並木公園の駐車場増設にあわせて既存駐車場の整備を行う予定です。主なものは、議員がおっしゃられましたとおりに、駐車場への進入路の位置を現駐車場の西側に新設して、現在の進入路は車両の進入を禁止して、歩行者や二輪車、また緊急車両のみの利用とするところです。また、送迎などの車につきましては、直売所西側の既存車寄せを拡大整備してロータリーとし、今まで以上に利用しやすく、障害者用駐車場につきましても現状以上の台数を確保したいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。早期の完成を望みます。

それと、この区間内、駐車場から施設まで70メートルぐらいかなと思うんですが、この間に横断歩道が2か所あります。大変その短い区間なのに横断歩道が2か所あるということで、手前で止まった車っていうのは、先に人影が見えてももう止まらないんです。非常に危険なものですから、道路つけかえをされると同時にこの横断歩道を1か所にまとめるということはないですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 現在2か所ありますのが、おっしゃるとおり70メートルぐらいです。

それで、東側ののが完全に杉並木公園とスポーツ広場をつなぐ横断歩道になっております。西側のが「さんふれあ」に渡るような横断歩道として利用されておりますので、これをまとめるとなりますと、非常にいろいろな方面からまたお叱りを受けるんじゃないかと思います。ですので、今あるところについては何らかの対策をとって、事故が起きないようにするしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。時間も残り少ないですので、次に行きます。

6月議会で渡邊議員が、バイクが立ち寄りたりできるような整備はできないかということで質問されております。私も以前ツーリングを趣味としまして、あちこち相当回りました。どこに行きましてもそういった専用の施設はなかったわけですが。そこで、杉並木公園とかの駐車場、あるいは「さんふれあ」の駐車場を有効に活用して、バイクあるいはキャンピングカーが滞在できるような施設を整備したらどうかということですが。もちろん、そこには水道あるいは電気コンセント、または排水等の設備をして、有料で貸し出したらということであります。現に、杉並木公園の駐車場には結構キャンピングカーが滞在しております。それらの人々はほとんど「さんふれあ」の温泉、あるいは直売所で買い物をしたりとかで利用されております。

この整備は投資額としては大してかからないと思いますし、こういったキャンピングカーがどんどん寄ってくるようになれば、当然そこに「さんふれあ」の売り上げも伸びてきますし、いろんな意味で相乗効果があります。また、菊陽町の宣伝効果にもなるかというように思っております。名所の一つとなるような可能性もないでもありません。そのようなところはどうぞで

しょうか、できますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） キャンピングカーの件につきましては、議員がおっしゃられるとおりに、よく公園の方の駐車場、バスが止まるところを利用されているというところで「さんふれあ」から報告を受けております。

そこで、来年どうにかキャンピングカーが止まる部分を整備していけないかというところについておりますので、一応事業化に向けてやっていきたいというところでおります。それにあわせて、「さんふれあ」の方でもインターネット上、それから「さんふれあ」のホームページ、いろいろな専門誌へPRを図りたいというふうなところでおられます。それにあわせて、期間的なものではございますが、11月、12月の日没の早い時期、5時には暗くなるというような時期に何とか3施設合同でライトアップイベントみたいなことができないかということで今相談を受けておりますので、どうにか実施に向けて検討していきたいというふうなふうで考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。こういったバイクとかキャンピングカーの愛好者というのは横のつながりが非常に強くて、こういった施設ができれば、そういった仲間に口コミで広がっていくということで、一つの名所という大げさですが、そういった可能性になることが大ですので、ぜひ取り組んでいただきたいというように思います。

それでは、最後のニンジンタワー建設計画はあるのかということですが、この問題も今まで何度か質問をしております。過去の答弁では、規模、予算等、関係機関と協議すると、または下原堀川線の高架橋が完成し、開通したら様子を見て検討するという旨の答弁をいただいておりますけども、この点どうですか。今どういった状況なんですか、検討されているのかされていないのか、今後どうされるのか、簡単をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

平成22年第4回定例会の一般質問で議員が質問されましたニンジンタワーの件につきましては、実施に向けて取り組むところで答弁しているところであり、菊陽バイパス沿線でのPRが大変有効でありますことは以前の答弁のとおりであります。

しかしながら、ニンジンタワー建設に当たっては、建設用地や建設財源並びにニンジンタワーによるPR効果、そして維持経費はどうするのかというようなことを総合的に考える必要がありますので、実現に向けて検討を続けてまいります。

そもそも、議員が申されていますのは、ニンジンの町として菊陽町をどうPRするのかということだと思いますので、当面は次のようなことを考えております。

まず、来月10月1日から、町内巡回バスが下原堀川線と菊陽バイパスの交差点との立体交差

の開通を機にルートを新たにしてスタートします。そのバスのリニューアルとして、マスコットキャラクターキャロッピーのラッピングバスキャロッピー号が3台スタートします。そのバス停約130か所にもキャロッピーのイラストを入れたものを設けて、菊陽町とそのキャラクターをPRする予定です。

そのキャラクターでありますキャロッピーにつきましても、新たな着ぐるみを制作中でありまして、機敏な動きができるものを依頼しているところであり、これができたら町のイベントはもとより、今まで以上に熊本県、熊本市のイベントに積極的に参加できると思いますし、くまモンとの共演など、菊陽町のPRに大きく貢献できると思います。

それから、すぎなみフェスタのPRでございますが、吉本興業所属のもっこすファイヤーというタレントにPR大使を依頼する予定です。これはもうすぎなみフェスタだけでも。それで、各種のテレビ、ラジオ番組に出演したときに、すぎなみフェスタのイベントとともに菊陽町をPRしていただくと。これが好評であれば、年間PR大使の依頼も可能かと思います。また、すぎなみフェスタ当日にアドバルーンも上げておりますが、よりニンジンに近いように形を修正して掲げる予定です。

それから、今年度事業実施中のJA菊池菊陽中央支所ニンジン選果場の菊陽バイパス側の壁面に、菊陽ニンジンをアピールする文字とかキャラクターなどを制作するよう今協議中であります。実現しましたら、大きなPR効果が期待できると思っております。このように、当面はソフト面でできることから次々やっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 要は、菊陽町を町内外にいかにかアピールするかです。菊陽町というものを認識してもらえれば、必ず地場産業の発展につながって地域活性化になります。私は、ニンジンタワー設置ということで今まで言ってきましたけども、ニンジンタワーでなくてもいいんです、それにかわる何かがあればです。いかに本町の情報を発信して話題性を持たせるかということです。まずは話題性を持たせるということなんです。本町は人口増とか企業進出、そういった話題性がありますけども、農産物とかあるいはほかの話題性が、ゼロとは言いませんけど非常に少ない。そういったことで私は今まで質問してきております。菊陽バイパスを走っていても、どこからどこまでが菊陽町が分からない。あつという間に大津に行つとるというような感じなんです。市内のあたり人も、菊陽町といったらよう菊池と間違えられるんです。そのように認識が非常に低いので、こういったところも今後政策の中に取り入れ検討していただき、改善をしていただきたいと、そのように提言いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 議席番号2番、菊陽政策研究会、野田恭子でございます。

午前中のたくさんの傍聴者の方より打って変わって、来ていただいてありがとうございます。

まず、その傍聴に来ていただいた方から要望をいただいたんですけども、やはり3階まで階段で足が悪いのになかなか来づらいと。せっかく午前中来て、昼からも聞きたいんだけど、この階段を上がらなければいけないと思うと、ごめんねって言われて帰られました。ここは私たち議会としても町と一緒に、町民の皆様に来ていただきたい、来てくださいと言うばかりではなくて、どうやったら来ていただけるか、もしくはもうこちらから出向くということも少し考えていかなければいけないんじゃないかと思われました。

では、質問に入ります前に、7月、8月と2か所研修に行かせていただきました。1か所は、広報委員会として鹿児島県の姶良市と霧島市へ、8月に菊陽政策研究会としまして佐賀県の伊万里市へアウトソーシングの勉強に、あわせて福岡県宮若市の方にコミュニティ活動助成制度について勉強に行っていました。今回の一般質問は、今回その研修を踏まえて質問をさせていただきますと思います。続きは質問席より行います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、早速質問の方に入ります。

今回は2点質問事項を上げております。1つが、住民所得向上のための施策についてです。

①の、自治体が運営するF B良品に住民所得向上の施策として参加する予定はないか。前回似たような質問をしておりますが、今回は自治体が稼ぐ方法としてどうだろうかというふうに質問をいたしましたが、今回は住民の所得向上の施策としてです。

前回の質問のときの答弁にいただいたことをちょっと踏まえてなんですが、前回の答弁の内容をちょっと申し上げますと、単に販売目的としたものであれば投資のみであり、費用対効果の評価は低いと考えられるが、町内の個人や企業などの商品の販売促進であれば、行政が直接行う事業として稼ぐ自治体を目指すことが適当であるのか勉強していきたいといただいております。この勉強していきたいに多少の希望を持ちましたのとあわせて、私もちょっと勘違いしておりましたけれども、自治体、行政というものは一般企業とは違いまして、何か物を売って売り上げが何ぼだというものじゃないんですよ。勉強不足だというか、ちょっとどうしても一般企業にいたときの感覚が抜けなかったところがあったんですが、本当は自治体の収入というのはあくまで税収であるというところから、地域住民の所得が上がれば回り回って町のためになると。先ほど福島議員もおっしゃいましたけれども、それがまた回り回って町のサービスが向上して、また住民がサービスが受けられるというところで、いいサイクルに本当はなっ

いくべきなんだろうというところで、1人納得をしていました。

というところで、今回住民サービスの一つとしてこのF B良品に参加する予定というか、その後研究をしていただいたかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。前回の中身と中身が同じのが出てきますけど、ちょっと答弁させていただきます。

前回の平成25年第2回定例会議におきまして答弁しましたとおり、勉強してまいりたいと考えておりますというふうにお答えしました。まだ3か月ですので、その勉強というのはやっておりません。九州で開設している自治体が3か所あります。今回そちらの自治体を研修して、状況の把握に努めたいと考えております。

それから、先ほど費用対効果のことを言われましたんで、これも前回とちょっとかぶりますけど、このサービスは参画するための経費として、前回も言いましたけど、初期投資200万円、毎月15万7,500円の年間189万円の経費が必要とされます。この経費に見合うだけの投資効果が得られるか検証すべきと考えます。

このF B良品通販事業のような個人や企業の商品の販売を町が直接行うことが適当なのかどうか、検証も必要だと思います。これは先ほど最初言われたように、町が販売するんじゃないくて、町が出店者になって、出品者が個人ということになると思います。それから、また町にある商品のみで事業が成立するのか、見きわめも必要だと思います。このような事業の目的、採算性、危惧負担等についてさまざまな検討を加えて判断すべきあり、当面確認をしようと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 実はこのF B良品、私が昨日ちょっとネットを見ておりましたら社名といいますか、仕組みが少し変わるそうなんです。なので、そのところも研修に行かれた際に、実際その売り上げがどれだけあって、どれだけの人がかかっているかっていう情報も全く公開されていないという話ですので、実際行かれたときにそのあたりもしっかりと見てきていただいて教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2番に行きます。

2番、F B良品以外で本町の住民所得向上の施策につながるアイデアを公募しているかです。

こちらは、私は別にF B良品にこだわってるわけではないというところと、いろいろなよそがやっていることをまねても、環境が違うわけですから同じようにうまくいくとは限らないです。やはり菊陽町本町独自の何かぴったりのしたいいいアイデアがあるんじゃないかというところで、この質問をしておりますが、例えばですけれどもお隣の合志市さん、うまかもん合志、合志市特産品地域ブランド推進協議会というのをつくられてまして、市内の地域のブランドを

行政としてPRをされております。ただこちらは、インターネットに確かにホームページをつくられてますが、販売されているところも余り多くないような気がしましたので、こちらもちよっと実際どれだけ効果があってますかっていうのは聞いてみないと分からないですが、これとまた別に、熊本県といえば今はもうくまモンです。熊本県がどこって、多分今は言われないうんだと思います。くまモンと聞けば、ああってなるぐらいの人気者になってくれます。こちらは、経済効果も皆さん御承知だと思うんですけども、私も以前勤めていた会社で、このくまモンを使ったものをつくらせていただいたところ相当な売り上げがありまして、そのおかげでその会社は少し持ち直したところでもありました。このくまモンなんですが、申請して許可がおりれば利用料は要らないという点がかなり大きかったと言われてもいます。

また、広報委員会で研修に行きました霧島市でも、霧島ブランドというのを何かつくられていたようですのでやはり行政が、余り主体になるのはよくないと思うんですけども、きっかけというか、そういったものをちょっと仕掛けてやると、皆さん一回火がつけばどんどん大きくなっていくんだと思うんですが、そのアイデアを公募しているかどうかというのをまずお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、本町の住民所得向上の施策につながるアイデアに限定しての公募は行っておりません。

しかしながら、昨年12月の議会定例会に提案し可決いただいております、そして本年4月1日から施行しています菊陽町町民参画・協働推進条例の町民参画の部分に政策提案手続という制度を設けております。この制度は、町民の皆さんが住みよいまちづくりのための政策の提案を町に行うことができるものです。提案の募集は年2回で、町が定めた期間に、代表者が50人以上の署名を添えて町に提案書を提出することができます。このたび第1回の政策提案の募集を行うため、広報きくよう9月号及び町のホームページに掲載いたしております。

このように、菊陽町町民参画・協働推進条例の中に政策提案手続を制度化していますので、この制度を活用し、ただいま申されました本町の住民所得向上の施策につながるアイデアを提案していただくことも考えられます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 2番と関連づけてそこに切り込みたかったんですが、先に言われたもので、毎度のことですけれども。

アイデアの公募とは少し違うかもしれませんが、先日、日南市長さんのお話を聞いてきたんですけども、こちらはシャッター商店街、油津商店街というところがもうシャッターが閉まってしまっていて、全く人けがない状態だったところがありました。そこに、市長さんがどうかしようというところで、テナントミックスサポートマネジャーというものを一般公募、もう

だから市だけでなく全国に、ここを立て直しをしてくれる人を募集しますということだけでかけられたそうです。今現在月給90万円というところで、お一人の方を中心に頑張ってもらっていますが、条件としてはまずそこに住むと、そして地元の方とも変わらないぐらいの活動をずっとされてまして、90万円には、そこからお家賃も引かれますし、電気、光熱費とかいろいろ引かれるそうなんです。だから、実際90万円っていうのは高いか安いかわからないのはさておきなんですが、町だけの公募でなくて、例えばそういったプロにもちょっと話をしてみたらどうかなのというのは、これは御提案にしておきます。

それとついでに、昨年も今度は委員会の方で萩市の方に行ったときも、商店街の活性化というところで、こちらは商工会議所さんだったんですが一生懸命されておりましたので、これも市から商工会議所への公募というかアイデアを募集してやっているのではないかなというところでしたので、こちら情報としてお伝えしておきます。

では、3番に行きます。

第5期菊陽町総合計画での住民所得向上のための施策の進捗状況はどうなっているかというところで、ちょっと大きく聞いてしまいましたが、いただいています第5期菊陽町総合計画の中の第3部に大きく「活力にあふれ、にぎわうまち」とあります。「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり（産業）」ということで、これを大きく捉えると、住民の所得向上を最終的に目標にしているんだらうというふうに解釈いたしまして、この部分についてお尋ねしたいのですが、第1章から第4章まであるんですが、今回第1章の農業の振興、こちらと第2章工業の振興、第3章商業の振興についてお尋ねしたいと思います。

まず、農業分野なんですが、施策名が5つ上げてありました。1つが農畜産物の生産振興、2つ、生産基盤、生産施設・設備の整備、3番、流通体制の充実、4番、経営・技術の近代化と人材育成、5番、6次産業化の推進。この中で、今回なかなか厳しいというか難しい面はここじゃないかなというところで、3番の流通体制の充実と5番の6次産業化の推進、こちらの施策の方についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、御質問にお答えします。

2点ありましたと思いますが、最初に流通体制の整備ではというところで、JA菊池菊陽中央支所にありますニンジン選果場の大規模改修が、平成24年度補正予算で採択されまして、11月上旬の完了を目指して7月11日に着工しております。この事業により、老朽化した選果機械が一新、それから大型予冷库の整備などが行われますが、その事業費に6割の補助が認められましたので、農家の方々のコスト縮減に大きく寄与するものと思います。

また、JAの方では販売先の開拓も検討されていますので、農家所得の向上にますますつながるものではないかと思います。

それから、6次産業化についてですが、熊本県下で昨年度55件の事業計画の認定が行われております。しかしながら、菊陽町では申請自体がございませんでした。菊陽町特産のニンジン



を使った各種製品、それから町内外の商業者と連携した加工品の取組などもあります。今後、ニンジン選果施設の処理量の増大にあわせて、農協をはじめ各関連団体との連携を図りながら、地域資源に付加価値をつけ、地域加工品としてのブランドを確立するためにも、6次産業化の施策を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 菊陽町といえばニンジンなんですが、菊陽産ニンジンというのはどれほどの知名度があると思われますか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 菊陽町のニンジン、大体広島までぐらいは売っております。一部大阪ぐらいまで売っておりますが、非常に質もよくて、市場で好評を博しているというような状況でございます。ちょっといかないことですが、菊陽町でとれたニンジンが長崎へ行ったり福岡へ行ったりして、中間業者が菊陽ニンジンの箱で詰めかえて売っているというような話も聞いておりますので、十分その辺を他地域に農産物がいかないように、どうにか選果施設の処理量が倍になりますので、その辺で集中してそちらに出していただくようお願いをしていきたいというふうには思っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） この菊陽町のニンジン、せっかくキャロッピー君がいますので、くまモンと蒲島知事のように、町長にも一緒にキャロッピーと吉本新喜劇なり、トップセールスとしてどんどん売り込みをお願いしたいところです。

では、戻りまして3番の続きです。第2章の工業の振興と第3章商業の振興についてお尋ねしたいと思います。

ではまず、進捗をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。

工業、商業分野では、企業誘致及び魅力ある商業エリアの形成により、新たな雇用を創出し、住民所得向上につなげるということでお答えいたします。

まず、企業誘致の現状ですが、我が国経済の長引く低迷、人口減少に起因した国内需要の減少が予想される中であって、各企業は、国内より成長著しい海外市場での需要獲得を目指し、また生き残り戦略として海外進出の動きを強めています。大企業においては、本社機能や研究・開発部門等のみを国内に残し、組み立て工程等の比較的簡単な作業を外国へ移している傾向が見受けられ、製造業における国内投資は完全回復基調までは至っていませんが、町においての投資については力強い動きがあります。例を挙げますと、本町の誘致企業でありますソニーセミコンダクタ株式会社と富士フイルム九州株式会社が相次いで増設し、ユーユーフーズ株式会社も増設が予定されています。昨年度においては、株式会社ニチアスや株式会社マルハニ

チロ九州が増設し、原水工業団地にナカヤマ精密株式会社の立地と、原水地区に愛歯株式会社が立地しました。企業誘致の大きな柱である雇用機会の創出は着実に発生していると考えております。

次に、商業分野ですが、光の森地区ではゆめタウン光の森を核として、商業店舗や飲食店舗等が隣接しており、今後も増えることが予想されます。

また、三里木エリア、光の森エリアに続いて期待されるのが、旧東京エレクトロン跡地に建設中の商業施設を中心としたエリアです。このエリアには、現在4店舗から大店舗立地法に基づく届け出がされております。この4店舗のほか数店舗の立地も予想され、ここにも雇用機会の創出が期待されています。

このように、工業等の増設や新設、商業施設の立地等により雇用機会が創出され、町外からの流入人口が増加し、本町の経済は活性化しており、町民1人当たりの所得は、平成19年に207万1,000円で県内5位であったのが、平成21年には275万9,000円、平成22年には292万9,000円となり、2年連続の県内1位となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） やはり、菊陽町は地の利がいいということで、いろんな企業さんも大型商業店もどんどんやってこられてると思うんですが、できれば大型店舗さん、商業の部分なんですけれども、これに書いてありますけれども、既存店との共存についてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 既存店との共存ということですけど、町には今三里木商工繁栄会と夢街光の森会という商店街の会があります。その人たちとかが活発に活動されております。また、ちょっと離れますと店舗はやや少なくなり、今コンビニができておりますので、そういった小さい店はやはりだんだん縮小していくんじゃないかなと思いますが、三里木繁栄会とか夢街光さんの方ではやっぱり活発にやられておるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すいません、ちょっと通告外の質問になってしまったかと思います。失礼いたしました。

やはり、大型店はそれはそれでいいんですけれども、地元にもともとある既存店との共存を今後ちょっと考えていっていただければなと思っております。では、今後よろしく願います。

2番に移ります。菊陽町町民参画・協働推進条例についてです。

先ほど半分ほど答弁いただいたような形にはなっておりますが、初めからいきます。1番、条例制定後の町民の反応はあったかどうかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、①番の条例制定後の町民の反応はあったかということで、それから入りたいと思います。

この菊陽町町民参画・協働推進条例は、町民と町が信頼関係を築き住みよい町をつくることを目的に、昨年の12月議会で可決していただきまして、本年4月から施行しております。町民への周知については、広報きくようの2月号で4ページを割いて、制定までの経過、条例の主な部分の解説、町民参画手続の流れ等について掲載しております。また、先ほども話が合ったんですけど、町のホームページにも条例、施行規則等、条例の逐条解説を掲載しております。

条例制定後の町民の反応はどうかということでございますけれども、特に条例についての御質問、問い合わせがあつておるわけではございません。この条例は、情報共有、町民参画、協働に関する基本的事項を定めているところであり、この条例の規定に従って町民参画手続を行う事例も最近は出ております。本年8月の学童放課後児童クラブ運営検討委員会の設置に当たっては、条例等施行規則に基づきまして、公募委員の募集を行いました。さらに、先ほどもお話が合ったんですけども、町民からの政策提案を募集する政策提案手続を年2回実施することとしておりまして、現在第1回目の提案募集を行っているところです。

今後、この条例の内容について町民の皆さんに理解していただけるよう、町民参画と協働のまちづくりが浸透するよう、いろんな機会を通じて周知してまいりたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） この町民への情報周知の方法を、具体的にお考えがあれば教えていただきたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 本来であれば、各地区地区に説明会に参つてということも考えられるかと思いますが、一応周知手段としまして、先ほども申しましたとおり、町のホームページにどういう手続であるかというのを掲載しておりまして、今年度2月号の広報にも4ページを割いて掲載させていただいております。今後それでもということであれば、また広報等で周知してまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 実は、この条例ができる前にパブリックコメントを募集されましたよね。このとき、確かに意見を募集した期間が平成24年9月1日から24年10月1日、約1か月で、意見提出された方はお一人ということだったですよ。なので、広報紙に載せてます、ホームページに載せてます、うちのホームページは前回も言いましたけども非常にあっさりしてますし、興味があれば皆さん見られるんでしょうけれども、定期的に見ない限り何が上がってるのかとか非常に分かりづらい。例えば、新着情報ありますって登録された方にメールが飛ぶわけでもないですよ。

なので確かに、こうやって広報紙に載せてます、ホームページに載せてますということじゃ

あるんですけども、この条例がせっかくありますよね。全文何度も読み返すんですけども、ちょっと1か所だけ読み上げさせていただくんですが、「まちづくりに関する情報を町民と町が共有すること、町民の意向を町政に反映させるための方法、コミュニティ活動などを支援することをこの条例に定めます」と。さあみんなで頑張ろうというところなんですけど、どの程度皆さんが御存じなのか、正直私も今こういう場にいなければ、そういうのにどれだけ関心を持てたかどうかというのには自信がないようなところなんです。

なので、できれば反応があったかどうか分からないということは、皆さん御存じなのかどうなのかというのがちょっと一つ疑問でありますし、同時に私もこれは皆さんに知っていただかなければいけないというところで今回取り上げてみました。せっかくできた条例ですから活用していきたいと思うんですが、参画についてはこちらからどうこうというあれではないんですが、条例の第17条をちょっと読み上げさせてもらいますが、「コミュニティ活動・町民公益活動への支援、第17条、町は、コミュニティ活動及び町民公益活動を促進するため、情報の提供等必要な支援をするものとする。この場合において、町は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない」。解説で「町は、コミュニティ活動が促進するため、必要な支援をすることとしています。地域コミュニティに対して行う町の支援は、地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するためのものであり、地域コミュニティの自主性、自立性が損なわれないように配慮する必要があることから、「自主性及び自立性を尊重しなければならない」と表現しています」というところで、2番のコミュニティ活動、町民公益活動への支援というのは、現状何か具体的にしていればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 条例の第17条につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございまして、「町は、コミュニティ活動及び町民公益活動を促進するため、情報の提供等必要な支援をするものとする。この場合において、町は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない」ということで、先ほどおっしゃられたとおり書いております。

現在、コミュニティ活動、これは地域コミュニティとかいろいろあるかと思いますが、コミュニティ活動への支援としまして、地域コミュニティとしまして区とかありますけれども、区、自治会運営の支援をしております。具体的には、行政区運営補助金とか、放送施設や掲示板を設置、防犯灯設置補助及び地区公民館の改築、修繕等の補助を行っております。そのほかにも、自主防災組織の育成強化のための助成、あと自主防犯パトロール団体への防犯資機材の支援等行っているところでございます。

さらに、町民の自発的な参加によって行われている、例えば鼻ぐり井手のボランティアガイドやグリーンゴーヤカーテン推進協議会といった活動の支援を行っております。特にグリーンゴーヤカーテンは、南方で始まったものでございますけれども、町の施設など全町的な広がりを見せております。このグリーンゴーヤカーテン推進協議会に対しては、会の設立、運営、事業に関するアドバイス、地球温暖化防止に関するさまざまな行政情報等の提供、あわせてゴー

ヤカーテン講座開設といった支援を行っております。

以上のように、コミュニティ活動団体や公益活動団体に対しましてソフト、ハード両面にわたる支援を現在行っているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○２番（野田恭子君） その支援の中に、菊陽町子ども会育成連絡協議会とか婦人会も含まれると思っておりますか。

では、そこからちょっと。私は婦人会の方に入らせていただいておりますし、ちょっと申し上げませんでしたけれどもPTAの方も、子どもが中学生ですので関係しているんですが、現在そちらに補助を出されてますよね。例えば婦人会の活動内容っていうのは、婦人会にのみならず聞くのも変な話なんですけど、ちゃんと成果が出てるといいう言い方はちょっとおかしいんですけども、意味があるという問い方もおかしいですね、ちゃんと活性化されていると思われませんか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 矢野教育審議員。

○教育審議員兼中央公民館館長（矢野陽子君） 地域婦人会の方では、いわゆる男女共同参画の実現を目指して、心豊かな人づくりとか、それから地域づくりを重点に置きながら、いろんな育成に努めております。まず、地域ぐるみでの青少年の健全育成、それから明るい選挙の推進に努めましょうということで、そういったのもしておりますし、またごみの減量化、それと交通安全のルール、交通安全協会とも連携をとっておりますし、それから環境美化のボランティア活動等にも努めておるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○２番（野田恭子君） その婦人会、ここで婦人会のことを言うのも何なんですけど、東側では非常に昔から地域コミュニティが盛んだったので、少々人数は少なくなりちょっと高齢化もしておりますけれども、何とか頑張ってるんです。ただ、西側の方になると、まだそこまで広まりがないので、できればこういった方法で広められるよっていうアドバイスなどなどをいただきながらできればというところが一つありますので、そのコミュニティ活動です。やはり昔からこうだったからじゃなくて、新しいやり方もあるよという情報をいただければ。婦人会は屋久島と交流ができていますので、あっちのやり方っていうのもあるんでしょうけど、ほかにそういった情報をもっといただければいいんじゃないかなと思うながら。あ、現状だったです。ごめんなさい。

補助金の出し方は適切かというのをお尋ねしたかったんですが、たしか今年度ちゃんと事業計画を出しなさいというところで補助金をいただいているんじゃないかなと思いますが、昨年まではもう幾らですよという形で各団体さんに出されてたと思うんですけども、今年度はどんな事業をするか、その事業内容に対しての金額ですよというふうなアナウンスがあるかと思うんですが、本当でしょうか、お尋ねします。すいません、婦人会に限らずです。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 各団体の補助につきましては、いろんな形の補助、あるいはいろんな団体があるかと思います。おのこの形によりまして、その活用内容も変わってきておるか。補助金を交付する際に、各課の方でいろいろ担当をやっておるわけなんですけれど、その際どういった目的でどういった活動をやられておるか、そういった部分をしっかり把握し、また補助金がどのような形で使われたか、そういうような報告も求めまして、効果ある補助金にやっていくべくやっているとございます。また、それぞれの団体の活動助成をあわせて行っていくように庁内体制をとっておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それをなぜお尋ねしたかといいますと、実はPTAの方でも、今年度何か事業をやらないと補助金が出ないよというところで、本来の活動は何なのかっていうのを改めて考えさせられたわけです。従来ですと、何か帳面消しでどっか行っとけばいいやみたいな話だったんですけれども、一応勉強には行くんですが、それが今後やはり正しい使い方ができるようになったというところで、私はこの条例の意味が初めて出てきたんではないかと思います。

そこで、3番に移りますが、今後そういった形でコミュニティ活動、町民公益活動への支援強化の必要性をどう考えるかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今までのやりとりの中でそれぞれが答えておりますけれども、本町におきましては自治会等の地域コミュニティ活動について支援を行っているところでありまして、先ほども出ましたが、鼻ぐり井手のボランティアガイド等の団体の支援を行っておりますけれども。婦人会につきましては、野田議員も婦人会に加入されたということでもありますので、この婦人会の活性化に向けて、特に西部地域の方が昔はそれぞれ組織があったんですけども、大変会員が減っておりますので、そういった中で婦人会が今やとられる、さらに活動を広げることによって女性の方々のこのまちづくりに対する活動の活性化につながると思いますので、ぜひそういう面でもお力を発揮していただきたいと思います。

そして、町民の皆さんがもっと自発的に町民の公益活動を実施できるような環境づくりについては必要であると考えておるところであります。そのためには、町から町民の方々へコミュニティ活動や町民の公益活動の情報を積極的にお知らせしたり、この町民公益活動を行う団体の設立、育成、そういうものを立ち上げたいということであれば、ぜひ育成関係についての支援は行っていきたいというふうに考えております。

今後も、せっかく議会でも認めていただいた菊陽町町民参画・協働推進条例でありますので、その目的を尊重しながらコミュニティ活動、町民公益活動への支援策を考えてまいりたい

い、そういうふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、ここで一つ、研修に行つてまいりました宮若市の例を御紹介したいと思うんですが、こちらはコミュニティ助成制度の勉強ということで行つてきたんですけれども、やはりそこも上限が50万円で、そういったコミュニティ活動をしたときにお金を出しますよという内容で行つたんですが、ここはそういった補助金も出しますよというお話と、あと例えば刈り払い機、草刈りをするあといった器具の貸出しもやりますという制度がありまして、普通のサラリーマンの一般家庭であれば刈り払い機って必要ないんです。でも、地区の公園とかを清掃、草取り活動するときはどうしてもそういうのが要りますので、コミュニティ活動の一環としてそういった道具を貸しますよという制度がございました。データを見せていただいたところ、助成金よりもそういった器具の貸出しの方が、使用頻度といいますか、回数が多かったんです。やはりお金だけではないんだなというところが1つと。こちらはちょっと別件なんです、コミュニティ助成制度と別に、本町でもやっておりますが、人づくりの活動にも助成金を出しますよという制度を持ってらっしゃいまして、こちらが基金を積立てていらっしゃったそうで、当初4,000万円積立てをしていて、人づくりとかそういった活動のときに助成金をどんどん出されていったそうなんです。

ただ、その基金というのは使つてしまえばなくなつてしまいます。さてどうしたものかというところで、公共施設に自動販売機、うちの町も1階にも置いてありますけれども、メーカーから自動販売機を置かせて、その売上金をふるさと創生の基金の方に入れるような形にされたそうなんです。写真を持ってくればよかったんですけれども、その自動販売機にふるさとづくりという文字がしっかり入つておりまして、そこで買うと回り回つてまた自分たちに戻ってくるという仕組みになっているそうです。

この宮若市というのが合併をされてございまして、公共施設が新たに幾つもつくる必要があったということなんです。なので、例えば本町であれば体育館にはもう既に自動販売機がありますので、それを入れてらっしゃる商店さんがあれば、それをどけてわざわざふるさと基金用の自販機っていうのは置けないんですけれども、こちらの町は新たにそういった施設をつくるという好条件があり、その施設にじゃあそういった自動販売機を置きましょうと。こちらはその自動販売機のメーカーさんも入札で、売り上げの20%を市に入れてくれる、災害のときに飲料を提供しますよという、そういった競争入札って言つていいんでしょうか、そういった形で自動販売機を置かれているそうです。現在これが同市に22台置いてらっしゃるそうで、年間補助金として出すのが200万円ぐらい、ただ自動販売機の売上金が入ってくるのが出資よりも多くて200万円以上入ってきているということで、住民の方のお金がうまいぐあいに回っているという上手な仕組みをつくられていましたので、ちょっと今回コミュニティ活動を支援していく上でお金がないと支援できないんだけれども、うまいぐあいに回っているという例を一つ御紹介させていただきます。

それと、監査報告の方でもありましたけれども、基金ですね。やはりこちらもちよっと心配ということでありましたので、その辺もあわせて、自動販売機に限らずなんですが、うまい仕組みが見つければいいなというところで思っております。

それと、ちょっとこれも御紹介になるんでしょうか、町のPTAの活動の一つではあるんですけども、コミュニティのとり方として、今まで、例えば町のPTAの代表者会議の会長さんが決まったら、その学校でしか会議をしてなかったんですけども、今年度は各学校を回って会議をするような形をとっております。そうすると、例えばこちらから武蔵ヶ丘北小学校に行きますと、正直車が多くて大変危なそう、通学路とかどうなんだろうっていう考えもありますし、反対に皆さん入りたい新しい中部小に、じゃあできてからみんなで行こうねという、コミュニケーションが非常にとれやすくなりました。なので、こういった団体さんには、これはもう中だけでの新しい活動ではあったんですけども、広くこれをうまいこと広めていけたらなと思っております。

今回1番と2番、非常に関連性のある質問をさせていただきました。1つ言いたいのは、まず情報をどうやって皆さんに知っていただくか、そのために私もここにおるもんだと思っております。昨日も子どもの同級生のお母さんから、野田さんがこうやって書いてるから議会だよりを読むようになったと言っていたいただきました。一つの広告塔のつもりで、私もいかに町ってどうやってできているんだ、みんなで作っていかなきやいけないんだっていうことを知っていただくために情報源となればいいなと思っております。

それと、コミュニティの大事さ、やはり人は一人で生きてるわけじゃないというところを、親として大人として活動しながらそれを子どもたちにも見せていければというところで、この条例は非常にいいかと思います。なので、ここで私が取り上げることによって再度皆さんに知っていただきたいという思いで、今回一般質問をさせていただきました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時1分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成25年9月10日（火）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成25年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成25年9月10日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君
3 番 吉 本 孝 寿 君
5 番 渡 邊 裕 之 君
7 番 石 原 武 義 君
10 番 岩 下 和 高 君
12 番 福 島 知 雄 君
14 番 加 藤 眞佐男 君
16 番 小 林 久美子 君
18 番 大 塚 昇 君

2 番 野 田 恭 子 君
4 番 吉 山 哲 也 君
6 番 坂 本 秀 則 君
8 番 甲 斐 榮 治 君
11 番 佐 藤 竜 巳 君
13 番 川 俣 鐵 也 君
15 番 上 田 茂 政 君
17 番 梅 田 清 明 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 野 光 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教育委員長 曾 我 惟 雄 君
教育次長 鶴 田 義 晃 君
福祉生活部長 實 取 初 雄 君
会計管理者兼
会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君
産業建設部審議員兼
商工振興課長 荒 木 一 雄 君
総合政策課長 服 部 誠 也 君
税 務 課 長 阪 本 章 三 君
健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君
環境生活課長 大 山 陽 祐 君
武蔵ヶ丘支所長 大 川 由紀美 君
建 設 課 長 今 村 敬 士 君

副 町 長 井 手 義 隆 君
教 育 長 赤 峰 洋 次 君
総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君
産業建設部長 松 村 孝 雄 君
総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君
総 務 課 長 吉 川 義 則 君
財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君
福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君
介護保険課長 市 原 憲 吾 君
町 民 課 長 酒 井 章 彦 君
農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君
都市計画課長 小 野 秀 幸 君

| | |
|-----------|-------|
| 下水道課長 | 士野公典君 |
| 教育審議員兼 | 矢野陽子君 |
| 中央公民館館長 | 松本洋昭君 |
| 学務課長 | 堀川正信君 |
| 農業委員会事務局長 | |

| | |
|-------------------|-------|
| 総務課長補佐兼
庶務法制係長 | 中島秀樹君 |
| 図書館長 | 山崎謙三君 |
| 生涯学習課長 | 堀行徳君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、5日に続き一般質問を行います。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） おはようございます。議席番号8番甲斐榮治、一般質問をいたします。

その前に、まずは芝前議員、哀悼の意を表したいと思います。

先般、岩下総務常任委員長が哀悼の辞を本席で述べられましたけれども、1つつけ加えるならば、芝さんは、私にとっては同志的な存在でございました。区長時代からずっとくつわを並べてやってまいりました。心の軸が真っすぐで、ぶれなくて、非常に誠実な人柄で、今見ますと、もう議席の名札もなくなっております。大変寂しい思いをしております。心から哀悼の意を表したいと思います。

それから2番目に、東京のオリンピックが決まりました。賛否両論いまだにありますが、私はよかったというふうに思っております。なろうことなら、経済のことばかりが表に出てきてますが、そうではなくて、今度のオリンピックは56年目ですか、日本が本当に貧しかった時代から高度経済成長に入る入り口のところであったオリンピック、それと現在は既にもう先進国の仲間入りをした日本のオリンピックであります。

海外からの注目もひととき高いかと思います。汚染水の問題とか解決すべき問題がありますけれども、願わくば経済問題とかそういった問題のみならず、国の仕組みであるとか、心の問題であるとか、文化の問題であるとか、そういった社会的な面で日本がもう一段も2段も進むことを世界に示せるような大会になればというふうな思いでおります。

3番目に本日の質問の趣旨について若干述べたいと思います。

議員生活6年のもう最後の方に近づいておりますが、何のために質問をするのか、それから何のために質問に答えるのか、ずっと考えてまいりました。課題を明確にするためであります。何のために口角泡を飛ばして討論をするのか、政策のレベルを上げるためであります。何のために政策のレベルを上げるのか、住民の福祉に寄与するという最終的な目的のためであります。

本日は図書館の司書、それから保育所の臨時職員のことを切り口にして本町の非常勤職員のことを考えてみたい。同時に、今フリーターとかアルバイト状態とか、そういった若者が増えています。これが組織に対する忠誠心をなくしたり、社会を不安定にしたり、そういう要素になって社会の力を非常に弱めているというふうに私は思っております。そういったことを考えながら、今日は特に図書館の司書補の問題について、入り口にしながら質問をしたいという

ふうに思っております。問題解決の入り口だというふうに考えてます。

あくまでも当問題も解決する場合は、最終的には委員会はこうこうする、議会はこうこうする、行政はこうこうする、私がではなくて、そういった集団的な合意によって解決を図ってきたい。時間がかかってもいいという、そういう思いでおります。

それでは、具体的な質問は質問席からさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ここでも質問の趣旨を明確にするために少し前置きをまた言わせていただきたいと思います。

私は32年間教職にありました。その中で、くしくもちょうど半分が一般教員あるいは教職員組合の一員でありました。私立学校の教職員組合の連合体がありますが、そこでの書記長も4年間ほどやっております。それから、あとの半分は学校の管理職として勤めました。特にその中で10年間は校長として学校の運営、経営に参画をしました。何も自慢するために言ってるのではありません。この非常勤職員という問題、非常に難しい問題です。それを考えるときに、私は両面から考えてきたということを申し上げたい。つまり被雇用者、雇われる側の一員としても、あるいは経営する側の一員としても考えてきたということを申し上げておきたいと思います。

経営側からすれば、非常勤職員というのは、これは経営の安全弁です。簡単に言えば経費節減ができるということです。実質の労働時間のみに対する対価を支払えばよい、それから諸手当も支給しないでよい、賞与も要りません。社会保険も基本的には要りません。年金も基本的にはない。しかも、雇用期限が終われば解雇できる。経営の安全弁です、そういう役割があるかというふうに思います。

ところが、今度は被雇用者の側からしてみると、常勤にならなくてもその方がいいと、例えば主婦の場合あたりは、拘束される時間の都合とか、納税上余りたくさん給料取りますと、税金がたくさんかかってきますから、一定の時間でよろしいと、そういう選択があります。その場合にはほとんど問題ないんですが、若かったり、常勤になりたいが、非常勤に甘んじなければいけないという人の中に往々にして問題、不満が起きてくるということです。その辺のやり方を間違えると、組織全体として非常に非効率な組織になってしまう可能性がある、そうならないためにどうするかということと一緒に考えたいという意味で質問をしたいと思います。

早速中身に入りますが、特に今回は学校の中にある図書館を担当します、本町の場合には司書補について、そこをまず導入の切り口というふうなことで入っていききたいと思います。

1番目に行きます。

司書の資格を持っていようがいまいが、本町の場合には司書補として雇用するということになっております。この意味は一体何でしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、お答えします。

本町では、任用するときの労働条件通知書において、従事すべき職務内容として名称を学校司書補としております。これは、学校図書館法で、学校には学校図書館を設置しなければならない、それから12学級以上の学校には学校図書館の専門職務を当たらせるため司書教諭を置かなければならないと規定されております。また、司書教諭には、教諭等で司書教諭の講習を受けた者から教育委員会が任命をしているものです。このことから、学校図書館法には、司書補という職は法律上は規定されておられません。

ただ、図書館法による、こちらは図書館法です、学校図書館法でなくて図書館法による、図書館に置かれる専門的職員の司書及び司書補などの免許状の司書補とは違い、学校は司書教諭と協力して学校の図書教育の充実に努める役割があるため、司書教諭の補助として、便宜上名称を本町の場合、学校司書補と定めて任用しているものであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 司書として扱った場合と司書補として扱った場合と給与の差はありますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 本町の場合は、今申しましたように学校図書館法において司書補と学校事務職についても規定されておられません。ですから、学校図書館に置く職員として規定されているのは、教職員等で司書教諭の講習を受けた者を設置しなければならない、それも12学級以上ということでございまして、本町では、資格については、平成24年度から学校図書館に勤める学校事務職員を、図書館事務職員を司書の免許を持っている者としておりますが、それ以前は免許を持っていない形で任用しておったという状況であります。

ですから、便宜上司書教諭だけではできないところを、そういう事務の補助として、司書の補助として市町村が独自に任用しているというような状況でございます。

ただ、図書館法による図書館、町図書館でございしますが、こちらの方は司書、司書補は規定されておりますので、こちらの賃金としては、図書館の司書においては6,560円と、それから司書補につきましては6,320円、今申しました学校図書館における学校司書補でございしますが、こちらは5,520円としております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ちょっと整理しておきたいと思います。

司書の資格を持っていても、先ほどの出てきました学校には司書教諭がおりますので、その補助の意味で司書補として雇っておると、こういうことですね。そして、給与の面については、司書の場合が、図書館の場合には6,560円、それから同じく図書館の司書補の場合が6,320円、学校の司書補の場合は5,520円というふうになっていると、こういうことですね。

ところで、今学務課長の答弁によりますと、司書教諭が学校の図書館の運営経営の中心にあると、それを補助するのが司書補であると、こういう位置づけのようですね。ところが、これ現実にはそうはなっていないという気が私はしておりますが、いかがですか。ほとんど学校図書

の場合には、司書補の仕事がほとんどで、司書教諭は全然とは言いませんが、余り携わっていないと、こういう感じを持っていますが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 確かに議員がおっしゃりましたように学校の図書館の運営に携わっております、職務でもあります司書教諭でございますが、こちらは一般的には国補助と県費職員という中の教職員でございます、県にしろ国にしろ財源が限られた中での職員を充てられているという状況があつて、そういう中では学校の教員でございますので、司書教諭の前に、そういうことで学級担任等も持っております、主な校務として。ただ、そういう中でも、学校司書教諭の方は全般的な学校経営の中での学校教育、図書館教育についての年間計画等、後段でまた説明しますけども、そういう関係をつかさどると、それを補完して図書室にずっと在中しておるのが事務補助、うちでいう図書館司書という状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 私の経験からも、司書教諭というのは、ほかに校務分掌があります。学級担任であるとか、あるいは生活指導であるとか、いろんな校務上の分掌、仕事が、これは常勤職員ですから回ってまいります。そうすると、実態としては、図書館にかかわるのは二の次になってしまうと、主な担任であるとか学校のその他の業務の方に行ってしまうという状況ではないかというふうに思っております。

その中で、司書補としては、何人かに意見を聞きましたが、言うならば学校の図書館については、自分たちがほとんど仕事をしておると、ですからそういった辺は町の方として、教育委員会としてもきちんと評価をしてほしいという気持ちがあるようでございます。これはお伝えです。

ところで、人間が働くときに、やはり給与であるとか労働条件であるとかというのは非常に働く人の誇りにかかわってくる。矜持、人間としての誇りにかかわってくるそういう問題でもあるかと思います。

これで一番私が腑に落ちなかった、これはずっと前からそう思っておったんですが、司書補の場合、もう少し加えますと、学校の用務員、それから事務補、それから給食の調理員、大体菊陽町の場合には司書補と用務員と事務補、この3つの非常勤職員の状況が一くりにしてありますが、任用を第1学期で切っております。切って、その際社会保険も一時中断しておる、そういう状態になっています。そしてまた、夏休みが終わって再任用になると、従来の保険が復活してくると、非常に面倒くさいし、御当人たちからしてみると、何でこんなことになるのかという思いがずっとあるようです。その辺について、一時中断する理由は何ですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問は、質問で③の方へ行きたいと思います。お答えいたします。

学校では、第1学期、第2学期、第3学期がありまして、そして各学期の間には夏期休業な

どの夏休み、冬休み、春休みがあり、児童や生徒は学校におりません。

本年度の第1学期は4月8日から7月19日まで、それから第2学期は8月27日から12月24日まで、第3学期は1月8日から3月24日までと決定しております。学校の休業期間は、司書教諭や学校職員がいるため、特に夏休みも学校司書を問わずですが、勤務は必要ないと考え、町の限られた予算を適正に執行するため、夏休みの任用はしていないと、夏休みに限らず冬、春、こちらの方は任用していないという状況です。

それから、社会保険の一時中断につきましては、その当該月の月末日において任用されておらず、2週間以上の間の任用がない場合は、社会保険料の事業主、菊陽町ですが、事業者負担ができませんので、当該月の一月を一時中断しているという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この件については勘どころでもありますので、議員の皆さんもぜひ御理解をいただきたいというふうに思いますが、要するに簡単に申しますと、夏休みの間、1か月間ぐらい雇用が中止されるんです。それについて社会保険もその間中止されると、こういうことなんです。ですから、そこで雇止めになるということはありません、継続は一応するわけです、基本的には。同一人物が一応中断はされるが、大体その年度の終わりまでは雇用は継続すると、こういう状態の中で、結局今の学務課長の答弁からすれば、節約のため、1つは経費節約、1か月間といえども、例えば給与がありますよね。それからもう一つは、社会保険です。社会保険を本人負担分と町が負担する分とがあると、その町の負担する分が要らなくなると、こういうことです。

お聞きしますが、社会保険の町負担分、これが司書補だけではなくてほかの事務補とか、あるいは非常勤職員がおりますね、関係する、その辺を総括したら大体幾らぐらいの節約になるんですか、概数で結構です。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 概算ということで承知おきいただきたいと思います。学校の司書補につきましては、一応準備のために数字を用意しまして、1万6,000円程度が一月の1人当たりということになります。事業負担分です。その分がほかの常勤職員もということで概算となりますと、およそ24名ほど本町の学校関係の臨時職員がおりますので、そうしますと約40万円程度が節約という言い方がどうか分かりませんが、今事業主負担ができないという状況での話をしましたので、節約という意味からとれば、そうなるのかもしれませんが、一応事業主負担がその一月についてはできないという中で、そういう金額になろうかと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 町もいろいろところで節約をここだけではなくて、していらっしゃるということはよく分かっております。けども、今40万円とおっしゃいましたね。それがために働く人の意欲とか、そういったものがそがれていったというふうなことになる、かえって損害ではないか、これは私の考え方です。そういうふうの一つは思います。

それで、4番目にちょっと入りますが、これはもう時間の関係で私の方から申し上げますが、司書補の方がこういった保険が中断すると、保険が中断すれば病院にもかかれませんが、保険が中断したときにどういう対処をしておるかといいますと、自主継続、自分で継続する、町負担分の1万6,000円ですか、今の、これを払い込んで継続していく。それか、国民健康保険に切り替える、2番目としては。それからもう一つは、配偶者がちゃんとした職業についていらっしゃれば、その社会保険に入ると、扶養として、1か月間です。それが終わったら、またもとの社会保険になるわけですから、大体事務手をしよるうちには、新しい保険証が来るうちには、またもとの保険証になるみたいな、そういう状態になっておると。

このこと自体が非常に煩瑣であるし、私が聞くところによりますと、その辺が非常に司書補としては、言葉は悪いですが、粗略に扱われている気がする、もう少しこの辺のところは配慮してもらえないかという気持ちがあるようです。

これはもう皆さん自分の、例えば自分自身あるいは自分の親族、娘あるいは息子がこういう状態になったとして、夏休みまで一応ずっと雇われて、ぽっと切られて、そして給与は入ってこない、もちろん、それはしょうがない、働かないから、しかし社会保険も切られてしまう。そしてまた、煩瑣な手続をまたせないかん、こういう状態を40万円のためにいつまでも持続するのかと、マイナスじゃありませんかということを申し上げたい。そのことが一番、私も前からずっと気がかりでありました。これはどのようにしたらいいかというのはよく分かりませんが、法的にもいろいろ検証をして解決の方法がありはしないかなと、その方法があれば、ぜひ考えていただきたいという希望を持っております。

次に、5番目に行きますが、この司書補の待遇についてお聞きいたします。

賃金は先ほどありましたように5,520円ですか、学校司書の場合、1時間5,520円ですか、ほぼこの方たちは、時間的には1日、普通の勤務時間、常勤の勤務時間と同じだけ学校にいらっしゃるわけです。それから、年次有給休暇はどうなっているか、それから出張や研修の状況はどうか、この辺を知らせていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの質問にお答えします。

賃金については、先ほどお話ししましたとおり、町図書館の司書補、公立図書館の方ですが、6,320円、それから学校司書補が5,520円と違っております。町図書館は、さっきも述べましたように、図書館法に基づき設置されており、定義がございしますが、図書館法でございまして、この法律において、図書館とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社または社団法人もしくは一般財団法人が設置するものと、ここに規定されてます学校に附属する図書館または図書室を除くという規定されております。

次に、図書館のここが内容でございしますが、次に図書館での奉仕ということで、学校図書館

法では、先には言っておりませんが、学校図書館では5つほどの業務を持っております。まず、学校図書館では全く違いまして、学校は各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童または生徒及び教員の利用に供するものとする規定しておりまして、狭義の意味での学校図書館という形になりますが、1番目に図書館資料を収集し、児童または生徒及び教員の利用に供する、2番目に図書館資料の分類、配列を適切にし、及びその目録を整備すると、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行う。図書館資料の利用、その他学校図書館の利用に関し、児童または生徒に対し指導を行うこと、5番目、最後ですが、ほかの学校の図書館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力することというふうな5つの学校図書館は運営の方法をとって行うということでされておりまして、図書館法の方針におきましては、これと違いまして、なお項目数が多くて9項目掲げてあります。これは先の学校図書館法で言う狭義の図書館に比べまして、社会全般に奉仕することを規定していると9項目ということになりますので、またこの法律には司書及び司書補についての定めがあります。

図書館におかれる専門的職員を司書及び司書補と称すると。それから、司書は図書館の専門的事務に従事する、司書補は司書の職務を助けると……

（8番甲斐榮治君「課長、すみません。聞いたのは、年次有給休暇とか町や研修等の実情について聞いたんです」の声あり）

ちょっと今のところぜひ押さえたかったもんですから、ちょっとお話ししました。

それでは、年次有給休暇の方に移りたいと思います。

年次有給休暇につきましては、任用して六月を経過したときに休暇が取得できます。しかし、学校司書は、先に述べましたように3学期に分けての任用でございますので、六月を経過しませんので、年次有給休暇がないという状況でございます。

続けて、出張等にも入っていきます。

出張につきましては原則ありませんが、菊池郡司書部会研修が年に3回ほどあります。その際は交通事故関係の保険の関係などから公用車利用を原則としております。また、その他の研修につきましては、町の司書部会というものを持っておりまして、その司書部会長、これは校長が担っておりますが、からの相談を受け、教育委員会において、その都度参加についての必要性を検討して、必要がある場合は研修参加をお願いしているという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 簡単に言いますと、年次有給休暇なしと、それから出張の場合には公用車使用が原則であると。世の中がだんだん成熟してきますと、決まりとか規則とかこういったものがだんだん整備されてびしっとしてきます。交通事故の場合どうするかとかいろんなことを考えて、その辺は非常に理解できますが、反面公用車を利用するのを義務づけるということは、例えば学校の司書補さんの場合あたりは女性が多いと思いますけれども、家事の都合とか、それから育児との関連とか、そういった場合に自家用車を使えば非常に便利だという考え方も一方ではあるようです。これは後々のいろんな面での話し合いになるかと思いますが、公

用車でなければならないということになりますと、役場に一回来なくちゃいけない。しかも、公用車があいとるかどうかわからん、そういう状況もいろいろあると思います。そういったことも今後やっぱり検討すべきではないかと、これは意見として申し述べておきます。

それから、次が非常に大事なところですけども、職員会議への参加がどうなっているのか、それから教科担任とか学級担任などとコミュニケーションが十分にとれる状況にあるかどうかということです。

学校教育の一番勘どころですけども、私なんかが考えてるときには、教室での授業というのは、学校のその他の行事、掃除であるとか休み時間のやりとりであるとか、いろんなものの集積の上の一番頂点にこの授業があると。つまり相互理解ができてないと、幾ら授業やったって、児童が先生を信頼してないならば成り立たないんです。ですから、そういった意味ではコミュニケーションがきちんととれてるかどうかということが職場のあり方を決めていくというふうに思います。その辺がちゃんととれる状況にあるかどうか、それをちょっと聞かせていただきたい。

なお、一応質問終わりました後に、今学務課長に聞いておりますが、町長に最終的な御感想は聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 職員会議等、またほかの学校の先生とのコミュニケーションの関係についてお答えいたします。

まず、御質問の職員会議の方への出席というのは、基本的にできているというところで受けております。また、教育委員会としましては、職員会議への参加は、必ずしも全ての職員会議へ参加が必要とは考えていないところです。

学校職員の数や職員室の大きさなどもありますし、本町は特に児童・生徒が増えているという部分もございまして、臨時職員の職種によっては4時間勤務などもあり、参加できない職員もおります。これは日ごろの連絡体制やコミュニケーションがとれていれば問題ないと考えております。

職員会議の開催時間や参加職員につきましては、各学校での判断としております。また、教科担任や学級担任などとのコミュニケーションにつきましても、各先生の時間的な制約はありますが、十分にとれているというふうに聞いております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 先ほどからちょっと言っておりますが、金銭的な節約とか、こういったものも背景には一つはありますよね。そういうことで考えていくと、例えばこれは時間単位で給与等が支給されるわけですから、できれば何かわけがわからんようにして学校におってほしくない、ちょっと言葉は悪いですけど、もう済んだらさっさと帰ってくれ、子どもがいないから、もうあなた要りませんよ、今日は帰ってくださいとか、こういう場面もあるやに聞いておりますが、これは人によるでしょうけれども、やっぱり非常勤であっても、良心的にいろいろ

考えて、子どものためにというふうに考えてる人は、もう子どもがおらんから帰ってもいいですよと言われたら、これショックなんですよ、これ。こういったことが起きてないかどうか、それを危惧します。

教育の場というのは、ゆとりがないと、もう教育長あたりもこの辺は十分御存じでしょうけど、次長さんも御存じでしょうけども、一定の教職員あるいは非常勤職員にも心の余裕がないと、子どもにいい影響を与えません。大体職員が割れてる分だけ子どもも割れると普通いいですよ。例えば先生同士が反目しとったり、グループに分かれて対立したりとか、そういった場合には、その分だけ子どもも割れてるといいますが、決してよくない。

そういった意味では、一見無駄であると思われるような時間が、実は教育にとっては大変大事だということです。これは一つ考えておく必要があるんじゃないかと。金銭的にここにおってもろたら払わないかんとか、そういうことではなくて、仮におられても、それは規則上はもう払えないところは払えないわけですから、それは払わんで結構だと思うんですが、もう少し自由な雰囲気というんですか、多少おって、いろいろ無駄とも思えるかもしれないけれども、そういうことをする時間がとれるような、それをとがめられないような学校の雰囲気が欲しい、そういうふうに私としては希望をしておきたいというふうに思います。

それから、次に行きますが、今課長が触れていらっしゃいましたが、学校教育の中における図書館の位置づけ、それを先ほどおっしゃってましたけれども、これ簡単に言いますと、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の基本理念です。このところこう書いてあります。子ども、おおむね18歳以下の者をいう（以下同じ）の子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならない。

つまり、つづめて言いますと、読書活動というのが今の学校教育の中では非常に重んじられてきているということです。特に総合学習とか調べ学習とかそういった面では、学校図書館の存在というのが学校教育の中で非常に比重が大きくなってきている、そういう状況にあるかというふうに思います。

特にもう皆さん御存じでしょうけど、フィンランドはこの典型です。世界で一番子どもたちの学力が高いと言われるフィンランド、図書館教育を中心に成り立っている。そういった状況でありますので、なおさらこの学校図書館を預かる司書補を、免許があって司書の方もいるんですが、司書補の役割というのは非常に大きいんじゃないか。そして、学級担任とか学校のいろんなほかの先生方とのコミュニケーション、これが十分とれて、図書館の活動がちゃんと教育の中で生きていく、これを実現するのが、私は教育委員会の役目ではないかというふうに考えております。

ところで、8番に移りますが、図書館活性化のための補助金が地方交付税交付金に入ってい

るというふうに聞いておりますが、その補助金の名称、どのぐらい入っているのか、的確に使われているかどうか、その辺についてお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 短めに答弁したいと思います。

本町の平成24年度の地方交付税の、ここで御質問の部分としましては、普通交付税は本町には4億3,686万2,000円でありました。そのうちの学校図書室分を算出しますと、約87万円が含まれております。ですから、交付金と、うちで会計上いいます普通交付税としては、学校図書室分としまして87万円しか来てないという状況がございました。

一方、学校図書室分に係る歳出決算額は、小・中学校合わせて1,537万円支出であります。したがって、これにつきましては学校図書館費、それから新聞費、それから学校司書補の賃金個々含まれておりまして1,537万円、交付税の方もそこも換算して87万円がございました。

したがって、歳出の合計が大きく超えておりますので、適切に使われていると言えると思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） その問題はそれぐらいにしたいと思います。

それから9番目に、各種図書館と学校図書館をネットによってつなげないか、これはもうこちらからの要望ということに止めておきたいと思います。非常に大事なところだと思いますが、ネットによっていろんなものを検索できて、特に町の図書館あたりと学校図書館がつながっていくというのは大変大事なことだというふうに思っております。どうぞその辺の処置も今後考えていただきたい。

最後に行きますが、学校、他職も含めて現在のような雇用状況といえますのは、先ほど言いましたような図書館の司書補に見られるような雇用の状況です。私はこれは非常に誇りを失うような、そういう形態ではないかというふうに、これは私は考えております。

大体非常勤というのは、私も経験がありますが、1年終わるときには大変不安なんです。次また雇用されるのだろうか、余り学校長に逆らったり、教育委員会に逆らったりしたら、その次はないんじゃないだろうかとか、そういった不安を常に非常勤というのは持っております。

ですから、それがもちろんふさわしくない非常勤の場合には、これはもう解雇というのは当然あり得ると思いますけれども、優秀な者について、あるいは普通にやってる者について、常勤の先生方と交流をしながら一つの輪をつくって学校づくりができるという形が一番いいかと思っています。

学校文化の中で最も大切なものの一つは平等であるということだと思います。具体的に言いますと、ぽっと聞いておきますと、学校にはいろんな職種があります、用務員さんとかいろいろありますが、おっちゃんとか、子どもが不用意に呼んでる場合があります。教室で教える先生には先生と言いますが、用務員にはおっちゃんとか、あるいは運転手さんにもおっちゃん

んとか、不用意に呼んで。そういう差別的な状況、今の保険なんかは私はそうだと思いますけども、それがやっぱり子どもの目に映ると、一つの差別として写ると、そういう状況は好ましくないと思います。学校における限りは、用務員の方であろうが、給食調理員の方であろうが、図書館の司書補であろうが、事務補であろうが、全て私は先生だろうと思います。子どもたちはそう呼ぶべきであろうというふうに思います。そういう文化をつくるべきだと思います。

先ほど言いましたが、教室での授業というのは、児童と職員の校内生活のあらゆる側面の集約の上に成り立つと、授業は、その全てのものが授業に集約されて、信頼関係が成立して授業が成立すると思っております。そういうためには、やはりできるだけ学校の中での差別を感じさせるような部分は取り払って、平等な雰囲気の中で子どもたちを育てることが大事だろうと思います。

教育委員会いらっしゃいますけども、教育行政の役割というのは、学校の自主性、特に校長裁量を尊重しながら、その裁量が妥当なものであれば、それを後ろから支える、教育条件を整備する、そういうものであろうかというふうに思います。

自分の意見を申し述べましたが、町長、今までの質疑を聞いておって、町長として感じられたことがあれば、一言お答え願います。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 甲斐議員のおっしゃることは十分御理解をしたものと思いますが、ここで質問にあります雇用状況で差別のないということが書いてありますが、今の現在の町の雇用状況は差別とお考えなのかどうか一つ、それと差別の考え方というか、質問の中の差別という、今少しお話しありましたが、その辺のことについて、少しお答えを町長にされる前にお話をいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 先ほど前段で申し上げましたが、差別というのはちょっと私言い過ぎたと思います。これは撤回をいたします。これ雇い方の問題で、一つの決まりがあつての雇い方ですから、それは言い過ぎたということで撤回しておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 甲斐議員の質問につきまして、学務課長の方から基本的なことを答えていたところですので、その辺十分御理解いただきたい点もありますけども、学校関係の方では、学校司書補も含めましていろんな学校教育の中で臨時職的な立場の中で、要請があつた分について約130名ほど配置しておるような状況でありまして、教育委員会の方から小・中学校に必要な人材の配置はいろいろやっております。

そして、その中で、これも学務課長が答えましたけども、採用する場合に、入っていただいた以上はその職務を十分遂行していただくために、それで承諾していただけるかということで、労働条件通知書の中でそういった条件等は出しながら、それで承諾した人たちが入ってる

と思ってるところであります。

そういう意味からしまして、申し込みされる方、自分の持っている知識や資格をどう生かして、特にそれぞれの職種の中で力を発揮したい、そういう思いで働いておられると思ってるところであります。

そしてまた、採用する場合に、いろいろ夏休みとかで切れとるような状況もありますけども、それも十分承知の上で入っていただいと思っておりますけども、その中でも、いろいろ長くなる中で、さっき甲斐議員が言われたようなところについて改善すべき点があるというか、そういうものについてはまた教育委員会の方から十分話を聞いて、いろいろ実態を把握してみたいというふうには考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この件については、結局結論としては、菊陽町臨時職員任用等取扱要綱、これを変更すると、もしも変えるならば、その必要が出てくると。先ほどの差別の問題と関連しますが、これに従って町としてはされてるということですから、これを変えるということが必要とあれば変えるというふうなことになるないと、最終的結論にならないわけですから、これはまた私の今日の質問は入り口として、今後いろいろまたいろんな場面で御相談をしていきたいというふうに止めておきたいと思います。

それでは次に、時間ももうありませんので、次の質問に移ります。

臨時保育士の件ですけれども、これは私の次に渡邊議員がまた関連したような質問をなさいますので、私の方としてはあと9分ですから、その中で処置をしたいと思います。

1番目の待遇はどうなっているかということですが、賃金は、保育所勤務の場合には1日7,200円掛けるの25日で18万円、それからそれ以外の場合には6,960円掛けるの25日で17万4,000円、そういうふうに理解していいかどうか一つ。

それから、諸手当はどういうふうになってるか、年休はあるかないか、研修などがどうなってるか、それから正職員、臨時職員の比率はどうなってるか、それから公・私立保育所に対する国庫補助の現状はどうなっているか、ここまでまとめて答弁いただきたい。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

総務課の方から賃金、諸手当、年休、研修などについて簡単に御説明いたします。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、賃金につきましては7,200円となってるところでございます。これにつきましては、先ほどは24日と言われたんですけども、16日以内の職員もおられます。それと、それ以外に賃金じゃなくて報酬ということで、時間単位で延長保育等、働いている方もおられます。

諸手当につきましては、時間外手当の制度がございまして、福利厚生関係では社会保険、雇用保険、公務災害保険、それと有給休暇等の制度もつくっております。また、退職金制度も設けてるところでございます。

研修につきましてでございますけれども、これにつきましては、正規、非正規職員関係なく適切に行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

後半の方の御質問に対してお答えします。

まず、正職員、臨時職員さんの比率はどうかということでございますが、学級のクラス担任あるいは家庭支援保育、フリー、障害児保育、一時保育、地域子育て支援事業、そしてさらに延長保育、土曜保育等含めまして、全体的に申します。全体的には正職員が24人、臨時職員等、この臨職につきましては、フルタイムで勤務する臨時職員さんと正職員、臨時さんよりも勤務時間が4分の3の範囲内の非常に短い方、これ私たちは非常勤職員と申します。この臨時職員と非常勤職員を含めたところで臨時職員等と申します。臨時職員等については129人でありますので、正職員、臨時職員等の割合は、正職員が16%、臨時職員等が84%になります。

それと、次の公立、私立保育所に対する国庫補助金の現状についてでございますが、公立保育所の運営に対する国庫負担金につきましては、国の三位一体改革によりまして、平成16年度から廃止され、現在地方交付税の基準財政需要額への算入に制度改正されております。本町は地方交付税への依存割合が少ないため、この改正により、一般財源による負担が大きくなっております。

一方で、私立保育所でございますけれども、私立についての保育所運営費に対しては、国庫負担金は県負担金とともに引き続き交付の対象となっております。その分については、保育所運営のための貴重な財源となっておるということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 先ほどから何度も申しておりますように、正職員と非常勤、臨時職員含めて、これが84%あると、やっぱりこれは組織のあり方として決して正常ではないというふうに私は思います。どうも市場原理主義が日本の雇用形態の中に入ってきてからこういう状況になっているかというふうに思います。

今、フリーターとか職のない若者がちまたにあふれておりますけれども、これが日本の社会力とか国力とか、そういったものを弱めていると思います。特に少子・高齢化の中では、高齢者を支える若者が弱くなると、そういった中で、やはりこの形態は、これは経営上の理由があるかとは思いますが、大変よろしくないとは思います。

1つは、もう時間が余りありませんが、公立の保育所というのは、いわば保育所として標準的なといいますか、一定のレベルを持った理想的なそういう保育所が1か所か2か所あればいいんじゃないか、あるいはもう一つは、私立あたりでできない障害児であるとかいろんな問題を持った子ども、そういったものを預かる保育所を1か所か2か所持っておれば、それで公立

は十分ではないかという気がいたします。

むしろ私立を増やす、今そうされてますが、あるいは私立に移管をして、もちろんいろんな条件があります。単純な移管ではだめだと思いますが、条件があります、私立移管も考えて、正規の職員を雇うとか、それを増やすとか、そういった方向性というのが一つ考えられるんじゃないかというふうに思いますが、町長、今そのことについて答えられる範囲で結構ですので、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町立を民営化というようなところかとも思いますけども、この件については、甲斐議員ももう十分御存じのとおり、過去に民営化というところで進めたところでありました。

そういった中で、民営化を懸念される方々の反対、署名運動等もありまして、さらにはまた議会の中でもまだ時期的に早いんじゃないか、そういった御意見がいろいろあって、さらにはちょうど政権もかわって、非常に民営化した場合の、いわゆる公立の場合と同じような取扱いになるような動きもあったということで、見合わせとるような状況でありますけども、やはりそのときも町立の中でなかなか正職として雇えないような状況であったものですから、民営化することによって、民営化の中で正職として働きたい人につきましては、本町の臨時職員が正職員になる可能性がありますので、町としても正職員化に配慮するようにお引き受け、法人の方をお願いしたいと思ったところであります。

そういうことで、この後もまた質問が出とりますけども、現在は待機児童解消の方を優先的に取り扱っておりますけども、民営化の方につきましても、適切な使用と時期を……。

○議長（大塚 昇君） 町長、時間が来ましたのでやめていただきたいと思います。ありがとうございます。

（8 番甲斐榮治君「終わります」の声あり）

これで甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者また答弁者の皆様に申し上げます。

発言をされる場合は、議長と声を表されて、議長の指名の後に発言されるようお願いいたします。

渡邊裕之君。

○5 番（渡邊裕之君） おはようございます。菊陽政策研究会の渡邊でございます。

まず、質問に入ります前に、お亡くなりになりました芝和長議員に心より哀悼の意を表します。

私は議会に戻りまして2年余りのおつき合いでございましたけども、一本気があって、芯があって、そして私どもにとってはお父さんの存在で、私どものような若い議員の成長を願っておられました。その芝さんの願いにかなうような議員になっていきたいと思いますし、これからもともに、いろいろな行動をともにしてまいりましたが、恥のないような議会活動に努めてまいりたいと思います。

さて、私どもこの議会も2年を過ぎました。折り返し地点を過ぎまして、選挙時に有権者の皆様にお伝えをした公約ですとか、自ら取り組んでおる政治テーマ、こういったものへの一定の答えを導き出していくときに入っております。行政においても、町長選まであと一年余となりましたので、これまでの成果が問われてまいります。

これからの質問は、この4年間について、また総合計画や、今日は行革についてお尋ねをいたしますが、進捗や取組、そしてこれからの方向性についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

質問については質問者席からいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、質問に入ります。

今回、平成17年ですか、第3次行財政改革大綱についての質問ということで、ちょっと古い話になってくるかと思いますが、しかしこれの実行期間はまだまだ続いておりますので、その進捗についてお尋ねをいたしますが、この中には、大変財政からさまざまな分野に広くございますが、今回は民間委託等の推進、定員管理の適正化についてお尋ねをいたします。

まず、定員管理から参ります。

定員管理の適正化としておりますが、これは、行政需要の動向や財政状況に合わせて自治体職員の数とその配置を適切に管理することということで定義されております。

先ほども甲斐議員触れられました2020年東京オリンピックが決まったということで沸いておりますが、7年後ということと、九州という土地柄から余りぴんときないんですが、子どもたちにとっては大きな夢となるでしょうし、アスリートもそれを目指して頑張るでしょうし、またあのすばらしいフランス語や英語のスピーチがありましたので、そういった語学に対する意欲、こういった効果ももう既に出てるんじゃないかというふうに思いますが、私どもはその年にこの総合計画の目標を定めているということで、4万3,000人を目標としてということであつたわけしております。

ピークをそこにされておりますが、これから人口増が見込めます。そういった中で、本町における適正な職員数はどれぐらいと考えておられるか。事前にお聞きしましたら、現定数が220名、庁舎内が171名、保育所40名、さつき24名ということで、どこまでか、その説明はいただきたいんですが、学校9名ということでお聞きをしております。まず、その点についてお

尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、今後の人口増も含め、適正な職員数はどれぐらいかということで、本町の職員定数は、町長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の事務局の合計で221人となっております。本年4月1日の職員数は220名となっております。

適正な職員数はどれぐらいかというお尋ねでございますけれども、先ほど申されました第3次菊陽町行財政改革大綱によれば、推進期間が平成18年から27年までの10年間で約5,000人の人口増加を見込んでおり、平成27年の人口を3万7,031人とし、職員数を202人とする目標設定がございます。

また、それとあわせまして第5期菊陽町総合計画では、最終目標は10年間は4万3,000人なんですけれども、平成27年度の目標人口を4万人と想定し、約8,000人の人口増加を見込んでおります。現在総合計画の想定どおりの人口となっております。このような急激な人口増と相まって、国、県からの権限移譲などにより事務量が增大しているため、計画どおりの職員定数の削減は難しいと考えております。

平成25年4月1日現在の、これは平成22年の国勢調査を基礎としました熊本県の推計人口でございますけれども、4月1日現在で3万9,495人となっております。職員1人当たりの人口は179人となっており、行革大綱で申します人口当たりの職員定数と同数でございます。現在の職員数220名は適正であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 最初に質問の意図を説明すればよかったんですが、私は、国がちょうど平成の大合併があったころにできたところ、できないところあって、こういう行財政改革ということで一律で行われた。もちろん先ほど申し上げましたとおり、定員の管理とは行政需要の動向や財政状況に合わせて自治体職員の適切な配置管理ということで、減らすことを目的として質問はいたしておりません。

今おっしゃったように、後ほども質問する予定でございましたが、地方分権一括法などの影響もあって事務量が増えてるという中での職員が適正かどうか、すなわち国からこれだけ減らしなさいと言われたのに逆行してでも、やはり職員の定数が確保されるべきじゃないかというような思いがあって、もちろんこれはアウトソーシングとかかわってきますので、その分の事務量を減らせばできるということも今回の質問の一番重きを置いたところでございますが、現在は適正ということは私も分かります。

ただ、今後人口が増える中で、職員数は想定はされてますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど行政改革大綱にもございますとおり、菊陽町の職員定数は

221人という定数が決まっております。これは後々後の方の質問になってくるかと思えますけれども、この221を増やさないような職員数で行いたいというふうに考えておりますので、先ほど申しました後の方のそういうのが必要になってくるかというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 分かりました。221ということで、算定方法等ありますけれども、そこらはいいでしょう。

次に参ります。

定員管理の目標で行政サービスが十分に遂行できるかということで、若干答弁もいただきましたけれども、今事務量も増えて、大変職員の皆さんもそういう対応に追われて、後の質問にもしてまいります、新たな提言への対応とか地域への対応が大変厳しくなってきたんじゃないかなと推察をいたしますが、今現状いかがでしょうか。定員管理の目標の中で十分遂行できるというふうに思われますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど申しましたとおり、現在の職員数は220人が適正ということで申しましたとおりでございますけれども、想定上の人口増、それと国、県からの権限移譲等で事務量の増大等を考慮しますと、行革大綱の人数はちょっと無理だろうということで考えております。

こういう人口増がございます。事務量が増大します。今後、事務事業の徹底的な見直し、それと外部委託等の推進と職員能力の開発とあわせて優秀な人材の確保、住民と行政との協働によるまちづくり、そういうのを推進しながら行政サービスの向上に努めたいというふうに現段階では考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 何か質問の答えを全部言っていたような気がいたしますが、じゃ、職員の対応については、本来増やすべきところを事務量等をアウトソーシングするなりして、今の定数でやっていくというような方向、ただ職員が増えるということは、国からもいろいろ言われたり、例えば町民の皆さんも全然行革してないじゃないかというふうに言われるかもしれませんが、やはりこれは私ども議会改革の中でいろいろ申し上げますけれども、民主主義のコストとして、これだけ人が増えて、これだけ特に住民からの要望が増えてる中では、対応するためにはこれだけ必要だというようなところをきちっと提示できる、そういうような体制を持っていたきたいというふうに思っております。

それでは、3番に入ります。民間委託の推進の進捗はどうなってるかということでお尋ねをいたしております。

事務事業の見直し、事業評価というところでいろいろ書かれておりますが、これまでは行政が公共サービスの担い手とされてましたが、さまざまな担い手により提供されると認識されているということで、アウトソーシング等の手法が今いろいろなところで、ちょうど同じ時期に

さまざまな行革に取り組んだ自治体では、そのような方向性で取り組んでおられるようなところでございます。

この行財政大綱の集中改革プランを見ますと、先ほど出ておりました、また前日も出ました保育所の民営化、指定管理等々、外部委託、業務委託ということで、17年から21年度までということであつたわけですが、まずはその進捗についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 現在、これまでに全ての事務事業について事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、行政責任、サービスの質、コスト面等を十分に精査しまして、行政、民間、団体または地域等の誰が担ったら効率的、効果的によいかといった公的関与のあり方を検証しております。民間活力の活用に向けて検討を行ってきたところでございます。

保育所の民営化につきましては次の4番で質問されておりますので、ここでは割愛させていただきます。

学校給食の運営についてでございますけれども、これにつきまして、担当部局において検討しておりましたが、急激な人口増加に伴う児童・生徒の増加に対応するため、対象となる学校の増築、改築工事、校舎の耐震化工事など最優先すべき事業がございましたものですから、そちらの方に現在取り組んでおったところでございます。

また、公の施設の管理及び運営については、社会福祉協議会に菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの3施設、有限会社さんふれあに菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」の指定管理者とし、管理運営を委託しております。

このように民間委託の業務の内容、業務の範囲、行政責任の範囲、相手先がどのようなものか、今後も適切な民間委託の推進に向けて検討を続けてまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 確認ですけれども、学校給食については諸般の事情によってしてないということで、今後も検討されるということでよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 検討委員会は当時立ち上げてございました。第1回目の検討委員会を終わった時点で、先ほど申しました急激な人口増となりましたものですから、学校の耐震化、そちらの方を優先的に行うというふうになりましたので、現段階は中断してるような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 中断ということであれば、廃止ではないわけですから、今後適切な運営に向けて検討されるということで理解をしておきます。

先日、野田議員が一般質問の際にもおっしゃいましたが、私ども菊陽政策研究会で今回アウトソーシングやコミュニティ支援というところで伊万里市と宮若市をお邪魔いたしまし

た。大変勉強になりました。

伊万里市さんは、これは10月に出される実績報告の案というものをわざわざ私どもに出していただきまして、今菊陽町でも取り組まれておりました19年に第1次アウトソーシングの指針及び同推進計画というものを策定されて、ゼロベースから取り組むということで、室長さんは、本来であるならば、財政ですとか総合政策とか幾つかの分野以外は全部アウトソーシングしていいというぐらいの気合いで取り組まないといけないというようなことで、窓口業務ですとか保育所も当然ですが、さまざまな分野において取り組まれております。

もちろん進捗はそれぞれの事情によって進まない部分もあるようでございますが、今度10月には第2次アウトソーシング指針を立ち上げられて、さらに現在継続して検討されるような内容をつくられております。

また、これは大阪の吹田市ですけども、同じように推進計画を立てられて、大体このアウトソーシングの計画対象業務というのは、本町でも今答弁にありましたような同じような団体でございまして、きちっとここはそれぞれに推進計画個表というものをつくって、年度、どのような年次計画で進むかというようなことで進められております。

本町においては、この集中改革プランの中には文字としてうたわれておりますが、個々について具体的なものがないように思います。本町もぜひこのようなアウトソーシングの指針、推進計画というものをしっかり明示して、この総合計画の中にもそういうことはきちっとうたわれております。あと2年で前期が終わりますので、そういうような計画を立てて進める、そういう考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの御質問ですけども、当然行革を行っていく上では、そういう指針なり策定要綱なりを定めた上で取り組むべきと思っておりますので、必要があれば、そういうものを作成する必要があるかと思えます。これは一応行革大綱に基づいてやりますので、これは必要があればということで、当然前段で取り組むものと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） その中で、皆様御覧になったかと思いますが、8月2日の熊日、民間参入16事業可能ということで熊本市の記事が出ておりました。

熊本市の公共サービス民間提案制度というのがありまして、民間から提案をして、このような事業であつたら受けられると、もちろんその中には、さまざまな絶対これは行政がやらなきゃいけない分野とかアウトソーシング可能な分野というのもあります。

そしてさらに、これは前の、よく私もこの我孫子市は取り上げるんですが、前の市長のときです、民主党政権のときの仕分けのときの委員にもおられました福島市長でしたか、そのときにされた提案型公共サービス民営化制度というのがありまして、この中の文章を全ての公共サービスを行政が担うことは不可能となりましたと明確に言っておられます。

公共の分野を行政が独占する、あるいは支配するという時代は終わりました。公共サービス

を担う民間企業が増加し、新たな公共の担い手として登場したNPO法人やボランティア、コミュニティビジネスなどの活躍も目覚ましいものがあります。これらの民間の主体と行政が対等の立場で協働し、民間と行政ともに担う新しい公共をつくることが求められると。

行政の役割は公権力を伴わなければならない仕事など、市民とともに定めたまちづくりの目標に向かって、市民の企業活動をコーディネートして下支えしていく、この2つが中心であるというようなことで、この提案型公共サービス民営化制度というのは、市の全ての事業を公表し、民間から委託民営化の提案を募る制度、いただいた提案は市民と専門家を含めて審査し、行政で実施するよりも市民にとってプラスになると判断すれば、提案に基づき民間へ委託、民営化すると。すなわち、行政が決めて、これはすべきかどうかではなくて、民間から、この事業だったら行政よりもサービスができると、これは市場化テストの一つの制度かと思います。

熊本市においても全く同じような制度であります。このように菊陽町にはNPOもまだ10団体ぐらいありますけども、こういうのを受けるような団体があるのかはちょっと分かりません。企業としてもそれだけのことができるか分かりません。

今御紹介したのは、熊本市や我孫子市といった市制でそれなりの規模がある自治体でございますから、本町に合うか分かりませんが、私は後段で協働の話をいたしますが、そういった方向に進めるのであれば、先ほどアウトソーシングの方向性も必要であれば進めるということであるならば、こういったものも制度として取り組むべきというふうに思いますが、今の制度についての検討はできないかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） その制度の詳細な提案ということではございませんけれども、本町におきましては、菊陽町町民参画・協働推進条例がございまして、その中に、ちょっとハードルは高いんですけれども、50人以上の署名をもって政策提案等のあれをできるというふうになっておりますので、それに関連づけてできないかというふうなところで考えておりますけれども、中身について具体的に内容を示しているわけではございませんけれども、そういうのもございますということで御承知いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 町協働条例第10条ですね。これは説明あったときも非常にハードルが高い、50名の署名がありますし、細かい、我々でもつくれるかというぐらい予算や実行について書かないと、そしてそれをたしか検討委員会、町長、副町長、教育長数名で審査されるというようなことでございました。

今申し上げたのは民営化へのプロセスでございますので、この条例とはやや違うのではないかと、これは協働というよりも、何か政策の提案についてですので、若干僕は違うかなと思いますので、私が御提案申し上げたのは、どちらかといえばこの第3次菊陽町行財政改革大綱を推進するための、履行するための制度としてアウトソーシングの先ほどの伊万里もそうですし、安孫子や熊本市が行っているような制度は検討できないかということです。若干違うと思

いますので、もう一度お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、アウトソーシングの指針なり、そういうのなり、当然職員定数221から増やせない状況でございますので、具体的な実行段階に入りますれば、そういうものが行政サイドとしても必要になってくるかと思っておりますので、その辺で対応してまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） しっかりと検討していただきたいと思います。これは決して昨日今日の制度ではないんですね。これはもう大変古い制度で、もう10年以上前の制度であります。

熊本市においても、この後文書配布や窓口業務など16事業可能ということで審査会が市長に答申をされております。その後の記事を持ってこなかったんですが、そのうち9件か6件がそういうふうに採択されたということで、お隣熊本市もそういったアウトソーシング、協働というようなものが進んでおります。ですから、本町でできないことはありません。こういったもので日常の職員の負担というものを軽減するために、ぜひこれは検討いただきたいというふうに思っております。

では、続きまして保育所の民営化、指定管理者制度の検討はその後進められたかということに入ります。

これは、私はずっと質問をしております。民営化、そして先ほど甲斐議員が質問された、特に臨時保育士の待遇改善ということを1期目からずっと言っております。若干時給が上がったかなというぐらいで、その後の待遇は余り変わってないのかなと、先ほど差別という言葉もありましたけども、同一労働で同一賃金ではない、同一待遇ではない、全ての身分が保障されてる公務員とは違う非正規のこの状態は、民間もそうですけども、これは労働差別です。ですから、こういったものが8割で支えてる、これを行政は公設と言っていいのか、私はそこには疑問が残ります。

私の質問の趣旨は単なる民営化ではなく、前回宮本課長にも答弁をいただきましたけども、社会福祉協議会への移設であります。このときちょっと答弁書を読み直しておりますと、私の質問が指定管理者制度でどうだというようなことで、その場合は公設民営というふうになるというようなことで、民設民営よりは効果がないというようなことでございました。

愛知県の碧南市のことも調べていただいて、御答弁をいただきましたが、先日の質問で町長も答弁されました、まだ国の方がこのようなどういう方針になるかということで決まってないということではありますが、やはり先ほどの町長答弁でも、保護者からの反対もあって頓挫したと、そのとき私は菊陽町の保育所の保護者会連絡協議会の会長として、この民営化の委員として町長に答申された中の一員でおりましたので、大変残念な思いをしております。

ですから、やはりそういった中で、引受法人として社会福祉協議会であれば、大変安心して保護者の皆さんもここに対しては問題ないんじゃないか。その中で完全なる社会福祉法人にど

こかに移管するというような２段階をすれば問題がないんじゃないかというふうに思いますが、まず前段として、答弁もいただきましたけども、その後どのような検討をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 保育所の民営化、指定管理者制度への検討はその後進められたのかの御質問に対してお答えいたします。

平成24年８月に子ども・子育て関連三法が国会で成立しまして、消費税の増税による7,000億円を安定財源として子ども・子育て新制度が平成27年４月からスタートする予定となりました。そして、町では国の具体的な政策を見きわめながら、平成21年に策定しました菊陽町公立保育所民営化計画で示した民設民営のほかに、地方自治法第244条の２の規定に基づきます指定管理者制度、委託契約などによるいわゆる公設民営について、この両者の特徴を比較しながら民営化した場合のメリット、デメリット論を研究してきたところであります。

民設民営では、引受法人の自主性や運営に対する柔軟性を尊重することが可能になります。さらに、保育所運営に対して、国から地方交付税で措置されてる財源が国、県からの保育所運営の負担金に変わるとともに、延長保育が特別保育事業費等の補助金の対象となりますので、町の財政に大きな効果を及ぼすことができます。

一方、公設民営では、指定期間を過ぎて次に選定するときに管理者が変わるという可能性があります。さらに、保育所運営費など財政面での効果については、民設民営に比較しますと小さいものになります。町では平成19年度から平成25年度までに５か所の民間保育所を新設し、これまで待機児童の解消を図る取組を行っております。

民間保育所の運営費には、国、県からの負担金の交付がされておりますが、保育所数が増えるにつれ、一般財源の負担も毎年多くなっております。

こうした中、先般平成27年４月に２か所の新設保育所を整備する方針を決定しまして、これに伴い、保育所運営に係る町の財政的負担が今後さらに増大する見通しとなりました。

以上のことを踏まえまして、公立保育所民営化に当たっては、国、県の保育所運営費負担金などを有効活用しまして、長期に安定した行財政を行う観点から、その設置、運営形態は民設民営にしたいと考えております。

なお、議員が昨年６月議会でも御指摘されましたけども、民設民営によるいわゆる社会福祉協議会の移管につきましては、先ほど申しましたように愛知県の碧南市のいい事例がありますので、保護者の理解、そして経営能力等の観点から、今後も検討を重ねていくところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○５番（渡邊裕之君） ありがとうございます。前回の答弁をいただいたときよりも少し進んだのかなと思います。

先ほど総務課長おっしゃいました121を超えないということの中で、これちょっとすみません、確認ですけども、私、保育所、さっき40名と申し上げました。でも、先ほど甲斐議員の質問では24名というようなお答えでしたけども、ちょっとそれについて、課長お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 保育士の数としての24名で説明をいたしました。それは通常保育所の場合は管理者であるし、保育士でもあるんですけど、園長が入っておりませんでしたので、園長は別枠で8人おりますので、通常保育にかかわる職員が24人、そして園長ということで、合わせれば32人になります。

あと、給食がまたそれぞれに8人正職員がおりますので、先ほどの24プラス園長8と給食調理員8になります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それが合計で40名ということですね。分かりました。

先ほど伊万里の例を挙げまして、伊万里市も保育所民営化、これは第1次のときから掲げられておりますが、なかなか進まないということで、今後も第2次の中でこれは進めていくということでありました。

ちなみに正規職員と非正規職員の割合どれだけですかとお尋ねしたら、半々ぐらいです、50%ぐらいは正規職員ということでありました。民営化を図ろうという自治体でさえ、50%は正職なんですよ。しかし、先ほどの答弁では84%ですか、84%が非正規雇用、この臨時職員の身分は公務員ではないですよ。これはアルバイトですよ。ということは、民間人なんですから、ということは、これはもう民営化ですよ、まさに。84%が運営してるんですよ。私の子どもももうずっと白鈴園にお世話になっておりますが、ほとんど臨時保育士の先生です。何ひとつ問題ありません。

この方々のやはりやる気をそいじゃいけないと、先ほど甲斐議員からお話がありましたけども、この現状、それにこれは地方公務員法の第22条、これ違反してるでしょ。臨時職員というのは、6か月を2回、しかも6か月の間に3か月ぐらい置かないと任用はできない。そして、継続してこれは雇用できないとなっているのにもかかわらず、こういうことを本町だけでなく、行政がずっとやってる。これにもし臨時のそういう職員の皆さんが全国で声を上げたら、これは大変な問題になりますよ。ですから、そういう問題の前にみんな納得する、社協なりの法人で、みんな同等の立場で雇用するというのが一番ソフトランディングでいい部分だと思います。

その中で、今の私立園も増えておりますが、当時の眞鍋課長がおっしゃってました私立園と公立とどちらがサービスがいいか競わせないと、8園全部公立のままだったら絶対よくないということで、当時委員会の中でお話をされてたのを思い出しました。

ぜひここはまた後段の部分で人員配置の部分でお話をしますが、これはこれとしてしっかりとそういった先進事例も見ていただきまして、また隣の合志市も社会福祉協議会で保育所をつくっておられますよね。ですから、そういうものも見ていただいて、保育士さんの身分というのをできるだけ早い段階で一つにさせていただくように要請をしておきます。

では、引き続き5番目の質問に入ります。

新規事業への取組、計画推進のために、人員配置、外部委託、アウトソーシング、これも同じ意味だと見てください。アウトソーシング等の必要はないかというふうに書いております。まずはこれについてのお答えをいただきます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 本町の職員数は現在220名ということで、現段階におきましては適正であるというふうに申しておりますけれども、県内の類似団体と比較しますと、職員数は少ない方ではないかというふうに思っております。

新規事業に取り組む場合も現在の定数に基づいた職員制度で行うこととなっております、計画推進のためには人員配置、外部委託、アウトソーシングなど、こういうものを総合的に検討してまいる必要があるというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） この6番にも関連してきますが、なぜこういう質問するかというのは、私も含めて、同僚議員からいろいろな提案がございます。先日の一般質問で福島議員が質問された件について、珍しく何か前向きに検討されて動くかなというふうな感じもしております。今日はいろんな提案に対していろんな今後検証し、検討するというような前向きな答弁が 나왔けども、何か新しい事業をしようとする、もちろん費用対効果、予算というものも関係してきますから、安易にすぐに検討する、やりますはできないかもしれませんが、本町がこれからも持続的に伸びていくためには、単なる自然増だけではなくて、やはり政策増というべきそれぞれの細かい総合計画にもうたわれておりますようなものも含めて、交流人口も入れていく、そういう中で、先日提案されました定住の促進等、取り組んでいかなければ、定住者というのは人口は増えないというふうに思っております。

そういった中でいろいろと提案してるんですけども、これはやりたくてもやれない現状なんでしょうか。例えば職員の皆さん、こちらには幹部の職員さんしかいらっしゃいませんが、若い職員さんたちはやりたいけども、それをやるとまた事務量が増えてできないというようなことが、人手不足というものが現状としてあるのかどうか、答えられる範囲で結構なんで、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問でありますけども、第5期の総合計画前期基本計画も3年目を迎えて、その事業につきましては、内部評価とともに外部評価の方もやっていただいております。というような状況でありますけども、この基本計画の施策等を実施する場合は、3か年の事業計

画の中で明らかにした実施計画によって、毎年ローリング方式で進行管理を行っているような状況であります。

また、総合計画の中にある事業の中には、議員も言われますように社会情勢の変化、特に本町の場合は人が増えておりまして、特に待機児童の問題等も抱えておるような状況であります。そういったものや、一方では財政事情、非常に経常収支等も配慮しながら取り組んでいかなければならないということでもありますので、そういった中で先送りしておる事業もありますけれども、総じて総合的には、うちの場合、予算の規模あたりから見られても、着実に進展しているというふうに考えております。

それともう一つ、さっき言われました保育所の民営化等につきましては、渡邊議員も言われましたけれども、検討委員会の方から答申に基づいて進めておったんですけれども、21年8月に保育内容を求める請願書まで出まして、採択といいますか、そういう状況になったわけでありまして、このとき心配されとったのは、いわゆる民営化することによってサービスの低下等があったんですけれども、今私立が5園できて、非常に私立の方も人気が増えとるというか、待機児童がまた145人も増えとるということで、また2園増やしますけれども、そういう中で、やはり正規職員が少ない中で民営化をしながら、そちらの方で対応していきたいというふうに、この点については思ってるような状況であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 町長からも答弁をいただきましたけれども、保育士、先ほどなぜ行革推進の中で保育所民営化の質問をしたかというのは、これ全部もうつながっております。40名の職員が全て社協の職員となった場合、40人のあきができます。121人、これは増やせませんが、それぞれの町がこれから大事な局面に移る、これから財政もそう、それから観光でも商業でも大きな商業地ができていの中で、さらなる誘致であったり、さまざまな分野において、総合政策もそうです。そういった中で人員の配置をする中で、40名新たに雇用できる、また民間からそういったプロフェッショナルを職員として任用するというようなことが可能ではないかと、それで人員配置というように書いております。ですから、そこは恐らく答弁の中では、今検討段階ですから、できないと思いますが、これはいろんな職員さんと話す中で出た言葉です。やりたいけどもやれない、これを民営化すれば、その分、人が出るからできるじゃないかというような話をしてるんです。

ですから、これは議会から一方的に無責任なことを言ってるんじゃないくて、皆さんのお仲間から出た言葉ですから、真摯に受けとめていただいて、民営化することによってあいた枠にこれをそのまま減らすのではなくて、新たな次の時代を担う、菊陽町を担う若い職員さんや、民間企業で働くばりばりのエキスパートを企業誘致やさまざまな分野のエキスパートを呼んで、菊陽町をさらに前に進めていく。これは答えは出ないでしょうから、提案にだけしておきます。

それから、人員配置でもう一点、これは川俣議員からアドバイスをいただいたんですけども、それぞれ今申し上げれば、どの部署も大事ですよ、大事ですが、やはりそれぞれの分野のスペシャリストが必要ではないかというようなことでございます。もう4万を超えて、4万3,000を超えないということですけども、これから菊陽町の取組によっては、それを超えて5万という数字も見えてくるかもしれません。もちろん全体的な人口を言っていますから、そういうふうにはいかないかもしれませんが、そういった中で、もちろんそれぞれの職員の皆さんは、キャリアを積むために各部署、箇所、係を数年で変わって、皆さんのように答弁席に座られるようなお立場になられるかもしれませんが、やはりそれではなかなかスペシャリストが育たないという現状があるかと思います。その辺について細かい質問としておりませんが、スペシャリストを養成すべきじゃないか、これは人員配置というところでお尋ねしておりますが、もし答えが出るようならお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまのスペシャリストということをおっしゃいましたけども、当然職種多様になった現段階におきましては、そのような人材も必要かと思っております。

これまで菊陽町と申しますか地方公務員、特に菊陽町役場みたいな自治体におきましては、スペシャリストの対義語といいますか、ゼネラリストという言葉があったかと思えますけれども、これが通常特定の分野じゃなく、複数の専門分野において、ある一定以上の意識や技術を持ちということで、本町におきましては、各部署を3年ないし4年で動いておりますけれども、こういう全てとは申しませんが、ある程度の業務は知った上でキャリアを積んでいくというふうなところで、現在職員の育成に努めているところでございます。

スペシャリストにつきましては、例えば今現段階におきましては、保健師なり、保育士も当然そうだと思いますけど、自治体によっては社会福祉士、そういうような職員も採用しております。

これまで本町におきましては、例えば税の業務等がありました場合、徴収業務も特別になりますので、こういった場合、先進自治体に派遣したり、研修をさせたり、それと本町は50年代から都市計画のインフラ整備を行っておりますけれども、その専門分野の特化した職員を育成するために、先ほど申しましたとおり先進地の自治体と長期の研修、短期の研修を行いまして、スペシャリストに近いような職員を育てております。今後もそういう職員を育ててまいりたいというふうに考えております。

それとあわせて、どうしても保健師なり社会福祉士なり、必要な分野については、そういう職員の補充も考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） もちろんそこに特化する、いわばそれぞれの課を省庁とすれば、その専門的分野ですと上がっていくわけですから、それがいいんでしょうけども、それぞれの職員の皆さんが一つの庁舎内ということであれば、難しいと思いますが、例えば前回特別任用の期限

つきの弁護士の質問をいたしましたけども、そのような形で一定期間、これから菊陽町はこういう進め方をするんだというところでの企業誘致のスペシャリストですとか、税もそうですし、法もそうですし、そういった方をそういうようなことで職員の皆さんにもプラスになるような、こういうこともぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

では、次の質問に入ります。これはちょっと今町長が答弁されましたけども、総合計画の推進と進捗について人員不足は影響してるかと、先ほどとかぶります。かぶりますが、なぜそういう質問をするかという、27年までにいろんな具体的施策という、同僚議員もいっぱい質問されますが、やはり細かいとこまで進んでない部分が結構あるんじゃないかと。先ほど進捗、町長ちょっと触れられましたが、こういった部分に関して、ではまず率直にそういう部分は影響してるのか、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この総合計画を進める、事業を進める中では、直接的な職員が多いのはいいんですけども、事業を進める中では体制の中で選択していておりますので、そういう先送りしたり、また膨らむ予算とか国の補助がつくかどうかとかいろいろありますけども、そういうのを見きわめながらやっておりますので、全体的な計画の中では支障は出ていないというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） では、27年度に向かってということで、幾つか質問をしてまいりました。商工振興に関しては、私も委員でありますので、委員会で細かくそれぞれの部課の皆さんにお尋ねをしたいと思います。

そういう中で、今第4部の第2章の行財政運営の充実と強化というのを主要施策の中の具体的施策についていろいろお尋ねしたわけでありましたが、具体的な施策としてうたっている以上は、これは、やはり先ほど公約の実行という話を冒頭申し上げましたけども、これに書いてあることは全てできないにしても、やはり取り組めるやつは取り組まなきゃならないというところで、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

そこで、質問事項の1をこれで終わりますけども、荒川区の適正な職員体制のあり方ということで、2つの見方をしております。トータルな職員体制で見ないということです。基本的業務遂行に必要な職員体制と、政策目標実現のための職員体制の明確化をするということです。それにおいて人員の配置、もちろん粛々と町民のサービスを行う業務と、今私がお尋ねをした総合計画を政策を実現していくための職員ということで明確化するという、職員体制のあり方ということで検討をされております。ぜひこれは参考にしていただいて、そのような職員の配置等々を行っていただきたいと思います。

あと10分となりましたので、次の質問に入ります。

そこで、今まで御質問した内容の答えを導き出していく、それがNPOやさまざまな企業、地域団体との協働、アウトソーシングになってくるかというふうに思います。

質問には、先進地の取組として、NPOなどの団体と協働して地域づくりや福祉、スポーツ、幅広く事業展開をされております。本町での共同事例、今後の計画、NPOの推進と支援について問うとしておりますが、日本NPOセンターの定義として、基本ですけども、協働とは、異種異質の組織が共通の社会的目的を果たすためにそれぞれのリソース、資源や特徴、特性を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。どうも協働、協働というと、行政が町民に協力をしてもらうのが協働みたいに思っておりますが、それぞれの特性や資源、共通の社会的な目的を果たすために対等の立場で協力していく、これをやはり町民の皆さんにも、それぞれの団体企業にもちゃんと理念といいますか、定義を理解してないと、行政の下請になったりというふうに思われるといけませんので、まずその部分はぜひ職員の皆さん、区長会等々で区長の皆さん方と共有をしていただきたいと思います。

時間ありませんので、まずは設問について御質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 一括してよろしいですか。

（5 番渡邊裕之君「はいはい、よろしくお願いいたします」の声あり）

現在の菊陽町でNPO法人というのは大体8団体、県の認証を受けてやられていると思います。多重債務や住宅ローンを抱える消費者への相談支援を行う団体、それと高齢者、障害者、乳幼児やその家族に対する介護、養護支援を行う団体、それとスポーツ指導法の享受及び指導者の養成を行う団体ということで、熊本県のホームページでNPO団体を調べましたところ、菊陽町では一応8団体が認証を受けて登録されております。

県内におきましては、NPO法人の活動ということで、町と自治体と協働して行ってるというのが4自治体ほどあったかと思えます。その中で、例えば南関町なんですけども、これはNPO法A－l i f e なんかんと委託契約を結んでおりまして、内容としましては、介護事業、健康増進事業を行っております。ほかには大津町、長洲町、阿蘇市などで行われていると思っております。

本町におきまして、NPO法人と協働で行ってるということはございませんけれども、スポーツクラブきくよう、それと鼻ぐり井手のボランティアガイドとグリーン（ゴーヤ）カーテン推進協議会といった地域の団体と活動支援を行っております。これらの団体に対する支援としては、会の設立から運営、事業に関するアドバイスや町民への活動内容の情報提供といった支援を行っております。

今後の計画ということでございますけれども、先ほど申しましたスポーツクラブきくようにつきましては、平成13年4月に熊本県で最初にスタートした総合型地域スポーツクラブでございます。地域にある人的、物的資源を有効活用して、いつでもどこでも気軽にスポーツや文化活動を楽しむということで、生涯スポーツ、文化活動、社会の実現に現在も努めておられるところでございます。

今後、さらなる活動の枠を広げられるということで、平成25年度内のNPOの法人化を目指しておられます。町としまして、引き続きこのような団体と協働は当然なんですけども、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、鼻ぐり井手公園の拡張整備を現在行っておりますけれども、平成26年度中に一部、それと平成27年度に全体の供用開始を目指して事業を進めております。整備事業の内容は、公園整備のほかに管理機能や学習機能を兼ね備えた管理棟を整備する予定としております。この公園の管理棟を含めた公園全体の運営について地域に任せたいという構想を持っております。現在地元住民有志の皆さんによる地域活性化のための組織が設立されておりますので、今後設立された団体と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

こうすることによって、町と地元の方々と鼻ぐり井手公園の利活用、それと地域の活性化という同一の目的達成に向けて協働して事業を進めることができるとともに、地域の愛される施設となるものと考えております。

NPOの推進と支援ということでございますけれども、本町における協働のまちづくり推進をするためには、NPO法人、地域の団体等の活動を支援していく必要があると考えております。具体的には、まずNPO法人や町民公益活動について、どういうものであるかというのを町民の皆さんへ情報発信する必要があるかと思っております。そうすることにより、町民公益活動やNPO法人の活動への参加意識を高めてまいりたいというふうに考えております。

次に、NPO法人や町民公益活動を行う団体の設立支援についても行う必要があると考えておりますので、NPO法人の設立についての相談があれば、経営の認証の申請や橋渡しをしたり、設立に関する情報提供なども行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） もう全て答弁いただきました。

まず、申し上げておかなければなりませんのは、実は私もNPO法人を設立をしております。これがこの質問で自分に何か利益をもたらすために言ってるというふうな誤解されると困りますので、全てお話ししますが、県のPTAの副会長を務め、PTAでは単年度ごとでなかなか事業ができない。子どもたちの早寝早起きの事業に取り組みました。この改善、そしていじめの問題も遅々として進まないさまざまな問題がある。そんな中に町の弁護士さんに協力をしていただいて法教育セミナーを行う、これを主眼としまして地域おこしをする、一つの子どものこれから育ていくフィールドを育てていく、そういうことで今縦覧期間に入っておりまして、10月には認証されて、まずは菊陽町から地域おこしのための、また商店街活性化のための事業を行ってまいります。

もちろん補助事業等で補助金はいただきますが、役員の報酬はございませんので、私は一円ももらいませんので、その点は政治倫理に何ら抵触しないということをまず明言しておきます。

そういった中で、NPOと行政が協働で行うときには、今お話しいろいろありました共催、ともに開催する共催です、それから委託、補助、助成、公共施設の利用、公園、情報提供、相談、助言などがあります。そういった中で、今お話しになったNPOではないですが、それらの団体とされてるというふうに思いますが、何かNPOやそういう団体だけがそういうようなやってるのを行政が支援というのは、これは余り協働と言わないんじゃないかというふうに思います。

最後に、福岡市の共働事業提案制度、御存じでしょうか。共働の「共」は日ごろ使う協力の「協」じゃなくて「共」です。共働提案事業で、これは先ほど申しました制度と違って、NPOの斬新なアイデア、専門性を生かした企画提案を募集し、公開プレゼンテーション等も取り入れながら、審査採択された事業について、翌年度、NPOと市が実行委員会を組織して、市が総事業費の5分の4を負担して協働で事業に取り組む。すなわち職員とNPOと一緒に提案された内容について取り組むということで、上限400万円、5分の4ということで、福岡はこのような事業を進められております。本当の協働というのはこういう制度であろうと思います。

そこで、じゃ、400万円は負担がないぞということで、最後に申し上げますと、これは野田議員が6月と9月の議会で質問された、例えばホームページのバナー広告、ごみ袋の広告のお話がありました。ただ、それも全く検討しないということでありましたし、広報委員会で研修に行った先では、広報に広告を入れてるというのもあったそうです。そして先日、説明を細かくされました宮若市でも22基の自動販売機を置いて200万円強の収益金を、これはちゃんと入札をしてパーセンテージの高いところをしてるということで、それだけの利益を上げてると。ということは、年間それだけのお金を取れるわけです。それ一般財源に入れずに、コミュニティ推進やこういう協働の予算として入れれば、特化すればいいわけです。それでやったら、地域の方々もその自販機で買おうとするでしょうし、企業の皆さんも、これが還元されて地域おこしになるならということで協力もされるでしょう。ですから、私がそういう提案もこうこうだからできないというようなことがあつては、結局人手不足、手間がかかるからやらのじゃないかというふうに思います。

一括で、先ほどの行革の中で、一律1割補助金を削減して、それをもとに地域活動やさまざまな福祉活動をされておった団体も、1割なくなれば困るんです。でも、こういうところで財源が生まれれば、それをコミュニティなり、NPO活動なり、地域活動に使える、こういう知恵を出すために、ぜひともアウトソーシングと余力を持って新しい政策提言に対応できる職員体制になるように御提案申し上げまして、今回の質問を終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時10分から再開します。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩 午後0時11分

再開 午後1時9分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 菊陽政策研究会の吉本でございます。今定例会最後の一般質問を務めさせていただきます。また、傍聴者の皆様におかれましては、お忙しい中にお集まりをいただきましてありがとうございます。改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

ここに立ってみまして、改めて芝議員がいらっしゃらないということに対して非常に寂しく思うわけでございます。私もこちらでお話をされた議員さん同様に、非常に芝議員には個人的にもお世話になり、勉強をさせていただいている途中で、非常に残念に思うところでございます。

この間、芝議員にあって、私にないことはどういうことかということのを少しだけ考えてみました。私にないというのはかなりあるとは思いますが、その中で特に私に欠けているものは、やはり甲斐議員も言われました、他の議員も言われましたように、やはり軸がしっかりしていると、思いがぶれないというところではなかったでしょうか。そういった面におきましては、私も残された議員の年数ではございますが、しっかりとその思いだけは引き継いで、考え方がぶれないと、こちらに重きを置いて活動をしてまいりたいというふうに思います。

今回は3つの質問を用意をさせていただいております。質問は議席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今回の質問でございます。まず、菊陽町のPR戦略についてであります。最初にニンジン焼酎の販売戦略についてお尋ねをいたします。

ニンジン焼酎は、2010年4月6日から販売を開始したニンジン焼酎でございますが、最近では余り話題になっていないように思えるところでございます。当時は焼酎ブームもあり、注目を浴びたニンジン焼酎でございますが、町内の飲食店でも飲まれているところをほとんど目にしないような気がいたします。

平成23年度の行政外部評価によります回答も、販路拡大のPRが不足しており、認知度についても町民の認知度と町の認識が大きく乖離しており、助成金申請額に対する決算額が56%と非常に低く、申請時の見込み等に審査の不十分さがあり、特産品開発の必要性和これに対する支援の必要性を認めますが、自立まで支援を続けるのではなく、終期を定め、それまでに販路を開拓し、自立した運営ができるよう努められることを望み、終期の設定が必要であると判断します。こういうふうになっております。そろそろ方向性を見定める時期に来ていると思いますが、ニンジン焼酎の今後の販売戦略はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 荒木産業建設部審議員。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） じゃ、お答えいたします。

ニンジン焼酎「酔紅」の販売戦略については、事業主体であります菊陽町商工会ニンジン焼酎部会を中心に販売活動を行っております。町としましては、指導、助言を行っているところです。

ニンジン焼酎部会による販売戦略としては、鹿児島県屋久島町の三岳酒造の協力を受けまして、三岳と「酔紅」とのセット販売を昨年引き続き実施しております。町内の飲食店での消費拡大と大口販売を促進するため、特典つき複数セット販売を行っております。また、応募による抽せん式プレゼントキャンペーンも展開しております。

それから、町の販売促進運動としましては、各種研修先へのお土産として活用しています。さらに、公の酒席等を町内飲食店で実施する場合は、飲食店予約とあわせて「酔紅」を奨励した愛酒運動を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私は実はお酒は全く飲めませんが、お酒を飲みに行く場は非常に好きでありまして、いろんな方とお店を経営されてる方々とお話をする機会がございます。その中でニンジン焼酎についてもお話をさせていただいておりますが、なかなかPRというところではやっていけないというのが現状のようでございます。

そしてまた、各飲食店におきましても、大々的にニンジン焼酎をPRしているということは非常に乏しいかと思えます。ポスターは張ってはございますが、なかなかそれは形式的だけなのかなというふうに思えますし、お店の方々もお勧めはと言われると、多分ニンジン焼酎を出される方はいらっしゃらないというふうに思えます。三岳は出されても、なかなかニンジン焼酎は出せないということじゃないのかなと思えます。

ニンジン焼酎自体を全く否定するわけではございません。やはりいろんな方々の思いや試行錯誤が入ったすばらしい商品だとは当然認識はいたしております。しかしながら、先ほど御紹介もさせていただいたように、外部評価におきましては、そのような評価をされておるのが現状でございます。いま一度考えていただきたいというふうに思えます。

ここで、副町長、せっかくおいででございます。前職が民間のホテルというところで、いろんな民間の知恵や知識もお持ちでいらっしゃるというふうに思えます。また、いろんな集客に対してのプロジェクトも組んでこられたというふうに思っております。

ここで、副町長にニンジン焼酎の今後の販売戦略というところで、少しだけお知恵があれば、お尋ねをしたいというふうに思えます。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） ニンジン焼酎の販売についてということで、感想というような事柄だろうというふうに思いますが、一般的に特産品を開発して、それを商業ルーツに乗せて販売をし

ていくというようなときに、どういうふうにしていくのかというような方法もあわせて御説明をしながらお答えをさせていただきたいと思います。議員の中には自ら御商売なさってる方もいらっしゃると思いますので、私よりもよく御存じの方いらっしゃるかと思うんですが、知ったかぶりを少しお許しをいただきたいと思います。

私どもがニンジン焼酎というようなものを開発を相談されたというふうな仮定をしますと、一番最初に何をやるかといいますと、商品開発のコンセプトを決めていきます。つまりこの商品でどれだけ利益を出すのか、利益以外に何を求めるのかというような形で、利益は出さないけれども、赤字にならない程度で町のPRをすればいい、あるいはニンジンのPRをすればいいというような、こういう商品開発のコンセプトを一番最初に定めるわけであります。

これが定まりますと、あとはこの事業なり何なりでどれだけ利益を出すかという一番肝心の利益計画というのをつくります。利益計画をつくったら、これで全体売り上げを幾ら取るのか、原価を幾らかけるのか、人件費をどれだけかけるのか、それから管理費をどれだけかけるのかというような形の経営計画をつくっていきます。それから、つくり始めていきます。

あとは、この数値目標を達成していくというようなことをやっていくわけですので、この場合に、まず第一義的には、お客様をどういうところにターゲットとして求めていくのかというようなことをまず定めていきます。それから、どういうふうな商品をつくっていくのか、開発していくのかというようなことを考えていきます。そして、どういう商流に乗せていくのか、流通ルートに乗せていくのかというようなことを決めていきます。そして最後に、販促活動をどういう形でやっていくかというようなことを決めていきます。ですから、大まかに言うところいうふうな過程を全部クリアしていったって、商品をつくって、最終販売をして資金を回収するというようなサイクルになってまいります。

菊陽のニンジンを使った商品というのを考えてみますときに、利益を求めるというような商材では決していないと、それよりもむしろニンジンの里菊陽というのをPRする商材としてニンジン焼酎というものをつくり始めるんだらうと、製造可能なものがせいぜい2,000本から3,000本ぐらいのそのぐらいのところでありますので、それも地元で焼酎メーカーがあつての話じゃなくて、よそに委託してつくるというようなことでありますならば、利益よりもむしろニンジンの町菊陽というもののPR商材として、この焼酎というのが開発されるというようなところで定まるんじゃないだろうかというふうに思います。

こういうことになってきますと、具体的にどうするかというようなことなんですが、ターゲットは多分町内の人、それから町外の人、それから町内の飲食店、それからPR商材ですから観光客、マスコミ対策、それからニンジンの商材、ニンジン売るための商材というような形になってきますと、農産物を関係するような市場の関係者の方々、こういうところが主なターゲットになってくるかと思います。

このターゲットのお客様方がどういう基準でこの「酔紅」を愛用なさるのかということイメージをつくっていきます。それから、商品というのをつくっていくわけなんです、ここで

つくる商品というのは、当然ニンジンの風味がきちんと生きたような焼酎を開発せないかんと、ニンジン焼酎と言いながら、ニンジンのおいもしない、ニンジンの風味も感じない、それからこれがニンジンの焼酎かどうか分からないというようなものをつくり上げて、これは何の意味もありませんので、ニンジンの風味が立つ、そしてニンジンの里をイメージするような、そういう商品をつくっていく、そのためのボトルであるとか、パッケージであるとか、包装紙であるとか、一切合財をニンジンにくっつけた形で、それも菊陽のニンジンにくっつけた形で商品を開発していくというようなことになるかと思います。

もっと例えていいますと、観光客向けにつくるならば、多少グレードの高いといいますが、そういうボトルであったり、パッケージであったり、それからもう一つ、こじやれたスナックにボトルとしてキープするためのものであるならば、もっと高級感のあるようなボトルであったり、売り方であったり、ラベルであったり、そういったものを考えていくというようなことじゃないかと思います。それから、いわゆる居酒屋で使うであるとか、家で家飲みをするときに使うような場面というのを想定していくならば、もっとリーズナブルな簡単な容器で、誰でもが楽しめるというような商材を開発していくというようなことじゃないかというふうに思います。

次に、商品ができ上がりますと、その後流通過程に乗せていくわけなんです、流通過程は多分町内の酒販店、それからもう一つは県内の主な物産館、こういうところにもPR商材としては置いていけるというふうに思います。それから、一番肝心の消費の最大マーケットであります町内の飲食店、こういうところが売り先、それから忘れちゃならないのが県内の主要デパートであるとか、それからもう一つは、ここは非常に空港に近いところがありますので、観光客が出入り口として使う空港の売店であるとか、こういうところに商品を流してるような、そういう商業ルートというのを開発していくというようなことになってくるかと思います。

この流通の開拓が、先ほど吉本議員の方から宣伝が行き届いてない云々というような話がありましたが、2,000本とか3,000本の商品を売るときに一番必要なことは、一軒一軒をマンパワーで営業開拓していくということです。靴が1足ぐらい潰れるぐらいちゃんときちんと営業開拓をしていくということです。こういうことをやると、ちゃんと売れていくというふうに私は思います。

それから、最後の広告宣伝と割と近いことだろうと思うんですが、一般的に販売促進策をとるときに、PRとして新聞であるとかテレビであるとかラジオであるとか、いわゆる媒体に大量にコマーシャルを乗せるということがやられるわけですが、こういう広報宣伝費用をかけられるような、そういう商材ではないし、そんなに本数があるわけでもない。そんなに広範囲に楽しんでいただけるように力を持ってるものでもないわけでありますので、こういうときは先ほどの営業開拓と全く同じですが、町内の関係者の方々、これは役場の職員も、それから皆さん方議員各位も同じだろうと思います。それから、主体になってる商工会の関係者の方々も一緒だろうと思うんですが、こういった関係者の方々が直接に販売促進に協力をするというよう

な形での販売というのが一番有効だろうと思います。こういうことを地道にやっていきますと、二、三千本ぐらいというのは、すぐにとは言いませんが、確実に売れていくというふうに思います。

こういったことの中で最も有効なものは、繰り返しになりますけれども、関係者がニンジンの里菊陽、それからニンジン焼酎「酔紅」、こういうことを事あるごとに宣伝をしていく、露出をしていく、露出狂と言われるぐらいやっていくということが一番肝心なことだろうと思います。

御承知の方もいらっしゃると思うんですが、「いいちこ」というのが焼酎の売れ行きのベストテンでずっと1位を、今年はちょっと切れたんですが、「黒霧」に抜かれたところがありますが、1位になってきておりました。これはどういうことをやったかと、当時「いいちこ」の販売が一番売ったのは誰か、大分の前の知事の平松さんです。東京に行ったら必ず「いいちこ」を下げたいて、置いてないところには自分のボトルだといってキープをしてくる。ないところについては、飛び込みで営業をやっていくと、こういうことを町内の関係、大分の場合は県ですから、県知事が率先してやっていってるといようなことで「いいちこ」はナンバーワンの売れ行きを誇ってきたというふうなことは皆さん御存じのとおりだと思います。

ですから、関係者の方々が、自分がここの販売の責任者だと、このことできちんと利益を出すぐらい私がひとつ売るんだというような気持ちで、まずは吉本議員はお酒をお飲みにならないということですが、人に飲ませても消費にはなりますんで、人にごちそうするような形でどんどん消費を拡大してもらう。加えて、飲むだけでなく、お中元、お歳暮のギフトとしても使えますし、いろんな形での使い方がありますので、関係者の方々が総力を挙げて、自分が売ってやるというぐらいのつもりになると、外部評価委員会の厳しい評価にも耐えられるような結果が出てくるんじゃないかというふうに思います。

少し言い過ぎたこともありますけれども、こういう形でやっていきたいというふうに思っています。ですから、私も今から行った先々で焼酎を飲む段階になってきたときは、「酔紅」は置いてあるかという注文をしますし、お中元、お歳暮には「酔紅」の箱物をセットとして送るというふうなことをやっていきたいというふうに思っています。

現に後藤町長はあちこち訪問して陳情なり、あるいはお礼にいらっしゃる時に、率先垂範してそういうことをやっていらっしゃいます。ですから、私もこれを見習いまして、きちんと「酔紅」の愛好者となっていこうと思います。お答えになってるかどうか知りませんが、これが私の答弁でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常に分かりやすい、さすがだなという御答弁ありがとうございます。私もお酒は飲めませんが、三里木の商店街のあらゆるところでボトルキープをしたいというふうに思いますので、ぜひ皆様、私の名前で飲まれてもいいかなというふうに思います。

PRということで、それにつなげれば、やはりマスコットキャラクター、キャロッピーとい

うのがございます。次の質問でございますが、マスコットキャラクター、キャロッピーを積極的に活用し、情報を発信するべきではないかお尋ねをいたします。

マスコットキャラクター、キャロッピーですが、こちら余り目にしないような気がいたします。いろんな文化祭だとかもろもろのすぎなみフェスタだとか、そういうところには非常に顔を出しているところではございますが、やはりここは町長が出席をされるあらゆる場所で、特に入園式、卒園式、入学式など子どもたちが多く集まるような場所においては、積極的にこのキャロッピーが参加するべきだと思いますし、まず町内でしっかりPRすることが大事であるというふうに思うところでございます。

そのような意味におきましては、先日答弁であったように、地元の芸人を採用したPRや町内巡回バス、そのバス停などの活用は町民の目に止まり、非常によいことではありましようが、もう少し違った視点で考えてみる、私なりに考えてみたいというふうに思います。

阿蘇のファームランドの近くに葉祥明美術館というところがございます。こちらの館長の葉山祥鼎さんは、昨年菊陽町図書館ホールにおきまして、絵本の国イベントを開催をされております。町長の方にも表敬訪問をされておられますが、こちらのマスコットキャラクターがその阿蘇に実在する青い蜂でございます。モデルにしたブルー・ビーというキャラクターがおります。こちらと川崎のぼるさんがニンジン焼酎にも書かれておられます描かれた絵も利用しながら、コラボをしながら行政バスや町内巡回バスに描いてみてはいかがでしょうか。また、ブルー・ビーの絵本も出版されており、こちらキャロッピーの登場をお願いしてはいかがでしょうか。

町長と農政課長には実はあらかじめこのキャロッピーとブルー・ビーと一緒に遊んでいるような絵は差し上げてありますが、くまモンもテディベアや世界的に有名なフランスの高級ガラスメーカー、バカラ、さらにはイギリス社のミニクーパー、こちらとコラボをし、知名度を上げております。また、さまざまな企業も生き残りをかけ、その分野でその枠を超えているところでコラボレーションをされておられます。

キャロッピーも非常にくまモンとは違って、くまモンにならなくてもいいと私は思っております。キャロッピーはキャロッピーなりにPRをするということが大事と思いますが、キャロッピーも単体でPRすることは非常に難しく、他のキャラクターとコラボするなどの発想が大事なことかなというふうに個人的には思うところでございます。キャロッピーを積極的に活用をし、情報発信するべきではないかということをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、キャロッピーのこれまでの経緯について簡単に申し上げますと、平成3年に企画会社に依頼してキャラクター画像が誕生し、このニンジンマスコットの愛称を募集して、平成3年11月17日開催の産業祭でキャロッピーの愛称を決定しております。その着ぐるみにつきましては、平成20年に菊陽ニンジンのPRのため初めて作成し、平成24年11月15日のすぎなみフェ

スタでデビューしています。

次に、これまでの利用状況につきましては、貸し出し規定を策定し、一般利用者にも貸し出しています。件数としましては、平成22年から現在までで総数40件であり、その内訳は、町関係イベント14件、その他のイベントへの貸出しが26件で、年々知名度も上がってきてるところであります。

今年度は新たな着ぐるみのキャロッピーを製作中でありまして、動きにくい、介助が必要、周りが見えていないなど、以前より問題がありました部分に改良を加えて、すぎなみフェスタでお披露目の予定です。

今後は動きやすい着ぐるみで活発なキャロッピーがお見せできると思いますので、町関係のイベントはもとより、出演できるイベントにはできるだけ出演させて、菊陽町のPRを図りたいと考えています。

また、先の一般質問で申しましたとおり、町内巡回バスがルートを新たに10月1日からスタートしますが、そのバスのリニューアル時にマスコットキャラクター、キャロッピーのラッピングバス、キャロッピー号が3台スタートします。それに合わせて、バス停130か所にもリニューアルされる際にキャロッピーのイラストを入れたものを設けて菊陽町をアピールする予定であります。

今後につきましては、登録商標が平成21年1月30日に名称及びイラストについて町で取得していますので、民間の施設や店舗、組織などでキャラクターイメージの使用や着ぐるみの貸出しなどの申し出があれば、菊陽町のイメージキャラクターですので、大いに利用していただきたいと考えていますので、議員の皆様にも菊陽町のPRのため、今まで以上に御協力をお願いしたいと思います。

それから、ブルー・ビーの話がありましたけれども、議員から絵をもらうまでちょっと分かりませんでした。インターネットで調べましたところ、南阿蘇の絵本の国の関係というところでキャラクターも拝見いたしました。このブルー・ビーがどの程度今認知度があるのか調べることはできませんでしたので、分かりませんが、この秋から菊陽町のキャラクター、キャロッピーを使った巡回バスの沿道PRや新しい着ぐるみでの活動が始まりますので、当面はキャロッピーで菊陽町PRを実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今の御質問の中で、やはりキャロッピー、今まで非常に課題があつて、なかなか動きにくいとか、下が見えにくいとかあつて非常に、今度新たにできてくるキャロッピーはその辺を改善されるというところを聞いております。

そこでまた、一つだけ提案をさせていただきます。非常に動きやすいキャロッピー、これになったというところを前提にお話をさせていただきます。

PRの方法は無限大だというふうに思います。例えば現在成績は低迷をしておりますが、サ

ッカーのロアッソ、このチームが非常に近くにございます。こちらのキャラクターはロアッソ君、こちらは皆さんも御存じのように馬をモデルにされてあります。当然馬の好物はニンジンでありますので、試合時のハーフタイムなどでキャロッピーがロアッソ君に追いかけて、最後にはキャロッピーがロアッソ君をやっつけるというような演出を行う、こういった案もあるのかなというふうに思います。そうすると、8月に私ども菊陽政策研究会でアウトソーシングの研修に行って学んだこと、当然キャロッピーの演出はアウトソーシングしかない、業務委託しかないというところがございます。

また、ロアッソには町内出身の矢野選手も在籍をされておられます。矢野選手の応援デーとしてキャロッピーを団長にした応援団が来場者全員にニンジンを1本ずつ配るなども考えられるかなというふうに思います。

また、今申した2件の件につきましては、ある程度ロアッソ側にはお伝えをしてございます。条件が整えば実施も可能だということで、お答えもいただいておりますので、ぜひともキャロッピーがあそこのKKウイングで走ってるところを一日でも早く見たいなというふうに思うところがございます。

先ほども申しましたが、PRの方法は無限大にありますし、その手法の一つということで、次の世界的、全国的に活躍する町出身者を採用し、菊陽町の広報大使となつていただくことはできないかの質問でございます。

平成23年度の9月定例会の一般質問におきまして、私も同様の質問をいたしました。本町ではあらゆる分野で御活躍のプロ選手がおられます。菊陽出身であります、なぜかこちらは熊本市わくわく親善大使で御活躍でございます、女子プロゴルファーの笠りつ子さんの活動状況について、熊本市のシティプロモーション課にお尋ねをいたしました。平成22年4月13日にわくわく親善大使に委嘱をされておられます。その間、スポーツごみ拾いへの参加など積極的に活動が行われ、本年再委嘱をされておられます。

ゴルフの成績は、本年も9月8日付の日本ランキングでは9位につけておられます。御活躍中でございます。また、中日ドラゴンズの荒木選手は、2012年までの成績は名球会と称される目安の2,000本、こちらまであと344本に迫られております。今シーズンも何本かヒットを打っていらっしゃいますので、少しは縮まっているかなというふうに思います。個人的にはこの荒木選手は菊陽町名誉町民に推薦されてもおかしくない選手なのかなというふうに思っているところがございます。

さらには、ポーランド国立バレエ団に所属されておられます、プロバレエダンサーの上原絵美さんも、こちらは7月3日に後藤町長と一緒に蒲島県知事を表敬訪問をされ、8月18日には熊本県立劇場演劇ホールで凱旋公演が行われ、町長をはじめ多くの職員の方も足を運ばれたということを聞いております。

このような世界全国各地で活躍されておられる方々を広報大使として採用することはできないかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 今、吉本議員の方から活躍される菊陽町出身の世界的、全国的に活躍する出身者を採用しての広報大使の提案がございましたけれども、現時点では広報大使の設置というのはまだ考えてないところでございます。

今、一つの例で挙げられましたけれども、熊本市のわくわく親善大使、これにつきましては18名の方がわくわく親善大使になっておられ、そのうちの一人が、今申されました笠りつ子さんであるかと思えます。この熊本市のわくわく親善大使につきましては、無報酬というようなやり方でやっておられるようです。

また、熊本県のことを申し上げますと、熊本県におきましては、農林水産物をはじめ観光、熊本の県政などについて応援していただくくまもと農業・農産物サポーターを設け、全国で2万人の方が登録されているようです。また、その中から特に社会への影響も与えてる方約160人をくまもと誘友大使に、さらには著名な方を6名ですけれども、名誉大使になっていただき、熊本県のPRをお願いしているようです。

それと、福島議員のときに農政課長が少し触れましたけれども、すぎなみフェスタのPRでは、吉本興業所属のもっこすファイヤーというタレントにはPR大使を依頼すると、こちらは有償になるということでございます。

このように制度でもいろいろなやり方がございます。広報大使を導入するに当たっては、どのような目的で、どのような運営をしていくなど、もう少し精査する必要があるかと思えます。今後は熊本県や熊本市など他の自治体の事例を参考に、菊陽町のイメージアップと町のPRに大きな効果が期待できるようであれば、広報大使の設置も視野に入れ、検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私も実は昨日、笠さんの御実家の方にお邪魔をさせていただきました。お母様とお兄様がいらっしゃって、こういう質問しますということでお話をさせていただきました。非常に熊本市の広報大使をされてるということで、その効果はあるようでございます。市のシティプロモーション課に重複しても構わないかということをお尋ねをさせていただきました。当然菊陽町出身の方ですから、菊陽町で採用されても、それはいささか問題ではないという回答もいただいております。

お笑い芸人もいらっしゃいますが、せっかく菊陽町で、そしてまた全国的に活躍をされている方が身近にいらっしゃるということで、なぜこちらで採用されないのかなというふうに疑問を思うところでございます。非常に事務的な契約会社もマネジメント会社もありますが、そこは親御さんたちも非常に積極的に大丈夫だよということをお伝えをいただいておりますし、シティプロモーション課においても、いろんなアドバイスはさせていただきますと、前向きな検討しますということでいただいておりますので、そこは一日でも早く、笠さんに限るところでは

ありませんが、菊陽町でせっかく有名な方がいらっしゃいますので、そちらを利用されてはいかがかなというふうに思います。

幅広く菊陽町をPRするには、これもまた一つの案ですが、毎年4月第2週から第3週、菊陽町の空港カントリークラブ、こちらで開催をされる国内女子ゴルフトーナメントの際にも、ぜひ広報大使として笠さんを起用していただけるならば、全国的に菊陽町をPRしていただけるのじゃないのかなというふうに思います。

広報大使に限らず、町出身の方々にふるさと納税、こちらの制度などもPRをお願いすると同時に、しっかりとその制度を菊陽町のために利用していただけるようお願いをするならば、さらに税収のアップにつながるというふうに考えるところでございます。

次の質問のふるさと納税についての質問に移らせていただきます。

ふるさと納税についての御質問であります。

最初の質問は、熊本県はくまモン効果もあり、全国4番目の855件のふるさと納税がありました。菊陽町ではどのようなPR活動を行ったのかでございませう。

2年前の9月定例会におきまして、石原議員がふるさと納税の拡充についての御質問をされておられます。当時のその答弁の中で、町外に在住されている方などへのPRというのも考えているとの答弁でございました。しかしながら、24年度が5件の9万9,000円、そして本年度が現在5件の15万4,000円でございませう。23年度よりも2件ほどは増えてございませうが、果たしてPR活動が行われたのか疑問に思うところでございませう。どのようなPR活動が行われたのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） まず、質問の趣旨にもございませうけれども、熊本県ではふるさとくまもと応援寄附金推進プロジェクトチームを設置して、寄附環境の整備や寄附獲得に向けたPR活動を行っています。平成24年度においては、先ほど申されましたけれども、件数は855件で、全国4位、金額は3,513万円で全国7位と、ともに伸びており、この一つの要因として、くまモン人気による注目もその要因ではないかと分析されております。

本町におけるPR活動ですけれども、ふるさと納税のパンフレットの作成配布や町のホームページに掲載しての寄附の呼びかけ、さらには後藤町長自ら関東ふるさと菊陽会、こういった菊陽出身者の集まりがございませうけれども、そちらに出席して寄附をお願いするなどのPR活動をこれまで行ってきております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。今御答弁にもありましたがホームページ、こちらがありましたが、非常に私も入ってみました、すんなり入っていける環境ではないというふうに思います。画面が出て、そこにふるさと納税というところがあればいいかと思いますが、組織分類で探す、そういったところで行ってたどり着くというところで、そちらの環境をもうちょっと整備していただければいいのかなというふうに思いますし、こちらにもエンジン焼酎同

様、副町長からも言われました、私もしっかり友人、知人にこのふるさと納税をやってくださいというところをお願いをしていきたいというふうに思います。

また、それをお願いするに当たり、どういうメリットがあるのかということもお伝えをしなければいけません。菊陽町におきましては、町の農産物を例として贈呈をされているというところでございます。

続きまして、町の農産物をお礼として贈呈することはできないかの御質問でございます。

現在、菊陽町に寄附をしていただいた方には、5,000円以上に菊陽町を紹介した町勢要覧、菊陽町史、3万円以上の方にプラスニンジン焼酎または野菜の詰め合わせがお礼として届けられております。寄附をされている方で、見返りを期待される方は余りいらっしゃらないのかなというふうには思いますが、これは寄附する側のふるさと納税のメリットとしては一種の株主優待券、このようなものがあるのかなというふうに思います。

それぞれの額により何らかの品物を送っているということですが、こちらネット上でふるさと納税ポータルサポートのふるさとチョイスというのを調べてみますと、本年8月10日から9月8日までのアクセス伸長率ランキング1位の人口3万3,198人、こちらが埼玉県南埼玉郡宮代町というところがございます。こちらの町はさまざまな工夫をされておられます。

少しだけ御紹介をさせていただくと、1万円以上の寄附をされた方に福祉作業所の利用者さんが一つ一つ心を込めて練り上げ、織り上げられた製品をはじめ、地元の野菜のみを使ってつくられたクッキーや地元の野菜、果物、米などが贈られ、2万円以上の方には、先ほど述べたような商品に加え、ワインがロゼ、白各1本ずつ贈られ、さらには5万円以上の寄附をされた方には、先ほど述べた2つの組み合わせプラス寄附植樹に込めた思いやメッセージを書き込んだ植樹を翌年の1月から2月に予定をされております。また、特別コースといたしましては、春には野菜、雑穀、ジャムなどの詰め合わせ、夏には巨峰、これはどうでもいいんですけど、秋には米のコシヒカリ、冬にはワインと酒が寄附後に届けられてるそうでございます。また、宮代町におきましては、子育て支援センターなどに関する事業や農業に関する事業、市民グループやNPOの取組の応援、町のPRに関する事業、歴史文化を継承する事業など、寄附したお金をどのように事業に役立てたいかを選択をし、事業の充実を図ることができるそうでございます。

私どもも8月に菊陽政策研究会で研修したコミュニティ活動推進事業補助金制度では、野田議員もおっしゃいました、渡邊議員もおっしゃいましたが、まちづくり自動販売機など、このようなところでコミュニティ活動に役立たせることも考えられるというふうに改めて思っているところでございます。

菊陽町でも各センターなどで行われる文化祭におきましては、びっくりするような作品が展示をされております。出店者のやる気をさらに起こさせるためにも、このような作品をお礼に使ったり、たくさんの農産物をお礼に差し上げることはできないのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） まず、菊陽町のふるさと納税をしていただいた方への町の特産品のお礼につきましては、今吉本議員が言われましたように、5,000円以上3万円未満の寄附の方につきましては、町勢要覧と菊陽町史を配付しているところでございます。また、3万円以上の方には、今言いました町勢要覧、菊陽町史に加えて、町の特産品としてのニンジン焼酎「酔紅」のセット、または菊陽町の野菜の詰め合わせのいずれかを送っているという状況でございます。

今、ふるさと納税ポータルサイトの埼玉県宮代町のことも申されましたけれども、熊本県の方におきましても、やはり返礼の品物につきましては、くまモングッズセットや熊本のデコパン、熊本のメロン、熊本の御飯を味わうセット、熊本ふるさとセット、熊本名物いきなりだんご、球磨焼酎で晩酌セット、それと銀座熊本館の商品引きかえ券3,000円と選択肢がいろいろございます。

町の方としまして、現状では今2つの特産品の選択肢しかございませんので、そこらあたりはまた今御提案もいただきましたけれども、ふるさと寄附金のリピーターにつながることで、お礼の品の充実によって期待できることも考えられますので、何か特産品でお礼の品として喜ばれるものがあれば、どんどん御意見をいただいて、採用を検討してまいりたいと考えております。

また、寄附金の使い道の件につきましても、今御提案ございましたけれども、本町の場合は使い道をこれを決めているわけではございません。また、今の現状では寄附額も少ないので、まだそういう状況にありませんけれども、そこらあたりもまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私もしっかりPRをさせていただいて、いろんな分野に寄附金制度の集まったお金が分配できるように活動もして、啓発活動にも努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

今申されましたふるさと納税における菊陽町の特産の農産物、こちらの提供先はということになると思いますが、こちらは認定農業者、こちらにお願いをするとよいというふうに思いますので、本日最後の質問事項は、その認定農業者制度についてでございます。

1番目の質問でございます。菊陽町には190人ほどの認定農業者がおられます。会員数は減少方向にありますが、国の施策である認定農業者をどのように推進していくのかであります。

認定農業者とは、農業経営基盤強化推進法に基づき、市町村が地域の実情に応じて効率的、安定的な農業経営の目標を示した基本構想を作成し、その目標を目指して今後5年間の農業経営改善計画を作成し、市町村から認定された個人または法人のことでございます。主な支援措置としては、認定農業経営が計画に即して規模拡大や経営改善を図るのに必要な低利運用資金、スーパーL資金などがございます。今回質問をさせていただくに当たり、数名の認定農業

者の方にこの制度のことについて御感想をお聞きをいたしました。答えは次のようなものであります。

トラクターの購入に当たり補助金を受けられる。余り制度が理解できない。メリットが分からない。会費が幾らなのか分からない。この会費がいつ引き落とされるのかも分からない。認定農業者を退会しようと思う。農業改善計画を書いた覚えがない。研修旅行には行ったことがあるなどの答えでございました。

しかしながら、この制度をしっかりと理解をし、大型機械の導入などを積極的に行い、効率的な経営をされておられる農業経営者もこれまた事実でございます。いま一度認定農業者の方を対象にさせていただき、制度の説明を行い、会の充実を図るべきだと思いますが、町は今後この制度をどのように推進していきたいのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、議員の方から申されましたが、認定農業者制度について説明をさせていただきます。

この制度は農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的、安定的な農業経営の目標を内容とする10年計画の基本構想を作成し、その目標を目指して農業者が作成した5年間の農業経営改善計画を認定する制度であり、これに基づき、国、県、町の支援を行うものであります。

菊陽町におきましては、議員が申されますとおり約190人の認定農業者がおられます。その営農形態はさまざまでありまして、施設園芸農家から酪農、畜産農家、米、麦及びニンジンなどの露地野菜を中心とした土地利用型農家など多種多様であります。そのような中、菊陽町の認定農業者の最多年齢は60歳前後で、その中で後継者がいらっしゃらない方も多数おられます。その方々も年々高齢化されていきますので、将来の認定農家数が減少していくのも避けられないことと思います。

この農業従事者の減少は全国的な状況であり、国においては新規就農者や法人の農業参入、集落営農に力を入れられ、何とか農業従事者の減少に歯止めがかかるように制度を設けられていますが、すぐに改善できるものではありません。

また、この認定農業者への国、県の支援策は、国の経営所得安定化対策の研修補償をはじめ、融資事業など多種多様に設けられています。今後認定農業者の減少があるとしても、国、県の各種の支援策を利用するためには認定農業者である必要がありますから、農業者の支援のために堅持していかなければならないと思います。

しかしながら、議員の申されるような農業者の認識であれば、農業者自身が支援策を知らないとかということもあり得ますので、認定農業者連絡協議会において定期的に制度研修会を開催し、理解を深めていただきたいと思います。

今後は国のTPP対策では、現在の支援策の拡大が図られる可能性が高いと聞いております

ので、なお一層大事な制度であることを周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。認定農家の方々にいろんな御質問をさせていただきましたが、その中で一番多かったお答えが、町長がどう思っているかを聞いてくれというお答えがほとんどでございました。町長がこの認定農家をどういったところに導いていきたいのか、これを一番聞いてくれということでございましたので、こちらの方、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この制度につきまして、非常に認定農家になることによって、制度的も優遇措置があるわけでありますので、この関係の町で認定する場合のそういう会を持っておりますけども、やはり一番は、議員が言われるように制度自体を知らないとかという方もおられるようでありますけども、やはり農業をするためにはきちんと目標を持ってすれば、この制度も使われるということでありますので、今農政課長が申し上げましたように、現在の優遇支援策がまた拡大が図られるような可能性があるかと聞いておりますので、制度の周知、これをしっかりやって、それから実際取り組んでおられる方で、うまく規模拡大とかやりながら目標を達成されておられるような方、そういった方々の担い手育成推進大会というのを開いておりますけども、こちらもなかなか参加者が農家の方々少ないところがありますけども、ぜひ大事な大会でありますので、そういった中で目標を実現されてるような頑張っておられる方の意見発表であって、周知に努めながら利用していただくように持っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今担い手推進大会というお話ありましたが、実は私これに参加をさせていただきます。いろんなところに行って、いろんな問題を見ないといけないということで、当然ですが参加をさせていただきます。

それでは、最後の質問でございます。5年ごとに農業経営改善計画を作成をし、再度認定をされる認定農業者制度ではございますが、経営分析の結果が良好で、意欲のある農業者に対し、町独自の支援制度を策定することはできないかであります。

今、町長の答弁の中にも目標を持った農家の方というお答えがありました。私も認定農業者でございます。菊陽町の認定農業者は、先ほど課長も答弁でおっしゃいましたが、21歳から76歳までの幅広い年齢層の方々に構成をされており、平均年齢は約57歳であり、若手農家も多くいらっしゃいます。先に述べた認定農業者の方々には、私が質問をして答えていただいた方々の年齢が、これ大体57歳前後の方々じゃないのかなというふうに思います。

経営改善計画を5年に1度作成をしますが、その計画を大幅に上回り、今後の経営も期待できる農業者に対して、町独自で支援制度を策定することはできないかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

町独自のさらなる支援ということでございますが、先ほど申し上げましたように認定農業者は各種の優遇策が設けてあります。既に町独自の支援策であります規模拡大交付金とか認定農家が作成します経営改善計画書、それから県、国との間のパイプ役であるとか、事務的作業も支援策の一つでございます。

それ以上にさらなる支援と申しますと、もう個別の金銭の支援とかという話になるかと思いますが、これは非常に難しいところがございます。農政課としましては、それ以外の支援で菊陽町の農産品の全体的な販売促進につながるような活動やそれらに対する支援、それから情報の発信につながるホームページの整備支援など、そのようなところで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 佐賀市に、こちら佐賀ですが、スーパー認定農業者制度というのがございます。基本構想にある目標に対して、既に達成をしている認定農業者であって、佐賀市の農業政策等に貢献をし、卓越した技術を持ち、指導者としての能力も十分に備えていると市が認めた農業経営体のことであります。

既に認定農業者の資格を持っている専業農家の申請に基づき、認定農業者審査会において認定を行い、クリアすればスーパー認定農業者になれるようであります。

スーパー認定農業者には次のような制度が利用できるようでございます。市の予算枠内における機械補助事業等の優先的選択、研修会費用等への支援の制度、新規就農者等の受入れ支援制度などであります。皆さんお持ちかと思いますが、いろいろなカード会社の中にも普通カードからいろんな付加価値をつけたゴールドカード、ブラックカード、今現在はチタンとかなんとかというのがあるようでございますが、認定農業者にもこのような付加価値をつけた制度を設け、今よりももっと頑張ろうと思っている方々に、やる気があり、もっと仕事をするスーパー認定農業者制度を設けてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 御質問にお答えいたします。

ただいまの佐賀市のスーパー認定農業者に関することの経緯でございますが、佐賀市農林水産部農業振興課の方に尋ねましたところが、佐賀市が周辺町村と合併した際に、佐賀市では認めていなかった兼業農家を認定農業者としていた町村があったようでございます。そのため、合併の際に兼業農家も認めるということになったそうです。

そこで、佐賀市としては専業農家で地域の貢献度、技術が卓越した認定農業者で、申請に基づき、認定審査会で認定された農業者をスーパー認定農業者と称して区別して支援するということになったそうです。

ちなみに佐賀市の認定農業者数は950経営体のうち、スーパー認定農業者は3経営体であるそうです。そのスーパー認定農業者への支援は3項目ありまして、1つ目は、市の予算枠内における国、県補助の機械取得事業等の優先的な採択と、2つ目に各種研究会に要した経費の2分の1以内で、個人が上限5万円、法人は上限20万円の支援、3つ目に新規就農者受入れ支援制度で、3年に限り月15日以上14日未満で月1万円の補助、5日以上14日未満で月5,000円の補助ということでございました。

その内容を見ますと、1つ目の優先的採択では、国、県の要綱にない事項で、市の裁量によってふるい落としが可能であるのか疑問であります。

それから、2つ目の研修会費用の支援は、研修会の種別が分かりませんが、スーパー認定農業者にとって、この支援が本当に励みになるのか疑問じゃないかと思っております。

3つ目は、農の雇用事業など国の事業がある中での個別のかさ上げ補助であり、支援意義に若干疑問がございます。これらは現在菊陽町が行っている助成、支援の公平性を考える上で、他の認定農業者よりかさ上げた支援をすることは難しいところです。

今後は菊陽町で考えられるのは金銭の支援ではなく、町長もおっしゃいましたが、担い手育成推進大会などで目標達成者を公表し、菊陽町表彰を行うとか、熊本県の農業コンクールへの推薦など、リーダー的農業者として自信を持ていただけるような支援の仕方の方がよいかと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 農業に限らず、今現状を打破して非常に頑張りたいという方はたくさんいらっしゃるというふうに思います。私はやはり農業者ですので、今日は農業についてお話をさせていただきます。

やはり若い方々とお話をしますと、もっともっと頑張りたいという方がたくさんこの菊陽町にはいらっしゃいます。そこで、非常に難しいとは思いますが、このもう一つ上の段階のスーパー認定農業者、こちらをぜひとも早く整備をしていただいて、農業者でしっかりと頑張ってください。それを見て、また農業以外、商業、工業の方々も、自分もこういうふうになりたいという目標をある程度つけるという意味では、この制度は非常にいいのかなというふうに思います。

それでは、最後あと3分ぐらいしかございませんので、少しだけお話をさせていただきます。

本年8月20日に新藤総務大臣は、人口4,759人の村でレタス生産量日本一、農家世帯当たりの平均年収は何と2,500万円を超えたとされている長野県川上村を視察し、およそ7ヘクタールの農地で大規模にレタスを栽培している農家や、収穫直後のレタスを大型の装置で急速に冷やし、鮮度を保ってその日のうちに出荷をしている様子などを視察され、台湾や香港などの海外にも高原野菜を輸出しようと村長が直接売り込みに行っていることなど、生産者と行政が一

体となって取り組んでいる現状について説明を受け、視察の後、新藤大臣はこの記者団に対し、産業が確立することで、若い人たちが仕事を続けられ、村も自立できるというお手本のよ
うな農村の活性化が図られていたとコメントをされておられます。

最後に、経済成長の鍵の一つが地域活性化であり、ここらが非常にみそなんですが、全国一
律ではなく、それぞれのやり方で地域を元気にしていくことが必要だと述べられておられま
す。町長も先日菊陽南小学校校区における地域活性化対策として菊陽町定住促進補助金制度を
出されたように、これからも多くの政策を提案、実施していただきますようお願いをいたしま
して、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時8分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成25年9月11日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成25年9月12日（木）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成25年9月13日（金）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成25年9月17日（火）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（５日目）

（平成25年第３回菊陽町議会９月定例会）

平成25年 9 月17日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 請願の取り下げについて（請願第2号 各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書）

日程第2 議案第30号 平成24年度菊陽町下水道事業剰余金の処分について

日程第3 議案第31号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第32号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第33号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第34号 平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第35号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第36号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第37号 菊陽町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第10 議案第38号 菊陽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第39号 菊陽町教育集会所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第40号 町道路線の認定について

日程第13 報告第6号 平成24年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

2 番 野 田 恭 子 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

4 番 吉 山 哲 也 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

6 番 坂 本 秀 則 君

7 番 石 原 武 義 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10 番 岩 下 和 高 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

12 番 福 島 知 雄 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

14 番 加 藤 眞佐男 君

15 番 上 田 茂 政 君

16 番 小 林 久美子 君

17 番 梅 田 清 明 君

18 番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |           |                     |           |
|----------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 町 長                  | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長               | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長                | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長             | 鶴 田 義 晃 君 |
| 総 務 部 長              | 吉 野 邦 宏 君 | 福祉生活部長              | 實 取 初 雄 君 |
| 産業建設部長               | 松 村 孝 雄 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長   | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 総務部審議員兼<br>人権教育・啓発課長 | 堀 川 俊 幸 君 | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長 | 荒 木 一 雄 君 |
| 総 務 課 長              | 吉 川 義 則 君 | 総合政策課長              | 服 部 誠 也 君 |
| 財 政 課 長              | 阪 本 浩 徳 君 | 税 務 課 長             | 阪 本 章 三 君 |
| 福 祉 課 長              | 宮 本 義 雄 君 | 健康・保険課長             | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長               | 市 原 憲 吾 君 | 環境生活課長              | 大 山 陽 祐 君 |
| 町 民 課 長              | 酒 井 章 彦 君 | 武蔵ヶ丘支所長             | 大 川 由紀美 君 |
| 農 政 課 長              | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長             | 今 村 敬 士 君 |
| 都市計画課長               | 小 野 秀 幸 君 | 下 水 道 課 長           | 士 野 公 典 君 |
| 総務課長補佐兼<br>庶務法制係長    | 中 島 秀 樹 君 | 教育審議員兼<br>中央公民館館長   | 矢 野 陽 子 君 |
| 図 書 館 長              | 山 崎 謙 三 君 | 学 務 課 長             | 松 本 洋 昭 君 |
| 生涯学習課長               | 堀 行 徳 君   | 農業委員会事務局長           | 堀 川 正 信 君 |



～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第1 請願の取り下げについて（請願第2号 各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書）

○議長（大塚 昇君） 日程第1、請願の取り下げについて（請願第2号 各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書）を議題とします。

本年3月5日の本会議におきまして総務常任委員会に付託し、継続審査となっておりました請願第2号につきましては、請願者より議席に配付のとおり取り下げの申し出がありました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、請願の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第2 議案第30号 平成24年度菊陽町下水道事業剰余金の処分について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第30号平成24年度菊陽町下水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） おはようございます。

それでは、議案第30号平成24年度菊陽町下水道事業剰余金処分について御説明いたします。

議案第30号は、地方公営企業法第32条第2項及び菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第4項の規定によりまして未処分利益剰余金を剰余金1億7,739万2,207円のうち1億2,264万1,591円を建設改良積立金に積み立てるため、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の平成24年度の菊陽町下水道事業剰余金処分計算書をお開きください。

決算書9ページの剰余金処分計算書と同じものであります。

未処分利益剰余金の当年度末残高1億7,739万2,207円を議会の議決が必要となります建設または改良工事等を行うための財源として充てる目的で積み立てます建設改良積立金に熊本北部流域下水道事業からの返還金1億2,261万5,000円と基金利息2万6,591円を合わせました1億2,264万1,591円を積み立てるものでございます。

その下の減債積立金と繰越利益剰余金につきましては、決算報告の中で説明しております

が、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項の処分によりまして企業債の返還に充てるための減債積立金に3,000万円を積み立てまして、翌年度繰越利益剰余金が2,475万616円となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第31号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第31号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第31号の平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度もはや5か月が過ぎまして、歳入の区分に増減があり、また規定の歳出予算に不足額が生じたものや状況の変化等により支出すべき事案が発生しましたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、関係課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

では、まず表紙を1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に3億3,765万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億5,326万7,000円と定めるものであります。

次に、第2条で債務負担行為の追加を第2表の債務負担行為の補正で、また第3条で地方債の追加及び変更を第3表の地方債補正で計上しているところであります。

2ページから5ページは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたしますので、割愛させていただきます。

少し飛びますが、6ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正で債務負担行為の追加でございます。菊陽町町内巡回バス導入補助金を平成26年度から平成30年度までの5年間、975万円を限度として設定するものでございます。

下の7ページを御覧いただきますと、第3表の地方債補正でございます。

まず、1の追加としまして、八久保片彦瀬線他道路改良事業を910万円計上しております。

次に、2の変更で、限度額のみ調整を行っており、順番に申しますと臨時財政対策債を1,260万円増額し4億9,860万円に、光団地建設事業を1,620万円増額し8,990万円に、八久保片彦瀬線道路改良事業を全額890万円減額し0円に、それから鼻ぐり井手公園拡張整備事業を3,840万円減額し1億5,020万円とするものであります。

なお、八久保片彦瀬線道路改良事業は0円に変更しておりますが、先ほど申しました1の追加で八久保片彦瀬線他道路改良工事として新たに計上しているものでございますので、申し添えておきます。

それから、10ページをお開きください。

予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に説明させていただきます。

まず、1の総括の歳入です。

補正額を申しますと、款の1町税を5,416万1,000円増額し、款の12地方交付税を4,664万9,000円減額、地方交付税は減額でございます。失礼しました。款の16国庫支出金を4億1,431万4,000円増額し、款の20繰入金を5億2,400万円減額し、款の21繰越金を4億3,213万6,000円増額しております。

以上、歳入合計は補正額としまして3億3,765万4,000円の増額となり、総額は132億5,326万7,000円となります。

下の11ページは、歳出になります。

補正額を申しますと、款の2総務費を2億6,943万5,000円増額し、款の3民生費を3,211万1,000円減額し、款の6農林水産業費を1,685万5,000円増額し、款の7商工費を6,820万5,000円増額しております。

以上、歳出合計も補正額としましては3億3,765万4,000円の増額となり、総額は132億5,326万7,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりでございますので、後ほど御覧いただければというふうに存じます。

12ページをお開き願います。

次は、2の歳入になります。

項目ごとに説明させていただきます。

まず、款の1町税、項の2固定資産税は目の1固定資産税の節区分1現年課税分を5,416万1,000円増額しております。内訳は償却資産の増でございます。

下段の款の12地方交付税は項の1地方交付税、目の1地方交付税を4,664万9,000円減額しております。内訳は普通交付税で、これによりまして普通交付税の計は3億7,235万1,000円になったものでございます。

下の13ページを御覧いただき、下段の款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は節区分の4の経済危機対策補助金を3億8,067万3,000円計上しました。これは説明欄に記載のとおり地域の元気臨時交付金でございまして、約40の単独事業に充当しているところでございます。

次に、目の6土木費国庫補助金は節区分の6公園費補助金を4,266万6,000円計上しました。これは社会資本整備総合交付金で、鼻ぐり井手公園拡張整備事業に係る内示額の増による増でございます。

15ページをお開きください。

中段の款の19寄附金は図書購入のための学校教育指定寄附金として80万円を計上しております。

それから、下段の款の20の繰入金は項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金で、財政調整基金繰入金を5億2,400万円減額しております。今回の補正で地域の元気交付金をはじめとしました財源が確保できましたので、補正前の繰入金8億2,400万円を3億円に減らすものでございます。

次の16ページをお開き願います。

款の21繰越金ですが、4億3,213万6,000円増額し、計を5億8,213万6,000円としております。これは平成24年度からの繰越金が決めたものを補正するものでございます。

下段の款の23町債は先ほど地方債の補正で説明したとおりであります。項の1総務債は臨時財政対策債を1,260万円増額し、下の17ページを御覧いただき、項の7の土木債、項の7の土木債は2,200万円の減額で、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

以上が歳入の主なもので、次は歳出に移ります。

18ページをお開き願います。

歳出の中で、それぞれの目に給料、職員手当等及び共済費がございしますが、これは職員の人事異動によります組替えや給与費削減等によるものでありますので説明は割愛させていただきますが、48ページ以降に補正予算についての給与費明細書をつけておりますので、後ほど御覧いただければというふうに存じます。

また、今回の補正は歳入で説明しました国庫補助金であります地域の元気臨時交付金3億8,067万3,000円を約40の事業に充当しておりますので、それぞれの目の特定財源の国庫支出金の欄に記載があらうかと存じますが、こちらにつきましては割愛させていただきたいと思いま

す。

それでは、18ページの款の1議会費では、節区分11の需用費で、広報用腕章の購入費1万9,000円を計上しております。

下の19ページを御覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費、一番下の目の8財政調整基金等費は、節区分25の積立金を2億2,500万円計上しております。これは地方財政法第7条第1項の規定により平成24年度の歳計剰余金5億8,213万6,000円の2分の1を下らない額を積み立てる必要がありますので、25年度は3億円を積み立てることとしております。よって、当初予算では7,500万円を計上しておりましたので、差引2億2,500万円を今回計上したというところでございます。

20ページをお願いいたします。

目の10地域政策費、節区分13の委託料は1,049万円を計上しております。内容は説明欄に記載のとおりでございますけども、町内巡回バスを路線を変更し、あわせて日数と運行回数を増やす予定でございまして、その費用が749万円の増額などがございます。また、節区分19の負担金、補助及び交付金で町内巡回バス導入補助金を1,055万円減額しております。これは巡回バスの導入を一括購入補助金からリース補助金に組み替えるための減額でありまして、後年度の補助は先ほど債務負担行為の補正で説明しましたとおり、26年度から平成30年度までの5年間、975万円を限度として補助をするという設定でございます。

それから、目の12の自治振興費、節区分19の負担金、補助及び交付金の600万円は中代区の地区公民館整備費補助金でございます。

それから、下の21ページを御覧いただきまして、下段の19の生活・安全対策費の中では安心安全のまちづくり講演会開催に係る経費などを計上しているものでございます。

次の22ページをお開きください。

項の2徴税費、目の1税務総務費は節区分23償還金、利子及び割引料で3,871万5,000円を計上しました。内容は法人町民税の還付金と還付加算金でございます。

少し飛びますが、27ページをお願いいたします。

下段の款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費では、節区分1の報酬で子ども・子育て会議委員報酬を22万3,000円、次の28ページをお開きいただき、節区分8の報償費で民間保育所認可事業者選考委員会謝礼を11万円計上しているものでございます。これは町長の説明にもあったかというふうに存じます。

少し、それから30ページをお願いします。

次は、款の4衛生費で項の1保健衛生費、目の2予防費では、虫歯予防対策事業として報償費24万9,000円や事業費の消耗品費24万8,000円などを計上しております。これも新規の事業でございます。

32ページをお開きください。

次は、款の6農林水産業費で項の1農業費、目の3農業振興費、節区分19の負担金、補助及

び交付金を570万円計上しております。内訳は、全額県補助の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金が120万円、同じく全額県補助の青年就農給付金事業給付金が450万円でございます。

下の33ページを御覧ください。

目の8土地改良費の節区分13委託料50万円と節区分15の工事請負費450万円は、久保田地区農道拡張整備事業であります。また、節区分19の負担金、補助及び交付金で大菊土地改良区に対します用排水路修繕工事助成金393万8,000円を計上しているところでもございます。

次に、目の17、一番下の欄ですけれども、目の17農業構造改善事業費は総合交流ターミナル施設「さんふれあ」に関するものでありまして、施設の改修工事費や防犯用備品の購入費、それから備品の購入補助金などを計上しているところでございます。

次の35ページをお開きください。

次は、款の7商工費で、項の1商工費、目の2企業誘致費は節区分19の負担金、補助及び交付金で、工場等立地促進補助金6,897万1,000円を計上しております。これを当初予算と合わせますと2億3,068万円になるものでございます。

次の36ページをお開きください。

次は、款の8の土木費で、下段の項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、節区分11の需用費で町道の修繕費を245万7,000円、13の委託料で測量設計等業務を130万円、それから節区分15の工事請負費ではサンリー北地内の道路舗装や北小学校原水駅線の舗装関係、それから原水駅北側の駐輪場の整備など783万円を計上しているところでございます。

下の37ページを御覧いただき、目の3道路新設改良費は、補助事業に係る予算の組替えを行っておりますが、主なものとしましては節区分15の工事請負費1,447万5,000円でございますが、この中には武蔵ヶ丘団地内の歩道の舗装工事などを盛り込んでいるところでございます。

次の38ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費では、町長の行政報告にもありました菊陽南小学校区への子育て世帯への定住促進のための定住促進補助金180万円を新規で計上いたしております。

それから、下から2段目の目の3公共下水道費は節区分28の繰出金で、下水道事業会計の繰出金を524万7,000円減額し、繰出金の計を4億6,430万4,000円としております。

それから、40ページをお願いいたします。

次は、款の9消防費で項の1消防費、目の3消防施設費の節区分19の負担金、補助及び交付金は、2つの地区に対します消防施設整備費補助金で110万円を計上いたしております。

42ページをお開きください。

次は、款の10の教育費で項の2小学校費、目の2教育振興費、節区分18の備品購入費で児童用図書備品を80万円計上いたしております。こちらの財源は図書購入のための指定寄附金でございます。

下の43ページを御覧いただき、項の3中学校費、目の1学校管理費で節区分19の負担金、補助及び交付金では中体連の九州大会参加費補助金として17万4,000円も計上しております。

44ページをお開きください。

項の5社会教育費は目の4人権教育費で節区分15の工事請負費を120万円計上しておりますが、内容は中代文化センターの解体工事費でございます。

なお、議案第39号で菊陽町教育集会所のうち中代文化センターを廃止するための条例改正案もあわせて提案しておりますことも申し添えておきます。

下の45ページを御覧いただき、目の10図書館運営費、節区分15の工事請負費226万6,000円は、ホールの電動式移動観覧席の改修工事費などでございます。

最後に、47ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調製のため375万9,000円を増額しております。

以上、早口でしたけど、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 12ページの歳入のところで固定資産税の件ですが、この数字自体に対する質問ではありませんが、よろございますか。償却資産というのがここにありますがけれども、これはこの前町長が総務常任委員会でおっしゃいました、要するにこれから減税対象になるというものである、この償却資産というのがそれに当たるのかが1点ですね。

それから、その減税対象になるというのはこれから先のことであるのか、もうこれまでその償却資産に入っているものも対象になるのか、これ第2点。

それから、仮にこの前14億円ぐらいの概算になるというふうにおっしゃいましたが、これは今後のことであるのかどうかですね。いずれ今日のまた議員連絡会で勉強会になると思いますけれども、その辺についてお答えできれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） ただいまの御質問にお答えいたします。

予算に、12ページの予算に上がっておりますものは、今回の減税対象の件とは全く関係がございまして、今年の場合、航空機関係の総務大臣配分と呼んでますけども、そちらの方の税額の方が4,000万円ほど増額になってありますもんですから、その分の補正ということではかのも合わせて5,400万円、5,416万1,000円補正をさせていただいております。それで、質問がありました減額の対象の分かどうかという話になりますと、そうではないということになります。

それと、2点目の今後、今までの件ですけども、減額対象の話については今までの分につい

では特に何もなくて今後どうするかという議論がなされているところです。

それから、3つ目の14億円の件ですけれども、これは毎年今の私どもが把握している範囲では新しく取得した資産に対しましてその分を課税を非課税にするとか、減免するとか、そういった話が出ておりまして、だんだんその分が年を追うごとに多くなりますので、最終的に全部数年後の話になりますと14億円という話でありましたように、だんだん今の最初の年はそこまですべてだんだん多くなって最終的に今の額で14億円までに減額されるというふうな話になるかと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第32号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第32号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、議案第32号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億5,567万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,618万4,000円と定めるものであります。

2ページをお開きいただき、今回の補正の主なものは、歳入では前期高齢者交付金を減額し、前年度繰越金を増額、下のページの歳出では保険給付費及び諸支出金を増額するものであります。

それでは、飛びまして、8ページの方をお開きください。



歳入について説明いたします。

款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金、目の1前期高齢者交付金は、平成25年度前期高齢者交付金の確定により79万1,000円の減額を行い、款の14繰越金、項の1繰越金、目の2その他繰越金は、前年度繰越金の確定により1億5,646万5,000円を増額し1億7,646万6,000円としております。

下のページは、歳出で、主なものについて説明いたします。

款の2保険給付費、目の1療養諸費では、目の1一般被保険者療養給付費を6,768万5,000円増額し、目の2退職被保険者等療養給付費を547万5,000円増額しております。

項の2高額療養費では、目の1一般被保険者高額療養費を134万1,000円増額し、目の2退職被保険者等高額療養費を466万1,000円増額しております。

10ページをお開きください。

款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等は、支援金額等の確定により175万2,000円を減額しております。

下のページを御覧いただき、下段の款の6介護納付金、項の1介護納付金は、納付額の確定により84万7,000円を減額しております。

次に、12ページをお開きください。

款の8保健事業費、項の2保健事業費は目の2疾病予防費で、人間ドック受診者の増加による補助金を95万円増額しております。

次に、款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金は、平成24年度療養給付費国庫負担金の超過交付金分の返還金で7,401万6,000円であります。

最後に、下のページで、款の12予備費を予算調製のため399万1,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第33号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第33号平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 皆さん、おはようございます。

議案第33号平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額に2,257万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,539万3,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

歳入は、国庫補助事業の実施に伴う国庫支出金の増額、前年度繰越金の増額などであります。

下のページで、歳出は前年度事業実績に基づく国、県への償還に伴う総務費の増額、国庫補助事業の実施に伴う地域支援事業費の増額などであります。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4事業補助金を241万2,000円増額しておりますが、これは説明欄の事業の実施に伴う100%の補助金であります。

次に、款の9繰入金、項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は671万2,000円、全額を減額し、下のページで款の10繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金を2,621万7,000円増額し、3,621万7,000円としております。

次に、10ページをお開きください。

歳出では、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を801万6,000円増額しておりますが、償還金は前年度の事業実績に基づく返還額で735万9,000円を増額しております。

下のページで、款の4地域支援事業費、項の3特定事業費、目の1特定事業費を241万2,000円増額しておりますが、これは認知症施策総合推進事業及び地域ケア会議活用推進等事業を実施するための経費であります。

次に、12ページをお開きいただき、款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1第1号被保険者保険料還付金を142万9,000円増額しております。

最後に、下のページで、款の9予備費を予算調製のため1,071万7,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第34号 平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第34号平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） それでは、平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

最初に、今回補正予算の編成をいたしました主な理由につきまして申し上げますと、職員の人事異動及び給与削減措置によります職員給与費の減額と、社会資本整備総合交付金の増額によります建設改良費の増額でございます。

それでは、1ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出の既決定予定額を次のとおり補正するものであります。

収益的収入の第1款事業収益を266万4,000円減額し、12億462万8,000円としております。その内訳であります、第1項営業収益としまして他会計負担金の一般会計からの繰入金で雨水処理負担金を277万2,000円増額し、9億301万3,000円、第2項営業外収益としまして他会計補助金の一般会計からの繰入金で企業債元利償還分を543万6,000円減額し、3億161万4,000円としております。

その下の支出では、第1款事業費用を671万4,000円増額し、11億4,385万5,000円としております。その内訳としまして、第1項営業費用で職員給与費の削減や24年度の精算によります熊本北部流域下水道維持管理負担金の増額、それから下水道事業経営計画策定業務、公営企業会計制度改正に伴う移行支援業務など委託料の増額で671万4,000円増額し、9億898万7,000円としております。

次の2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の既決定予定額を次のとおり補正するものであります。

資本的収入の第1款資本的収入を1,481万7,000円増額し、3億2,288万8,000円としております。その内訳であります、第1項企業債で国庫補助金の増額によりまして960万円増額し、1億8,640万円、第3項負担金で雨水処理施設整備事業の増によりまして100万円増額し、2,121万9,000円、第4項補助金で污水事業から雨水事業への変更によりまして358万3,000円減額し、5,650万2,000円、第5項交付金で国庫補助金の増額によりまして780万円増額し、5,780万円としております。

その下の支出では、第1款資本的支出を1,451万7,000円増額し、8億2,617万9,000円としております。その内訳といたしましては、第1項建設改良費で国庫補助金の増額によります工事請負費の増額によりまして1,451万7,000円増額し、2億6,082万5,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足します額5億329万1,000円は、過年度損益勘定留保資金2,069万5,000円と当年度損益勘定留保資金4億2,814万8,000円、それから減債積立金3,000万円、繰越利益剰余金処分量1,849万6,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額595万2,000円で補填いたします。

次に、3ページをお願いします。

第4条企業債についてであります、交付金の増額などによりまして流域関連公共下水道事業分と下水道事業債で限度額を960万円増額し、1億8,640万円としております。

次の第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費につきまして、職員の人事異動及び給与削減措置によります補正予算額693万7,000円減額し、4,445万9,000円としております。

第6条、他会計からの補助金につきましては、職員給与費の減額などによりまして一般会計からの繰入金を901万9,000円減額し、3億5,775万1,000円としております。

次の第7条、利益剰余金の処分につきましては、企業債の元金の償還に充てるための減債積立金を1,849万6,000円とするものであります。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは附属書類としまして補正予算の実施計画書でございますが、1ページから2ページの収益的及び資本的収入及び支出の補正の中で説明しております。

次に、10、11ページをお願いします。

資金計画であります、下水道事業の資金調達方針を示しております。

次に、14、15ページをお開きください。

予定貸借対照表は平成26年3月31日の財政状況をあらわすものでございまして、平成24年度決算によりまして確定しました、資産、負債、資本の各金額に本年度の補正後の予定額などの見込み額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第35号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第35号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第35号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

概要としましては、地方税法をはじめ関係法令の改正に伴い、本条例に関係のある条項の規定を整備するというもので、主な内容は個人町民税の公的年金等からの特別徴収制度の見直し及び金融所得課税の一体化に伴う所要の規定の整備を行うというものです。

内容につきまして、1枚めくっていただきますと改正条例がございますが、条文では分かりにくいので、3枚めくっていただきまして参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

参考資料にはページを振っておりますので、1ページをお開きください。

左側が現行で右側が改正案になります。

まず、47条の2は公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収に関するもので、第1項第1号を削ることにより、納税義務者が町外に転出した場合も特別徴収を継続することとするための改正です。

主な改正部分、ほかの部分の改正部分につきましては、これに伴って条文の所要の整備ということです。

第47条の5は2ページまで続きますが、年金所得に係る仮特別徴収税額等に関するもので

す。個人住民税の公的年金からの特別徴収は2か月に1回偶数月に年金から天引きされます。具体的には、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回であります。今回の改正は、このうち当該年度の年税額として特別徴収できない4月と6月と8月の徴収額の算定方法を改正するもので、現行では当該年度の4月と6月、8月のそれぞれの徴収額は前年度の10月、12月、2月にそれぞれ徴収したものと同額となっておりますけども、改正後は前年度の年税額トータルを6分の1した金額を徴収するという改正になります。

次に、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例で、今回の改正で後に出てきます附則第19条の2を新設したことによる引用条項の追加ということになります。

次の第16条の3は5ページまで続きますが、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例で、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、今回の法改正に合わせて特定公社債の利子所得が申告分離課税の対象に追加されたということに伴う所要の規定の整備であります。

5ページの第19条は6ページまで続きますが、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例は株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改変をされましたものですから、そのことに伴う所要の規定の整備ということになります。

6ページの下の方の右側の改正後案の第19条の2は7ページまで続きますが、今申しました株式等の改変によりまして、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたということに伴い、本条例にもこの分に係る課税の特例について新たに規定するものです。

内容は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税はほかの所得と区分して計算して、税率3%を課するというものです。

また、6ページの下の方の左側の現行の19条の2は8ページまで続きますが、条文の内容そのものが単に課税標準の計算の細目を定めるものであって、条例であえて規定する必要のないというもので、規定を削除するものであります。

この後にも幾つか条例の規定の削除が出てまいります。今回条例の規定を削除する部分は、地方税法及び関係法令にこの部分に関する同様の規定が既に定めてありますので、その規定に基づき行われるものです。したがって、課税標準の計算方法等の制度そのものが変わるというものではございません。

これと同じ理由で、8ページの第19条の3から第20条まで、ページでは14ページまで続きますけども、これは規定を削除するものです。

次の15ページの現行の第20条の2は、改正後（案）の第20条とありますように、規定を削除したことに伴いまして繰り上げというものになります。

また、条文の改正内容も規定の繰り上げに伴うものです。

16ページから17ページにかけての第20条の3は、先ほどもありました単に課税標準の計算の細目を定めるというもので規定を削除するものです。

17ページから21ページの第20条の4は、ほとんど規定の繰り上げですけれども、20ページ中ほどの第5条の第5項、第3号のところに最後の方に利子所得の金額またはというのを加える改正があります。これは特定公社債の利子所得が租税条約適用配当等に係る分離課税の対象として追加をされたということに伴う改正です。

21ページの第20条の5は、単に課税計算の細目を定めるものですので規定を削除することです。

最後に、附則について説明いたします。

最初に戻っていただきまして、2枚めくっていただけますでしょうか。

右のページの上の方の附則第1条施行期日でございます。施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行するものであります。

ただし書きがあります。第1項で47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、公的年金の特別徴収の関係の改正部分になりますけれども、これにつきましては施行期日を平成28年10月1日とし、第2号で附則第7号7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定は株式等に係る分離課税についての課税の特例などの改正部分になりますが、施行期日を平成29年1月1日とするものです。

第2条の経過措置は、第1項で平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く）について支払いを受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税についてはなお従前の例によるとして、また第2項で、この条例による改正後の菊陽町税条例（以下新条例と言う）第47条の2及び第47条の5の規定は平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」と言う）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についてはなお従前の例によるとして、また第3項で、新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第36号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第36号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） それでは、議案第36号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものです。

概要は、地方税法をはじめ関係法令の改正に伴い、本条例に関連のある条項の規定を整備するものです。

主な内容は、先ほどの議案第35号の菊陽町税条例の一部改正にもありました金融所得課税の一体化に伴う所要の規定の整備を行うものです。

内容につきまして、1枚めくっていただきますと、改正条文がございますが、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

参考資料の1ページをお開きください。

まず、附則の第3項は、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、今回の法改正に合わせて特定公社債の利子所得が申告分離課税の対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備であります。

次に、第6項は、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例で、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改変されたということに伴う所要の規定の整備であります。

2ページの右側の改正後の第7項は、今申しました株式等の改変により上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、本条例にもこの分に係る課税の特例について新



たに規定するものです。

また、左側の現行の第7項、第8項及び第9項は、条文の内容が単に課税標準の計算の細目を定めるものであって、条例であえて規定する必要のないものでありますので、規定を削除するものです。

3ページの第10項は、第8項に項を繰り上げるものです。

第11項は、先ほどもありました課税標準の計算を細目を定めるものですので、規定を削除するものです。

第12項と第13項は、4ページと5ページに続きますが、それぞれ第9項と第10項に項を繰り上げるものです。

5ページの14項は、第11項に項の繰り上げと、改正部分は特定公社債の利子所得と雑所得が租税条約適用配当等に係る分離課税の対象として追加されたことに伴う改正です。

第15項は、第12項に項を繰り上げるものです。

第16項は、6ページに続きますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものですので、規定を削除するものです。

最後に、附則について説明いたします。

最初に戻っていただきまして、2枚めくっていただけますでしょうか。

左のページの下の方の附則第1条施行期日でございます。この条例は平成29年1月1日からの施行とするものです。

第2条の適用区分は、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第37号 菊陽町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第37号菊陽町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、内容の説明を求めます。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

議案第37号菊陽町子ども・子育て会議条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、菊陽町子ども・子育て会議を設置するため、菊陽町子ども・子育て会議条例を制定する必要があるもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、2枚目の菊陽町子ども・子育て会議条例を御覧ください。

第1条で、菊陽町子ども・子育て会議を設置するとしております。

第2条で、所掌事務を定めております。子育て会議の所掌事務は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務、具体的には町が特定教育保育施設、これはいわゆる認定こども園、幼稚園及び保育所の利用定員を定めたり、あるいは子ども・子育て支援事業計画を策定、変更する際に意見を出すということであります。

第3条で、子育て会議は、子どもの保護者をはじめとしまして委員20人以内でもって組織するとしております。

第4条で、委員の任期、第5条で臨時委員を置くことができる規定を設けております。

第6条で、委員長及び副委員長を置くこと、第7条で会議の開催要件等を定めております。

第8条で、関係者の出席等を定めております。

では、次のページを開いてください。

附則で、この条例は平成25年10月1日から施行するとしております。

では、以上で条例の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第37号菊陽町子ども・子育て会議条例の制定について反対討論を行います。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、自治体に努力義務として設置されるもので

す。この会議は今課長からも説明がありましたように、1つは幼稚園・保育園・認定こども園など、施設ごとに設置者が申請する利用定員に対し意見を述べることができます。また2つ目に、国の基本指針に即して子ども・子育て支援事業計画の策定を行うこと、3つ目に当該施策の実施状況を調査、審議することを規定しています。

なぜ反対するかなんですけれども、その理由の第1は、子ども・子育て新制度そのものの問題点があるからです。この制度の本質が今まで自治体が保育の実施義務を負っていましたが、現在の保育制度の解体を狙う内容であり、福祉としての保育が介護保険のような利用者補助方式、直接契約方式で保護者の自己責任による利用へと仕組みを大きく変える方向性をはらんでいるということです。

反対の理由の第2なんですけれども、この制度が規制緩和を大前提とし、現行制度水準を後退させる危険性をはらんでいるという内容だからです。今、国なりに子ども・子育て支援法と新制度導入を急ぐのではなく、やはり今の中では特に菊陽町待機児童の解消などに力を入れるべきであると考え、反対の理由とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第38号 菊陽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第38号菊陽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） 議案第38号菊陽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成24年12月12日に公布され、平成25年4月1日から施行されたことを受けまして、菊陽町道路占用料徴収条例を改正する必要があるとございますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきましては3枚目の参考資料により御説明いたします。

参考資料の裏側を御覧ください。

新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正後案となっております。

改正後案の上段２つの占用物件が今回の改正で追加される分でございます。

まず、この道路法施行令第７条とはどういうものかということをもまず申し上げますと、道路の構造、または交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等について条文中で示されたものでございます。

それではまず、令第７条第２号に掲げる工作物とは、太陽光発電設備及び風力発電設備でございます。占用料は１平方メートルにつき１年間８２０円とするものです。

また、令第７条第３号に掲げる施設とは、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設、いわゆる津波避難施設でございます。１平方メートルの１年間の占用料はＡに０．０２８を乗じて得た額としておりますが、このＡとは近傍類似の土地の固定資産税の評価額をあらわすものでございます。この令第７条の第２号と第３号が追加されましたので、下段の各号の号数が２号ずつ繰り下がっております。

それでは、２枚目に戻っていただきまして、２枚目の下の方でございます。

附則でございますが、この条例は平成２５年１０月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第３８号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 議案第 39 号 菊陽町教育集会所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第１１、議案第３９号菊陽町教育集会所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務部審議員兼人権教育・啓発課長、内容の説明を求めます。

○総務部審議員兼人権教育・啓発課長（堀川俊幸君） それでは、議案第３９号菊陽町教育集会所の

設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

まず、議案の第1ページ目でございます。

提案理由でございます。提案理由は、菊陽町教育集会所のうち中代文化センターを老朽化により廃止するに当たり菊陽町教育集会所の設置及び管理等に関する条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2枚めくっていただきますと、参考資料が出てまいります。

この例規中では第2条関係の別表が略となっておりますが、実際にはこの別表第2条関係という形で今教育集会所が表示、出てきております。このうち中代文化センターにつきましては昭和42年度に建築されたもので、老朽化が激しく、建物を解体しまして中代地区の地区公民館用地として貸し付ける計画であります。地区公民館が完成しましたならば、教育集会所としての活動は公民館をお借りして続けていく計画です。そのため、今回の条例改正で教育集会所の中から中代文化センターを削除するものです。

1枚目に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成25年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第40号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第40号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） 議案第40号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するた

め、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回御承認いただきたい道路は、緑陽台33号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1枚目を御覧ください。

場所は、菊陽バイパス交差点から北側の町道菊陽空港線と町道緑ヶ丘線、これは昨年11月6日に供用開始しておりますが、この道路との交わる部分の民間住宅地開発で築造されました道路で町に帰属されたものでございます。

延長が104.41メートル、幅員が6メートルの道路でございます。起点、終点とも菊陽町大字原水字南受地内でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第6号 平成24年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、報告第6号平成24年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第6号の平成24年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて報告いたします。

監査委員の報告書につきましては、決算の中に入っているかと存じます。

それでは、表紙を1枚めくっていただきまして、報告書には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率の4つの比率がございまして、上段の数値が実際

の比率で、下の数値の括弧の数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということが言えるかと存じます。

それではまず、実質赤字比率でございますが、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支について分析するものでございますが、決算では5億8,213万6,000円の黒字となっておりますので、赤字比率としては数値にあらわすことができないというところでございます。

それから、次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計を加えた実質収支額で、決算では8億7,177万2,000円の黒字となりましたので、赤字比率としましては数値にあらわすことができないというところでございます。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率でありまして、早期健全化比率25.0%に対しまして12.2%という結果となっております。

最後は、将来負担比率でございます。将来負担比率は、自治体全体の実質的負担と償還能力を比較するため土地開発公社や第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率でありまして、早期健全化基準350.0%に対しまして17.9%という結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内でございますので、菊陽町の財政状況は健全状態にあるということになろうかと存じます。

じゃ、1枚めくっていただきまして、資金不足比率の報告書でございます。

資金不足比率は、平成24年度から公営企業法を適用しました下水道事業会計に関するものでございます。資金剰余が6,798万8,000円の黒字ということでございましたので、資金不足比率としましては数値にあらわすことができないというところでございます。したがって、下水道事業会計は経営状況は安定しているということが言えるというふうに存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号平成24年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時31分



# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成25年9月19日（木）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（6 日 目）

（平成25年第3回菊陽町議会9月定例会）

平成25年9月19日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

日程第3 議員派遣について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第41号 工事請負契約の締結について（鼻ぐり井手公園拡張整備造成等工事）

日程第2 議案第42号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体））

日程第3 議案第43号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（電気設備））

日程第4 議案第44号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（機械設備））

日程第5 議案第45号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（建築））

日程第6 議案第46号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（設備））

日程第7 議案第47号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校普通教室棟改築他工事（建築））

日程第8 議案第48号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校普通教室棟改築他工事（設備））

日程第9 発議第5号 保険薬局を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書（案）

日程第10 発議第6号 消費税増税中止を求める意見書（案）

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

10 番 岩 下 和 高 君

12 番 福 島 知 雄 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞佐男 君  
 16番 小 林 久美子 君  
 18番 大 塚 昇 君

15番 上 田 茂 政 君  
 17番 梅 田 清 明 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
 書 記 山 野 光 子 君  
 書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
 教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
 総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君  
 産業建設部長 松 村 孝 雄 君  
 総務部審議員兼  
 人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君  
 総 務 課 長 吉 川 義 則 君  
 財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君  
 福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君  
 介護保険課長 市 原 憲 吾 君  
 町 民 課 長 酒 井 章 彦 君  
 農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君  
 都市計画課長 小 野 秀 幸 君  
 総務課長補佐兼  
 庶務法制係長 中 島 秀 樹 君  
 図 書 館 長 山 崎 謙 三 君  
 生涯学習課長 堀 行 徳 君

副 町 長 井 手 義 隆 君  
 教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君  
 福祉生活部長 實 取 初 雄 君  
 会計管理者兼  
 会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君  
 産業建設部審議員兼  
 商工振興課長 荒 木 一 雄 君  
 総合政策課長 服 部 誠 也 君  
 税 務 課 長 阪 本 章 三 君  
 健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君  
 環境生活課長 大 山 陽 祐 君  
 武蔵ヶ丘支所長 大 川 由紀美 君  
 建 設 課 長 今 村 敬 士 君  
 下水道課長 士 野 公 典 君  
 教育審議員兼  
 中央公民館館長 矢 野 陽 子 君  
 学 務 課 長 松 本 洋 昭 君  
 農業委員会事務局長 堀 川 正 信 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（大塚 昇君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

まず初めに、総務常任委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定について、認定第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、請願第4号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、以上3議案が付託されました。

9月11日、12日、13日の3日間にわたり、各課担当課長及び係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審査をいたしました。

なお、にじの森公民館予定地、三里木町民センターなどの現地調査を行い、担当各課より説明を受けました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを今から報告いたします。

まず、総務課。

三里木町民センターは西部町民センターを兼ねているとのことだが、運営などは三里木町民センターが行うという仕組みか、不便はないのかという質問に対しまして、西部町民センターは勤労青少年ホーム、地域センター、児童館の複合施設となっていると。西部町民センターと勤労青少年ホームは総務課、児童館は福祉課の管轄となっており、決裁をとるときはそれぞれの課に伺うことになるというお答えです。

次、2ページ、次のページで、町民センターのテニスコートの修繕で部分的なことではなく、機会を見て一度全面改修はできないかという質問に対しまして、町の三里木町民センターのテニスコートは働く婦人の家に併設されたレクリエーション施設、運動施設としてテニスコートの検討は行っているが、町民体育館や運動施設を考えていく中で考えていかなければならないと思っていると。人口が4万近くになっているので、運動施設の機能は求められていると思う、交付金等の事業も見据えてどういう形でやれるかを今後も考えていきたいという答えで

す。

次、飛びまして、交通防災係。

自主防災組織の補助について17組織ということだが、育成補助と設立補助との区別はという質疑に対しまして、自主防災組織を新たに設立した団体に対して設立補助金として10万円を支出している、育成補助については自主防災組織に対し毎年4万円の補助を行っているということです。

次、防犯灯設置補助金についてという質疑で、区長と協議した上での話だが、防犯設置補助金の対象については地区防犯・防災、防犯灯についてはLEDを基本としていきたいと。なお、町設置の防犯灯については既にLEDとしているということです。

次、人事秘書、庶務法制係。

一般管理費の事務補助賃金について内訳はどうなっているかと。事務補助の賃金は建設管理官と事務補助に分類されていると。建設管理監は現在学務課に籍を置いているが、町が行う建設工事全般を監督してもらっていると。総務課で予算措置をしていますということです。事務補助は、職員が育児休暇の取得により発生する突発的な代替職員の分と。これについては一時的に総務課で予算措置をし、その後は各課等において補正予算を要求を行っているということです。

次、選挙管理委員会。

ポスター掲示板設置等業務委託料の51万4,500円とあるが、これは建設組合に委託をしているのかという質問で、建設組合の加入事業者の中から見積りをもって最低の価格を提示したところに委託をしているということです。

次、協働推進係。

行政評価の結果はどのような発表の仕方をしているのかという質疑で、行政評価委員会で報告書をつくれ、町のホームページに載せていると。それにあわせて主管課に外務評価の内容を伝え、行政評価を踏まえた予算編成を行っている。補助候補団体にも評価内容を伝えており、評価を尊重し、予算措置をとりたいと思っていると。団体とのやりとりの中で継続しているものもあるし、縮小しているものもあるという答えです。

次、総合政策課。

複合施設用地の記載部分について説明をということで、町の負担分に対し、掛ける90%の起債を起こせると。総務債に入っているが、臨時対策費と複合施設用地の起債は別のものということです。

それと、就業構造基本調査は何年に1回行われるかと、対象者はどのように選ばれているのかということで、5年ごとに行われておると。国勢調査の調査区をもとに調査区が抽出されている。その中でさらに抽出が行われておるとということです。就業構造の調査員は10名ということです。

次、人権・啓発課。

団体活動補助金は解放同盟、全日本同和会に支出されているようであるが、本来なくすべき費用ではないのかと、各団体は少しずつでも減らす方向で話し合いを行っているのかという質疑で、日当について検討してもらいたいと申入れを行っている。現在1日と半日の区別がなく、5,000円支給されていたが、半日の場合は2,500円の半日当で支出していきたいと申入れをしているということです。

次、税務課。

固定資産税の歳入のうち法人が占める割合はという質疑で、具体的な数字は出ないが、7割ぐらいではないのかと。7割とすれば税額に対して約25億円程度ではないのかという答えでございます。

次、財政課。

航空機燃料譲与税について、毎年どのぐらいの金額かということで、19年度は8,472万8,000円、20年度は7,397万3,000円、21年度は7,443万9,000円、22年度は6,799万8,000円、23年度は7,378万2,000円、24年度は7,622万9,000円と推移をしておりますということです。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました3議案につきましては採決を行いました結果、認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に付託する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

請願第4号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書については、採択と決定をいたしました。

なお、この請願第4号の審議の内容を報告いたしますと、消費税の増税そのものについては反対するものではないが、消費税増税中止を求める意見書案の最後に当たります、私たちは住民の暮らし、地域経済、地方自治体の深刻な打撃を与える消費税の増税を中止することを求めるとされており、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える増税には現時点では反対するということで委員会は採決となりました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席でお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、請願第4号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第4号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定について、認定第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳出決算の認定について、認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、請願第3号保険薬局への無料低額診療事業に関する請願書、以上5議案が付託をされました。

9月11日、12日、13日の3日間にわたり、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審査をいたしました。

なお、9月13日の午前中、西小学校、武蔵ヶ丘中学校の現地調査を行いました。午後は、中部小学校の現地調査を行い、担当課より説明を受けました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、主なものを報告をさせていただきます。

まず、学務課ですけれども、加藤議員の方から研究指定校補助金と自立支援事業委託金について質問がありまして、教育次長の方から、生きる力を育む研究指定校補助金は平成24年、25年度の2か年にわたり菊陽中部小学校と菊陽中学校において学力充実を目的とした研究を行うもので、子どもたちの自立支援事業は平成23、24年度の2か年にわたり武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘中学校において不登校問題について取り組んだものという説明でした。

それから、図書館につきましては、吉本議員の方から佐賀県の武雄市図書館を視察した、図書館の新しい試みがされており、注目もされているが、菊陽町図書館もさまざまな工夫をした事業が展開されていて多くの方が利用されているので、今後も今の方向性でやってもらいたいという要望が出されました。

中央公民館、生涯学習課、武蔵ヶ丘支所、町民課、介護保険課は議事録の要点を参照してください。

環境生活課、ページ、9ページですけれども、梅田議員の方からひかりの森の公園で車で犬を連れてきてマナーが悪いということを聞いているがどうかという質問がありまして、大山課長の方から、散歩のマナーなどを徹底するために町広報紙に年2回ほど掲載していると。また、町で警告、啓発看板も無料で用意しているということでした。必要に応じて独自の文言をラミネートして看板をつくったりしていますと。ただ、公園道路などでは管理者である建設課からの対応も必要かと思えますということでした。

それから、健康・保険課も議事録要点を参照してください。

最後、ページ、14ページの福祉課ですが、福祉課の方は吉本議員の方から保育所の待機児童についての質問がありまして、宮本課長の方から、今年新たな保育所が2園開園したけれども待機児童が150人程度であること、このため今2か所の保育所の公募を行っており、平成27年4月1日の開催を目指していることという説明がありました。定員は120人が1園、90人が1園となっているそうです。そのほかに待機児童対策として、保育ママや一時保育など複線的に対応をしていくという答弁がありました。

以上が審査の主な経過でございます。

ちなみに、現地調査を行った西小学校においては非常に冷暖房の完備で子どもたちに落ちつ



いた教育環境が提供できていることを校長先生からお話いただき、大変喜ばれていました。

また、給食室の西小学校の給食室が狭い問題や、武蔵ヶ丘中学校の給食室の冷房の問題等も視察してきましたが、それについては今後担当課の方でまた検討をされるということでした。

あと、中部小学校も、2学期になり子どもたちが移転した後、非常に最初の1週間はもう喜んで走り回って先生たちもずっとついている状態でしたけれども、非常にいい環境で落ちついて、もうやっと落ちついたところですよということで先生の方から対応していただきました。

それでは、付託された5議案につきまして採決を行いました結果を報告をいたします。

認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち文教厚生常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

請願第3号保険薬局への無料低額診療事業に関する請願書については、採択と決しました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、委員長報告をして討論をするというのは少し皆さんも不思議かと思いますが、これは議会運営の方にも確認しまして、県の議会の担当の方にも確認していただいて、私の場合は政党の候補者で政党の議員であるということもありますし、自分の意見もありますので、一個人として討論をするのは差し支えないというふうに伺っておりますので、国民健康保険特別会計について反対の討論をさせていただきます。

平成24年度決算監査報告書にもありましたとおり、平成24年度の差引残額は1億7,646万5,933円となっています。前年度は差引残額は約5,200万円でしたので、黒字額が伸びています。法定外繰入れも行っていますが、町は平成23年、24年と相次いで国保税の値上げを行いました。しかし、国保税は課税所得の1割を超え、負担の限界です。国民健康保険税の1世帯及び1人当たりの負担額の年度別推移を見ますと、平成20年度と比較しても大幅に負担が増えています。今後、国保税の負担を抑えなければ、払いたくても払えない人がますます増えてきます。一般会計からの財源の繰入れを行ってでも国保税の値下げが必要だと考えます。国保税が高過ぎること、また黒字の分は国保税の値上げに回すべきだと考えます。

以上の理由で反対とします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 委員長が自分の所管の委員会の反対討論をする、前代未聞、いまだかつて菊陽町議会で初めてじゃないだろうかと思います。私は同じ委員会ですので賛成討論をさせていただきます。

認定第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳出決算の認定について賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険事業は低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤が弱いという構造的な問題を抱えております。その上に高齢化が進行し、また医療技術の高度化により医療費は伸びる一方です。また、長く低迷し続ける経済情勢によって保険税収は伸び悩む等、依然として厳しい財政状況にあります。本町の国民健康保険特別会計においては、健全で安定的な運営を図るため、基金を取崩して対応されてきましたが、平成23年度を取崩しにより基金残高は96万9,000円で、ないに等しい状況であります。毎年増加する医療費や後期高齢者医療への支援金、介護保険への納付金、また共同事業拠出金などの財源確保に努力されております。平成24年度は財政調整として1億2,600万円の法定外繰入れをされて、また2年連続税率を改正され、健全で安定的な運営に努められていることが確認できます。また、病気の早期発見や健康管理のため、特定健康診査や人間ドックの健診助成を行って、その健診結果によって特定保健指導が実施されるなど、医療費の抑制に努められているのも評価できますが、国保税の平成24年度の収入未済額が3億359万2,000円ございます。あくまで累計でございますが、今後とも国保税の収入対策、収納率の向上に努めていただき、健全で安定的な運営を町執行部へお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計歳出決算の認定について、この決算に対

する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

この私は後期高齢者医療の県の議員でもありますけれども、この対象者の加入者の所得状況は200万円以下が9割を占め、所得のない人も非常に多いという状況です。平成24年度、県の広域後期高齢者医療の医療費は決算見込みで85億円の減額が行われました。一方、予備費は42億5,000万円増額して80億7,000万円になって、これは全国でも極めて高額です。町の決算の認定ですけれども、この県の広域連合では保険料、来年度もう5.4%の引き上げが計画をされています。今でも非常に高い保険料で負担が重いという声を町民の方からもたくさんお聞きします。今年10月には年金削減が実施されますので、この予備費に積まれている高齢者から取り過ぎた保険料、やはり保険料の軽減に引き下げに行うべきだと考えます。後期高齢者医療はこのようないろんな問題点をはらんでいるということを述べて、反対とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論をさせていただきます。

高齢者の人口が増加している状況の中で、熊本県では県内45全市町村が加入する熊本県後期高齢者医療広域連合を中核として医療費の給付と保険財政基盤の安定化を図りながら運営が行われております。菊陽町におきましても、後期高齢者の健康診断や人間ドックの健診助成を行い、病気の早期発見や健康管理を進めながら医療費の制御に努めていることが確認ができます。今後とも、後期高齢者のみならず、町民がいつまでも健康で過ごせるまちづくりを進めていただきますよう町執行部にお願いするところでもございます。

また、先ほど小林委員長は産業建設のときは反対をしたということですが、今回は担

当の委員長であります。そこのところをよく考えていただきたいというふうに思いますが、先ほど議長から委員長の報告のとおり認定をしますということでありましたが、小林委員長は壇上されて賛成で認定をしますということを言われております。これは議事録にも当然残りますので、その辺をよく考えていただきたいというふうに思いまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

介護保険制度は皆さんも御存じのとおり2000年に始まり13年が経過しました。今、年金は10月から削減されますが、今でも重い負担となっている介護保険料の負担が重くなります。さらに、利用料の1割負担の支払いが困難で、サービスを受けることができないという方もおられます。介護の現場、また行政の現場で働いておられる方には敬意を持っています。しかし、国は18日、昨日の社会保障審議会介護保険部会でも特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定し、要介護1、2を外す案を提示しました。これは介護費用の削減を理由に日常生活能力が低下している高齢者を施設から締め出す内容です。また、さらに要支援1、2の人を介護保険から外して各自治体という方向も検討されています。そうなれば、高い介護保険料を払っても介護が受けられないということになります。また、介護予防の視点から見ても大きな問題です。安心して制度を利用できる施策を希望して、反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 認定第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定について賛成の立場から討論を行います。

今、小林議員が反対討論いたしましたけれども、委員長報告でも全員賛成で認定すべきとなっております。それを何で団結を乱すようなことを委員長がするのか、もう不思議でたまりません。それはもうそれを置いて、この介護保険特別会計についての賛成討論を行います。

介護保険制度は御承知のとおり40歳以上の国民が所得に応じた介護保険料を公平に負担することによって介護を受ける家族の負担を軽減し、多くの高齢者や介護の必要な方に必要な介護サービスを提供する制度でございます。決算の内容を前年度と比較してみますと、65歳以上の第1号被保険者数は前年度より346人増加し、6,650人になっています。また、要介護、要支援の認定者数も46人増加し、1,092人になっています。それに伴って居宅介護サービスなどの介護給付費が前年度より約6,729万円増加しており、年々伸びている状況にあります。

また、地域支援事業については、地域包括支援センターを中心として行われている介護予防や包括的支援事業を通じて可能な限り地域において自立した日常生活ができるようにきめ細かなサービスが提供されており、このことがいいんか分かりませんが、男女とも県内市町村長寿ナンバーワン、女性は全国4位の長寿の町、こんなに素晴らしいことはございません。

最後に、介護保険料については、収納率は前年度より増加しており、96.6%になっていますが、さらなる収納対策を進めていただき、また介護保険事業の健全な運営を図れるよう町執行部をお願いしまして、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、請願第3号保険薬局への無料低額診療事業に関する請願書について質疑を行います。質疑ありませんか。

吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 請願第3号についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

この要旨でいきますと、請願趣旨、請願項目とありまして、請願項目1つ、2つというふうになっております。意見書の方では、その請願項目の2については書いてありませんけども、そのあたりの審議内容についてはお教えいただければと思いますが。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） この保険薬局への無料低額診療事業に関する請願書は、請願項目、今吉山議員からありましたように国に無料低額診療事業の対象になるように働きかけていただきたいことということと、その対象になるまでの期間、貴自治体においてはお薬代の助成制度を設けていただきたいことという2つの請願項目です。それで、国に対しては保険薬局の無料低額診療事業の対象とすることということで意見書案はなっています。この薬代なんですけれども、どのような程度の額なのかという質問がありましたけれども、これについては額は定かではないという答えがありまして、委員会では一応そういう審議をしたということです。ただ、この保険薬局の無料低額診療事業そのものが今例えば病院であっている場合は生活保護並みの方でこれは病院のお金の持ち出しで今対応しているという事業ですので、県内では済生会や医療法人の芳和会等でやっていますが、そういう病院の持ち出しで今事業をやっているということです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そういうところで、この請願項目の2については結論としてどうなったのかというところをお尋ねしたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 2についても特にこれを削除するとかということではなくて、このまま請願の採択を行いました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 請願第3号ですか、質問をいたします。医薬分業が進展しておりますけれども、ここの表現の中に院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関、これが事業所拡大をしてくれというふうなことで厚生省に申入れをしているけれども実現には至っていない。至っていないからこの請願書が出てくるんだと思いますが、その理由ですよね。まだ至っていない理由、予算のことなのか、あるいはほかに法的な問題とか、ほかの事情があるのか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 委員会の審議ではしてないんですが、私の私見を述べさ

させていただきます。この今至ってないというのは国の対応だと思いますが、そもそも無料低額診療事業というのは以前は無料低額診療事業を行うところは固定資産税の減免とか、そういうのが病院の方に一定行われた経過があります。でも、今全体にやっぱり国の財政難でそういうのを削減しようという中だと思いますけれども、今そういう固定資産税の減免とか、税金の減免というのはもう行われていなくて、病院そのものがやはり非常に困っている人の対応をこの制度を使ってしかできないということで今運用されているということです。それで、病院の中に薬局がある場合がありますけれども、そのときは病院の中ですので病院のその診療で無料低額診療事業が受けられるんですが、病院外の薬局はそれができないと。でも、実際これは外来だけなんですけれども、実際患者さんの場合は外来で受診をされて薬をもらうときの方が薬代がインシュリンの治療とかかかるということでこういうふうに今要望をしているということだと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○８番（甲斐榮治君） 質問の内容はそのできてないというのは分かるんですが、その厚生省が答えている、その答えの中に財政難の問題もちろんあるでしょうけども、ほかに何か法的な理由とか、ほかの事情があるのかどうか、分かっていたら教えてください。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） すいません。それはちょっと私の方では分かりかねますので、また調べてお答えしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○６番（坂本秀則君） 委員長にお尋ねします。

先ほど吉山議員からの質問に関連しますが、請願項目の２についてですが、委員会ではこれに対象になる患者数、またどのくらい町の負担が出るのか、そういう内容は協議して審査した上、採択されたのか、確認です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 先ほど述べましたように委員会では文教厚生常任委員の委員からこれは薬代となるけれども幾らぐらいかかるのかという質問がありましたけれども、これについては特に試算をしているとか、そういうことではありません。また、高知市や実際行っている市の独自事業として行っている薬代とかを調査しての方がよかったかと思いますが、今回の場合はそこまではできていません。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

梅田清明君。

○１７番（梅田清明君） この請願は文教厚生常任委員会に続きまして、いわゆるこれは小林さん

そこから出とるわけですがけれども、同じ委員会でお互いに協力していかんやいかんということであえて反対はせずに今まで協力してきましたけれども、さっきの認定第3号、認定第4号、認定第5号と全員賛成を反対討論されて、要するに後ろ足で泥をかぶせるようなことをされて、私はこれに賛成できませんので、意見書のサインしたやつも削除していただきたいと思います。もうこれで採決になってくるって。

○議長（大塚 昇君） 意見書の削除、名前の削除は不可能と思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 整理をさせていただきまして、その内容からしまして私は反対の立場より討論を行いたいと思います。

こういう無料低額診療事業を行っている事業所、あるいは利用者数、そういうところの報告もありました。しかし、この請願項目の2については今医薬分業というような流れの中で医療費の負担といいますが、一般患者さんの負担が増えている中、そういう状況もあります。また、この事業については今指定事業所の小林委員長からの報告もありましたけども、指定事業所からの持ち出しで費用を捻出しているという状況がある中で調剤薬局に対してだけは町からの助成金というようなことはちょっと矛盾しているのかなというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第3号保険薬局への無料低額診療事業に関する請願書について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の審査の結果と経過について報告をいたします。

今回、私どもに付託されました付議事項は、認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出



決算のうち当委員会に属する事項の認定について、認定第6号平成24年度菊陽町下水道事業決算の認定についての以上2議案でございます。

9月11日と12日に各担当課長、係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審査を行いました。

12日の午後は、この中にもございましたけれども白水浄化センターのこの耐震の工事、この視察、それから7月12日の九州北部豪雨災害でかなり打撃を受けました取水場、各井手の取水口の現状を説明を受けながら視察をしてまいりました。

翌13日には、商工振興に関する議会の調査といたしまして各種団体との協議を行いました。午前中は商工会、三里木商工繁栄会、夢街光の森会の役員の皆さん、全て役員の方々10名御出席をいただきまして、行政からも説明員として御出席をいただきまして意見交換を行いました。その中で三里木の現状についての議論もいただきましたし、三里木は補助事業で今後どうやって進めていくかということを進められておりますし、また光の森におかれましては秋祭りを開催されたり、まだまだ希薄な地域コミュニティの再生に向けて御努力をされている。そういう取組についての御説明があり、また光の森の団体と三里木の団体もこれまで協議等はなかったということで、この横のつながりもできたというようなことの効果もありましたので、大変有意義な時間であったと思います。

午後からは、土木建設業協会、建築業組合の役員の皆さん7名お越しをいただきまして議論をいたしました。この中でも要望はございませんでした。要望があるとすれば、災害時のこの復旧のためのこの県と町の役割といたしますか、そういうところの要望がございましたので、中岡委員を中心に委員会としてはこの問題は取り組んでいくということでお答えをいたしましたし、また元請と下請の関係というものでございましたので、建築業組合の方からぜひこういう場がせつかくあるんだから今後協議をしたいということで、これも合意に至りましたので、これも大きな成果があったと思っておりますし、先日の全員協議会で他の委員会委員長からいろんな意見をいただきましたが、これは委員会の中でどのような、この調査のための団体との意見交換会をするかっていうのを5人の委員で協議をし、そして議運の中で報告をしております。にもかかわらず、他の委員長からいろいろ横やりを入れられたということは、これまでそういう取組をしていなかったということであろうと思いますので、今後この団体ともさらに閉会中も進めてまいりますし、必要とあれば12月議会、また午後の部は再開させていただくつもりであります。

それでは、審査の経過につきまして要点を記録した資料が配付されておりますので、簡単に御報告いたします。

まず、農業委員会でございます。

農業者年金事務委託料の件で、現在農業者年金加入は何人ぐらいいるかという質問でございます。加入者は41名、受給者はこの新制度では20名、旧制度では295名ということでございます。

続きまして、商工振興課でございます。

これは先ほど言いました意見交換会の中でも出てきましたけれども、商工会の育成補助金は702万円とあるが、増額の要望等はないかという質問でございます。これに対しましては、増額の要望は上がっていると。ただ、行政としては育成補助金の増額ではなくて商工業の振興発展のための方策として新たな事業を行う場合には可能な範囲で支援していく方針ということでございます。ちなみに布田会長はこのときにただただ増額じゃないですけども、最後に1,000万円ぐらいは欲しいとおっしゃってございました。

次に、工場等立地促進補助金の内容についての質問に対しましては、企業の新たな投資による固定資産、償却資産に係る税収の25%に相当する額を補助金として支出しているということでございます。

続きまして、都市計画課でございます。

都市計画基礎調査業務委託料の内容についての質問に対しまして、都市計画決定を行う際の菊陽町の基礎となる調査で、調査範囲は町内全域で5年ごとに県が実施するというので、委託費用の半分は県からの委託金として交付されるということでございます。

公園管理の支出について、ふれあい広場に遊具などを整備充実、またこれを有料にするなどのことは検討はできないかという質問に対しまして、さんさん公園は整備当初から自然に親しむというコンセプトでつくったと、遊具設置は考えてないとこれまで言っておりましたが、菊陽町の状況も変化してきており、この今までの方向性でいいのか、十分検討しながら進めるべきではないかというような答弁でございました。

区画整理の保留地の状況と事業の進捗についての質問に対しまして、25年度は既に20件、約2億5,900万円の申し込みがあり、消費税増税の時期等が影響しているのか分からないが順調に処分ができていくというような答えです。事業の進捗につきましては、この事業年度は平成28年度までかかると。今のペースだと平成29年に完了すると予想していると。ただし、その後換地処分などの手続があるので、最終的には31年度になると考えておりますという答弁でございました。

続きまして、建設課でございます。

町営住宅の建替えが進んでいるが、原水団地、光団地の家賃の支払い状況はということでございますが、光団地については新しい住宅への移転は滞納がないことが条件となっているのでない。ただし、原水団地につきましてはやはり何年か経過して軽減措置が最終年度になってきているため家賃も上がってやはり何件かの滞納が発生しているということでありました。ちなみに、その下段にあります、24年度は前年度に比べると滞納が少なくなったと、24年度は942万円ぐらいで、前年度が1,120万円ぐらいだったということでございます。

第二区画整理のいろいろな商業施設進んでおりますが、その影響で大型車両が通る中でかなり道が傷んでいるというような住民からの質問がありましたので質問いたしました。原因者が特定できる場合は修繕をお願いするし、町道に移管されれば建設課で対応すると。移管され

るまでは都市計画課で対応するというような答弁でございました。

続きまして、農政課でございます。

青年就農給付金事業の具体的内容についての質問でございます。新規に農業に取り組む就農者に対して最長５年間、年間150万円を助成する国の事業でありますということで、農家の後継者については該当しないと。24年度は後期分75万円を３名、225万円となっておりますということで、後継者についても新規事業であれば交付されるというようなことでありました。

「さんふれあ」熱エネルギー供給事業で石油燃料の値上がりを受けて今後値上がりする可能性はあるかという質問ですが、これはないと。施設整備費であり、熱源の支払いは「さんふれあ」が行っているということでございました。

屋久島産業祭への商品発送料についての質問がありました。このお互いの相乗効果ということで予算づけの計画があるかという質問でございますが、屋久島の産業祭への出品、すぎなみフェスタでの出品、ブースの確保を行っており、また同町の、同町というのは屋久島の特産品である魚のすり身等が「さんふれあ」に置いてあるため入手しやすい状況となっていると、今後も継続していく予定だというような答弁でございました。

最後に、下水道課でございます。

水洗化95.2%であるが、100%になれば収入が増えるのかという質問でございますが、大きな収入にはならないと。この収入については企業の占める割合が大きいという答えでございました。

使用料徴収を水道企業団に委託しているが、この方式はベターかという質問でございます。上水道使用料により下水道使用料を算定しているため、能率的、経済的にも現在の方式がよいと思っているということでございました。この委託料の金額の審議については年に１回大津町、水道企業団と菊陽町の３者で前年度決算に基づき審議をしているという答えでございました。

先ほども申し上げました、その白水浄化センターの耐震工事、行っているが、これは平家でも必要だったのかということでございますが、地下室があり、そちらへの土圧というんですか、に対する耐震工事を行ったというような答弁でございました。

以上が主な経過でございます。

なお、12日午前中に付託されました２議案について採決を行いました。

この結果、認定第１号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定と決しました。

また、認定第６号平成24年度菊陽町下水道事業決算の認定についても、全員賛成により認定と決しました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告を終わります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

質疑につきましては自席にてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第6号平成24年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号平成24年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成24年度決算については、まず評価できる点を述べたいと思います。

歳出を見てみますと、民生費が26.08%、歳出の構成比ですけれども、次に教育費が24.87%で、合わせて50.95%、全体の歳出の5割を占めています。人口の増加に伴った児童数の増加

に対応した学校の増改築、また子育て支援を中心に保育の充実や子ども医療費への助成に1億7,590万円の支出などが特徴です。先ほど現地視察のところでも述べましたが、西小学校の冷暖房の完備や中部小など、また中学校関係では武蔵ヶ丘中学校のエレベーターの建設、移動リフトも設置されておりました。生徒の一人一人を大事にされた対応だと関心しました。しかし、教育関係ではソフト面で不登校の増加など、今後ますます対応が求められる課題があります。また、子育て支援では待機児童の解消をどう進めていくのが課題です。町営光団地の建替え工事等、また幹線道路や生活道路の整備なども行われています。しかし、しばらく学校関係の整備や認可保育所の設置への取組などが続くと思います。教育関係や子育て支援に力点を置かれていることは評価しています。ただ、同和団体への補助金の支出や解放子ども学習会への税金の支出は、この間指摘してきていますが、ずっと継続したままです。学習会は子どもの教育の機会均等の観点からも廃止を求めます。また、そのことは先生方の負担を軽減することにもつながります。同和対策の特別措置法が失効した今、同和団体助成金の廃止、解放子ども学習会の廃止を求め、反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。

まず、菊陽中部小学校や九州北部豪雨災害事業をはじめ、幾つかの大事業についても成果を得られています。また、大きな平成24年度の補正予算も前倒しして確保され、25年度予算につながっています。このように24年度決算については、町の暮らしや教育、産業の振興、道路整備など、バランスをとってまちづくりを進められていることが認められます。

同和団体事業に対する助成金についてですが、人権の尊重というのは人間として最も大切なことであります。深刻ないじめの問題や最近特に問題になっている体罰も、根底には人間意識の欠如があります。部落差別については既に解決されているという御意見もありますが、生活環境の整備については確かに一定の解消はされていると思います。しかし、差別意識とした点ではまだまだ課題があります。最近でも、町内で、また町外で、学校の中で子どもたちによる差別発言があり、また社会の中で大人による差別発言も発生しています。人権尊重というのは人の心に訴えかけることですから、同和問題に限らず差別され、苦しんでいる人たちが学ぶことも多いと思います。特に同和問題は心理的な差別の問題でありますので、運動団体と連携してお互いに学ぶという取組はとても有意義なことであり、そのための助成金も必要なものだと思います。人権問題の解決に向かって国や地方自治が取り組むことは人権教育・啓発推進法に基づく責務であり、今後もしっかり取り組んでほしいと思います。

以上、この点から私は平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号平成24年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第2、発議第4号道州制導入に断固反対する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は甲斐榮治君外1名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して甲斐榮治君から趣旨の説明をお願いします。

○8番（甲斐榮治君） 皆さん、こんにちは。

それでは、発議第4号について御説明をいたしたいと思います。

道州制導入に断固反対する意見書、まだ案の段階ですが、私が提出者で、それから上田茂政議員が賛同者ということで提出をいたします。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。皆さんのお手元にあるかと思いますが、今回提出されようとしている法案——これは道州制推進基本法案骨子案のことですが——は道州制導入後の具体的な形を示さないまま期限を切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもとにほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が後退する危険を含んでいるため。こういうふうに簡単に記しておりますが、少しつけ加えますと、中央集権による統治から地方分権による自治へというのは大きな流れであるということは私もそう思います。しかしながら、どうもこの推進基本法案を読んでおりますと、果たしてその地方分権自治という方向に行くのかなという疑問がございます。かえって逆に中央集権がますます強化されるのではないかと。大きな方向性への文章としては先ほど申しましたように分権自治を目指しておりますけれども、どうも内容としては巨大与党が平成の大合併のその総括もしないままに期限を切って、そして数に任せた結論を急ごうとしているのではないかと、これについては今抑制をかけておく必要があるというふうに判断をいたしました。

それでは、意見書については読み上げますので、各議員の賛成をよろしく願います。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々菊陽町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）麻生太郎様、内閣官房長官菅義偉様、総務大臣内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当新藤義孝様。

以上でございます。

なお、御質問については自席でお答えをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 道州制に断固反対する意見書に対しまして反対の立場から討論いたします。

道州制の是非論は全協等でいたしましたし、ここで持論を述べますと長くなります。ただ、この町村議会が出している文章が果たして今のこの町村のあり方でそれぞれの町村の議会が本当に住民自治、基礎コミュニティについてちゃんとした答えを出しているか。合併してこの今文章の中にありました地域の伝統や文化、郷土、住民を置き去りにするという文章がありましたけども、本町におきましてもかつて白水村、津田村、原水村合併して、今もまだ白水村の御法使祭でしたか、ああいう祭りは町の境を越えてずっと続いております。すなわち行政がどうあろうとも地域住民のこの伝統を守る、その思い、意識があれば行政のこの再編があろうとも全く関係ない。私が常に一般質問等でやっておりますとおり、最も大事なものは地域コミュニティであります。ここが核としてつくり上げているのがこの国家であると自分は思っております。ですから、行政とはこの間接民主主義の中でみんなでお金を出し合っているいろんな問題やさまざまなサービスについてお金を出し合って運営しているものなんです。一番大事なものは地域コミュニティですから、まずはそこを大事にする。その答えをまず出すべきだと思っております。ですから、この制度が出たところで最も大事な地域コミュニティさえしっかりしとれば平成の大合併でも何をしていても絶対に動かない、そのような制度づくりをつくっていくべきだと私は思っております。

道州制については20年前から私は推進論者で常に言っていましたので、賛成は道州制についてはやっとならここまで来たかという思いがありますが、それ以上に問題なのが議長からそれぞれの常任委員長に対しましてこれについての意見を求められ、我が委員会でも協議をいたしました。その中で3名の議員はまだ分らないと、制度そのものが分らないし、そういった中でメリット、デメリットも分らない中で賛否は出せない、そのような意見があり、先日の議員連絡会の中でもお二人の委員長から同じような結論が出てないというような答えでありました。そういった中に、こういうものに安易に賛成していいものか。賛成反対のそれぞれのちゃんと町民にそのメリット、デメリットも説明もできない中に道州制になったらどうなるか。中間自治体がなくなって、今これだけ借金があり、中央集権のマイナスの部分になっていく、そういう部分もちゃんと話ができるのか、皆さんが町民に対して賛否に対してしっかりと物が言えるんだったらこの賛否に採決にかたっていいかと思えます。しかし、まだ分らない、この中のメリット、デメリットももう一回しっかりやりたいというんであれば私は今回反対という意味じゃなくて棄権という意味で否決をお願いしたい。

特にお隣の天津町の坂本哲志代議士、総務副大臣でございますが、前の前の選挙だったと思います。九州府実現だったかと思いますが、500円で冊子を買っておりました。坂本代議士は道州制の方向について前々からおっしゃっておりました。大半の方が坂本代議士の支持者じゃ

ないですか。今度のバーベキューに行かれるなら、坂本代議士にそういう話を聞いて、自分の分からないところが、それで坂本代議士代議士と言いますけど総務副大臣ですからね。今、名前を上げましたけども、そういう中で納得してから、私は今度のこの後、臨時議会やさまざまなところでもう一回この採決については取り上げてもいいのではないかというふうに思っております。

ですから、今回は賛否ではなくて、自分はこの問題について自信がないという方は反対をしていただき、一度しっかりと勉強会をした後に国の制度のあり方、そしてこのような道州制の移行になった場合、本町としてのメリット、デメリット、地域コミュニティがいかに大事か、そういうものに対しての制度に対するそういう調査をしっかりと行っていく。そのために時間がいただきたい。ですから、今回は反対をし、否決をしていただきたい、このような思いで討論を行いました。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時40分

再開 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

追加議案10件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第10として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上10件を日程に追加し、追加日程第1から第10として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、9月3日から本日までの17日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議をいただき、提案しました全ての議案等について御承認をいただき、ありがとうございました。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

提案いたします付議事件は、工事請負契約の締結8件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第41号は、鼻ぐり井手公園拡張整備造成等工事に関する工事請負契約の締結についてであります。

内容は、造成工、管理施設整備工及び植栽工を行うもので、工事面積は1万5,053平方メートルとなっております。

議案第42号から議案第44号までは、（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事に関する工事請負契約の締結についてであります。

議案第42号は、建築本体についての契約であり、内容は（仮称）菊陽町光の森複合施設の本体、防災倉庫等の建築を行うもので、本体面積が2,280.25平方メートル、防災倉庫等の面積が17.50平方メートルとなっています。

議案第43号は、同施設の電気設備についての契約であり、内容は屋内、屋外電気設備に加え、太陽光、蓄電池等の設置工事を行うものです。

議案第44号は、同施設の機械設備についての契約であり、内容は空調、給排水、ガス等の設置工事を行うものであります。

議案第45号は、菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（建築）の請負契約締結についてであります。

内容は、菊陽中学校耐震事業に伴う管理棟耐震・増築他工事で、校舎増築及び校舎老朽改修、耐震補強工事、外構等、床面積3,197.13平方メートルの建築工事を行うものです。

議案第46号は、菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（設備）の請負契約締結についてであります。

内容は、菊陽中学校耐震事業に伴う管理棟耐震・増築他工事で、校舎増築及び校舎老朽改修、耐震補強工事のうち電気設備、機械設備の設置工事を行うものであります。

議案第47号は、菊陽中学校普通教室棟改築他工事（建築）の請負契約締結についてであります。

内容は、菊陽中学校耐震事業に伴う普通教室棟、昇降口棟の校舎改築工事及び部室棟、西側渡り廊下棟、南側渡り廊下棟の改築工事、外構等、延べ床面積3,765.02平方メートルの建築工事を行うものです。

議案第48号は、菊陽中学校普通教室棟改築他工事（設備）の請負契約締結についてであります。

内容は、菊陽中学校耐震事業に伴う普通教室棟、昇降口棟の校舎改築工事及び部室棟、西側渡り廊下棟、南側渡り廊下棟の改築工事、外構工事のうち電気工事、機械設備の設置工事を行

うものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時59分

再開 午後0時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第41号 工事請負契約の締結について（鼻ぐり井手公園拡張整備造成等工事）

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、議案第41号工事請負契約の締結について（鼻ぐり井手公園拡張整備造成等工事）についてを議題といたします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、議案第41号工事請負契約の締結について説明します。

鼻ぐり井手公園拡張整備造成等工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容を説明します。

1、契約の目的、鼻ぐり井手公園拡張整備造成等工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,967万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5599番地4、高田・北川特定建設工事共同企業体、代表者株式会社高田産業代表取締役高田勝でございます。

工事の施工場所及び内容を説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

図面は工事の位置図となっております。赤色で着色したところが工事区域になります。

今回の工事の面積は1万5,053平方メートルです。

工事は、造成工、管理施設設備工、植栽工を行います。

次のページの図面を御覧ください。

上と下に分かれておりますけれども、上の図は工事平面図で、赤色が今回の施工箇所になります。下の図は断面図で、赤色が完成断面になります。

工期は、平成25年9月27日から平成26年2月28日までとしております。なお、今回の工事が第1期工事で、第2期の工事を平成26年度、第3期の工事を平成27年度で行う予定でございます。

以上で総合政策課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願いたいと存じます。

本工事につきましては、工事の規模や内容、町内の土木工事業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、7月23日及び8月12日の指名審査会を経まして、町内土木一式工事を主な業種とします自主結成された6つの特定建設工事共同企業体を指名し、入札は去る9月9日に執行いたしました。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった5番目の高田・北川特定建設工事共同企業体を落札者と決定したものでございます。

なお、税込みの予定価格9,251万5,000円に対しまして落札価格は8,967万円で、落札率は96.92%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 工事契約の全般にかかわる点からお尋ねしますが、議長それでもよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） どうぞ。

○11番（佐藤竜巳君） 消費税が5%から8%になった場合の認識として私自身がちょっと思っているのと違う点があったらお願いします。9月契約した場合は5%、10月契約した場合でも来年の3月まで完成した場合は5%、その以降は8%と認識していますけれども、その点はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

消費税の件というところでございます。今、議員がおっしゃいましたとおり、9月いっぱいまでに契約ができますと引き渡しが来年の4月以降になったとしても5%のままでございます。仮に消費税が8%に4月1日から8%に上がったとした場合のことでございますけれども、例えば今年、基準日というのがございまして、基準日はちょうど半年前の10月1日でございます。10月1日以降に契約をして来年の3月いっぱいまでに引き渡しがあれば消費税は5%でよいということで聞いております。それから、10月1日以降に契約をしまして、引き渡し4月以降ということになりますと消費税は8%ということになるというところで聞いております。これはあくまでも消費税が上がった場合のところでございまして、どうも安倍総理が10月

1日に判断されるということで聞いておりますので、それを今見守っているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第2 議案第42号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設  
新築工事（建築本体））**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第2、議案第42号工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体））についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、議案第42号工事請負契約の締結について説明します。

（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体）の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容を説明します。

1、契約の目的、（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6億795万円。4、契約の相手方、熊本市南区御幸笛田二丁目15番1号、吉永・太照特定建設工事共同企業体、代表者株式会社吉永産業代表取締役吉永隆夫でございます。

工事の施工内容を説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

新築工事の構造は、本体が鉄筋コンクリート造一部プレストレストコンクリート造で、階数は1階建て、本体北側の防災倉庫、駐輪場等は鉄筋コンクリート造です。

本体の面積は2,280.25平方メートル、防災倉庫、駐輪場等は17.50平方メートルです。

次に、平面図を御覧ください。

今の平面図になりますけれども、左側から可動間仕切りにより部屋の大きさを調整できる会議室、それから下に行きますけれどもミーティングルーム2部屋、10畳の和室2部屋、コミュニケーションルーム、調理室、子育て支援室となっております。そして、また一番上の会議室に戻っていただきまして、そこから右に便所、風除室、ここは駐輪場を利用される方はここから出入りができます。そして、支所スペース、便所、健康増進室、ここ廊下を挟んで反対側、下側になりますけれどもシャワー室を備えた更衣室、そして一番右側に軽運動室を配置しております。

ページをめくっていただき、次のページは完成予想図となっております。先ほども申しましたとおり施設全体が1階建てであり、一番東の軽運動室部分が高くなっております。

工期は、平成25年9月27日から平成26年8月20日までとしております。なお、建物完成後、9月に備品類を搬入し、平成26年10月1日オープン予定で進めてまいります。

以上で総合政策課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、財政課から本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

最後のページをお開き願います。

本工事につきましては、工事の規模や工事の内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保や技術向上などを勘案し、7月23日及び8月12日の指名審査会を経まして、熊本県の建築一式工事における最上位の等級でありますA1ランクに格付されております町内の2つの業者を含む25業者と町内の県A2ランクの建築業者3業者の計28業者によります2者を構成員とする自主結成される14の特定建設工事共同企業体を目指しました。

指名競争入札は去る9月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった5番目の吉永・太照特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。落札しました共同企業体は、熊本県では最大手の建築業者であります株式会社吉永産業が代表者で、町の土木舗装工事のAランクで建築工事では県のA2ランクの株式会社太照工業が構成員でございます。

なお、税込の予定価格6億1,749万4,000円に対しまして落札価格は6億795万円で、落札率は98.45%という結果でございました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 町税の使用にかかわる問題なのでよくよくお聞きしておきたいんですけども、ここに限らず総体的に落札率が非常に高いですね。その関係で、これは従来から町がおつ

しゃっている、その競争的な環境と、もう一つは町内業者の育成という、その2つの観点から  
のこともあるかと思いますが、次のことをちょっとお聞きをしておきたいと思います。

予定価格がありますですね。これは前にも聞いたかと思いますが、再度確認をしたいと思  
いますが、この予定価格を算出するときのその手順、あるいはその何か基準があると思  
います。製品とか部品とかですね。そういうものをちゃんとやっぱり参照なさっていると思  
いますが、その辺の事実をお聞きしたい。

それから、積み上げてその予定価格が決まるわけですが、その妥当性ですね。妥当性  
はどこで誰が判定をするのか。それに対して落札率が決まっていくわけですので、この予定  
価格をどう決めてあるかということが一つのやっぱり大きな課題になるかというふうに思  
います。以前、歩引きの件を私は申し上げましたが、それはないということでしたが、改めてその  
点もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の質問にお答えいたします。

予定価格の件が2点あったかでございます。先ほど甲斐議員は予定価格はなかったと今おっ  
しゃいましたが、せんだってはある場合もあるし、ない場合もあるというふうにお答えした  
と思いますので、なかったとはお答えしてなかったと思いますので、その点は御了解願いたい  
と思います。

予定価格につきましては、当然設計書がございまして、それから予定価格を定めるように財  
務規則等でも定めております。それを幾らかにするというのは当然長の裁量になりますけど  
も、誰もが安全で確実な施工が可能で、かつ適正な利益が得られるような金額が適正な価格  
ということで町長の方が定めてまいります。

また、最低制限価格というのもございますけども、これは非公表でございますけども、一  
般的には公表しているところもございますが、町の場合は非公表ですが、こちらも町長の方が適  
正に定めているというところがございます。最低制限価格につきましては国のモデルというの  
がございまして、70%から90%の間で適宜定めるというような方法になるかと思いますが、町  
の方もそのモデルに準じて長が適切に定めているというところがございます。

予定価格も同じように適正に定めているというふうに申し上げたいと思います。

以上でございます。

（8 番甲斐榮治君「歩引きの件は」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 歩引きについて。

○財政課長（阪本浩徳君） 歩引きにつきましては、これもある場合とない場合がござ  
います。これも必要に応じて町長が定めるところでございます。歩引いたところ、もし歩  
引きがあればその引いたところが予定価格という形になります。この間甲斐議員は10%、5%か何かおっ  
しゃったと思いますが、そんなことは全くございませんので、10とか5とかですね、そ  
ういうのは



全くあり得ない話でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 10とか5とかはないということは、そのもうちょっと低い歩引きがあり得ることもあるということですかね。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 歩引きはある場合もありますし、ない場合もございます。

これは、もう以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それはどうですか。町としてはこの件については歩引きがあったかないか、何%かまで聞きませんが、それは答えられますか、答えられませんか。例えば今回あたりはその歩引きがあつてののかないのか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

歩引きにつきましては、長が適正に定めておりますので、私たちも何%かというのははっきり申せませんし、把握しておりません。帰って計算すれば出るかもしれませんが、現時点、この場ではちょっとお答えできません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第42号の工事請負契約の締結についてなんですが、私たちは議会の方では政治倫理条例を定めてまして、第5条に議員その配偶者及び2親等以内の親族で同一の生計または直接利害関係にある者が役員をしている企業及び議員が経営に携わる企業は地方自治法の第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町及び町が関係する団体が行う請負契約（下請を含む）を辞退し、町民に対し疑惑の念を抱かせることのないよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りではないというのを条例でうたっているわけですが、これについての指名競争入札のときの町のこの判断はどのように考えておられるのか、この第5条についての見解についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 指名審査会の会長をやっております副町長の立場でお答えをしたいと思います。

先ほどの小林議員の質問につきましては、24年12月の定例議会の際に私どもの考え方についてはきちんと申し上げている、それから変わっておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。ちょっと私手元がないので、そのときの判断をもう一度お願いします。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 後ほど、それではコピーを差し上げますので、それを読んで判断をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今から議案を審議する判断材料でどうしても要りますので、コピーを今の休憩をしていただいてコピーをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時19分

再開 午後1時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 議案第42号工事請負契約の締結について反対の立場で討論いたします。

私は菊陽町議会議員政治倫理条例の制定及び改正の理念、また菊陽町議会議員政治倫理条例第5条にうたわれている、町民に対し疑惑の念を抱かせることのないように努めなければならないをもとに反対の理由といたします。反対の理由を考慮の上、議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成少数です。したがって、議案第42号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第3 議案第43号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設
新築工事（電気設備））**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第3、議案第43号工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（電気設備））についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、議案第43号工事請負契約の締結について説明します。

（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（電気設備）の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容を説明します。

1、契約の目的、（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（電気設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,967万円。4、契約の相手方、熊本市中央区島崎1丁目19番14号、中川・育栄特定建設工事共同企業体、代表者中川電設株式会社代表取締役中川晶雄でございます。

工事の施工内容を説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

今回の工事は、新築工事のうち括弧書きに示しておりますけれども、電気設備工事として屋内、屋外電気設備（電源、照明、電線引込等）になります。それと、太陽光、蓄電池設備を整備するものです。

工期は、平成25年9月27日から平成26年8月20日までとしております。

以上で総合政策課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願いたいと存じます。

本工事につきましては、7月23日及び8月12日に指名審査会を開催し、工事の規模や工事の内容、町内業者の受注機会の確保や技術向上などを勘案し、業者を選定いたしました。選定業者は、熊本県の電気工事における最上位等級のAランクに格付されております町内の2つの業者を含む25業者と町内の県Bランクの1業者の計26業者によりまず2社を構成員とする自主結成された13の特定建設共同企業体と九州最大手の業者1業者の14業者を目指しましたが、最終的には11の特定建設共同企業体と九州最大手の業者の1業者の計12者を指名したところでございます。

指名競争入札は9月6日午後執行予定でしたが、入札執行1時間ほど前に1件は議会案件ではございませんが本件を含む3件の入札につきまして業者が決まっているというような談合情

報が入りました。これを受けまして、町では副町長を会長とします公正入札調査委員会を開催し、情報の信憑性や今後の対応などを協議しまして、最終的には入札を延期し、事情聴取を行うこととしまして、談合の事実が確認できなければ後日誓約書を徴収した上で入札を執行するというふうに決定をしまして、その旨町長に報告しまして町長も了承しまして、その町の方針が決定いたしました。

事情聴取は9月9日の午前9時30分から個別に行いましたが、全23業者とも談合の事実はないというところでしたので、町では談合の事実は確認できない、については9月10日午後3時30分から誓約書を徴収した上で入札を執行するというふうに決定をしまして、指名競争入札を9月10日に執行いたしました。入札は何のトラブルもなく完了しましたが、結果は3件のうち1件は事前情報とは異なる業者が落札し、2件は事前情報のとおりの特定建設共同企業体が落札しております。本議案につきましては談合情報がありました案件でしたが、落札者は事前に情報のあった特定建設工事共同企業体でありました。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりで、最低の価格で入札のあった8番目の中川・育栄特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。落札しました共同企業体は2社とも本社は熊本市で、中川電設株式会社が代表者で、育栄電設株式会社が構成員であります。なお、この2つの業者とも本町内に営業所を置く業者でございます。

なお、税込みの予定価格9,757万7,000円に対しまして落札価格は8,967万円で、落札率は91.90%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議案第44号 工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（機械設備））

○議長（大塚 昇君） 追加日程第4、議案第44号工事請負契約の締結について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（機械設備））についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、議案第44号工事請負契約の締結について説明します。

（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（機械設備）の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容を説明します。

1、契約の目的、（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（機械設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,673万円。4、契約の相手方、熊本市南区南高江3丁目1番66号、ミナミ・後藤特定建設工事共同企業体、代表者株式会社ミナミ冷設代表取締役南信次でございます。

工事の施工内容を説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

今回の工事は、新築工事のうち括弧書きで示しておりますけれども、機械設備工事として、屋内設備、空調設備、給排水、ガス等が含まれます。それと、屋外設備です。すいません。資料の方が屋内設備になっておりますけれども、屋外設備の方に訂正をお願いいたします。屋外設備の給排水等を整備するものです。

工期は、平成25年9月27日から平成26年8月20日までとしております。

以上で総合政策課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願います。

本工事につきましては、工事の規模や工事の内容、町内業者の受注機会の確保や技術向上などを勘案し、7月23日及び8月12日の指名審査会を経まして、熊本県の管工事における最上位等級でありますAランクに格付されています19の業者と町内の県Bランクの3業者の計22業者による2社を構成員とする自主結成された11の特定建設工事共同企業体を目指しましたが、最終的には届け出のあった7つの特定建設工事共同企業体を指名したものでございます。

指名競争入札は去る9月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった7番目のミナミ・後藤特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。落札しました共同企業体は、代表者が株式会社ミナミ冷設で、構成員が本町の株式会社後藤設備でございます。

なお、税込みの予定価格9,137万2,000円に対しまして、落札価格は8,673万円で、落札率は94.92%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第5 議案第45号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校管理棟耐震・増築他
工事（建築））**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第5、議案第45号工事請負契約の締結について（菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（建築））についてを議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第45号工事請負契約の締結について説明します。

菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（建築）の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明します。

契約の目的、菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（建築）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5億6,910万円。4、契約の相手方、熊本市東区御領二丁目28番1号、光進・坂本特定建設工事共同企業体、代表者光進建設株式会社代表取締役社長井上弘太郎です。

工事の施工場所及び内容を説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

図面は、菊陽中学校耐震事業の全体計画配置図です。

緑色が管理棟増築工事の施工箇所です。赤色が管理棟老朽改修工事及び耐震補強工事の施工箇所になります。

増築工事の構造は鉄筋コンクリート造で、階数は3階建てです。各階の床面積は、1階が296.03平米、2階が440.15平米、3階が433.29平米、延べ床面積で1,169.47平米としておりま

す。

次に、老朽改修工事は、既存校舎の鉄筋コンクリート造 3 階建て、改修延べ床面積 2,027.66 平米でして、防水改修、外壁改修、内部全面改修などを行います。

次に、耐震補強工事は、鉄骨ブレース 17 か所、鉄筋コンクリート耐震壁 2 か所、鉄筋コンクリートによる開口部閉鎖による 13 か所の施工を行います。あわせて外構工事などを行います。

次の図面を御覧ください。

全体 1 階平面図です。右側中ほどに凡例を表示しております。赤色が管理棟耐震補強部の施工箇所、緑色が既存管理棟の改修部の施工箇所、水色が管理棟の増築部の施工箇所になります。

赤色が耐震補強部になります。補強ブレース 8 か所は柱と柱の間に鋼製の筋交いを設置し補強するものです。

耐震壁 2 か所は、既存の壁を鉄筋コンクリートにより厚く作りかえて補強するものです。

開口閉鎖 4 か所は、鉄筋コンクリートにより開口部を閉鎖し、耐震壁を設置し、補強するものです。

緑色ですね。緑色が既存改修部になります。教室配置については現在の校舎とほぼ同じ配置となります。

水色が増築部になります。増築部には、玄関、ホール、エレベーター、事務室、トイレ、内部廊下を配置しております。

次の図面の全体 2 階平面図を御覧ください。

1 階と同様に赤色が 12 か所の耐震補強部になります。

緑色が既存改修部で、左から階段、職員室、校長室、通路、階段、更衣室、相談室、会議室を配置しています。

水色が増築部になります。増築部には 1 階と同様にエレベーター、トイレ、内部廊下と、新たに相談室、印刷資料室、倉庫を配置しております。

次の図面の全体 3 階平面図を御覧ください。

1 階と 2 階と同様に赤色が 6 か所の耐震補強部になります。

緑色が既存改修部で、左側から階段、図書室、美術室、通路、階段、パソコン室、音楽室を配置しております。

水色が増築部になります。増築部には、1、2 階と同様にエレベーター、トイレ、内部廊下と、新たに美術準備室、生徒会室、書庫、楽器庫を配置しております。

工期は、平成 25 年 9 月 27 日から平成 27 年 2 月 27 日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願います。

本工事につきましても、工事の規模や工事の内容、町内建築工事業者の受注機会の確保や技術向上などを勘案し、7月23日及び8月12日の指名審査会を経まして、熊本県の建築一式工事における最上位等級のA1ランクに格付されている町内の2業者を含む25業者と町内の県A2ランクの建築業者3業者の計28業者による2社を構成員とする自主結成された14の特定建設工事共同企業体を指名しました。

指名競争入札は去る9月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった1番目の光進・坂本特定建設工事共同企業体を落札者と決定いたしました。落札しました共同企業体は、熊本県では最大手の建築業者であります光進建設株式会社が代表者で、町の土木舗装工事のAランクで建築工事では県のA2ランクの株式会社坂本建設が構成員でございます。

なお、税込みの予定価格5億7,733万8,000円に対しまして落札価格は5億6,910万円で、落札率は98.57%という結果でありました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ちょっとお尋ねしますけども、この配置図を見ますと仮設の進入路ですね、工事車両の。こちらはどちらになりますか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 現在私どもの方での想定としましては正門関係あたりを大体工事車両の入り口になるのかなというふうに考えておりますが、これは落札されましたJV企業体の方が今後施工計画書をこの現地の方を把握されまして、その中で位置的なものが決定されていくというふうになると思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 菊陽中学校のその増築、改築全般についてなんですが、ここに上がっているほかの工事の予定があれば教えてください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 参考資料の次の全体の平面図を見ていただきたいと思います。この中で、本日の議案の分は着色している部分と、そのすぐ下側の昇降口棟、普通教室棟でございまして、あと一緒に工事を発注している部分がございまして、これは5,000万円以下で議会案件でなっておりませんが、一番体育館との間の特別教室棟ですね。これの改修が家庭科教室の改修と一緒に発注しておりまして、今回の議案ではありません。

ただ、その残りとしまして本年度は以上の工事を予定しておりますが、一応状況を見ながら発注するところですが、来年度の予定として給食室、それから体育館の屋根、床、照明等の改修を来年度で発注していきたいというふうな、今のところは計画であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第6 議案第46号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校管理棟耐震・増築他  
工事（設備））**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第6、議案第46号工事請負契約の締結について（菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（設備））についてを議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） 議案第46号工事請負契約の締結について説明します。

菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（設備）の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明します。

1、契約の目的、菊陽中学校管理棟耐震・増築他工事（設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億5,256万5,000円。4、契約の相手方、熊本市東区小峯二丁目6番64号、熊電・東栄特定建設工事共同企業体、代表者株式会社熊電施設代表取締役社長田中英雄です。

工事の施工場所及び内容を説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

図面は、菊陽中学校耐震事業の全体計画配置図です。

緑色が管理棟増築工事の施工箇所、赤色が管理棟老朽改修工事及び耐震補強工事の施工箇所になります。

今回の工事は、管理棟の増築及び老朽改修、耐震補強工事のうち電気設備工事として受変電設備、幹線動力設備、コンセント、照明設備、電話、テレビ、放送設備、自動火災報知設備などの電気設備の整備及び機械設備工事として、給排水、衛生設備、消火設備、冷暖房設備、換気設備などの機械設備を整備するものです。

建物構造などについては議案第45号で説明したとおりです。

工期は、平成25年9月27日から平成27年2月27日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願います。

本工事につきましては、工事の規模や工事の内容などを勘案しまして、7月23日及び8月12日の指名審査会を経まして管工事と電気工事の両方の資格を有する計22業者による2社を構成員とする自主結成された11の特定建設工事共同企業体を目指しましたが、最終的には届け出がありました10の特定建設工事共同企業体を指名したところでございます。

指名競争入札は、去る9月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった4番目の熊電・東栄特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。落札しました共同企業体は、代表者が株式会社熊電施設で、構成員が株式会社東栄設備工業であります。

なお、税込みの予定価格1億5,644万4,000円に対しまして落札価格は1億5,256万5,000円で、落札率は97.52%という結果でありました。

以上で財政課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 7 議案第 47 号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校普通教室棟改築他工事（建築））

○議長（大塚 昇君） 追加日程第 7、議案第 47 号工事請負契約の締結について（菊陽中学校普通教室棟改築他工事（建築））についてを議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） 議案第 47 号工事請負契約の締結について説明します。

菊陽中学校普通教室棟改築他工事（建築）の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

1、契約の目的、菊陽中学校普通教室棟改築他工事（建築）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7 億 2,670 万 5,000 円。4、契約の相手方、熊本市中央区坪井 6 丁目 38 番 15 号、建吉・アスク特定建設工事共同企業体、代表者株式会社建吉組代表取締役笹原健嗣です。

工事の施工場所及び内容を御説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

図面は、菊陽中学校耐震事業の全体計画配置図です。

赤色が本工事の施工箇所です。普通教室棟、昇降口棟、部室棟、西側渡り廊下棟、南側渡り廊下棟になります。

改築工事、普通教室棟、昇降口棟の構造は、鉄筋コンクリート造 3 階建てです。各階床面積は、1 階が 1,331.56 平米、2 階が 1,014.9 平米、3 階が 1,016.68 平米、延べ床面積が 3,363.14 平米です。

次に、部室棟の構造は、鉄筋コンクリート造平家建てです。延べ床面積 301.88 平米です。

次に、西側渡り廊下棟の構造は、鉄骨造平家建てです。建築面積 55.48 平米です。

次に、南側渡り廊下棟の構造は、鉄骨造 2 階建てです。建築面積 44.52 平米です。

また、改築工事とあわせて外構工事などを行います。

次の図面を御覧ください。

改築後の 1 階平面図になります。右側中ほどに凡例を表示しております。黄色が普通教室棟改築部の施工箇所、赤色が昇降口棟改築部の施工箇所、水色が部室棟改築部の施工箇所、ダイダイ色が西側渡り廊下棟改築部の施工箇所、緑色が南側渡り廊下棟改築部の施工箇所になります。

黄色の普通教室棟の教室配置は、普通教室 5 教室、少人数教室 1 教室、トイレ、多目的トイレ、通路と教室から廊下を挟みまして、両端に更衣室、手洗い、資料室、倉庫を配置しております。

赤色の昇降口棟は、昇降口、階段、ホール、多目的ホール、渡り廊下、中庭を配置しております。

水色の部室棟は、部室10室とトイレ、多目的トイレ、体育倉庫を配置しています。

ダイダイ色は西側渡り廊下棟、緑色は南側渡り廊下棟になります。

次の図面の全体2階平面図を御覧ください。

黄色の普通教室棟は1階と同様の教室配置となります。

赤色の昇降口棟は、階段、ホール、渡り廊下、バルコニーを配置しています。

ダイダイ色は西側渡り廊下棟、緑色は南側渡り廊下棟になります。

次の図面の3階平面図を御覧ください。

黄色の普通教室棟は、1、2階と同様の教室配置となります。

赤色の昇降口棟は、階段、ホール、渡り廊下を配置しています。

工期は、平成25年9月27日から平成27年2月27日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願います。

本工事につきましても、工事の規模や工事の内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保や技術向上などを勘案し、7月23日及び8月12日の指名審査会を経まして、熊本県の建築一式工事における最上位等級のA1ランクに格付されています町内2業者を含む25業者と、町内の県A2ランクの建築業者3業者の計28業者による2社を構成員とする自主結成された14の特定建設工事共同企業体を指名したところでございます。

指名競争入札は、去る9月6日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった4番目の建吉・アスク特定建設工事共同企業体を落札者と決定いたしました。落札しました共同企業体は、県内では最大手の建築業者であります株式会社建吉組が代表者で、町の土木舗装工事のAランクで建築工事でも県のA1ランクの株式会社アスク工業が構成員でございます。

なお、税込みの予定価格7億3,898万円に対しまして落札価格は7億2,670万5,000円で、落札率は98.34%という結果でございました。

以上で財政課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第47号だけではないんですが、先ほど甲斐議員さんからも落札率

のかなり高い指摘があったかと思うんですけども、この議案第47号も落札率が98.34%でかなり高いわけなんですけど、行政の方としてはこういう落札率について今後改善、高止まりというか、かなり高い値がずっと続いているんですけども、それを改善することなどは検討されていないのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

落札率が高いという御質問だったと思います。今回は98%を超えるというふうな結果となっております。これはあくまでも業者が見積もった金額を率にしたものでございまして、町としましては必要な金額であったというふうに認識しております。町から高いとか低いとか申し上げることはいたしません、入札を執行しました以上、その結果を重んじますことは対等な立場で契約する当事者同士でございますので尊重すべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今回はこういうことで町としては高いとか低いとか言えるものではないということだったんですけども、その競争入札のあり方ですね。例えば電子入札にすればどうなのかとか、そういうような検討とかはされていないのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

電子入札につきましては、熊本県内では10ぐらいの市町村が実施していると思います。熊本県、熊本市、それから八代、益城あたりが早かったというふうに思います。近年では菊池市も25年度から入ったかというふうに存じます。落札率ということでございますが、落札率は私も当然低い方がいいとは当然思っておりますが、町が高い低いと言うべき立場には実際はないというふうに存じます。いろんな入札がございますけども、今回はたまたま98%台というところでございますが、実際もう昨年80%台でも落ちているところもございますので、たまたま今回は高かったのかなというふうに存じます。それから、電子入札につきましては今後の検討課題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 先ほど議案第45号も進入路の問題で言いましたけども、これは解体工事が入っていますので、これはどちらから進入されるのが1点と、グラウンドがありますからグラウンドの方のバリケード、その辺の費用も含まれているか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 先ほどの御質問と一緒にと思いますが、進入路につきましては、まず工事施工業者がこれで議決していただきますと決定いたしますので、この工事業者の間での協議等をしまして、当然私どもも入りますけども、その中で仮設計画をつくりまして、そのお互いの工事の影響関係を見ながら進入路についても極力影響の少ない工法、場所等を選びまして設置して施行を進めていくという形になろうかと思います。現時点ではそのようなことで今決定しているというものではありません。

それからまた、運動場はそのまま使います。体育館も本年度はそういうふうに使っていきますので、当然生徒の安全面等は十分確保せんといかんもんですから、これにつきましては当然そのバリケード等の費用はこれの中に入っているというところでございますし、そのように施行してまいります。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 重ねての重複するかもしれませんが、毎回この入札関係については私は意見を言ってきたつもりです。もちろん町内業者育成、非常に大事なことは分かっています。しかしながら、この年間の土木建築予算約20億円のうちにその入札の工夫によって10%節約ができるのであれば約2億円の適正なというか、そういうのがその工夫によってできる可能性もあると、いつもそう思っています。ですから、財政課長がその入札の落札率云々は言われんということですけども、その落札率の前にこの指名競争入札のその指名のやり方、工夫するところはあると思うんですね。これだけ財政的に厳しいと、もう常に行政は言います。その財政的に厳しいところを行政は稼ぎ切らんわけだから、ある金をいかに効率よく使うかということにもうちょっと真剣にやってしかるべきだと私は民間人の立場からいつも思います。ですから、業者の選定の仕方、このジョイントベンチャーを組ませるにしても、頭の手先の選び方、そこらあたりももうちょっと工夫すべきじゃないかという思いを常に持っていますので、もう選んだからには落札率が98%だろうが、予定価格をオーバーしようがそれはしょうがないと、そういうことじゃなくて、工夫すべきところは工夫をするという、常にそういう考えを持って業者選定、その指名競争入札をするにしても熊本県下の土木業者、大手の土木業者だけじゃなくて、たまにはそれは他県から熊本に支店でも置いとるところの大手でも入れてそれなりに努力をさせるすべはあると思うんですね。ですから、そこらあたりを工夫していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回も県内の大手と町内の方も入れたところの企業体のところで指名して落札率が低いということを願ってございましたけど、結果的にはこういうような状況でありました。非常に町内企業育成、あるいは町内ができない場合は県内、これは議会の議員さん方もよく言われることで何で町内が入っていないかというふうなことをよく耳にするところでありまして、やはりいろんな経過を見ていると、1つは公平で公正で、そして一番安いような

価格でできるかというところが大事でありますので、今回の結果等を見ながら今後のあり方については、また十分検討して、またそういうふうな状況につきましては、また議会の方でも御理解いただきたいなと思っているところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第8 議案第48号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校普通教室棟改築他工事（設備））

○議長（大塚 昇君） 追加日程第8、議案第48号工事請負契約の締結について（菊陽中学校普通教室棟改築他工事（設備））についてを議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） 議案第48号工事請負契約の締結について説明します。

菊陽中学校普通教室棟改築他工事（設備）の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

1、契約の目的、菊陽中学校普通教室棟改築他工事（設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億3,650万円。4、契約の相手方、熊本市東区神園2丁目1番1号、新星・公栄特定建設工事共同企業体、代表者株式会社新星電気代表取締役山本盛重です。

工事の施工場所及び内容を説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

図面は、菊陽中学校耐震事業の全体計画配置図です。

赤色が本工事の施工箇所です。普通教室棟、昇降口棟、部室棟、西側渡り廊下、南側渡り廊下となります。この工事は普通教室棟改築他工事のうち電気設備工事として、幹線動力設備、コンセント、照明設備、電話、テレビ、放送設備、自動火災報知設備、太陽光発電設備などの電気設備の施設設備、及び機械設備工事として給排水、衛生設備、消火設備、冷暖房設備、換

気設備などの機械設備を整備するものです。

建物構造などにつきましては、議案第47号で説明したとおりです。

工期は、平成25年9月27日から平成27年2月27日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、本工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開き願います。

本工事につきましては、7月23日及び8月12日の指名審査会を開催しまして、工事の規模や工事の内容などを勘案し、業者を選定しております。選定業者は、熊本県におけます電気工事と管工事の両方の資格を有する20の業者による2社を構成員とする自主結成された10の特定建設工事共同企業体と九州最大手の業者1業者の計11者を指名したところでございます。

なお、本案件につきましても談合情報が入った案件でございましたので、先ほどの光の森の複合施設の電気設備と同じように誓約書をとって入札を執行したというところでございます。

入札は9月10日に執行しまして、落札業者は事前に情報のあったとおりの業者が落札したというところでございます。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりでございますが、最低の価格で入札のあった3番目の新星・公栄特定建設工事共同企業体を落札者と決定いたしました。落札しました共同企業体は、代表者が電気工事会社の株式会社新星電気で、構成員が管工事が主の公栄設備工業株式会社でございます。

なお、税込みの予定価格1億4,677万7,000円に対しまして落札価格は1億3,650万円で、落札率は93.00%という結果でございました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第48号なんですけれども、今説明があったように事前に情報があつた業者が落札をしたということなんですけれども、誓約書があつたということですが、その点についてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、小林議員の質問にお答えします。

談合情報がありましたときは公正入札調査委員会というのを開催します。そこでいろんな協議をしまして、どういうふうに進めていくかというのを考えます。そこで、信憑性がないという場合はもうそこで事情聴取とかはない場合もございますが、今回の場合は一応議会案件でも

ございましたので事情聴取をしまして談合の事実はなかったというふうに判断しまして入札を執行しましたが、その前に入札の執行前には誓約書を一応徴収しております。誓約書の内容は大変厳しゅうございまして、当然談合はしてないとか、それから警察に通報しても構わないとか、そういう厳しい条件がございますので、それを全部誓約しておりますので、町としましては談合はなかったというふうに確信しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第9 発議第5号 保険薬局を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書（案）**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第9、発議第5号保険薬局を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子君外7名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、小林久美子君より趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第5号保険薬局を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書（案）を提案をさせていただきます。

提案理由は、わが国は国民皆保険制度にもかかわらず経済的な理由で十分に医療にかかれない方も少なくないためとしています。

次をあけてください。

保険薬局を無料低額診療事業の対象とすることを求める意見書（案）です。

読み上げて提案をさせていただきます。

わが国は、国民皆保険制度にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれない方も少なくありません。そのような方に対しては、社会福祉法第2条3項9の「生活困窮者に対して無料又は低額な料金で診療を行う事業」（いわゆる無料低額診療事業）を実施している医療機関において診療を受けることができます。

しかし、医薬分業が進展する昨今においても保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所にならないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者のお薬の自己負担は、その対象となっていない。各種医療機関からこれまでも無料低額診療事業を所轄する厚生労働省社会援護局に対して対象事業所の拡大を申入れがされてきましたが、実現には至っていないのが現状です。

高知市では、この状況に対して、市の独自事業としての無料低額診療事業を受けられた患者の保険薬局での薬代の助成を2011年4月から実施をされています。その後も青森市やほかの幾つかの自治体でも独自の補助を決定され、実施されています。

つきましては、院外処方箋をもらった患者においても安心して無料低額事業が受けられるよう、以下のことを求めます。

1、保険薬局を無料低額診療事業の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣田村憲久様。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第10 発議第6号 消費税増税中止を求める意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 追加日程第10、発議第6号消費税増税中止を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、岩下和高君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、岩下和高君より趣旨の説明をお願いします。

○10番（岩下和高君） それでは、発議第6号消費税増税中止を求める意見書（案）。

提案理由。私たちの住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えるような消費税増税中止することを強く求めるため。

1枚めくっていただきまして、意見書（案）を朗読させていただきます。

安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されています。しかし、食料品、ガソリンなどの値上げで私たちの暮らしは苦しくなる一方です。多くの国民は「景気回復」を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。当該地域での経済も疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産・閉店に歯止めがかかっていません。

参院選挙後の世論調査でも、「消費税の増税に反対」が増えており、「消費税が増税されれば店を閉めるしかない」「これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのか」とかつてない切実な声が高まっています。

消費税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ちこみ、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業が増えることは必至です。そこで、働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。政府試算でも、「消費税増税により本格的なデフレ脱却には時間がかかる」という結果が出ています。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成25年9月19日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

内閣総理大臣安倍晋三様。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成25年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時28分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大 塚 昇

菊陽町議会議員 中 岡 敏 博

菊陽町議会議員 野 田 恭 子

菊 陽 町 議 会 会 議 録  
平成25年第3回9月定例会

平成25年9月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 大 塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣 野 豊 徳

印 刷 株式会社 きょうせい九州支社

電 話 (092) 432-0781 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電 話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919